

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査
(令和2年度調査)

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する
調査研究事業
報 告 書 (案)

目 次

調査検討組織設置要綱

調査概要

第1章 事業の概要	1
1. 事業の背景と目的	1
2. 事業の実施方法	1
(1) 調査検討委員会の設置と開催状況	1
(2) アンケート調査	3
(3) 介護保険総合データベース任意集計	6
第2章 アンケート調査結果	7
I. 訪問介護事業所票の調査結果	7
1. 事業所の基本情報	7
(1) 事業開始年月	7
(2) 開設主体	8
(3) 法人内の訪問介護事業所数	9
(4) 職員数	10
(5) 訪問介護事業の収支差率	12
(6) 同一法人が提供しているサービス及び併設サービス	14
(7) 総利用者数（要介護度別）	15
(8) 総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）	16
(9) たんの吸引等が必要な利用者数	17
2. 特定事業所加算の算定に係る状況	17
(1) 特定事業所加算の算定状況	17
(2) 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件	18
(3) 特定事業所加算の算定	20
(4) ICT 機器使用の算定要件	22
(5) ICT 機器使用の効果	30
3. サービス提供責任者の業務の実態、保有資格等	32
(1) 資格別のサービス提供責任者数	32
(2) サービス提供責任者の任用要件見直しへの対応	33
(3) 制度の見直しにより業務の質が高まったか	33
(4) サービス提供責任者が利用者の必要情報を関係者と共有した実績	34
(5) サービス提供責任者が利用者の情報を関係者と共有するにあたり困難な事項	35

(6) サービス提供責任者の配置基準の特例「利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること」を適用しているか.....	36
(7) サービス提供責任者の業務の実施状況（常勤／非常勤）.....	37
(8) 非常勤のサービス提供責任者を配置する際の課題.....	39
4. 生活機能向上連携加算.....	40
(1) 事業所における生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定経験（令和 2 年 7 月 1 日時点）.....	40
(2) 訪問介護計画を作成する上で理学療法士等はどうのように利用者の ADL・IADL を把握したか.....	40
(3) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用した ICT のシステム.....	41
5. 訪問介護の所要時間と標準的な時間との乖離.....	43
(1) 実際のサービス提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が 1 か月以上継続的に続いた利用者について.....	43
6. 集合住宅減算の適用状況等.....	44
(1) 集合住宅減算の見直しによる変化.....	44
(2) 集合住宅減算を理由に必要とされた訪問介護サービスを提供しなかったことの有無（令和元年 11 月まで）.....	48
(3) 集合住宅減算の見直された事項について課題に感じる点.....	49
(4) 集合住宅減算の見直しの後、感じられた課題への対応策.....	50
7. 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（身体介護）の提供状況.....	51
(1) 老計 10 号に示される身体介護の見守りの援助の内容見直しについての理解状況..	51
(2) 見守りの援助を行った総利用者数（要介護度別）.....	52
(3) 見守りの援助を行った総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）.....	53
(4) 令和元年 11 月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数.....	54
(5) 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果や課題と考える事項.....	55
8. 生活援助従事者研修修了者.....	58
(1) 生活援助従事者研修課程の創設についての理解度.....	58
(2) 生活援助従事者研修修了者を職員として採用した実績.....	58
(3) 生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているか.....	59
(4) 今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向.....	62
(5) 生活援助従事者研修修了者を採用条件として人員募集を行った実績.....	67
II. 居宅介護支援事業所票の調査結果.....	68
0. 回答者について.....	68
(1) 訪問介護の利用を前提としたケアプランの作成実績（令和元年 11 月利用分）.....	68
1. 事業所の基本情報.....	68
(1) 事業開始年月.....	68
(2) 開設主体.....	69

(3) 職員数	69
(4) 同一法人が提供しているサービス及び併設サービス	71
(5) 訪問介護を盛り込んだケアプラン（令和元年 11 月利用分）の作成件数	73
2. 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（身体介護）の提供状況	75
(1) 平成 30 年度改定による身体介護の見守りの援助の見直しについての理解度	75
(2) ケアプランに訪問介護の見守りの援助を含めた総利用者数（要介護度別）	76
(3) ケアプランに訪問介護の見守りの援助を含めた総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）	77
(4) 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果や課題と考える事項	78
3. サービス提供責任者からの情報共有の状況	82
(1) サービス提供責任者からの情報共有	82
(2) 訪問介護事業所のサービス提供責任者から、利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の状況にかかる情報共有を受けて行ったこと	83
(3) 訪問介護事業所のサービス提供責任者から利用者の必要情報が十分に共有されているか	84
4. 訪問介護事業所からの働きかけの状況	85
(1) 事業所のケアマネジャーが利用者のケアプランについて訪問介護事業所から利用者に必要がないサービスを位置付けるよう求める等の働きかけを受けたか	85
(2) 働きかけに従ってケアプランを作成した経験	86
5. 訪問介護の所要時間と標準的な時間との乖離	88
(1) 著しく乖離した期間が 1 か月以上継続的に続いた利用者について（平成 30 年 12 月から令和元年 11 月まで）	88
6. 生活援助が中心である訪問介護の回数が多いケアプランの作成	89
(1) 「訪問介護の回数が多いケアプラン」を市町村に届け出ることとされた見直しについての理解度	89
(2) 制度の見直しに対し事業所としてケアプランの作成方針を見直したか	90
(3) 制度の見直しに対し、訪問介護の回数が多いケアプランの作成を抑制しなければならないと思うことの有無	92
(4) (3) の回答を選んだ理由	92
(5) 制度見直しの前後における訪問介護の回数の多い利用者 1 人当たりの業務負担の変化	94
(6) ケアプランの届け出制度における課題	95
(7) 訪問回数の見直しは毎月届け出ることと定められているが、この頻度は適切と考えるか	96
(8) 令和元年 11 月利用分のケアプランとして「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか	98
(9) 生活援助が中心である指定訪問介護について、「訪問介護の回数が多いケアプラン」	

を作成した利用者の実人数	99
(10) 見直しが行われたケアプランについて、地域ケア会議等で指摘された事項	102
(11) 訪問介護の回数について見直しを行った全てのケースについて、自立支援・重度化 防止の観点から行った対応	104
III. 利用者票の調査結果	107
1. 生活援助従事者研修修了者に関する調査	107
(1) 事業所記入用	107
(2) 本人記入用	119
2. 集合住宅減算に関する調査	121
(1) 事業所記入用	121
(2) 本人記入用	133
3. 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者に関する調査	135
(1) 事業所記入用	135
(2) 本人記入用	147
第3章 介護保険総合データベース任意集計結果	149
1. 身体介護、生活援助の算定状況にかかる集計	149
(1) 訪問介護サービスの算定回数	149
(2) 訪問介護サービスの算定単位数	150
2. 生活機能向上連携加算の算定単位数、回数、請求事業所数	150
3. 介護職員処遇改善加算の算定状況	151
第4章 まとめ	153
1. 特定事業所加算の算定状況	153
2. 生活援助従事者研修修了者の活用状況	153
3. 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況	154
4. 生活機能向上連携加算における報酬改定の影響	154
5. 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響	154
6. 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響	155
その他の集計結果	
結果概要	
単純集計結果表	
調査票	

訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する 調査研究の調査検討組織

設置要綱

1. 設置目的

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所は「訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式」の調査を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり、「訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式」の調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）を設置する。

2. 実施体制

- （１）本調査検討組織は、井上由起子教授を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （２）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （１）調査検討組織の運営は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所が行う。
- （２）前号に定めるもののほか、本調査検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については、本調査検討組織が定める。

訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究の調査検討組織 委員等

委員長	井上 由起子（日本社会事業大学専門職大学院 教授）
副委員長	福井 小紀子（大阪大学大学院医学系研究科 教授）
委員	板井 佑介（一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会 理事）
委員	稲葉 秀満（武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 課長）
委員	今村 知明（奈良県立医科大学 教授）
委員	中林 弘明（一般社団法人介護支援専門員協会 常任理事）
委員	藤野 裕子（公益財団法人日本介護福祉士会 副会長）
委員	室井 勝一郎（一般社団法人日本在宅介護協会 理事）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長補佐 平井 智章
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第一係長 中村 光輝
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第一係 齋藤 早紀
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 基準第一係 青野 慎

- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 課長補佐 熊野 将一
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 人材研修係長 原 雄亮
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 人材研修係 勝田 滉平
- 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 人材研修係 高田 陽介

訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する 調査研究事業

1. 調査目的

平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われたところである。

これらの見直しによりサービス提供の実態にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行うことを目的とする。

2. 調査客体

1) 調査対象

事業所種別ごとに調査対象を無作為抽出する。

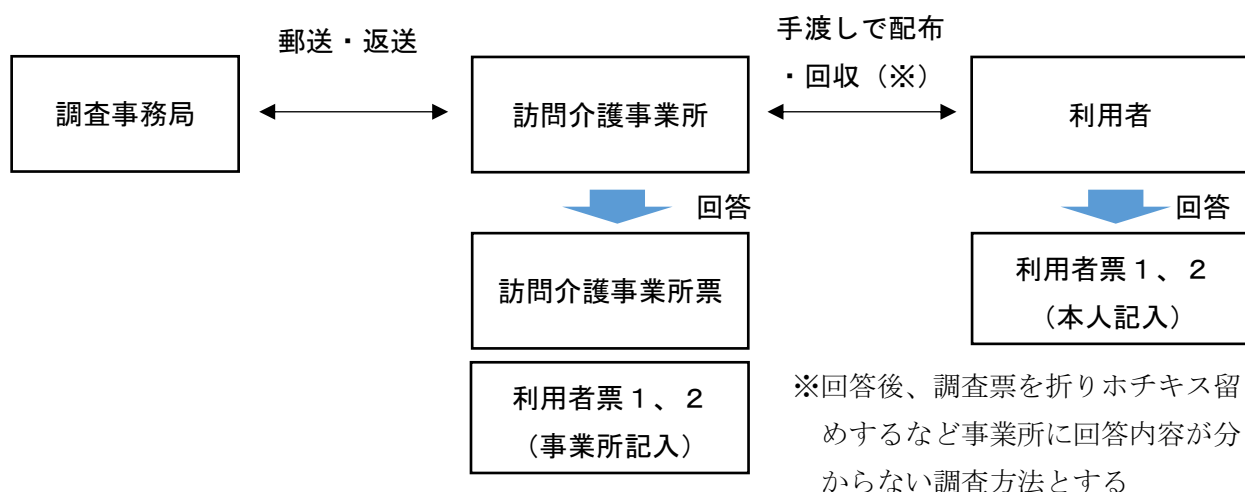
- ・訪問介護事業所（13,000 事業所）および利用者（※）
- ・居宅介護支援事業所（10,000 事業所）および利用者（※）

※調査対象となる事業所内の利用者から、「3）利用者選定ルール」に基づき利用者を選定する。

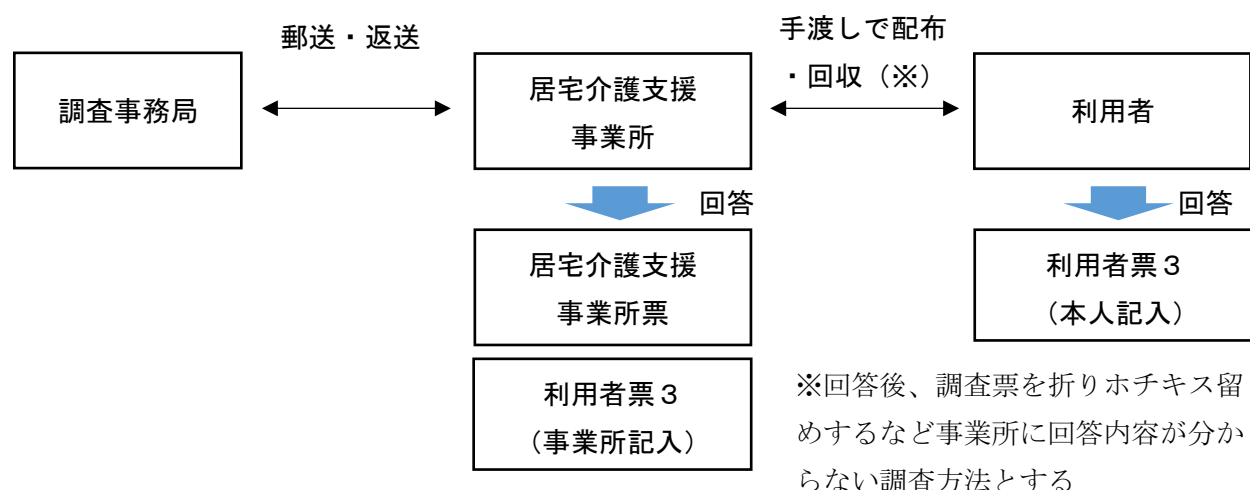
2) 調査方法

調査対象事業所に自記式の紙の調査票を郵送で配布し、事務局に返送する。

<訪問介護事業所への調査>



＜居宅介護支援事業所への調査＞



3) 利用者選定ルール

ア) 利用者票 1

訪問介護事業所で、「2018 年 4 月以降に生活援助従事者研修修了者から生活援助のサービスを受け、調査時点（現在）において利用している全ての利用者」とする。

イ) 利用者票 2

訪問介護事業所で、「2018 年 4 月以降に同一建物減算の適用を初めて受けた一般集合住宅の利用者もしくは 2018 年 3 月以前に 10%の同一建物減算が適用されており 2018 年 4 月以降に 15%の同一建物減算が適用された養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、旧高齢者専用賃貸住宅の利用者であり、調査時点（現在）において利用している利用者」の中から、利用者の生年月日等に基づく選定ルール※により抽出する。

※利用者の生年月日等に基づく選定ルール

誕生月によらず誕生日の末尾に 3 か 7 のつく日の方（「3 日」、「7 日」、「13 日」、「17 日」、「23 日」、「27 日」）全員を調査対象とする利用者として選定する。

ウ) 利用者票 3

居宅介護支援事業所で、「2018 年 10 月以降に訪問回数が「通常のケアプランよりかけ離れた回数」以上である理由から訪問回数を減少させる見直しがなされた利用者であり、調査時点（現在）において利用している全ての利用者」とする。

3. 主な調査項目

下記を主な調査項目とし、調査を行う。

- ・ 事業所の基本情報

- ・ サービス提供状況、事業所収支状況
- ・ 自立生活支援のための見守りの援助（身体介護）の提供状況、見直しによる効果と課題
- ・ 同一建物減算の適用状況、見直しによる効果と課題
- ・ 生活援助利用回数の多いケアプランの届出・見直し件数、見直し後のサービス提供の実態、見直しによる効果と課題
- ・ サービス提供責任者の保有資格、業務の実態、見直しによる効果と課題
- ・ 生活援助従事者研修修了者の配置状況や属性、見直しによる効果と課題
- ・ 特定事業所加算の算定状況や課題
- ・ I C Tの利活用と人材の有効活用の状況 等

※利用者のサービス利用に関わる項目については、利用者や家族の状況についても調査を行う。

4. その他

必要に応じ、介護保険総合データベースから抽出したデータの分析、ヒアリング調査も実施する。

以上

第1章 事業の概要

1. 事業の背景と目的

平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われた。

これらの見直しによりサービス提供の実態にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行うことを目的とした。

2. 事業の実施方法

(1) 調査検討委員会の設置と開催状況

訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、調査検討委員会（計8名）を設置した。

調査検討委員会の委員一覧

板井 佑介	一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会 理事
稲葉 秀満	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 課長
◎ 井上 由起子	日本社会事業大学専門職大学院 教授
今村 知明	奈良県立医科大学 教授
中林 弘明	一般社団法人介護支援専門員協会 常任理事
○ 福井 小紀子	東京医科歯科大学大学院 保健衛生学研究科 教授
藤野 裕子	公益財団法人日本介護福祉士会 常任理事
室井 勝一郎	一般社団法人日本在宅介護協会 理事

（◎は委員長、○は副委員長、敬称略、氏名五十音順）

オブザーバー

平井 智章	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	課長補佐
中村 光輝	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	基準第一係長
齋藤 早紀	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	基準第一係
青野 慎	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	基準第一係
熊野 将一	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	課長補佐
原 雄亮	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	人材係長
勝田 滉平	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	人材係
高田 陽介	厚生労働省	老健局	認知症施策・地域介護推進課	人材係

調査事務局（NTTデータ経営研究所）

西尾 文孝	ライフ・バリュー・クリエイションユニット	マネージャー
高木 俊介	先端技術戦略ユニット	コンサルタント
麦谷 由香	先端技術戦略ユニット	スタッフ

調査検討委員会の開催日程、検討内容は下記の通り。

○第1回調査検討委員会

- ・開催日程 2020年6月10日（水）
- ・検討内容 事業の概要、アンケート調査について

○第2回調査検討委員会

- ・開催日程 2021年1月26日（火）
- ・検討内容 報告書について

(2) アンケート調査

1) 調査対象

事業所種別ごとに調査対象を無作為抽出した。

- ・訪問介護事業所（13,000 事業所）および利用者（※）
- ・居宅介護支援事業所（10,000 事業所）および利用者（※）

※調査対象となる利用者は、調査対象事業所が「4）利用者選定ルール」に示す条件に従い選定した。

2) 調査票種類

ア) 訪問介護事業所への調査

調査票種類	回答者
訪問介護事業所票	事業所
利用者票 1（生活援助従事者研修修了者に関する調査）（事業所記入用）	事業所
利用者票 1（生活援助従事者研修修了者に関する調査）（本人記入用）	利用者本人
利用者票 2（集合住宅減算に関する調査）（事業所記入用）	事業所
利用者票 2（集合住宅減算に関する調査）（本人記入用）	利用者本人

イ) 居宅介護支援事業所への調査

調査票種類	回答者
居宅介護支援事業所票	事業所
利用者票 3（生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者に関する調査）（事業所記入用）	事業所
利用者票 3（生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者に関する調査）（本人記入用）	利用者本人

3) 調査方法

調査対象事業所に自記式の紙の調査票を郵送で配布した。

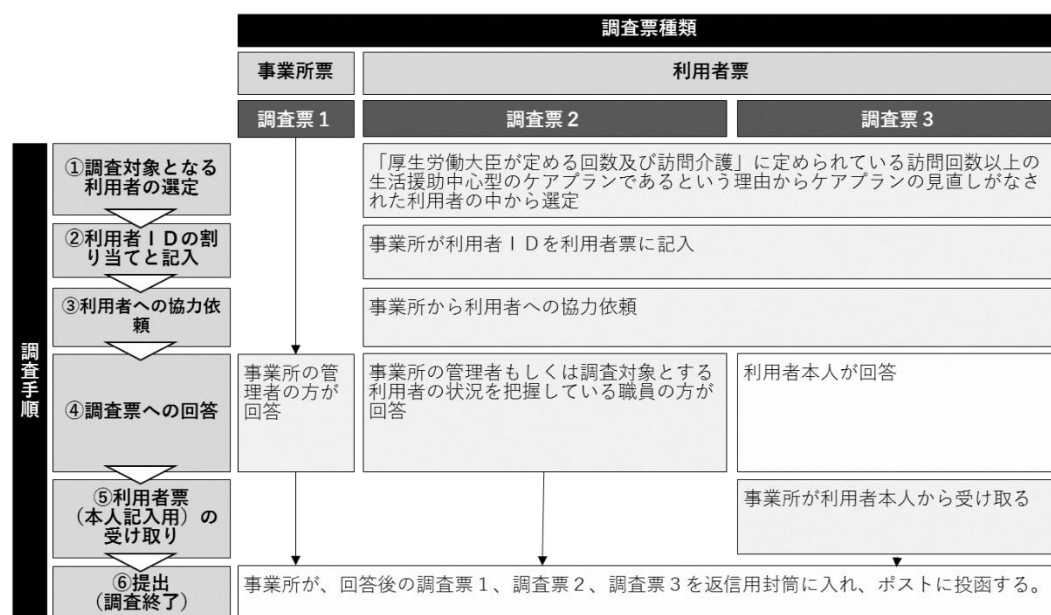
調査対象事業所が、調査対象利用者に対し利用者票（本人記入用）を配布・回収した。

調査時期は令和2年8月13日～令和2年10月30日。

図表1 調査手順（訪問介護事業所調査）



図表2 調査手順（居宅介護支援事業所調査）



4) 利用者選定ルール

利用者票 1～3 のいずれについても対象者 1 人につき利用者票（事業所記入用）と利用者票（本人記入用）を回答する。

ア) 利用者票 1（生活援助従事者研修修了者に関する調査）の対象となる利用者

調査時点において生活援助従事者研修修了者から生活援助のサービスを受けている利用者のうち、その生活援助従事者研修修了者から生活援助のサービスを受け始めた年月の前月の時点で貴事業所の利用者である人全員。

例：令和 2 年 9 月の調査時点において、平成 30 年 12 月から令和 2 年 8 月まで生活援助従事者研修修了者から生活援助を受け続けている利用者

イ) 利用者票 2（集合住宅減算に関する調査）の対象となる利用者

「調査時点で集合住宅減算の適用を受けている一般集合住宅に居住する利用者」と「2018 年 3 月以前に 10%の集合住宅減算が適用されており調査時点で 15%の集合住宅減算が適用されている、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に居住する利用者」のうち、調査時点において適用されている集合住宅減算の適用開始年月の前月の時点で貴事業所の利用者である人のうち、誕生月によらず誕生日の末尾に 3 か 7 のつく日の人全員。

例：令和 2 年 9 月の調査時点において、10%の集合住宅減算が適用されている養護老人ホームに平成 30 年 3 月時点で住んでおり令和 2 年 8 月時点で 15%の集合住宅減算が適用されている利用者

ウ) 利用者票 3（生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者に関する調査）の対象となる利用者

2018 年 10 月以降に訪問回数が「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（※ 1）に定められている訪問回数（※ 2）以上の生活援助中心型のケアプランであるという理由からケアプランの見直しがなされた利用者であり、当該見直し後のケアプランの適用開始年月の前月から調査時点までの期間において貴事業所の利用者である人全員。

例：令和 2 年 9 月の調査時点において、令和元年 5 月に生活援助が中心である訪問の回数が多いケアプランの見直しが行われ令和 2 年 8 月現在においても事業所の利用者である利用者。

※ 1：平成 30 年厚生労働省告示第 218 号

※ 2：「全国平均利用回数＋2 標準偏差」を基準として平成 30 年 4 月に国が定め、6 ヶ月の周知期間を設けて平成 30 年 10 月から施行された。具体的な回数は要介護度別に、要介護 1：27 回、要介護 2：34 回、要介護 3：43 回、要介護 4：38 回、要介護 5：31 回である。

※3：利用者票では、報酬改定の影響を調査する観点から調査結果の時点比較を行うため、調査時点において平成30年度介護報酬改定の影響を受ける前月より利用している利用者を対象としている。

5) 回収状況

回収状況は以下の通りである。

図表3 回収状況

調査票名	母集団	発出数	回収数	回収率 ※3	有効回収率 ※3
訪問介護事業所票 ※1	33,197	13,000	5,348	41.1%	40.9%
居宅介護支援事業所票 ※1	39,013	10,000	4,377	43.8%	43.4%
利用者票1（職員記入用） ※2	—	—	493	—	—
利用者票1（本人記入用） ※2	—	—	817	—	—
利用者票2（職員記入用） ※2	—	—	983	—	—
利用者票2（本人記入用） ※2	—	—	1,274	—	—
利用者票3（職員記入用） ※2	—	—	827	—	—
利用者票3（本人記入用） ※2	—	—	889	—	—

※1 災害救助法の適用地域の事業所、及び7月22日時点で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業所を除き抽出

※2 利用者票1は生活援助従事者研修修了者に関する調査票、利用者票2は集合住宅減算に関する調査票、利用者票3は訪問介護の回数が多いケアプランに関する調査票を示す。

※3 回収率は回収数を発出数で除算したものであり、有効回収率は回収数から無効な調査票数を控除した有効回収数を発出数で除算したもの

(3) 介護保険総合データベース任意集計

1) 集計対象

訪問介護事業所と居宅介護支援事業所について、サービス提供年月が平成29年11月である事業所と、サービス提供年月が令和元年11月である事業所の2パターンを集計対象とした。

2) 集計項目

身体介護、生活援助の算定状況にかかる集計

生活機能向上連携加算の算定状況

介護職員処遇改善加算の算定状況

第2章 アンケート調査結果

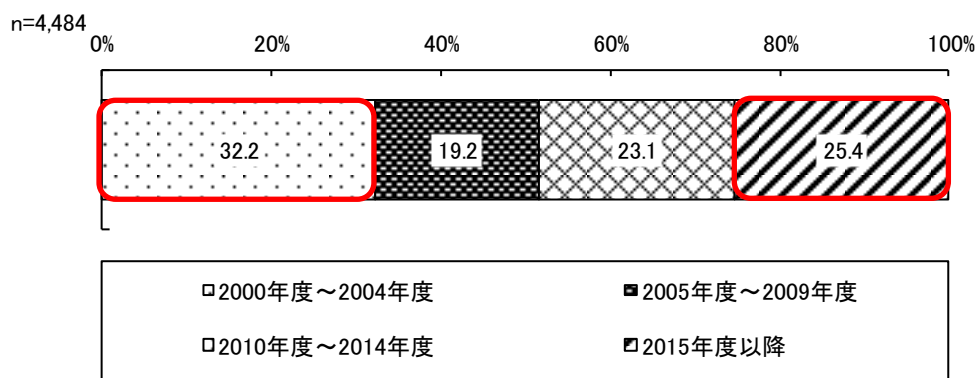
I. 訪問介護事業所票の調査結果

1. 事業所の基本情報

(1) 事業開始年月

事業開始年月については、2000 年度から 2004 年度が 32.2%で最も多く、次いで 2015 年度以降が 25.4%であった。

図表 4 事業開始年月（問 1-1）



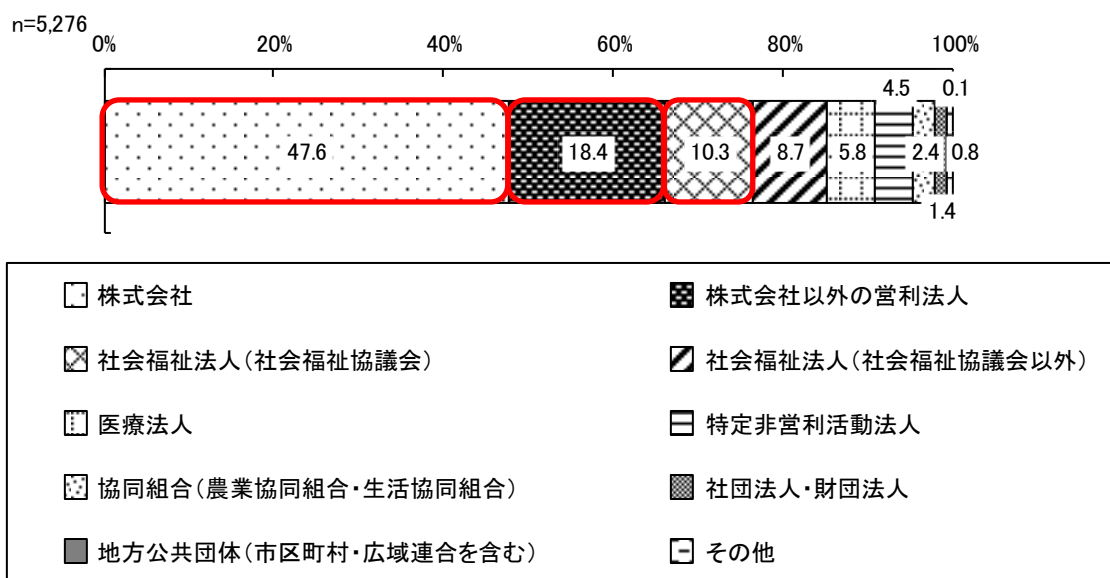
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
4,484	2009.1	6.3	2009	2020	2000

(2)開設主体

開設主体については、株式会社が47.6%で最も多く、次いで株式会社以外の営利法人が18.4%、社会福祉法人（社会福祉協議会）が10.3%であった。

図表5 開設主体（問1-2）



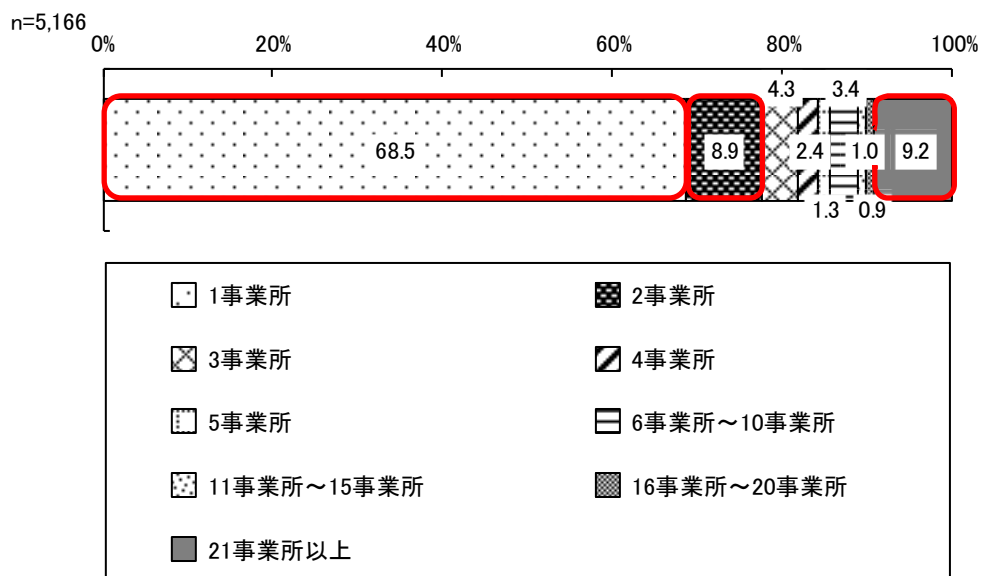
※「その他」の主な回答は以下の通り。

- ・企業組合
- ・宗教法人

(3) 法人内の訪問介護事業所数

法人内の訪問介護事業所数（回答した訪問介護事業所を含む）については、1 事業所が 68.5%で最も多く、次いで 21 事業所以上が 9.2%、2 事業所が 8.9%であった。

図表 6 法人内の訪問介護事業所数（問 1-3）



(4) 職員数

1) 職員数

全職員数については、1事業所当たりの平均人数は、実人数ベースで17.2人（常勤職員が5.7人、非常勤職員が11.5人）であった。また、常勤換算ベースでは8.9人であった。

管理者については、1事業所当たりの平均人数は、常勤職員ベースでは1.0人であった。

サービス提供責任者については、1事業所当たりの平均人数が、実人数ベースでは2.6人（常勤職員2.4人、非常勤職員0.2人）で、常勤換算ベースでは2.5人であった。

訪問介護員については、1事業所当たりの平均人数が、実人数ベースでは14.8人（常勤職員が3.8人、非常勤職員が11.0人）であり、常勤換算ベースでは7.0人であった。

訪問介護員のうち登録訪問介護員等（登録ヘルパー）については、1事業所当たりの平均人数が、実人数ベースでは9.3人（常勤職員が0.7人、非常勤職員が8.6人）であり、常勤換算ベースでは3.0人であった。

図表7 職員数（問1-4）

n=1,105

(単位:人)

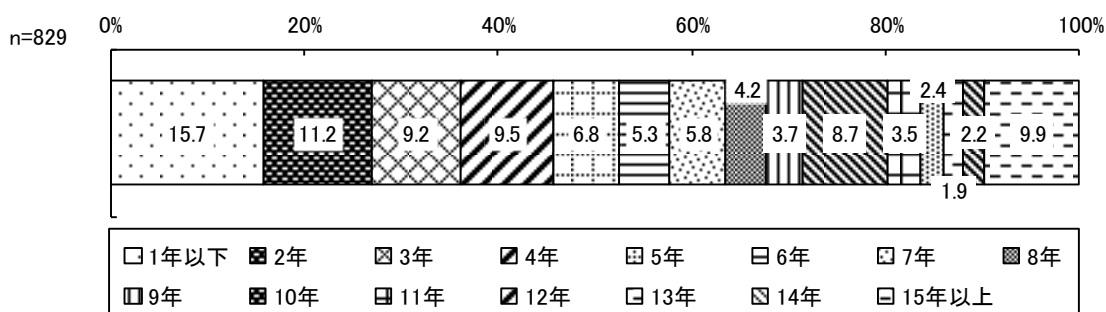
	①常勤職員(実人数)					②非常勤職員(実人数)					③全職員(常勤換算)				
	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1)全職員数	5.7	6.8	4	96	1	11.5	13.2	8	227	0	8.9	8.0	6.5	96	1
2)管理者	1.0	0.1	1	2	1										
3)サービス提供責任者	2.4	1.7	2	17	1	0.2	0.7	0	9	0	2.5	1.8	2	17	1
4)訪問介護員	3.8	6.1	2	81	0	11.0	12.9	8	227	0	7.0	6.9	5	81	1
5)うち登録訪問介護員等 (登録ヘルパー)	0.7	3.6	0	62	0	8.6	13.0	5	227	0	3.0	4.7	1.7	62	0

2) 管理者としての経験年数

① 現在の事業所以外での経験を含んだ管理者としての経験年数

現在の事業所以外も含めた管理者としての経験年数の平均は 6.5 年、最大は 19 年、最小は 0 年であった。

図表 8 現在の事業所以外も含めた管理者としての経験年数（問 1-4）



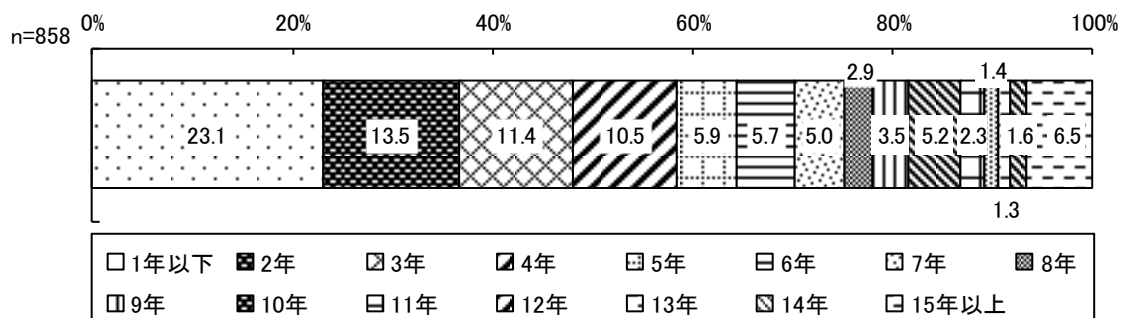
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
829	6.5	4.9	5.0	19.0	0.0

② 現在の事業所での管理者としての経験年数

現在の事業所での管理者としての経験年数の平均は 5.2 年、最大は 19 年、最小は 0 年であった。

図表 9 現在の事業所での管理者としての経験年数（問 1-4）



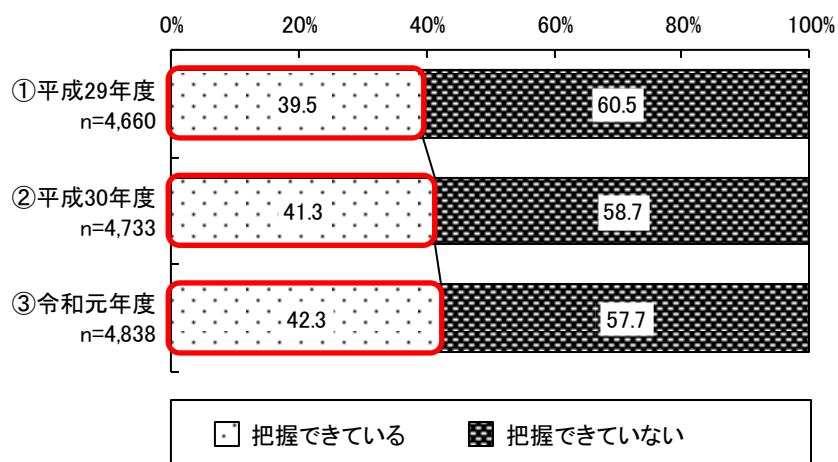
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
858	5.2	4.5	4.0	19.0	0.0

(5) 訪問介護事業の収支差率

訪問介護事業の収支差率について把握できているとの回答は、平成 29 年度分が 39.5%、平成 30 年度分が 41.3%、令和元年度分が 42.3%であった。

図表 10 訪問介護事業の収支差率の把握状況（問 1-5）



訪問介護事業の収支差率について令和元年度分をみると、平均が 12.0%、最大で 267.9%、最小で -502.1%であった。

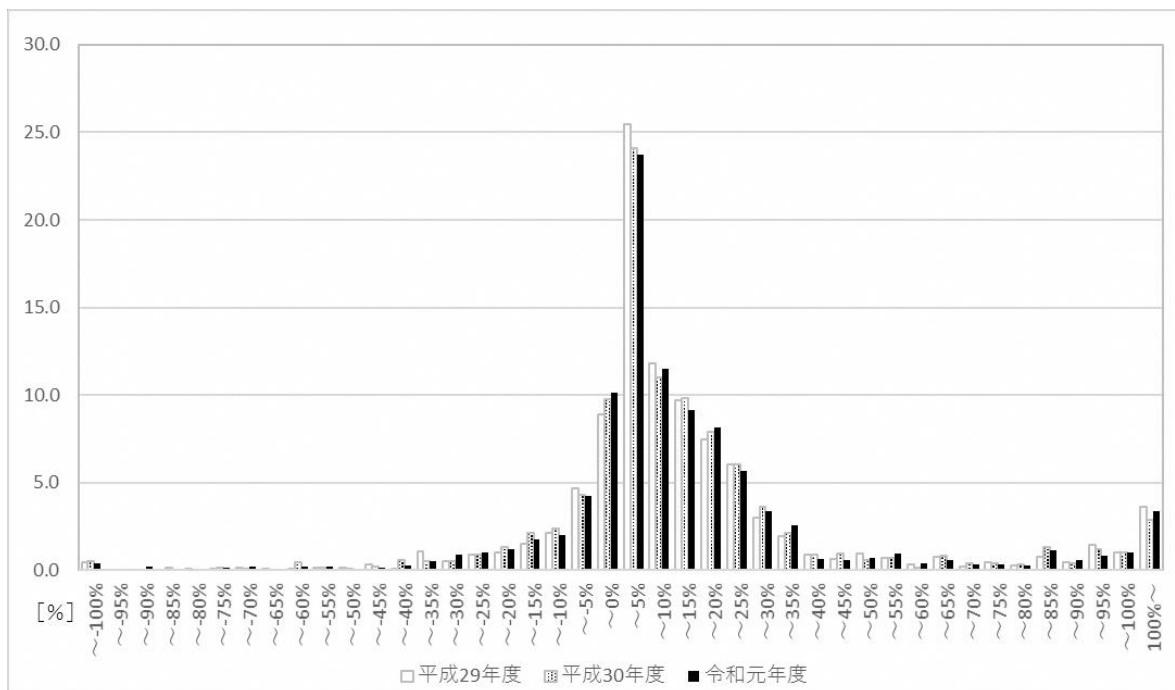
図表 11 訪問介護事業の収支差率（問 1-5）

(単位: %)

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①平成29年度	1,498	13.1	32.4	5.8	183.6	-331.2
②平成30年度	1,599	11.8	33.9	5.8	190.0	-516.3
③令和元年度	1,678	12.0	34.5	5.6	267.9	-502.1

訪問介護事業の収支差率について平成 29 年度から令和元年度までの各年度の分布をみると、いずれの年度でも「0%以上 5%未満」の割合が最も多かった。

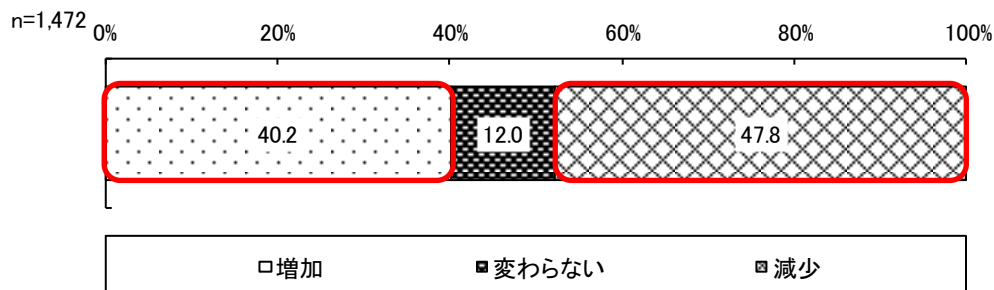
図表 12 訪問介護事業の収支差率の分布（問 1-5）



訪問介護事業の収支差率について、平成 29 年度から令和元年度分までの変化の状況を、事業所数ベースでみると、「減少」が 47.8%で最も多く、ついで「増加」が 40.2%であった。

図表 13 訪問介護事業の収支差率の変化（事業所数ベース）

（平成 29 年度・令和元年度間）（問 1-5）



(6) 同一法人が提供しているサービス及び併設サービス

同一法人が提供しているサービスについては、訪問介護が84.4%で最も多く、次いで居宅介護支援が53.3%、総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））が47.0%であった。また、併設サービスについては、居宅介護支援が50.1%で最も多く、次いで訪問介護が34.0%、総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））が32.6%であった。

図表 14 同一法人が提供しているサービス（問 1-6）【複数回答】（無回答を除く）



図表 15 併設サービス（問 1-6）【複数回答】（無回答を除く）



（7）総利用者数（要介護度別）

1 事業所当たりの利用者数の平均は 36.2 人であった。要介護度別の平均人数は、要介護 1 が 11.5 人で最も多く、次いで要介護 2 が 10.5 人であった。

図表 16 総利用者数（要介護度別）（問 1-7）

n=4,793 (単位: 人)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
合計	36.2	43.5	27	1,126	0
要介護1	11.5	15.8	8	553	0
要介護2	10.5	13.7	8	367	0
要介護3	5.9	7.2	4	133	0
要介護4	4.4	6.8	3	176	0
要介護5	3.7	6.5	2	201	0
申請中	0.2	2.5	0	97	0

(8) 総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）

1 事業所当たりの総利用者数の認知症高齢者の日常生活自立度別平均については、不明が 9.1 人で最も多く、次いで自立とⅠがそれぞれ 5.3 人、Ⅱb が 4.4 人であった。

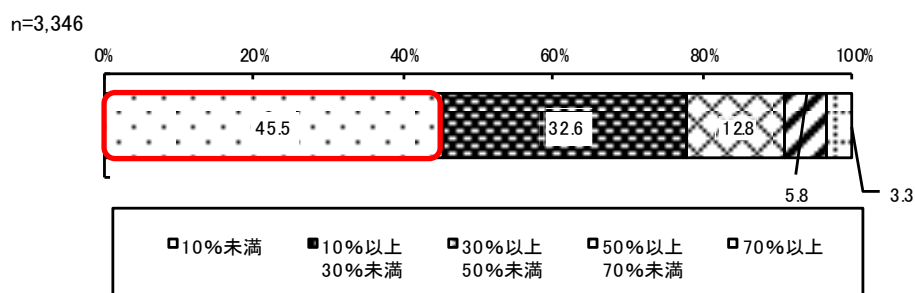
また、事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合では、10%未満の事業所数が 45.5%と最も多かった。

図表 17 総利用者数（認知症高齢者自立度別）（問 1-8）

n=3,352 (単位:人)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
合計	34.0	38.4	26	1,126	0
自立	5.3	14.0	1	490	0
Ⅰ	5.3	14.6	3	682	0
Ⅱa	4.3	6.4	2	134	0
Ⅱb	4.4	6.6	3	135	0
Ⅲa	3.0	4.9	1	80	0
Ⅲb	1.1	2.5	0	60	0
Ⅳ	1.2	3.0	0	45	0
M	0.3	1.3	0	28	0
不明	9.1	21.1	0	293	0

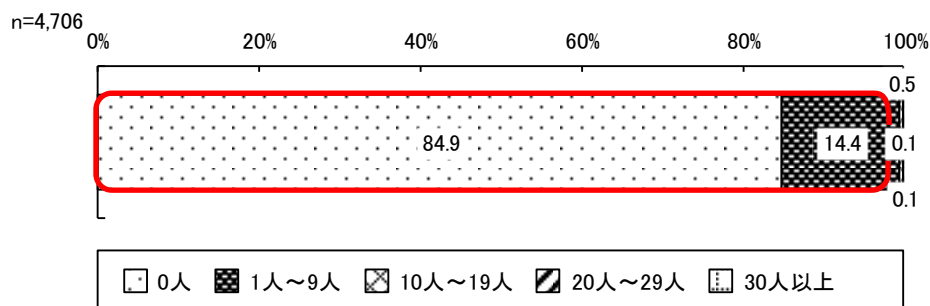
図表 18 認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合（問 1-8）



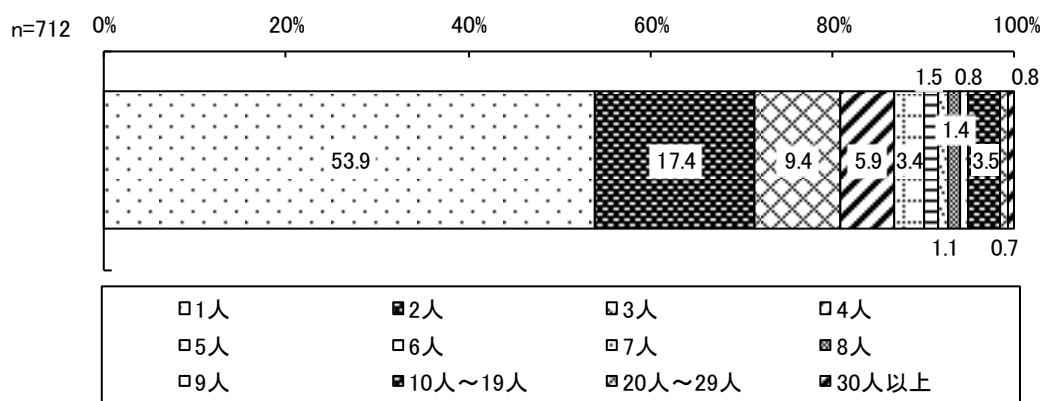
(9) たんの吸引等が必要な利用者数

1事業所当たりのたんの吸引等が必要な平均利用者数については、0人が84.9%で最も多く、次いで1人～9人が14.4%であった。

図表 19 たんの吸引等が必要な利用者数（問 1-9）



図表 20 たんの吸引等が必要な利用者数（0人を除いて集計）（問 1-9）

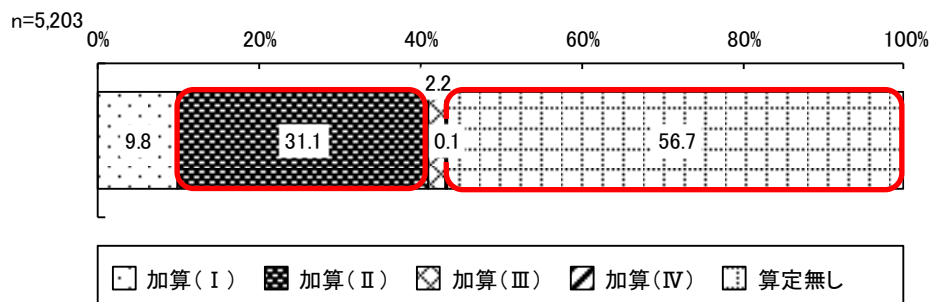


2. 特定事業所加算の算定に係る状況

(1) 特定事業所加算の算定状況

特定事業所加算の算定状況については、算定無しが56.7%で最も多く、次いで加算(Ⅱ)が31.1%であった。

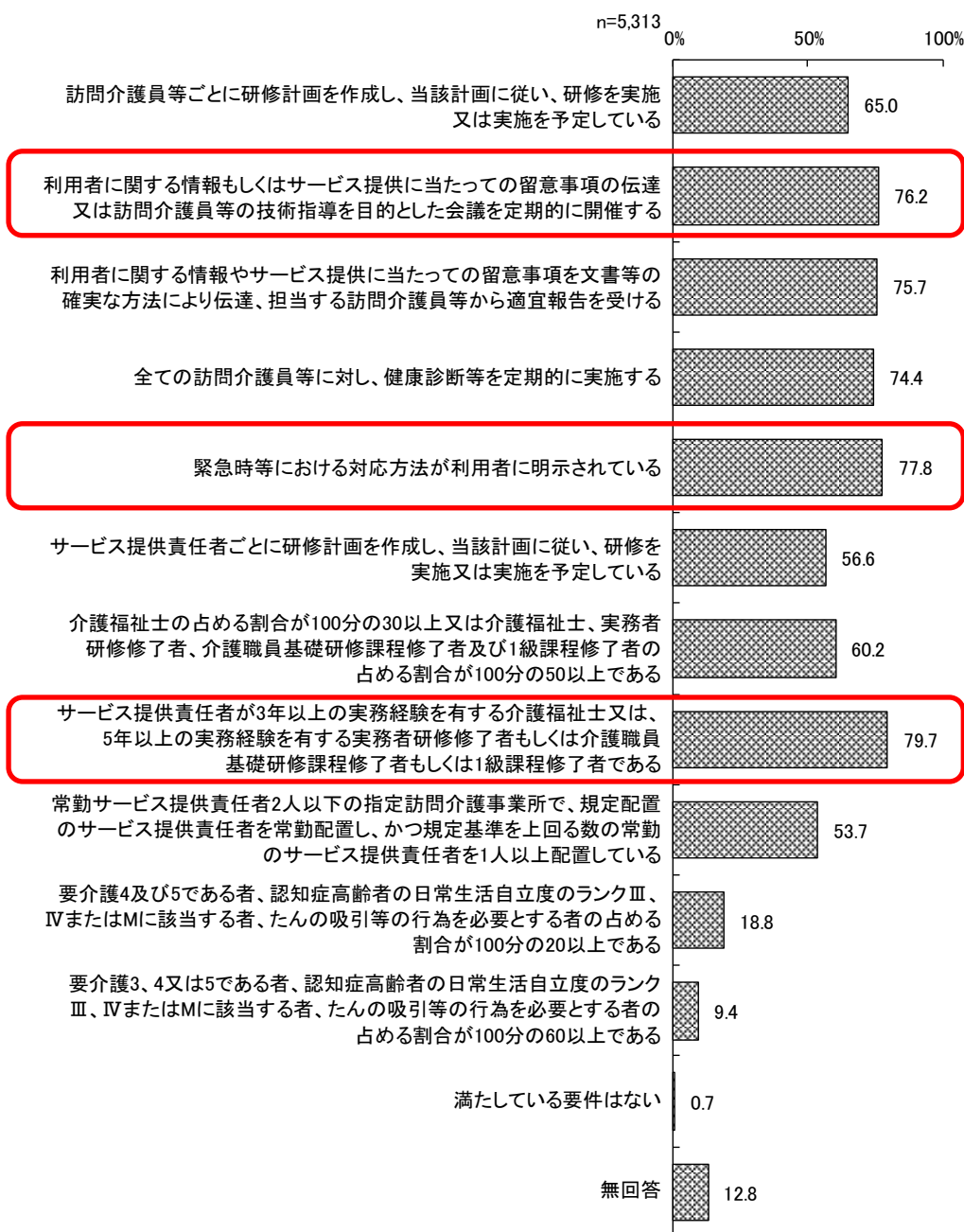
図表 21 特定事業所加算の算定状況（問 2-1）



(2) 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件

特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件については、「サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者である」が79.7%で最も多く、次いで「緊急時等における対応方法が利用者に明示されている」が77.8%、「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する」が76.2%であった。

図表 22 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件（問 2-2）【複数回答】



また、満たしている算定要件に見合った加算を算定している事業所は、加算Ⅰでは42.4%、加算Ⅱでは61.1%であり、算定要件を満たしているにもかかわらず非算定の事業所は、加算Ⅰでは25.6%、加算Ⅱでは37.1%だった。

図表 23 特定事業所加算の算定状況（満たしている加算算定要件の状況別）（問 2-2）【複数回答】

n=4,558

※1：太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。 ※2：上段が実数、下段が割合		合計	加算Ⅰ を算定	加算Ⅱ を算定	加算Ⅲ を算定	加算Ⅳ を算定	非算定
加 算 要 件 ご と	加算Ⅰの算定要件を満たしている	644 100.0%	273 42.4%	177 27.5%	28 4.3%	1 0.2%	165 25.6%
	加算Ⅱの算定要件を満たしている（※3）	2,123 100.0%	-	1,298 61.1%	36 1.7%	2 0.1%	787 37.1%
	加算Ⅲの算定要件を満たしている（※3）	85 100.0%	-	23 27.1%	15 17.6%	- 0.0%	47 55.3%
	加算Ⅳの算定要件を満たしている	8 100.0%	-	-	-	0 0.0%	8 100.0%
	加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	1,773 100.0%	-	-	-	-	1,773 100.0%

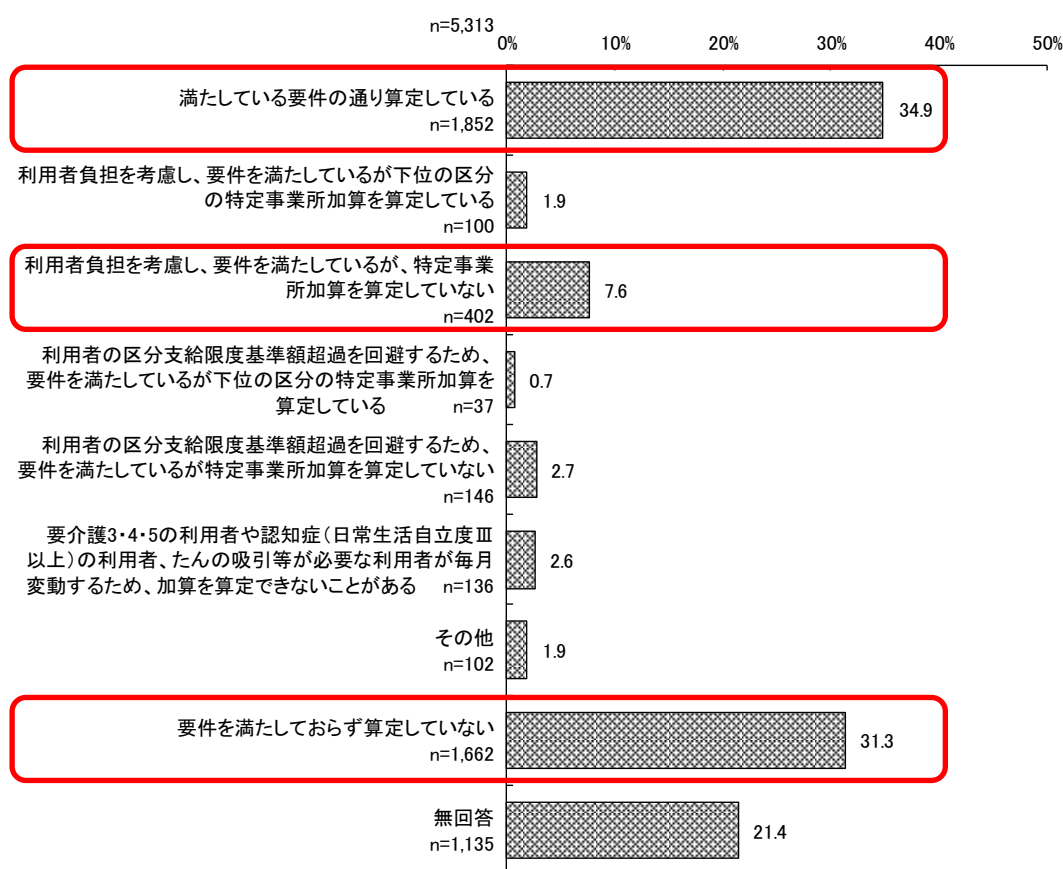
※3 加算Ⅱと加算Ⅲの両方の算定要件を満たしている事業所が75件存在し、このうち加算Ⅱを算定している事業所が23件、加算Ⅲについては同8件、非算定については同44件存在した。上記件数を「加算Ⅱの算定要件を満たしている」欄と「加算Ⅲの算定要件を満たしている」欄にそれぞれ計上している。

(3) 特定事業所加算の算定

1) 特定事業所加算の算定方針

特定事業所加算の算定方針については、「満たしている要件の通り算定している」が34.9%で最も多く、次いで「要件を満たしておらず算定していない」が31.3%、「利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない」が7.6%であった。

図表 24 特定事業所加算の算定方針（問 2-3）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【利用者負担】

- ・利用者の利用料が上がるため、特定事業所加算を満たす努力をしていない

【事務手続きの簡素化】

- ・利用者数が少なく事務負担を考慮し算定していない

【利用者数や従業員数の変動】

- ・利用者数が毎月変動するものではないが変動の可能性が高く、手続きの手間も考えると算定しないこともある
- ・算定要件や必要書類が難解で、かつ利用者数や職員割合等変動があるため、都度手続きが必要になることを考えると算定に踏みきれない
- ・従業員は流動的なので要件を満たさない場合を想定して算定できない
- ・不安定要素であるため算定していない

- ・併設の特定施設との兼務者が多く、そちらの加算要件を満たすことを優先しており、変動が大きいため
- ・ヘルパーの退職など入れ代わりがあり、きちんと算定できない

【申請していない、算定していない】

- ・障害サービスを主としているので、算定していない
- ・新設拠点のため、状況の様子を見ているため
- ・開所5ヶ月のため、割合等の把握にもう少し期間が必要
- ・通院等の乗降介助のみであり加算してない
- ・連絡はLINE 電話等で行っており、書く手間を省略しているので要件を満たさないと思っている
- ・やり方がわからない
- ・要件を満たしているか不明

【今後算定予定】

- ・今後加算を算定予定

【その他】

- ・サービス提供責任者にかかる要件が厳しく今後の採用が困難になる可能性が非常に高いため
- ・特定事業所加算を知らないで検討したことがなかった

2) 特定事業所加算の算定状況

利用者の区分支給限度基準額超過を考慮した算定をしている事業所のうち、加算Ⅱの算定要件を満たしている事業所では全ての事業所が非算定であった。

図表 25 特定事業所加算の算定状況（満たしている加算算定要件の状況別）

（問 2-3 で「利用者の区分支給限度基準額の超過を回避のため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している」、「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない」との回答者に限定）（問 2-2）【複数回答】

n=152

※1:太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。 ※2:上段が実数、下段が割合		合計	加算Ⅰ を算定	加算Ⅱ を算定	加算Ⅲ を算定	加算Ⅳ を算定	非算定
加算 要件 ごと	加算Ⅰの算定要件を満たしている	31 100.0%	-	8 25.8%	1 3.2%	-	22 71.0%
	加算Ⅱの算定要件を満たしている（※3）	53 100.0%	-	-	-	-	53 100.0%
	加算Ⅲの算定要件を満たしている（※3）	8 100.0%	-	-	-	-	8 100.0%
	加算Ⅳの算定要件を満たしている	2 100.0%	-	-	-	-	2 100.0%
	加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	65 100.0%	-	-	-	-	65 100.0%

※3 加算Ⅱと加算Ⅲの両方の算定要件を満たしているが非算定である事業所が7件存在した。上記件数を「加算Ⅱの算定要件を満たしている」欄と「加算Ⅲの算定要件を満たしている」欄にそれぞれ計上している。

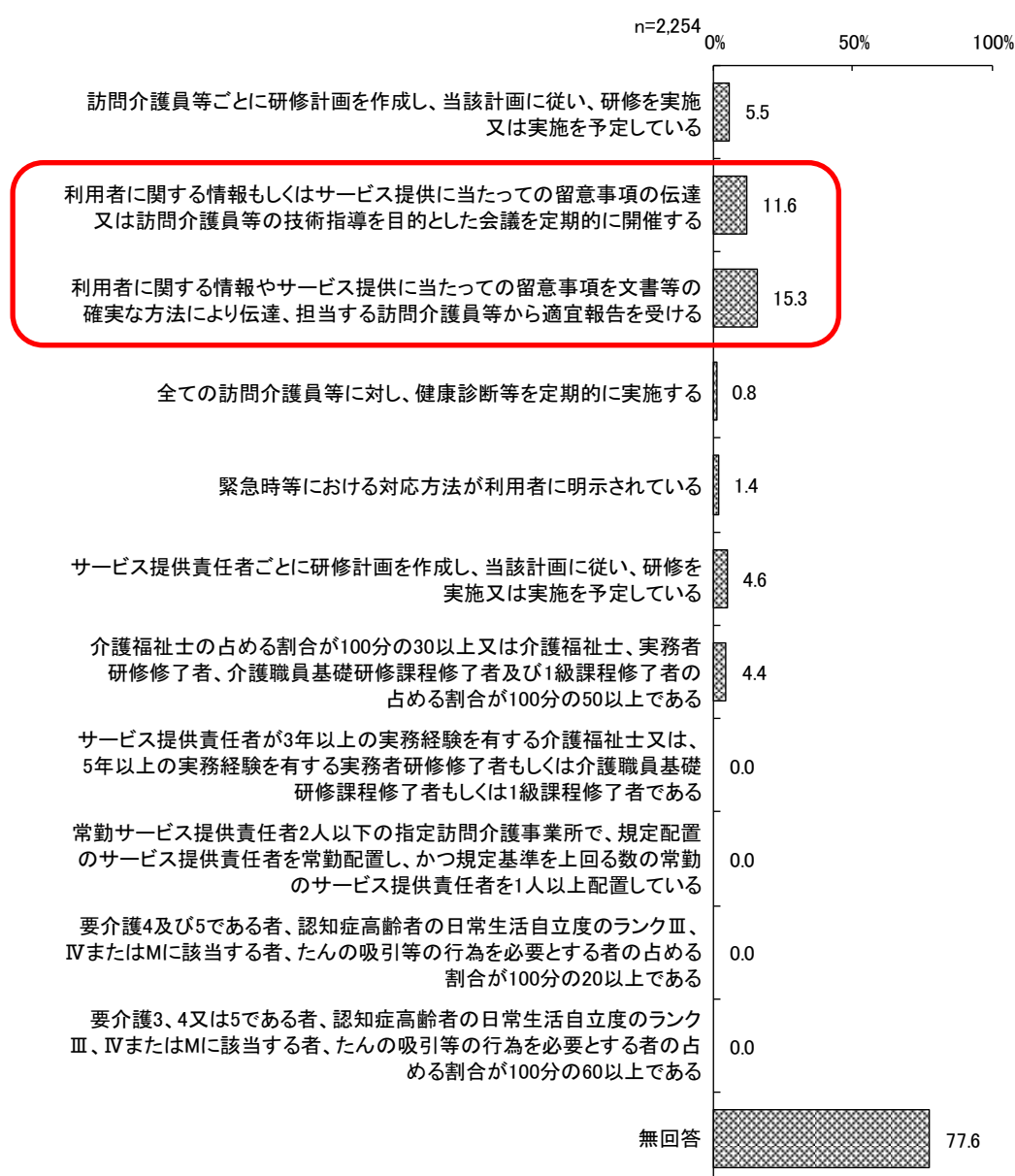
(4) ICT 機器使用の算定要件

※問 2-4 は、問 2-1（特定事業所加算の算定状況）で「1. 加算（Ⅰ）」～「4. 加算（Ⅳ）」と回答した場合に回答する設問である。

1) メッセージ送受信機能（文字情報のみ）

メッセージ送受信機能の算定要件については、「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける」が 15.3%で最も多く、次いで「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行う」が 11.6%であった。

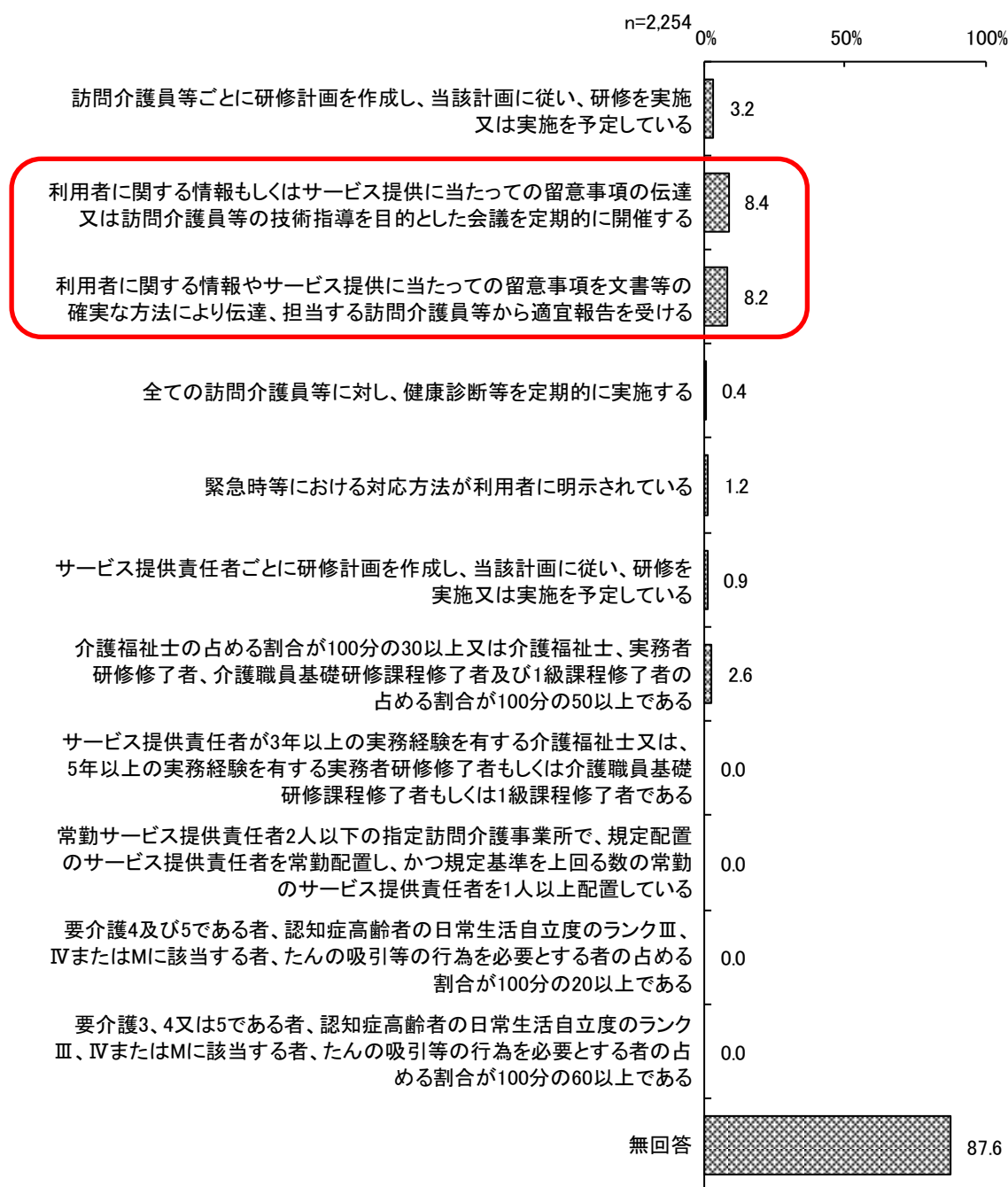
図表 26 メッセージ送受信機能（問 2-4）【複数回答】



2) 音声通話機能

音声通話機能の算定要件については、「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行う」が8.4%で最も多く、次いで「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける」が8.2%であった。

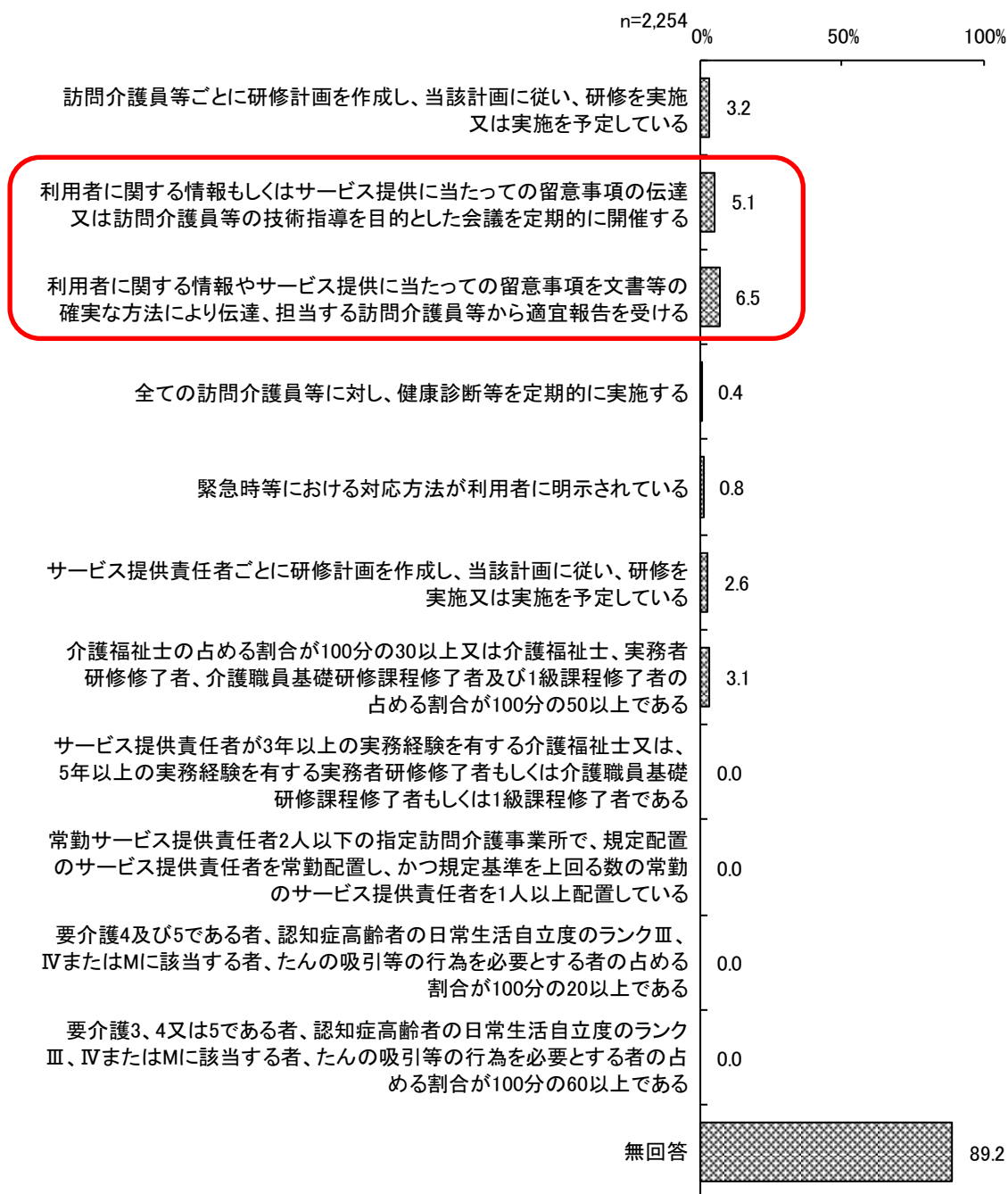
図表 27 音声通話機能（問 2-4）【複数回答】



3) 静止画共有機能

静止画共有機能については、「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける」が6.5%で最も多く、次いで「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する」が5.1%であった。

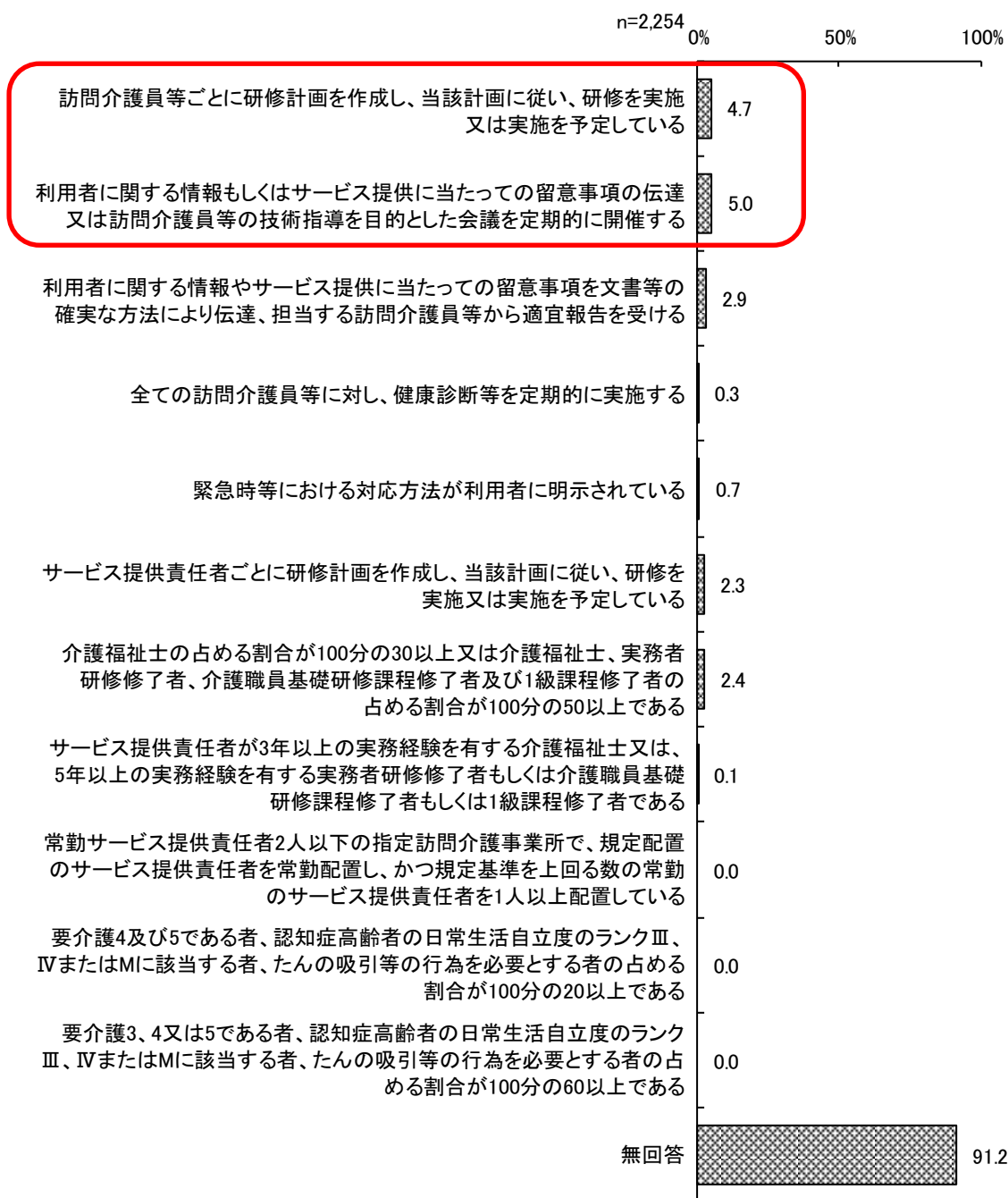
図表 28 静止画共有機能（問 2-4）【複数回答】



4) 動画共有機能

動画共有機能については、「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行う」が5.0%で最も多く、次いで「訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している」が4.7%であった。

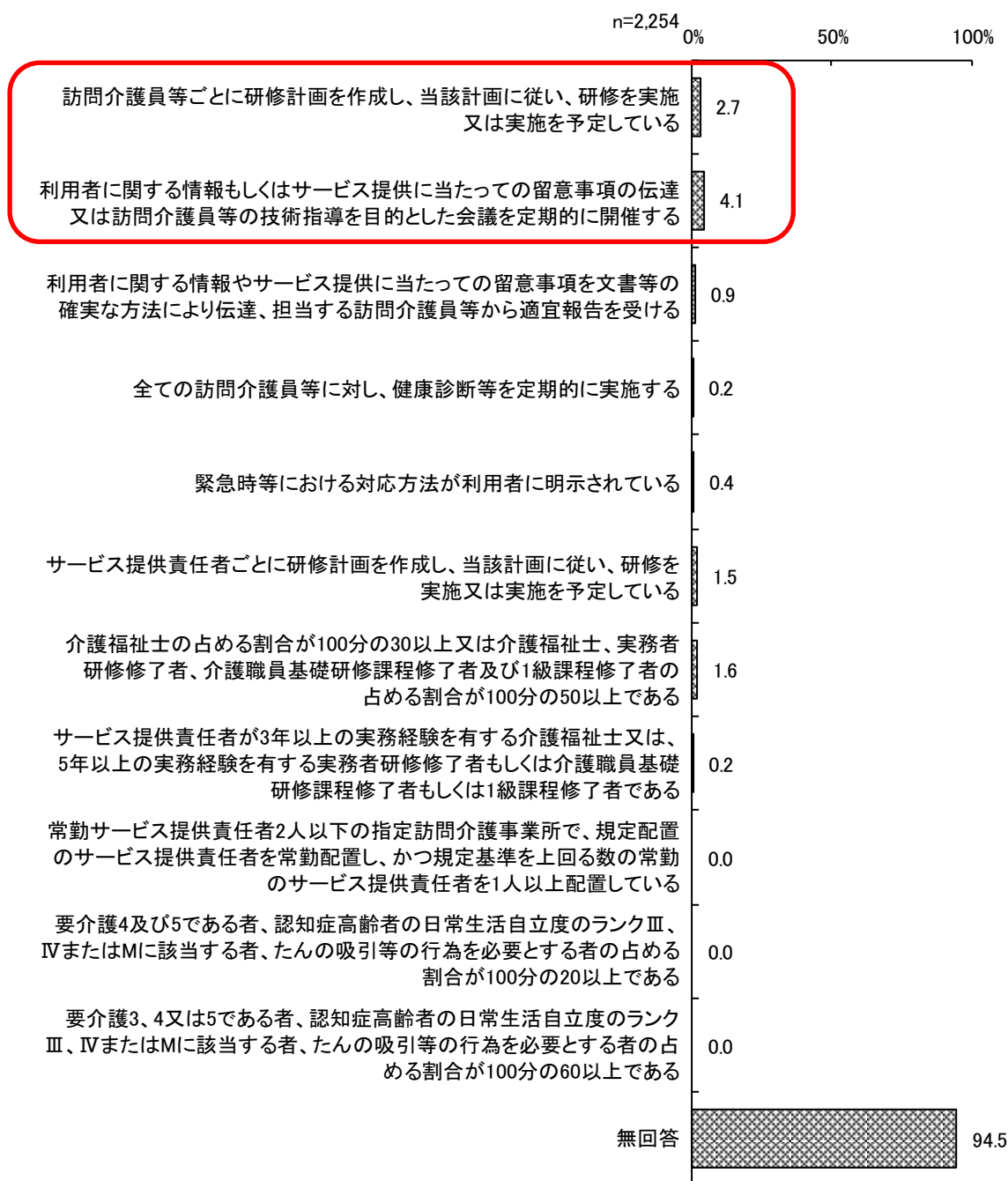
図表 29 動画共有機能（問 2-4）【複数回答】



5) WEB 会議機能

WEB 会議機能については、「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する」が4.1%で最も多く、次いで「訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している」が2.7%であった。

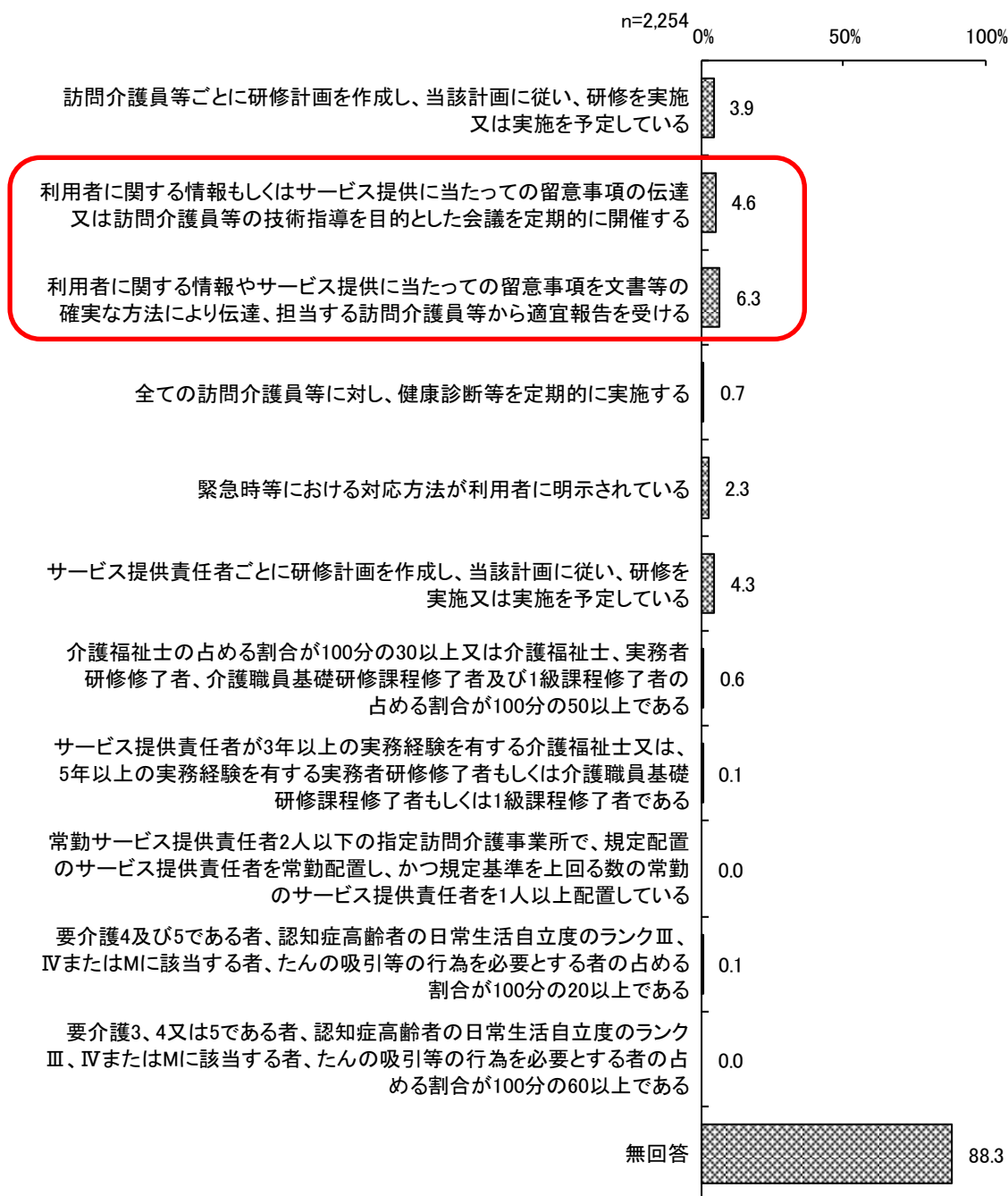
図表 30 WEB 会議機能（問 2-4）【複数回答】



6) スケジュール管理機能

スケジュール管理機能については、「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける」が6.3%で最も多く、次いで「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催する」が4.6%であった。

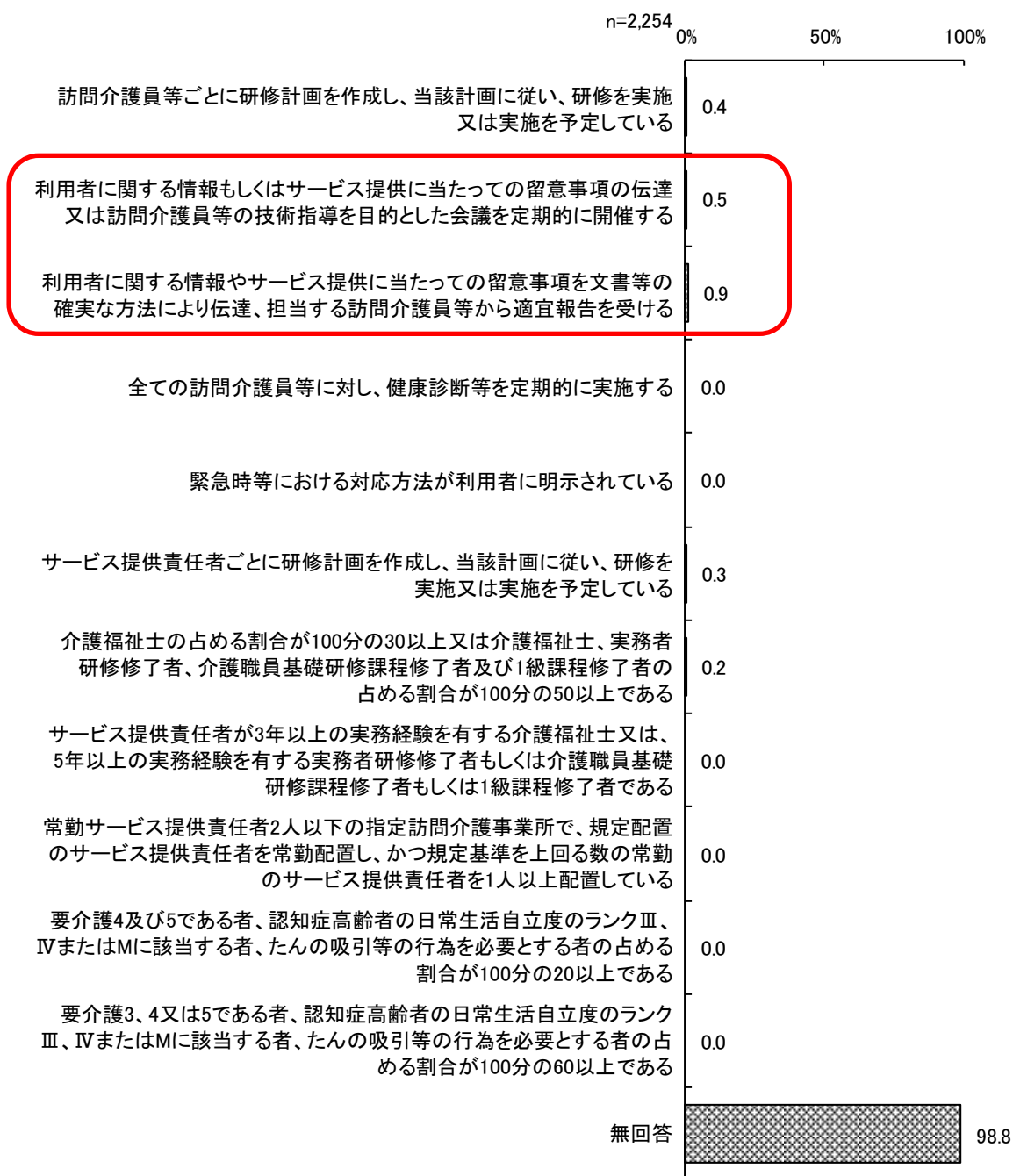
図表 31 スケジュール管理機能（問 2-4）【複数回答】



7) その他

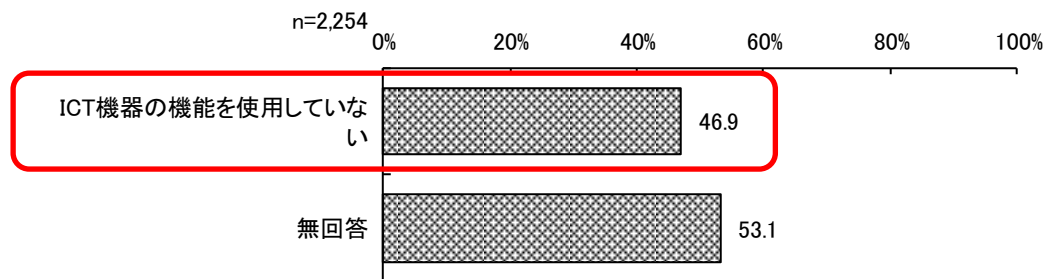
その他の機能としては、音声入力支援ソフトウェア、職員情報管理、経過記録、申し送り機能が挙げられており、「利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける」が0.9%で最も多く、次いで「利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催する」が0.5%であった。

図表 32 その他（問 2-4）【複数回答】



8) ICT 機器の機能を使用していない

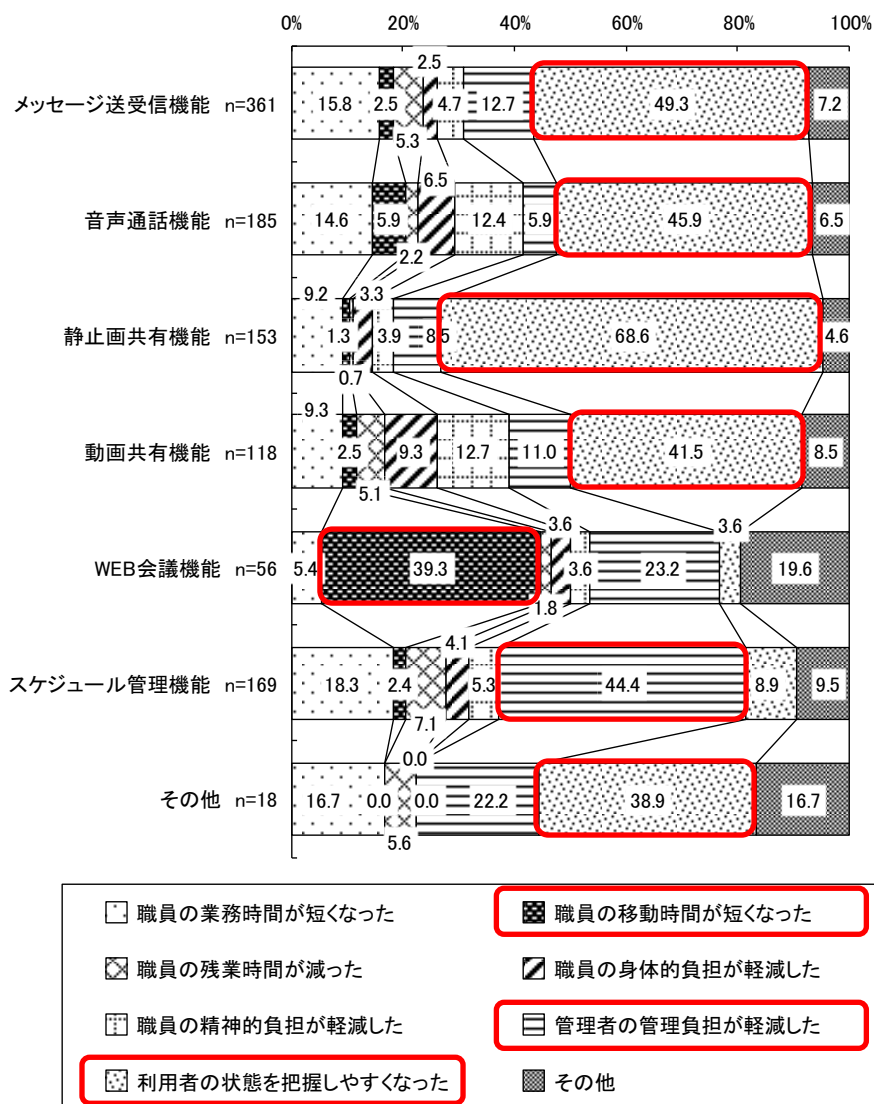
ICT 機器の機能を使用していないとの回答が 46.9%あった。



(5) ICT 機器使用の効果

ICT 機器使用の効果については、メッセージ送受信機能、音声通話機能、静止画共有機能、および動画共有機能では「利用者の状態を把握しやすくなった」が最も多く、WEB 会議機能では「職員の移動時間が短くなった」、スケジュール管理機能では「管理者の管理負担が軽減した」がそれぞれ最も多かった。

図表 33 ICT 機器使用の効果（問 2-4）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

■メッセージ送受信機能

【情報共有、正確性、速さが向上】

- ・正確に伝えることができる
- ・コミュニケーションが取りやすくなった
- ・職員間の連絡を取りやすくなった
- ・紙の削減がとてもできている

- ・急ぎの情報共有が行えるようになった
- ・伝達漏れが減った

【その他】

- ・以前より使用しているため、改めての効果がわからない
- ・事業所開設時より使用しているので変化なし
- ・限定的な情報の送受信のため、別途紙ベースの書類を使用
- ・全員が使いこなすのに時間がかかる
- ・時折誤解が生じる
- ・導入したばかりで効果の確認ができていない

■音声通話機能

- ・緊急時等により

■動画共有機能

【正確性、速さが向上】

- ・基準の理解やサービスの質の向上に繋がった
- ・大人数が同一に集まらず実施できる

【その他】

- ・研修に行く時間とリスクが減った
- ・研修において役立った
- ・コロナ禍の研修として有効

■WEB 会議機能

【正確性、利便性が向上】

- ・基準の理解やサービスの質の向上に繋がった
- ・会議参加者が増えた
- ・大人数が同一に集まらず実施できる
- ・自室でできてよかった

【その他】

- ・研修や勉強会がスムーズになった
- ・研修参加がしやすくなった

■スケジュール管理機能

- ・管理者および全てのスタッフで共有できるのでよい
- ・職員の動きがわかりやすい
- ・業務予定調整で効率が向上した
- ・シフト変更ミスが減った
- ・訪問漏れが少なくなった

■その他

- ・紙の削減、データ管理

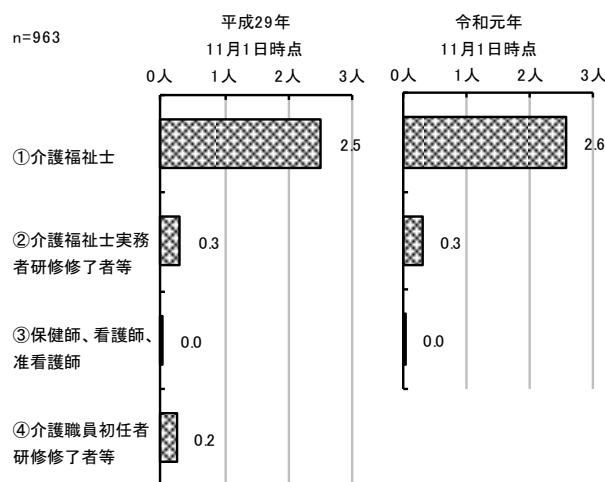
3. サービス提供責任者の業務の実態、保有資格等

(1) 資格別のサービス提供責任者数

1 事業所当たりの資格別のサービス提供責任者数の平均人数については、平成 29 年 11 月 1 日時点で介護福祉士が 2.5 人、介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧 1 級課程修了者が 0.3 人、保健師、看護師、准看護師が 0.0 人、介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者が 0.2 人であった。

また、令和元年 11 月 1 日時点では介護福祉士が 2.6 人、介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧 1 級課程修了者が 0.3 人、保健師、看護師、准看護師が 0.0 人であった。

図表 34 資格別のサービス提供責任者数（問 3-1）



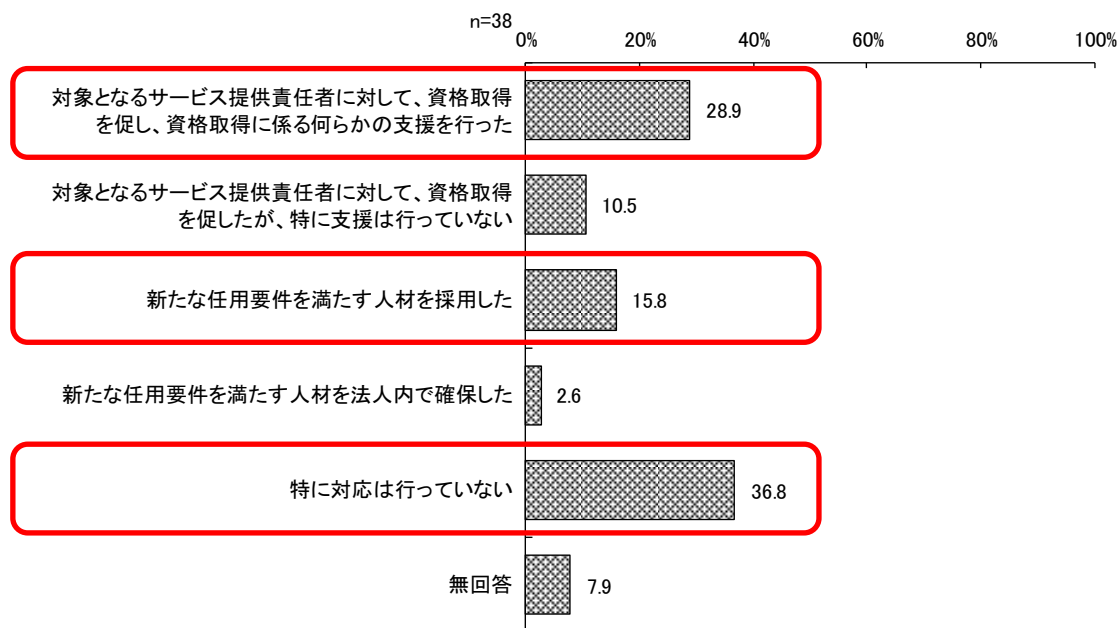
n=963		(単位: 人)				
		平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
平成29年 11月1日 時点	①介護福祉士	2.5	1.9	2	23	0
	②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧1級課程修了者	0.3	0.7	0	4	0
	③保健師、看護師、准看護師	0.0	0.2	0	2	0
	④介護職員初任者研修修了者・2級課程修了者	0.2	1.6	0	20	0
令和元年 11月1日 時点	①介護福祉士	2.6	1.9	2	19	0
	②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧1級課程修了者	0.3	0.7	0	5	0
	③保健師、看護師、准看護師	0.0	0.2	0	1	0

(2) サービス提供責任者の任用要件見直しへの対応

サービス提供責任者の任用要件見直しへの対応については、特に対応は行っていないが 36.8%で最も多く、次いで「対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促し、資格取得に係る何らかの支援を行った」が 28.9%、「新たな任用要件を満たす人材を採用した」が 15.8%であった。

※問 3-1-2 は、問 3-1（資格別のサービス提供責任者数）で④の 1）介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者（平成 29 年 11 月 1 日時点）に 1 人以上を回答した場合に回答する設問である。

図表 35 サービス提供責任者の任用要件見直しへの対応（問 3-1-2）【複数回答】

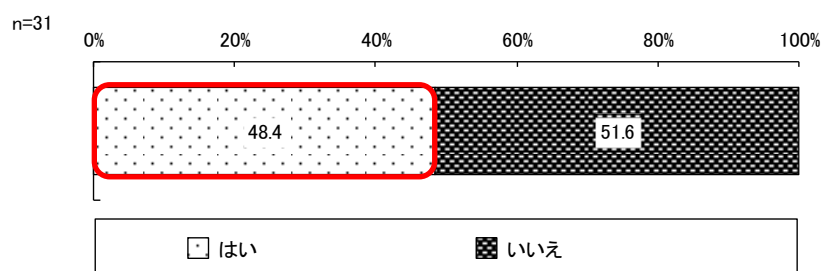


(3) 制度の見直しにより業務の質が高まったか

制度の見直しにより業務の質が高まったかについては、「はい」が 48.4%であった。

※問 3-1-3 は、問 3-1（資格別のサービス提供責任者数）で④の 1）介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者（平成 29 年 11 月 1 日時点）に 1 人以上を回答した場合に回答する設問である。

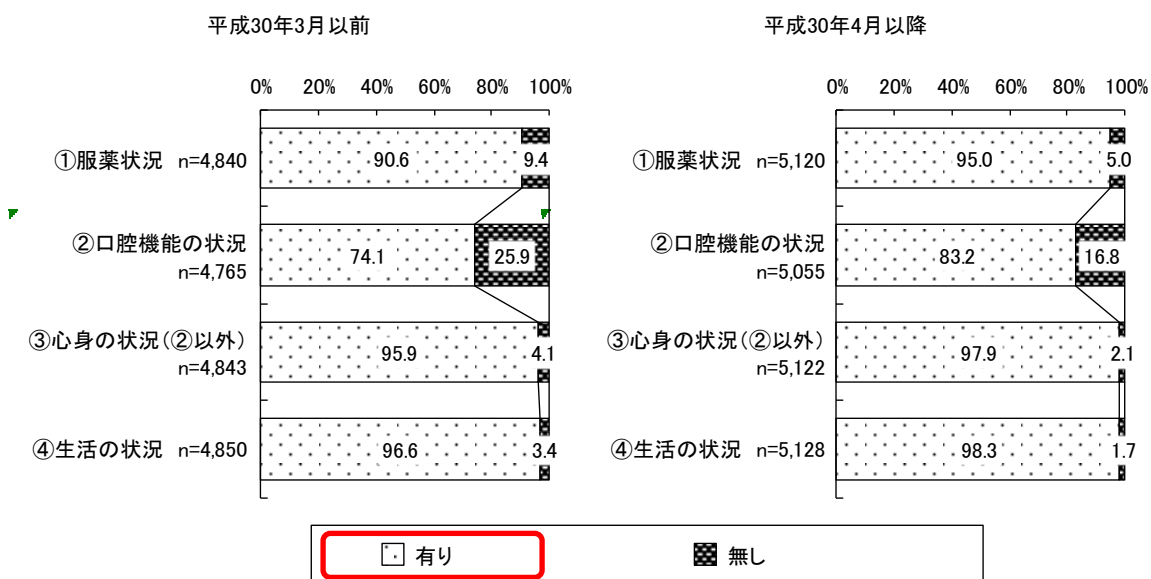
図表 36 制度の見直しにより業務の質が高まったか（問 3-1-3）



(4) サービス提供責任者が利用者の必要情報を関係者と共有した実績

サービス提供責任者が利用者の必要情報を関係者と共有した実績について、平成30年3月以前においては、服薬状況が90.6%、口腔機能の状況が74.1%、心身の状況が95.9%、生活の状況が96.6%であった。また、平成30年4月以降においては、服薬状況が95.0%、口腔機能の状況が83.2%、心身の状況が97.9%、生活の状況が98.3%であった。

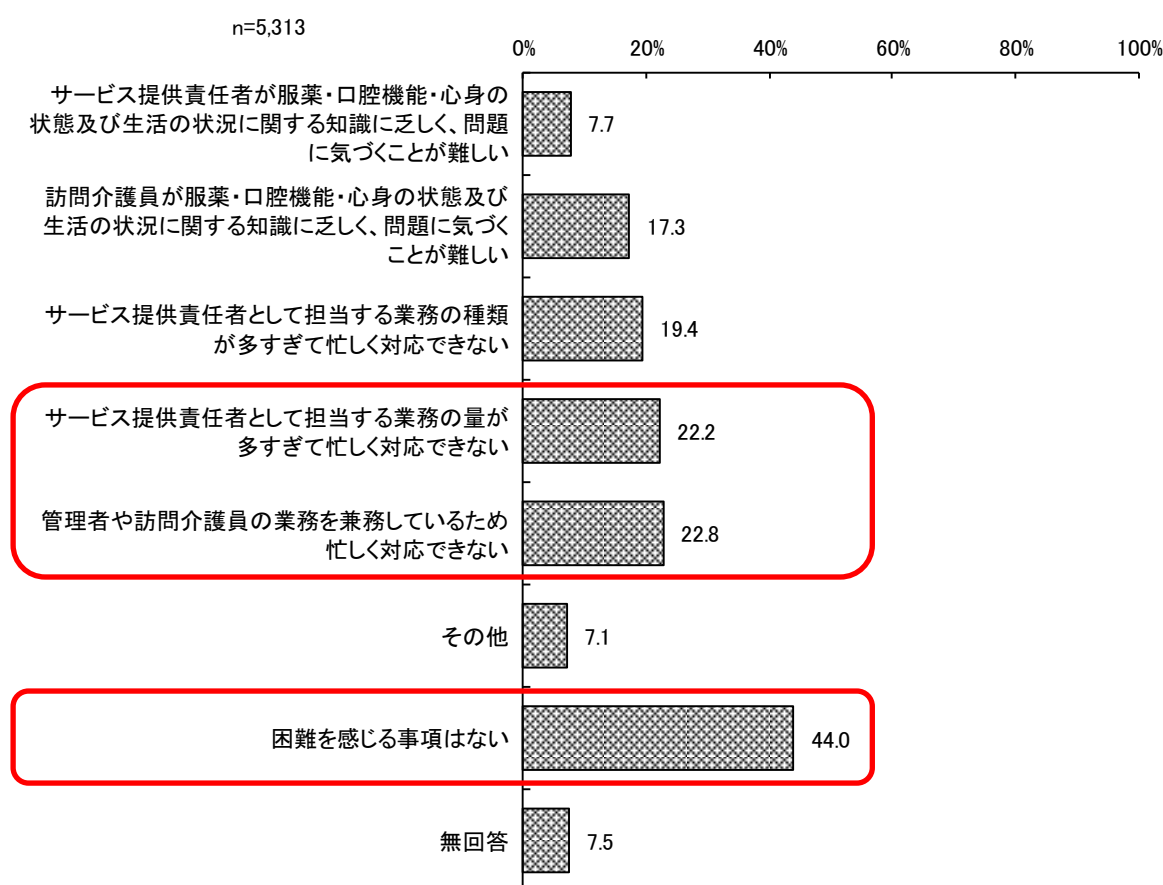
図表 37 サービス提供責任者が必要情報を共有した実績（問3-2）



(5) サービス提供責任者が利用者の情報を関係者と共有するにあたり困難な事項

サービス提供責任者が利用者の情報を関係者と共有するにあたり困難な事項については、「困難を感じる事項はない」が 44.0%で最も多く、次いで「管理者や訪問介護員の業務を兼務しているため忙しく対応できない」が 22.8%、「サービス提供責任者として担当する業務の量が多すぎて忙しく対応できない」が 22.2%であった。

図表 38 サービス提供責任者が利用者の情報を関係者と共有するにあたり困難な事項（問 3-3）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【ケアマネジャー（事業所）に問題】

- ・ケアマネジャーが利用者の状態を正しく認識できていないケースが多く伝わらない
- ・ケアマネジャーの勉強不足により状況の改善に時間を要する
- ・居宅介護支援事業所に報告や連絡をしてもきちんとした対応や返事がない

【サービス内容とマッチしない】

- ・予定サービス内容に口腔ケアが含まれていない場合、食事介助等の支援がない場合は情報の取りこぼしがある。
- ・口腔機能状況を実施する時間とタイミングがなく共有できない
- ・服薬や心身の状態はわかりやすいが口腔機能は食事介助などがないとわかりにくい
- ・生活援助中心型のサービス提供時に口腔機能の状況を把握するのは困難
- ・週に 1～2 回程度の利用者の日常的な服薬確認は難しい

- ・服薬状況はサービス内容にもあるため把握ができるが口腔機能は把握が難しい
- ・服薬管理は家族で行っていることもあり全てを把握することは難しい
- ・服薬については利用者自身が管理しており、お薬カレンダーがない方は服薬確認が難しい。口腔について歯痛、口内炎は訪問した時に本人が話してくれれば理解できる

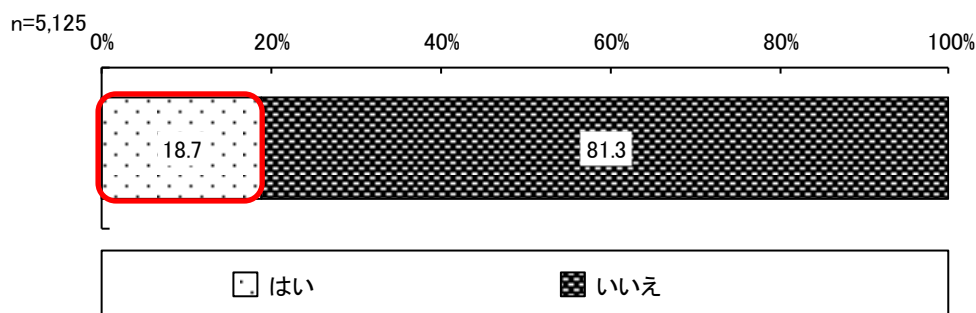
【その他】

- ・日々の共有は難しい。月末にまとめて報告
- ・精神的な面で口腔機能をみせてくれない利用者がある
- ・対応できなくはないが、労働時間との兼ね合いもあり大変

(6) サービス提供責任者の配置基準の特例「利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 以上とすること」を適用しているか

サービス提供責任者の配置基準の特例を適用しているかについては、「はい」が 18.7%であった。

図表 39 サービス提供責任者の配置基準の特例を適用しているか（問 3-4）



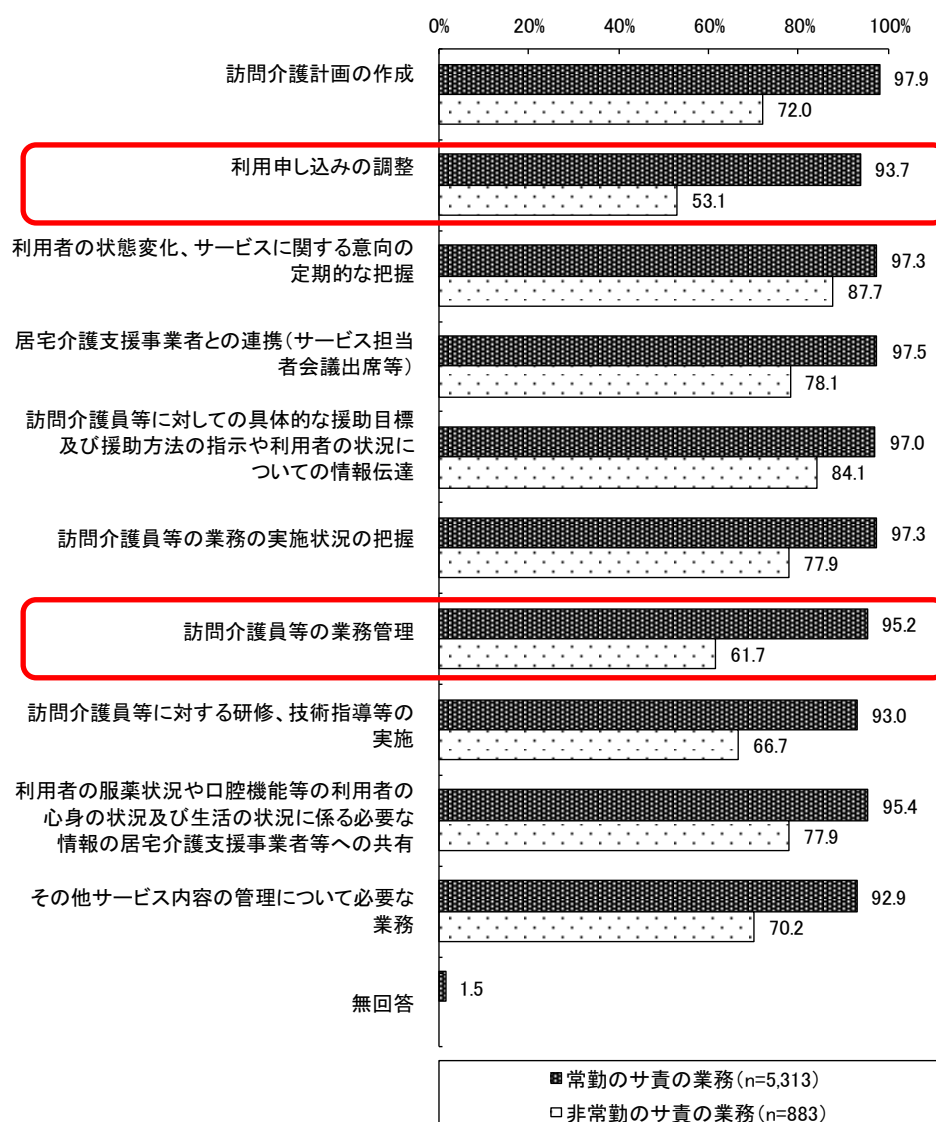
(7) サービス提供責任者の業務の実施状況（常勤／非常勤）

1) 常勤／非常勤のサービス提供責任者の業務

常勤のサービス提供責任者の業務の実施状況については、すべての業務が 90%超であった。非常勤のサービス提供責任者の業務の実施状況については、「利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握」が 87.7%で最も多く、次いで「訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達」が 84.1%、「居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）」が 78.1%であった。

両者の差が大きいものとしては、「利用申し込みの調整」が 40.6 ポイント、「訪問介護員等の業務管理」が 33.5 ポイントであった。

図表 40 常勤／非常勤のサービス提供責任者の業務（問 3-5）【複数回答】

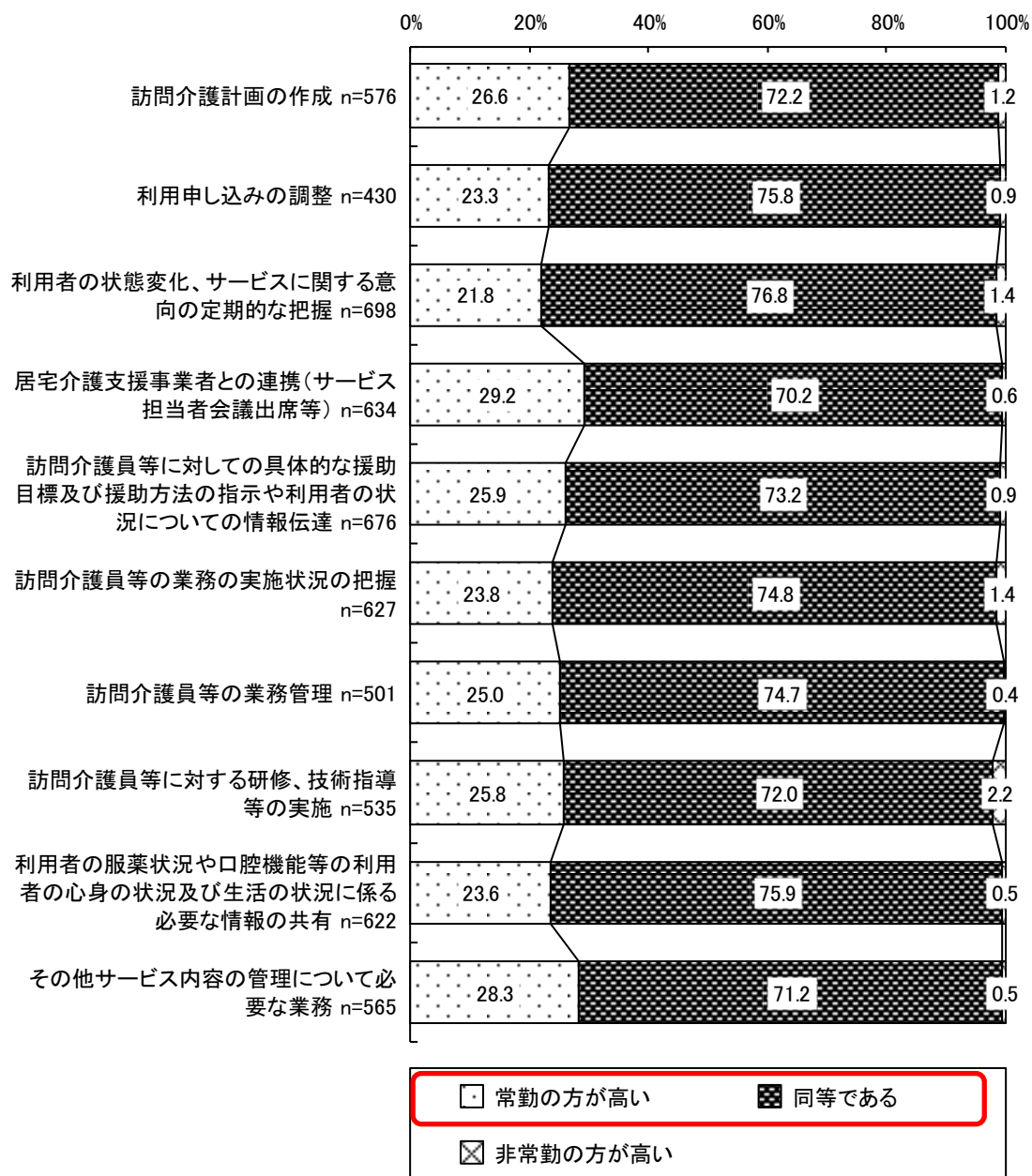


※非常勤については、非該当の場合、回答しなくて良いこととしたため、無回答を除外して集計している。

2) 常勤と非常勤のサービス提供責任者におけるサービスの質の高さの比較

常勤と非常勤のサービス提供責任者におけるサービスの質の高さの比較については、すべての業務において「同等である」が70%超、「常勤の方が高い」が20%超であった。

図表 41 常勤と非常勤のサービス提供責任者におけるサービスの質の高さの比較（問 3-5）

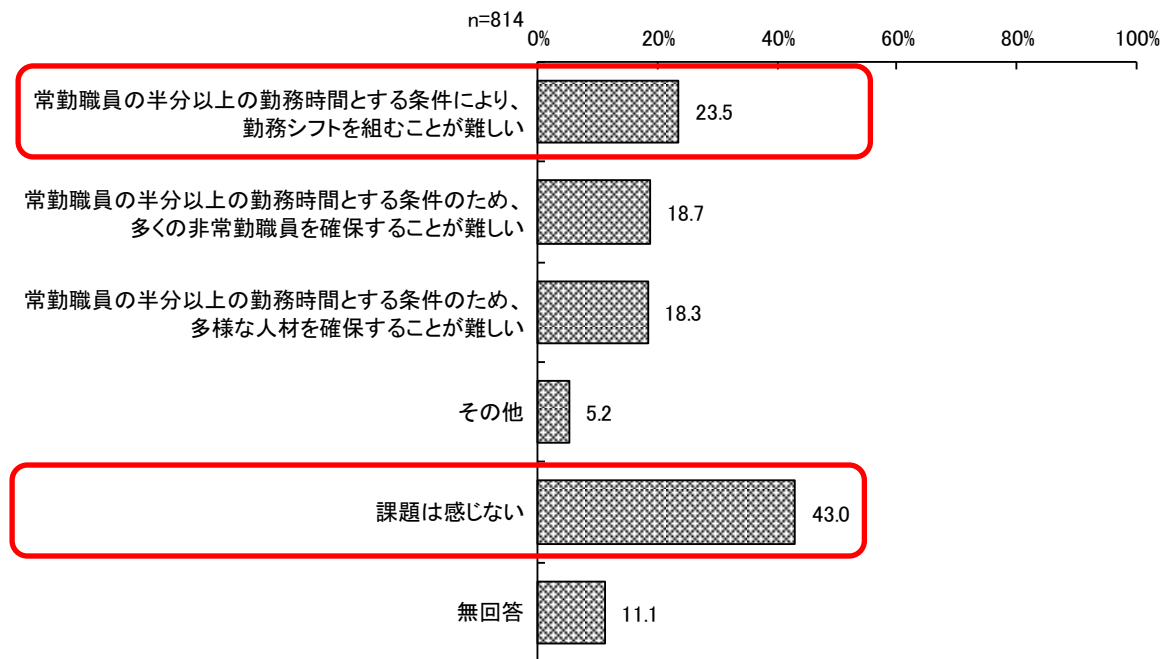


(8) 非常勤のサービス提供責任者を配置する際の課題

非常勤のサービス提供責任者を配置する際の課題については、「課題は感じない」が43.0%で最も多く、次いで「常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、勤務シフトを組むことが難しい」が23.5%であった。

※問3-6は、非常勤のサービス提供責任者を配置している場合に回答する設問である。

図表 42 非常勤のサ責を配置する際の課題（問3-6）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【情報共有、連絡】

- ・情報共有をタイムリーに行うことが難しい
- ・非常勤では日々の状況把握が困難に感じる
- ・非常勤のため事務所に常駐する時間が短く、すぐに連絡が取れない事がある

【常勤スタッフの負担増】

- ・常勤のサービス提供責任者に負担がかかりやすい
- ・非常勤の入れない時間の常勤の負担がある
- ・半分の時間のため他の職員への負担が大き過ぎる

【その他】

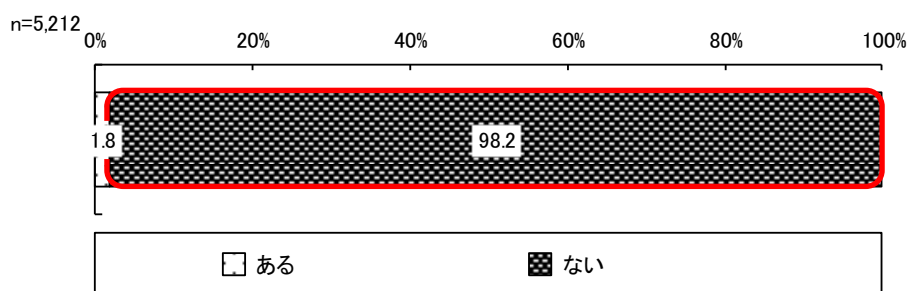
- ・知識や責任感が少なくパートとして考えている人が多く、専門性を担保できない

4. 生活機能向上連携加算

(1) 事業所における生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定経験（令和2年7月1日時点）

事業所における生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定経験については、「ない」が98.2%であった。

図表 43 事業所における生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定経験（問 4-1）

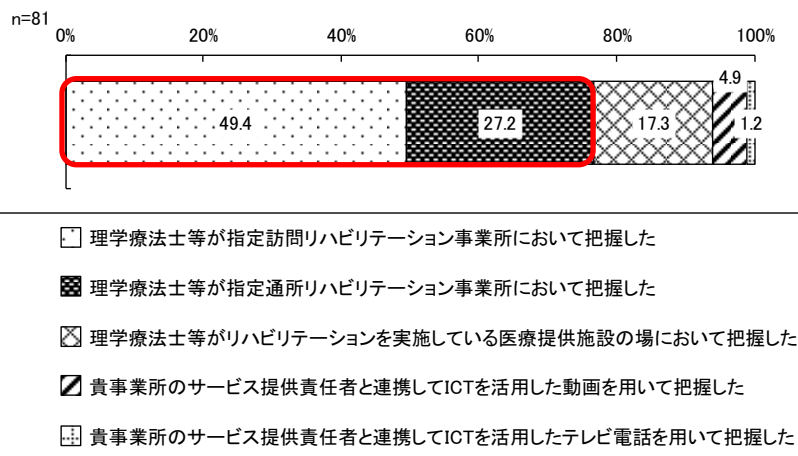


(2) 訪問介護計画を作成する上で理学療法士等はどうのように利用者の ADL・IADL を把握したか

生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成する上で、理学療法士等はどうのように利用者の ADL/IADL を把握したかについては、「理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した」が49.4%で最も多く、次いで「理学療法士等が指定通所リハビリテーション事業所において把握した」が27.2%であった。

※問 4-2 は、問 4-1（生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定経験）で「1. ある」と回答した場合に回答する設問である。

図表 44 訪問介護計画を作成する上で理学療法士等はどうのように利用者の ADL・IADL を把握したか（問 4-2）



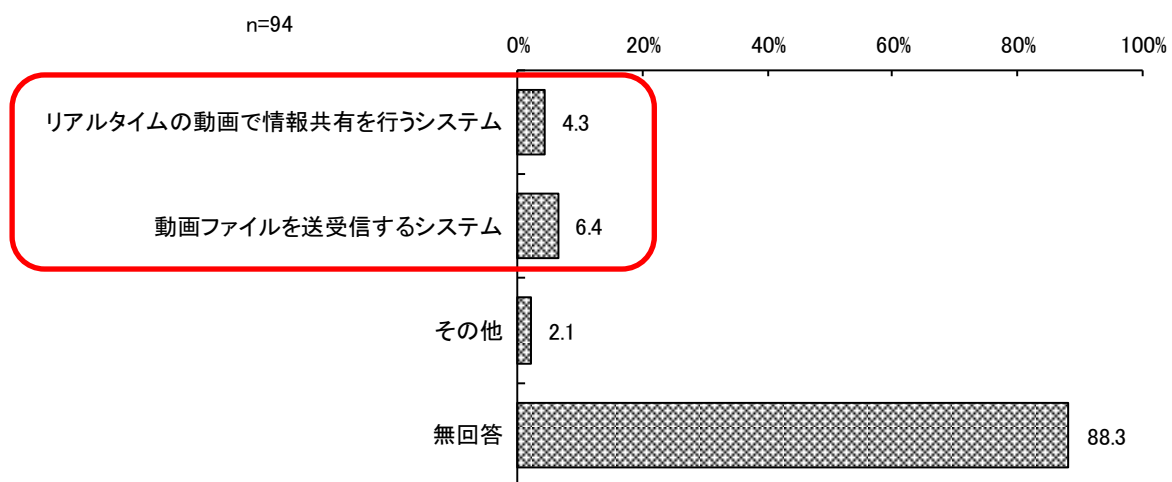
(3)生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用した ICT のシステム

1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすための ICT のシステムの使用有無

生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすための ICT のシステムの使用有無については、動画ファイルを送受信するシステムが 6.4%で最も多く、次いでリアルタイムの動画で情報共有を行うシステムが 4.3%であった。

※問 4-3 は、問 4-1（生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定経験）で「1.ある」と回答した場合に回答する設問である。

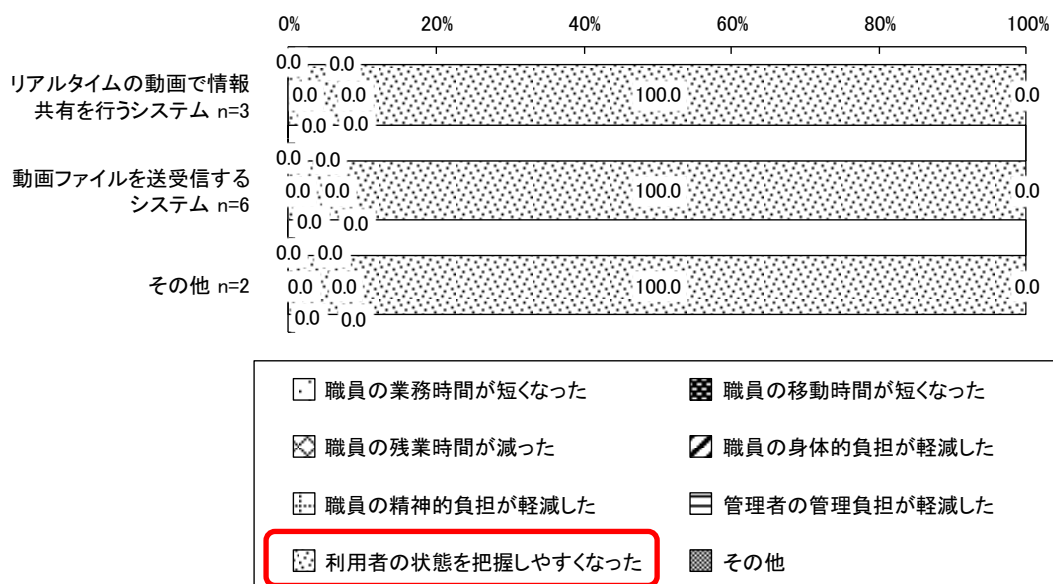
図表 45 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすための ICT のシステムの使用有無（問 4-3）
【複数回答】



2) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用した ICT のシステムの効果

生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用した ICT のシステムの効果については、いずれも「利用者の状態を把握しやすくなった」が 100%であった。

図表 46 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用した ICT のシステムの使用効果
（問 4-3）



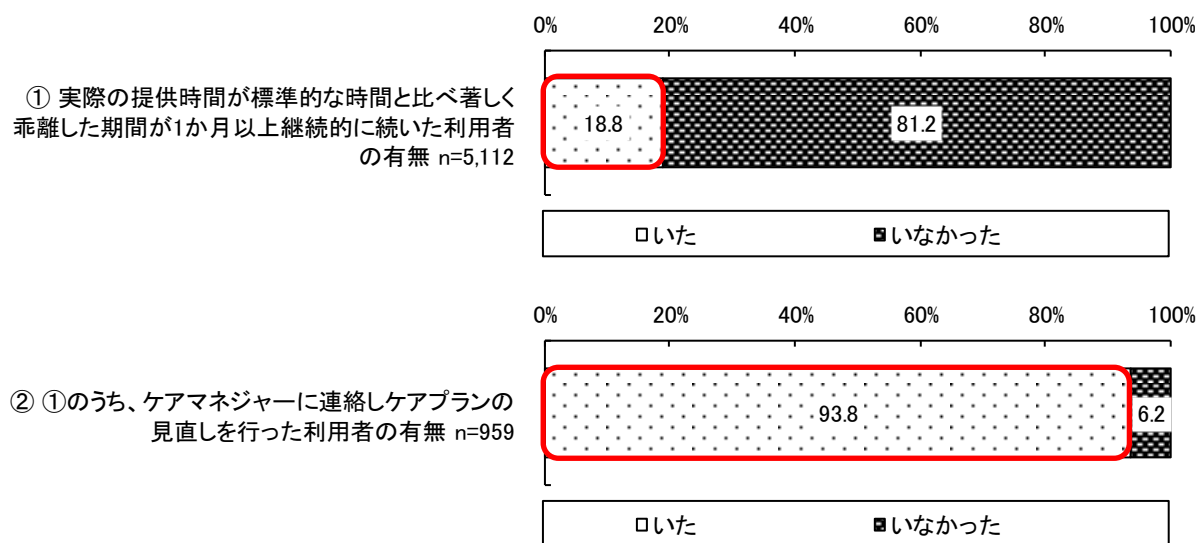
5. 訪問介護の所要時間と標準的な時間との乖離

(1) 実際のサービス提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が1か月以上継続的に続いた利用者について

1) 該当した利用者の有無

該当した利用者の有無については、「いた」が 18.8%であった。また該当した利用者がいた事業所のうち、ケアマネジャーに連絡しケアプランの見直しを行った利用者の有無については、「いた」が 93.8%であった。

図表 47 該当した利用者の有無（問 5-1）



6. 集合住宅減算の適用状況等

(1) 集合住宅減算の見直しによる変化

1) 利用者へのサービス提供回数の変化（平成 29 年 11 月と令和元年 11 月の比較）

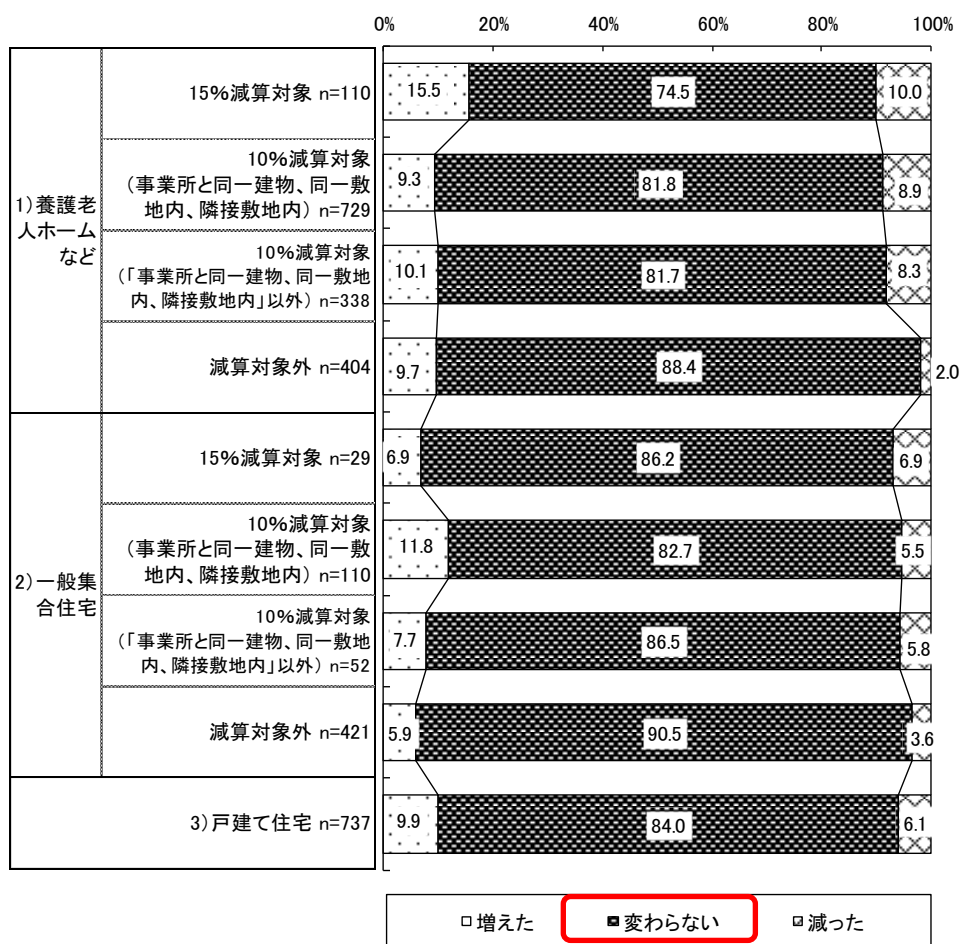
利用者へのサービス提供回数の変化については、いずれの建物でも「変わらない」が最も多かった。数値は下記のとおり。

養護老人ホームなどの 15%減算対象では 74.5%、10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）では 81.8%、10%減算対象（前述以外）では 81.7%、減算対象外では 88.4%であった。

また、一般集合住宅の 15%減算対象では 86.2%、10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）では 82.7%、10%減算対象（前述以外）では 86.5%、減算対象外では 90.5%であった。

戸建て住宅では 84.0%であった。

図表 48 利用者へのサービス提供回数の変化（問 6-1）



※本図表における「養護老人ホームなど」は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅を表している。

2) 提供するサービスの質の変化（平成 29 年 11 月と令和元年 11 月の比較）

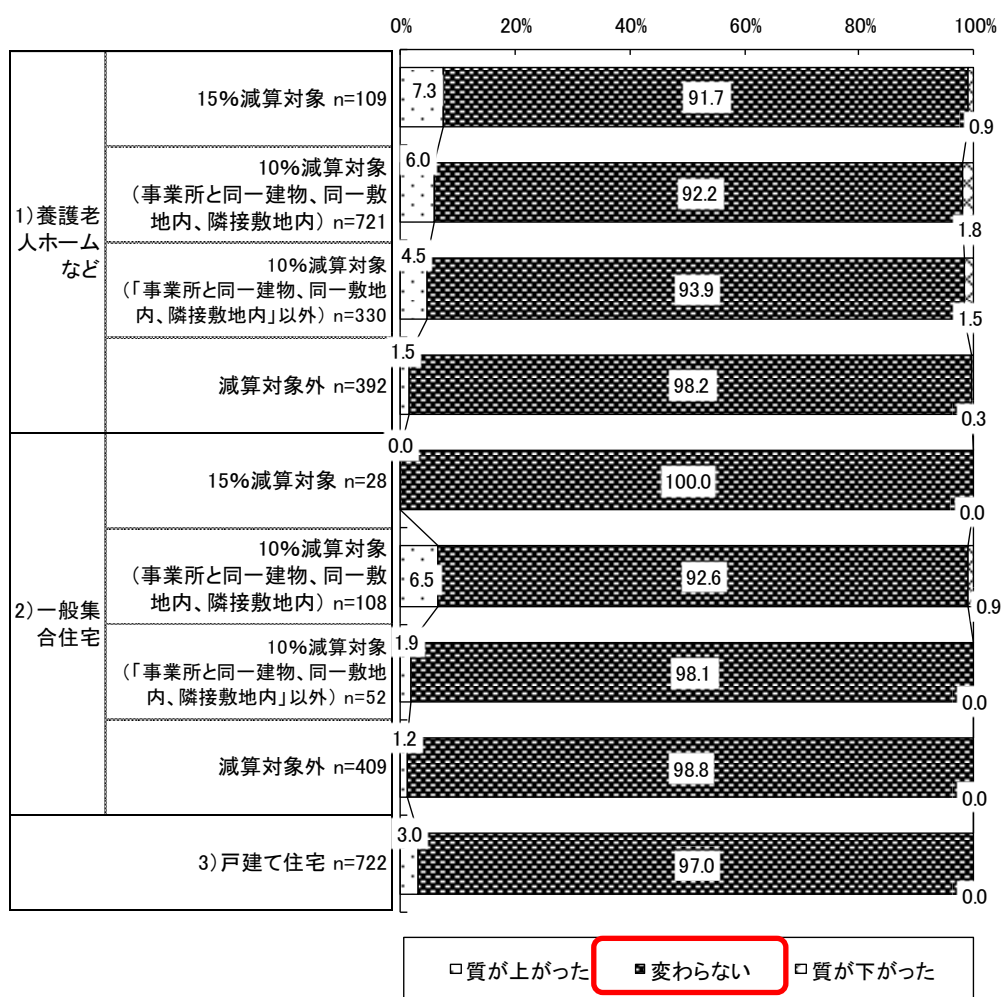
提供するサービスの質の変化については、いずれの建物でも「変わらない」が最も多かった。数値は下記のとおり。

養護老人ホームなどの 15%減算対象では 91.7%、10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）では 92.2%、10%減算対象（前述以外）では 93.9%、減算対象外では 98.2%であった。

また、一般集合住宅の 15%減算対象では 100.0%、10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）では 92.6%、10%減算対象（前述以外）では 98.1%、減算対象外では 98.8%であった。

戸建て住宅では 97.0%であった。

図表 49 提供するサービスの質の変化（問 6-1）



※1 本図表における「養護老人ホームなど」は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅を表している。

※2 「質が上がった」と回答した事業所に対し回答理由をヒアリングしたところ、「設問の“見直しを理由として”の部分に気づかなかった。常にできるかぎりのサービスを行っており、そういう意味では質は変わらない」、「減算によりサービスの質が上がるとは考えにくいので質問を読み違えたと思う。ただしヘルパーの業務内容は減算前後で変わっておらず、サービスの質が下がったということはない」などの回答が得られた。

3) 事業所から建物までの片道の平均移動時間（令和元年 11 月の 1 か月間の状況）

事業所から建物までの片道の平均移動時間については、養護老人ホームなどの 15%減算対象では 2.4 分、10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）では 2.0 分、10%減算対象（前述以外）では 5.6 分、減算対象外では 13.2 分であった。

また、一般集合住宅の 15%減算対象では 7.9 分、10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）では 3.4 分、10%減算対象（前述以外）では 7.6 分、減算対象外では 14.4 分であった。

戸建て住宅では 15.9 分であった。

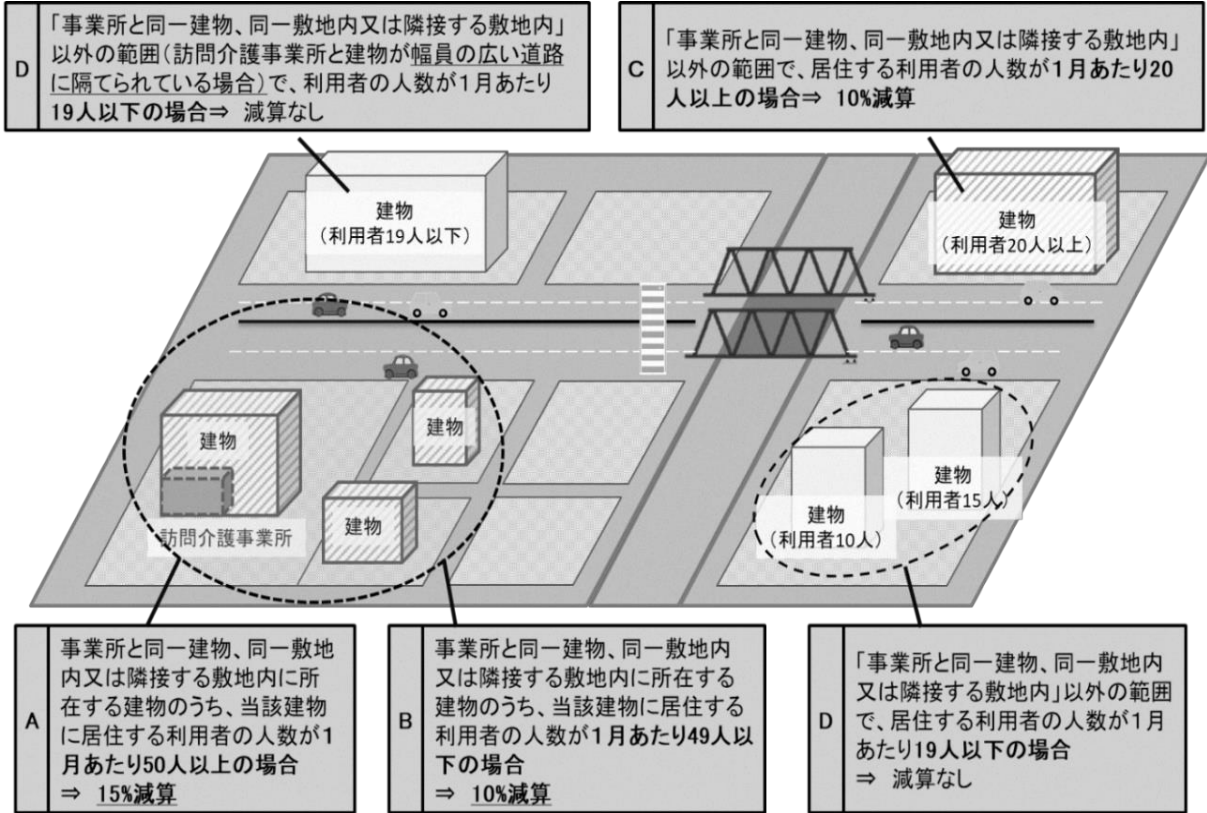
図表 50 事業所から建物までの片道の平均移動時間（問 6-1）

(単位:分)

		調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1) 養護老人ホームなど	15%減算対象	85	2.4	3.7	1	20	0
	10%減算対象 (事業所と同一建物、同一敷地内、隣接敷地内)	615	2.0	9.2	1	216	0
	10%減算対象 (「事業所と同一建物、同一敷地内、隣接敷地内」以外)	274	5.6	7.1	3	45	0
	減算対象外	336	13.2	8.1	13	60	0
2) 一般集合住宅	15%減算対象	12	7.9	6.5	7	20	0
	10%減算対象 (事業所と同一建物、同一敷地内、隣接敷地内)	84	3.4	5.2	2	30	0
	10%減算対象 (「事業所と同一建物、同一敷地内、隣接敷地内」以外)	30	7.6	6.0	7	20	0
	減算対象外	306	14.4	6.9	15	60	0
3) 戸建て住宅		517	15.9	8.2	15	120	0

※本図表における「養護老人ホームなど」は、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅を表している。

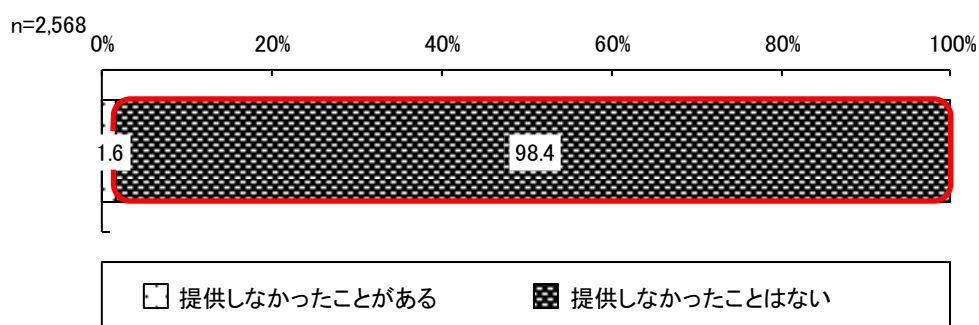
図表 51 同一建物減算に関するイメージ図（参考）



(2) 集合住宅減算を理由に必要とされた訪問介護サービスを提供しなかったことの有無（令和元年 11 月まで）

平成 30 年度改定による集合住宅減算の見直し後、集合住宅減算を理由に必要とされた訪問介護サービスを提供しなかったことの有無については、「提供しなかったことはない」が 98.4%であった。

図表 52 集合住宅減算を理由に必要とされた訪問介護サービスを提供しなかったことの有無
(問 6-2)



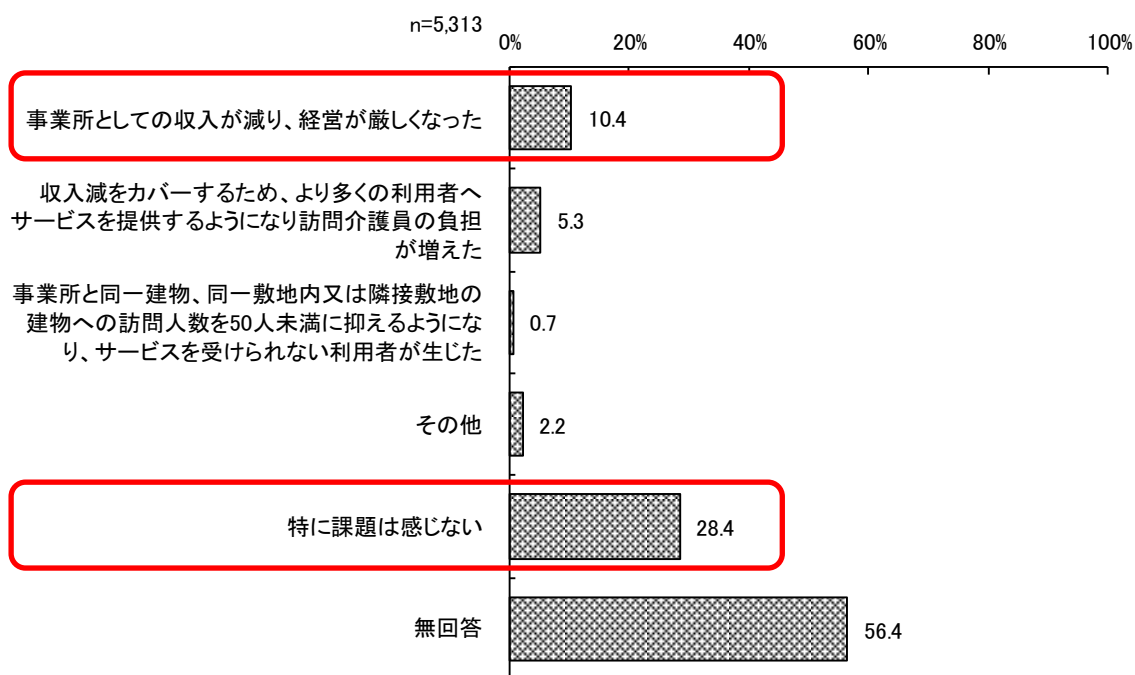
※「提供しなかったことがある」理由として挙げられた主な回答は以下の通り。

- ・ 15%減算になるため
- ・ 限度額超過のためサービスができない

(3) 集合住宅減算の見直された事項について課題に感じる点

集合住宅減算の見直された事項について課題に感じる点については、「特に課題は感じない」が28.4%で最も多く、次いで「事業所としての収入が減り、経営が厳しくなった」が10.4%であった。

図表 53 集合住宅減算の見直された事項について課題に感じる点（問 6-3）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【負担増】

- ・収入減をカバーするため、人件費削減をし、職員の負担が増えた

【サービス低下や削減など、利用者の不利益】

- ・利用者の支払い額に公平性の根拠、理由がない
- ・減算対象とならないように、利用者数を意識してしまう
- ・集合住宅減算が支給限度額の範囲外になったことで、これまで受けていたサービスの回数を減らさざるをえない利用者がいた。これにより必要なサービスを十分に受けられないようになった

【その他】

- ・収入の見込みが減り、サービスの必要がない人の受け入れも行っている（サービス付き高齢者住宅において）

(4) 集合住宅減算の見直しの後、感じられた課題への対応策

※問 6-4 は、問 6-3（集合住宅減算の見直された事項について課題に感じる点）で「1. 事業所としての収入が減り、経営が厳しくなった」、「2. 収入減をカバーするため、より多くの利用者へサービスを提供するようになり訪問介護員の負担が増えた」、「3. 事業所と同一建物、同一敷地又は隣接敷地の建物への訪問人数を 50 人未満に抑えるようになり、サービスを受けられない利用者が生じた」、「4. その他」のいずれかに回答した場合に回答する設問である。

図表 54 集合住宅減算の見直しの後、感じられた課題への対応策（問 6-4）【自由記述】

○経費・人件費の見直し、削減

- ・職員給与を下げた
- ・収入減となったため職員の昇給率が下がった
- ・賞与の調整
- ・職員が減っても新たに採用しなかった
- ・経費減、人件費減（退職者への補充の抑え等）
- ・処遇改善、特定処遇改善を利用した賃金見直し
- ・別事業の立上げ。経費削減
- ・給料アップができない

○ヘルパーの勤務体制や人数調整

- ・法律を守りながら職員の兼務を拡大した
- ・サービス提供回数を増加した。そのため人員も増員した
- ・職員を増員した。また効率よく訪問できるよう提供時間を見直した
- ・できる限り、スケジュールに「遊び」がないように見直した
- ・介護職員の質と人員数が多く必要になった。介護人材不足と重なって人材広告、雇用費用が大幅に増え、経営が苦しくなる

○サービス内容の見直し

- ・アセスメントを定期的に行い必要なサービスを提供できるようにした
- ・介護保険サービス以外に必要な場合に自費で利用できるサービスを作っている

○利用者の受け入れ増

- ・利用修了者がいる場合にはすぐに新規の利用者を捜すようにした。
- ・10%減算分新しい利用者の獲得に努力している

○加算（特定事業所、処遇改善）申請

- ・特定事業所加算や特定処遇改善加算の見直しを行った
- ・今後、特定事業所加算の取得を検討する

- ・要件を満たす加算の取得を行った。IT・ICT・IOTの活用で生産性を上げた
- ・加算で減額をカバーするようになったため、サービス提供責任者の業務が増えた
- ・処遇改善、特定処遇改善を利用し、賃金見直しを行っている
- ・処遇改善加算により職員への待遇は確保していかなければならないと感じた

○その他

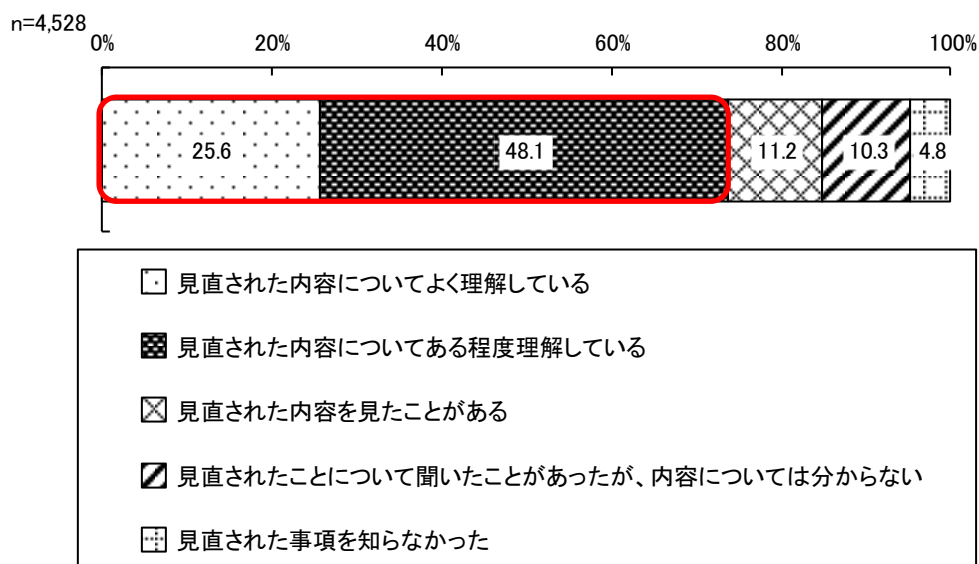
- ・居宅介護（障がい）事業の開設を行った
- ・別事業の立上げ。
- ・他事業で、減収分を補填（通所、短期稼働強化）
- ・他部門との収益調整を行っている
- ・対応できない
- ・特にしていない

7. 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（身体介護）の提供状況

(1) 老計 10 号に示される身体介護の見守りの援助の内容見直しについての理解状況

身体介護の見守りの援助の内容見直しについての理解状況については、「見直された内容についてある程度理解している」が48.1%で最も多く、次いで「見直された内容についてよく理解している」が25.6%であった。

図表 55 身体介護の見守りの援助の内容見直しについての理解状況（問 7-1）



(2) 見守りの援助を行った総利用者数（要介護度別）

見守りの援助を行った利用者の要介護度別実人数の平均について、全事業所を対象とした集計では、1事業所当たりでは合計人数が7.2人であり、要介護1が2.7人、要介護2が2.2人、要介護3が1.2人、要介護4が0.7人、要介護5が0.4人、申請中が0.0人であった。

また該当者が1人以上いた事業所に限定した集計では、1事業所当たりでは合計人数が11.6人であり、要介護1が4.3人、要介護2が3.5人、要介護3が2.0人、要介護4が1.1人、要介護5が0.7人、申請中が0.0人であった。

図表 56 見守りの援助を行った総利用者数（要介護度別）
（全事業所を対象とした集計）（問 7-2）

n=3,776 (単位:人)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
合計	7.2	17.7	2	701	0
要介護1	2.7	5.7	0	178	0
要介護2	2.2	4.5	0	90	0
要介護3	1.2	3.7	0	153	0
要介護4	0.7	3.7	0	179	0
要介護5	0.4	4.7	0	270	0
申請中	0.0	0.7	0	38	0

図表 57 見守りの援助を行った総利用者数（要介護度別）（平均値）
（該当者が1人以上いた事業所に限定した集計）（問 7-2）

(単位:人)

合計	11.6
要介護1	4.3
要介護2	3.5
要介護3	2.0
要介護4	1.1
要介護5	0.7
申請中	0.0

平均要介護度	2.16
--------	------

(3) 見守りの援助を行った総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）

見守りの援助を行った利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別実人数の平均について、全事業所を対象とした集計では、1事業所当たりでは合計人数の平均が6.3人であり、自立が0.8人、Ⅰが1.2人、Ⅱaが1.1人、Ⅱbが1.1人、Ⅲaが0.6人、Ⅲbが0.2人、Ⅳが0.2人、Mが0.1人、不明が1.2人であった。

また該当者が1人以上いた事業所に限定した集計では、合計人数の平均が10.7人であり、自立が1.3人、Ⅰが1.9人、Ⅱaが1.9人、Ⅱbが1.8人、Ⅲaが1.0人、Ⅲbが0.4人、Ⅳが0.3人、Mが0.1人、不明が2.0人であった。

図表 58 見守りの援助を行った総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）
（全事業所を対象とした集計）（問 7-3）

n=3,309 (単位:人)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
合計	6.3	12.4	2	221	0
自立	0.8	2.7	0	61	0
Ⅰ	1.2	3.1	0	55	0
Ⅱ a	1.1	2.9	0	55	0
Ⅱ b	1.1	3.2	0	83	0
Ⅲ a	0.6	2.3	0	70	0
Ⅲ b	0.2	1.6	0	80	0
Ⅳ	0.2	0.8	0	17	0
M	0.1	0.4	0	11	0
不明	1.2	5.2	0	124	0

図表 59 見守りの援助を行った総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）（平均値）
（該当者が1人以上いた事業所に限定した集計）（問 7-3）

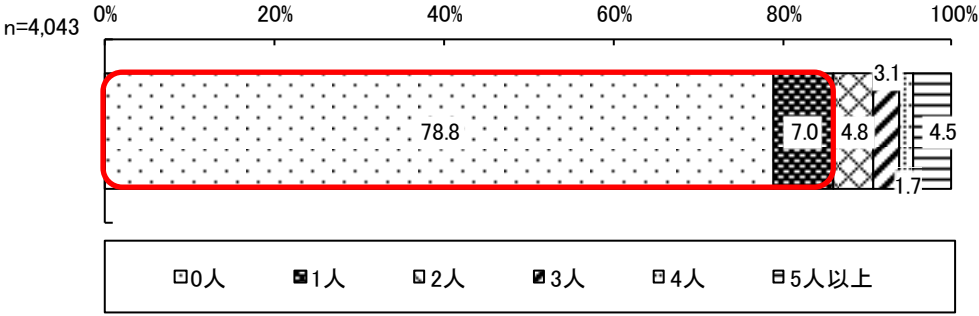
(単位:人)

合計	10.7
自立	1.3
Ⅰ	1.9
Ⅱ a	1.9
Ⅱ b	1.8
Ⅲ a	1.0
Ⅲ b	0.4
Ⅳ	0.3
M	0.1
不明	2.0

(4) 令和元年 11 月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数

令和元年 11 月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数については、1 事業所当たりでは 0 人が 78.8%で最も多く、次いで 1 人が 7.0%であった。

図表 60 生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数（問 7-4）



(単位: 人)

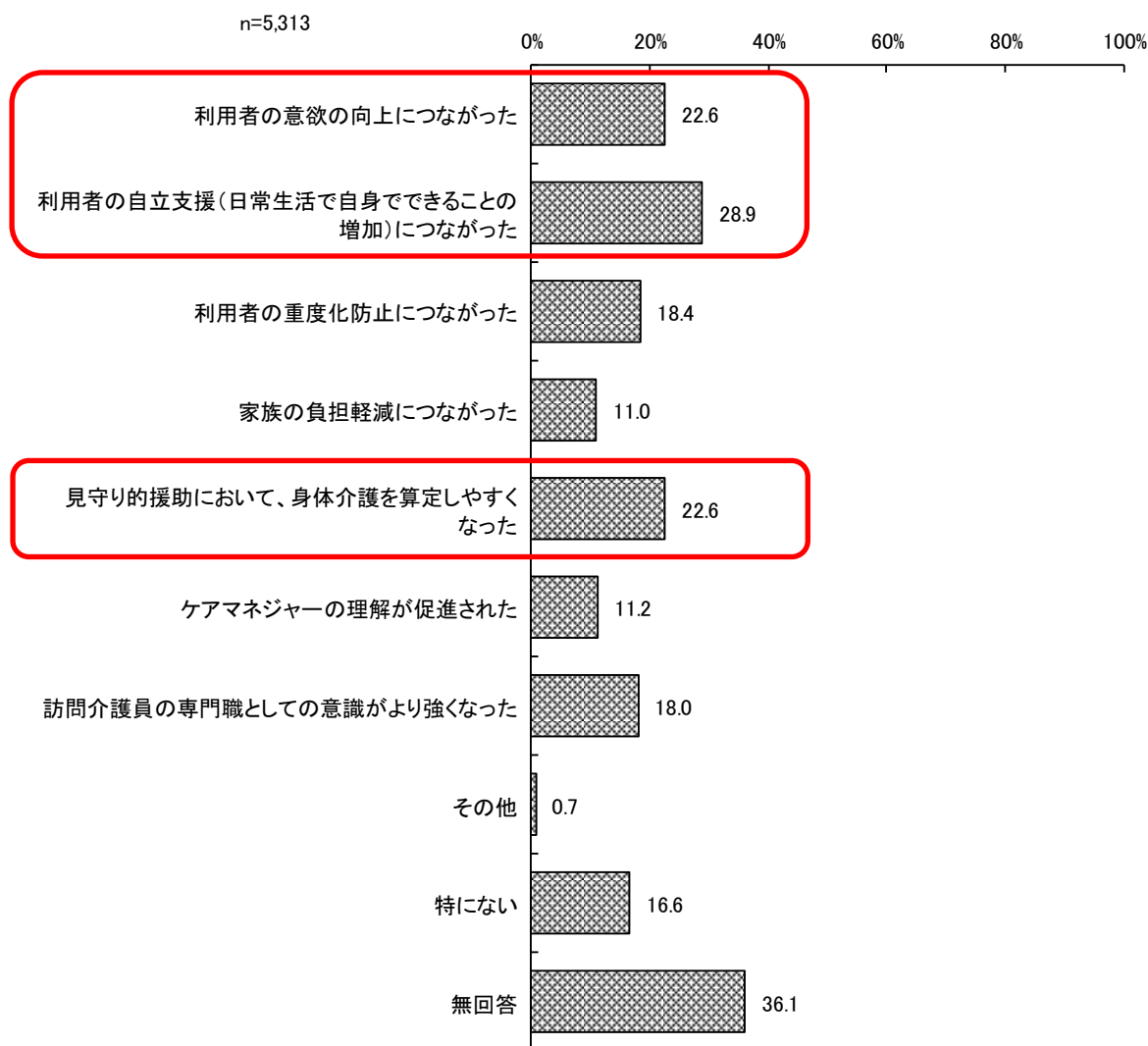
調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
4,043	0.8	3.2	0	95	0

(5) 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果や課題と考える事項

1) 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果と考える事項

効果と考える事項については、「利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった」が28.9%で最も多く、次いで「利用者の意欲の向上につながった」、「見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった」がそれぞれ22.6%であった。

図表 61 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果と考える事項（問 7-5）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【利用者に良い影響】

- ・利用者の制度の理解が促進された
- ・利用者の表情が明るくなった
- ・利用者の安心感が得られた
- ・周辺症状が落ち着いてきた
- ・サービスに対する拒否が減った
- ・安全に自宅で生活できるようになった
- ・意欲の向上とまではいかないが、意識付けになった

- ・元々見守りの援助を主体にし関わってきているので、効果は日々感じている
- ・改定以前よりできることは見守りし、できないことは一部支援を行っているため、できることが増えた利用者もいる

【家族に良い影響】

- ・家族の制度の理解が促進された
- ・認知症高齢者のできる姿をみて、介護者（家族）のモチベーションアップに繋がった

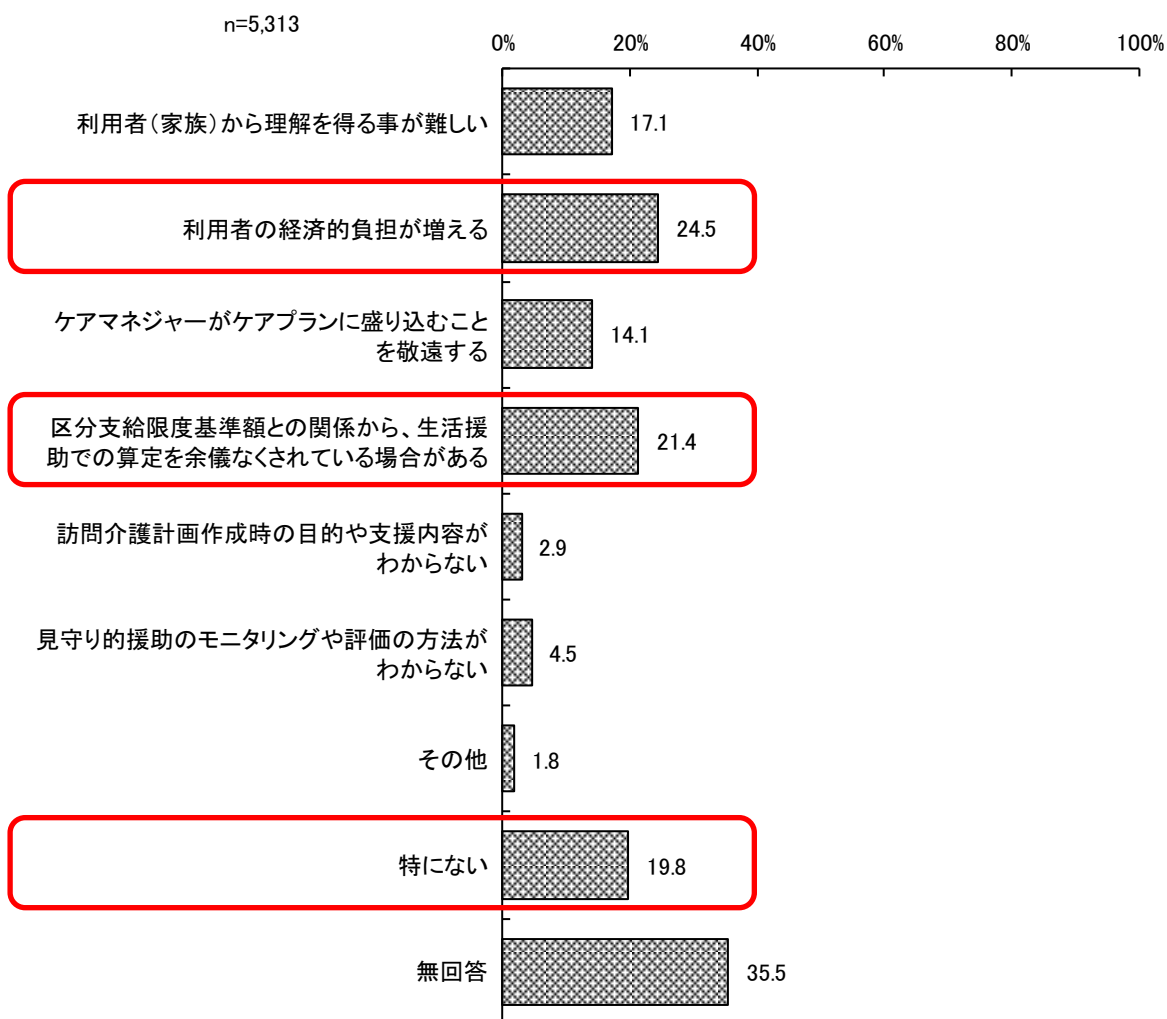
【ヘルパーに良い影響】

- ・訪問介護員の意識改革に繋がった

2) 見守りの援助の内容が見直されたことへの課題と考える事項

課題と考える事項については、「利用者の経済的負担が増える」が24.5%で最も多く、次いで「区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある」が21.4%、「特にない」が19.8%であった。

図表 62 見守りの援助の内容が見直されたことへの課題と考える事項（問 7-5）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【ケアマネジャーの認識不足・意識不足】

- ・ケアマネジャーが改正を理解していないため切り替えができなかった
- ・単位数調整や介護保険の見守りの援助を利用者に説明できないケアマネジャーがいて困っている
- ・自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助が身体介護と理解していないケアマネジャーもいる
- ・ヘルパー単独でやるより時間がかかる事についての理解が難しいケアマネジャー、ご家族

【利用者の意欲／体力】

- ・その日の体調によってサービスが成り立たないときがある
- ・本人の意欲がないのをどのようにするかが今後の課題
- ・本人のやる気を引き出すのは難しい。ヘルパーはお手伝いさんの感覚の人が多く、やってもらってあたり前という人が大半

【時間がかかる】

- ・時間がかかるため、ケアマネジャーもご家族も望まない
- ・本人の体調や精神状態により所定の時間で終わらない場合もある。あくまでも本人のペースでやり遂げさせたいが

【ヘルパーの教育】

- ・ヘルパーの技術力の向上が必要
- ・一緒に行い自立支援に向けるが、声かけが難しい
- ・認知症への見守りの援助に柔軟に対応できるヘルパーがいない

【その他】

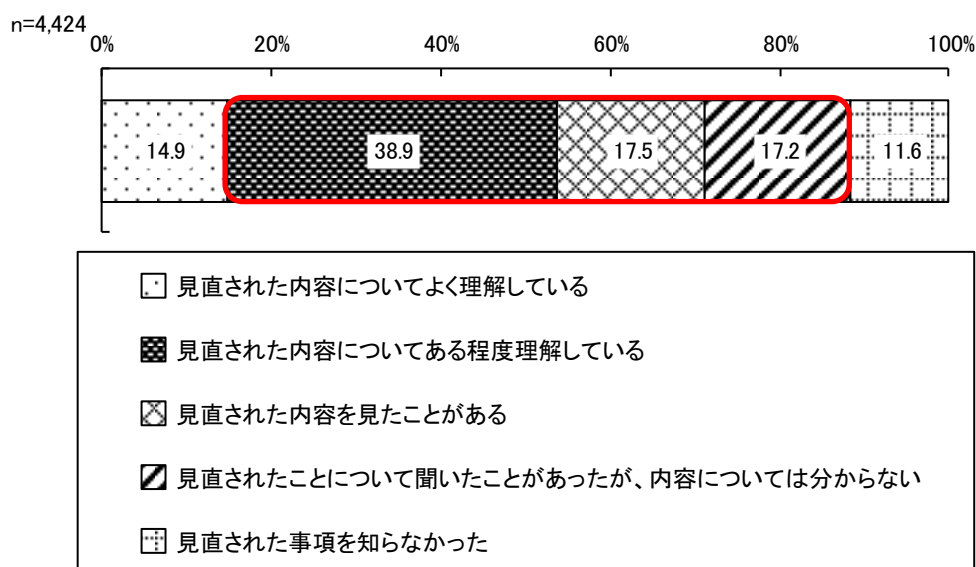
- ・保険者の理解が足りないと感じる時がある
- ・本人より、「自分ですることは増えて金額も上がるのか」と指摘されたことがある
- ・見守りと言いながら、7～8割はヘルパーが行っている
- ・ある自治体では老計10号は使えない。高齢者支援課が無効だと言う

8. 生活援助従事者研修修了者

(1) 生活援助従事者研修課程の創設についての理解度

生活援助従事者研修課程の創設についての理解度については、「見直された内容についてある程度理解している」が 38.9%で最も多く、次いで「見直された内容を見たことがある」が 17.5%、「見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない」が 17.2%であった。

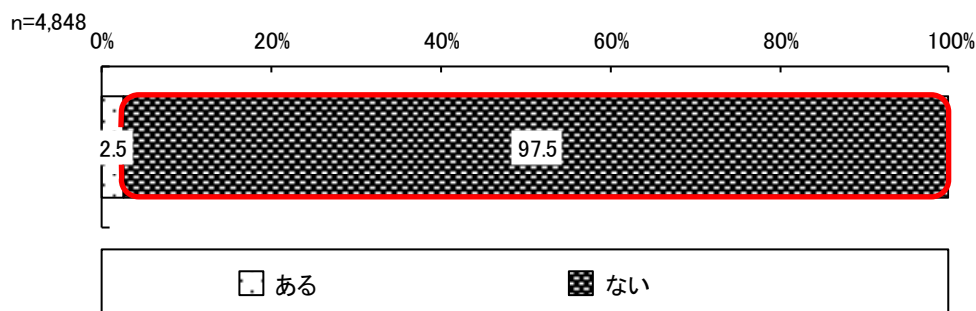
図表 63 生活援助従事者研修課程の創設についての理解度（問 8-1）



(2) 生活援助従事者研修修了者を職員として採用した実績

生活援助従事者研修修了者を職員として採用した実績については、「ない」が 97.5%であった。

図表 64 生活援助従事者研修修了者を職員として採用した実績（問 8-2）

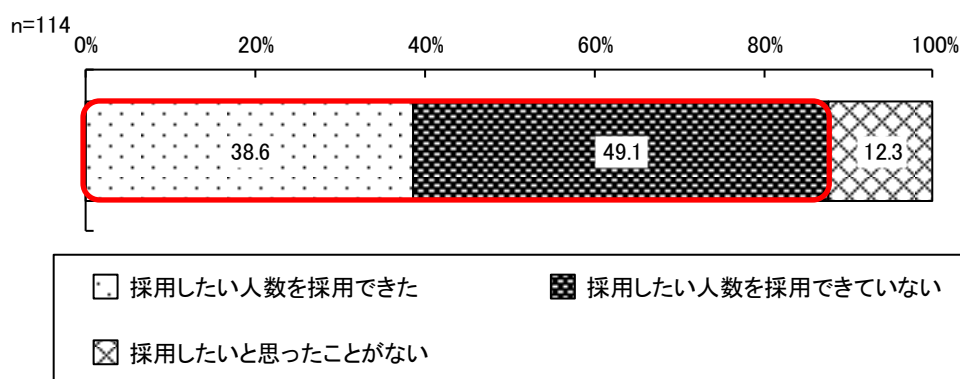


(3)生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているか

生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているかについては、「採用したい人数を採用できていない」が49.1%で最も多く、次いで「採用したい人数を採用できた」が38.6%であった。

※問8-3は、問8-2（生活援助従事者研修修了者の採用経験）で「1.ある」と回答した場合に回答する設問である。

図表 65 生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているか（問8-3）



※「採用したいと思ったことがない」の選択肢については、「採用したい人数だけ採用したいと思ったことがない」との趣旨で設定したもの。

また同選択肢には、明確に生活援助従事者研修修了者を採用したい、という意図を持って採用をしたわけではなく、募集に応じてきた者の中で初任者研修と生活援助従事者研修の両方を修了していた者がいた場合等が想定される。

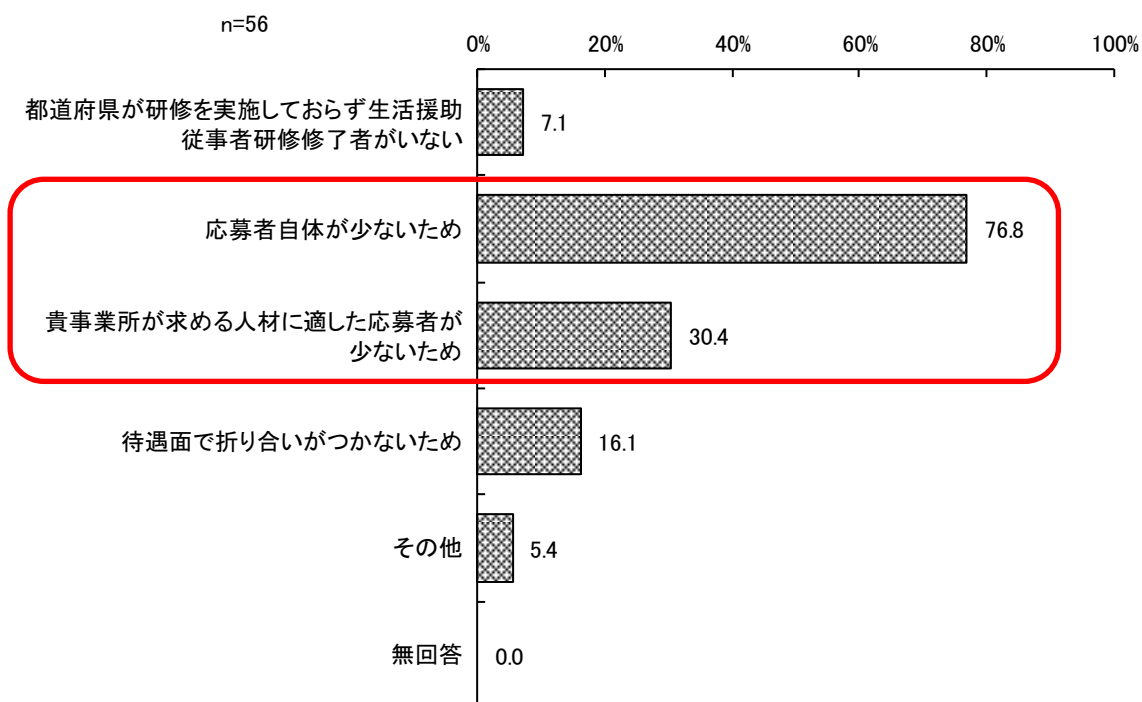
同選択肢を回答した事業所に対し回答理由をヒアリングしたところ、「採用した人がたまたま生活援助従事者だった」、「自治体に協力して採用している。ただ事業所としては採るならヘルパーがよいという意味である」などの回答が得られた。

1) 採用したい人数を採用できていない理由

採用したい人数を採用できていない理由については、「応募者自体が少ないため」が76.8%で最も多く、次いで「事業所が求める人材に適した応募者が少ないため」が30.4%であった。

※問 8-3-2 は、問 8-3（生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているか）で「2. 採用したい人数を採用できていない」と回答した場合に回答する設問である。

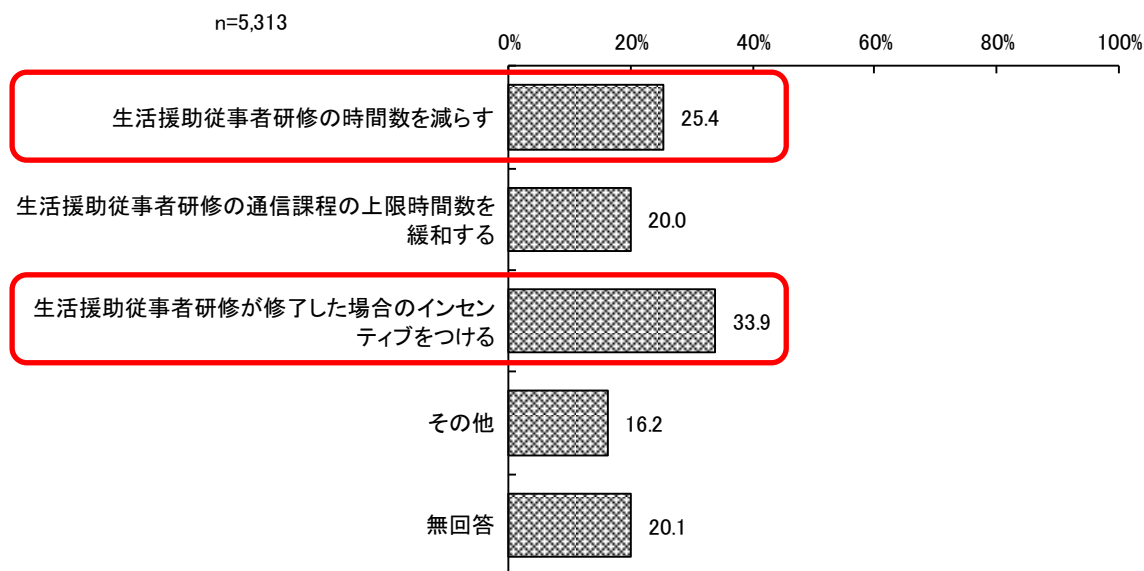
図表 66 採用したい人数を採用できていない理由（問 8-3-2）【複数回答】



2) 生活援助従事者研修修了者を増やすための方策

生活援助従事者研修修了者を増やすための方策については、「生活援助従事者研修が修了した場合のインセンティブをつける」が 33.9%で最も多く、次いで「生活援助従事者研修の時間数を減らす」が 25.4%であった。

図表 67 生活援助従事者研修修了者を増やすための方策（問 8-3-3）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【介護報酬単価・単位を上げる、従事者の賃金を上げる など】

- ・生活援助の介護報酬単価を上げる
- ・生活援助の単位数を上げる。単位数低→給料低→就業者が増えない
- ・生活援助限定でよいので介護報酬を 10 割にする（8 割だと事業所は敬遠する）

【制度の周知】

- ・生活援助従事者研修受講希望者を増やす啓蒙活動
- ・もっと宣伝する。働き手の側の気持ちになって資格を作る
- ・研修受講の窓口を増やす。研修の申し込み方法や受講できる会場等についてのお知らせを地域等に流す
- ・研修に参加しやすいように県が各事業所に促していくべき

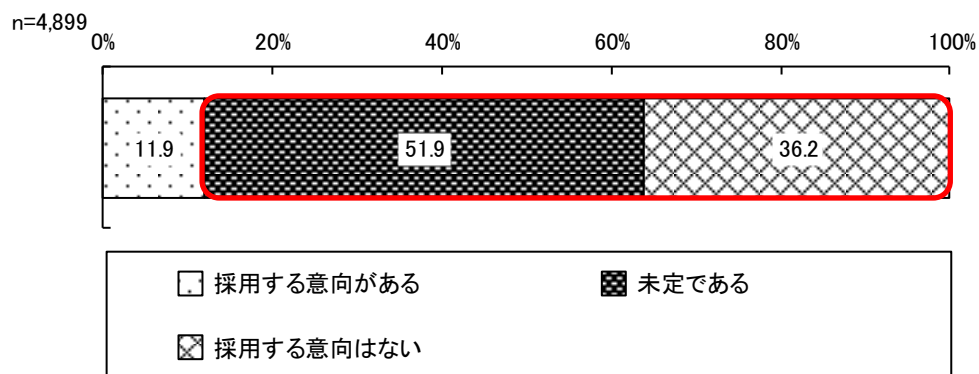
【その他】

- ・行政が研修のための費用をつける（提供する）
- ・研修の無料化
- ・オンライン授業をとり入れる（復習用のビデオ学習、録画）
- ・地域包括支援センターや役所から派遣という形をとった方がいい
- ・無理に研修期間や内容を削ってしまうと介護者としてのレベルが下がるので、そのままでよい

(4) 今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向

今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向については、「未定である」が 51.9%で最も多く、次いで「採用する意向はない」が 36.2%であった。

図表 68 今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向（問 8-4）

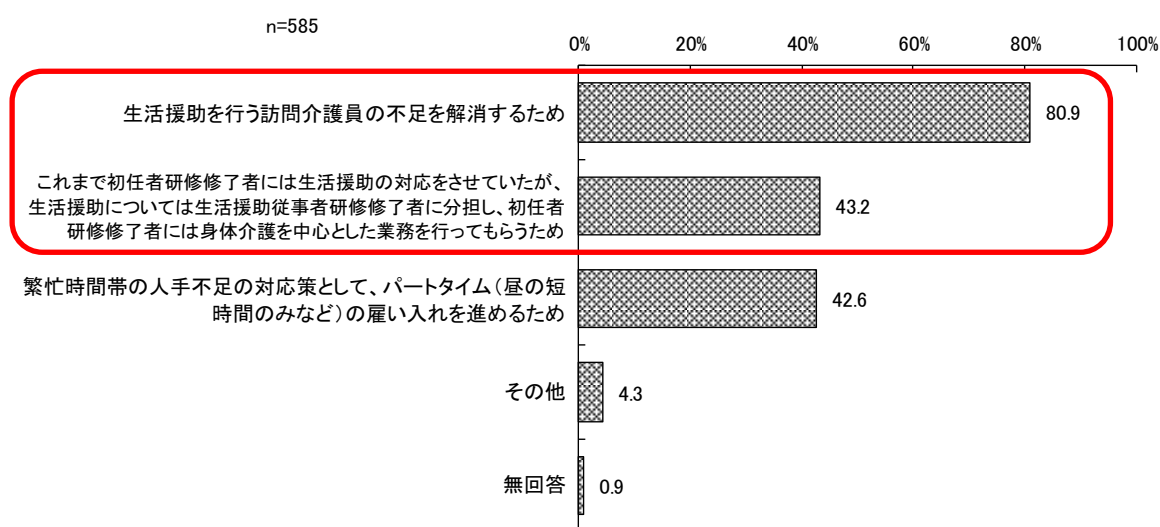


1) 採用する意向がある理由

採用する意向がある理由については、「生活援助を行う訪問介護員の不足を解消するため」が80.9%で最も多く、次いで「これまで初任者研修修了者に生活援助の対応をさせていたが、生活援助については生活援助従事者研修修了者に分担し、初任者研修修了者には身体介護を中心とした業務を行ってもらうため」が43.2%であった。

※問8-4-2は、問8-4（今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向）で「1. 採用する意向がある」と回答した場合に回答する設問である。

図表 69 採用する意向がある理由（問8-4-2）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【生活援助の需要増】

- ・生活援助の依頼が多いがヘルパーが高齢化しており「体が持たない」と言って辞めていく
- ・総合事業の利用者が増えており、その対応、また要介護の方の生活支援の対応
- ・経営の面から生活支援を介護福祉士が行うと赤字になる
- ・介護保険外自費サービス利用者の増加に対応してもらうため

【その他の理由】

- ・上位資格取得の支援を行い、幅広いサービス提供ができる人を増やしていく
- ・将来的に実務者研修や介護福祉士を目指して、正職として長く勤務してもらいたい
- ・高齢世代の活躍の場を増やすため
- ・60才以上の雇用拡大に貢献するため
- ・介護に興味を持つ入り口として勤務してもらうため

2) 採用を検討するにあたっての障壁

図表 70 採用を検討するにあたっての障壁（問 8-4-3）【自由記述】

○身体介護に対応できない

- ・トイレ介助等身体介護が必要な場合に対応できないため、自立に近い利用者のみに制限される
- ・生活援助を行う際の突発的な身体介護に対応できないのは困る
- ・身体介護が中心となっていく中で、生活だけの支援が少ない
- ・生活援助より身体介護のほうが提供する回数が多く、朝、夕の時間帯で人手不足になりやすいので、採用するメリットがない
- ・事業規模が小さく、生活・身体の職員を分けられない
- ・小さい事業所なので何でもやってもらわないと困る

○制度や資格の内容に疑問がある、スキルや質に不安がある

- ・生活援助とはいえ一人で支援するにあたり緊急時の対応等の知識とスキル不足
- ・利用者の細やかな変化に対応できるかどうか不安
- ・働き手側の意欲が乏しい（特に若い層）

○採算が合わない、金額設定が難しいなど

- ・サービスニーズがない（仕事がない）。同じ派遣の手間で報酬が低い
- ・時給と報酬との折り合いがつかない
- ・ヘルパーが行った場合との給与差がつけにくい。同一賃金という考えもあるが保有資格によるある程度の差をつけないとヘルパーが離れていく危険がある
- ・生活援助の方が身体介護より大変な部分もある。介護報酬は低い賃金に差を付けにくい
- ・生活援助の仕事が増えると事業所の運営も圧迫されていくので、単位数を上げてもらわないとなかなか難しい
- ・そもそも生活援助としての報酬が低いので、そこが最大の障壁

○シフト調整、交替等の面で使いにくい

- ・訪問介護員は固定給でないため、希望する額の収入と差異がある。生活援助のみのヘルパーはシフトが組みにくい

○応募がない、研修終了者を見たことがない

- ・募集を随時行っているが、全く応募がない
- ・どれぐらいの修了者が居て、就職希望者がいるのかがわからない
- ・「とりあえず受講しておこう」という人が多く、実際に業務を行う人は少数では

- ・短時間の労働を希望する人が少ない
- ・資格を持っている人が圧倒的に少ない。求職者側から見ると家事代行業の方が資格もいらず給与も高い

○その他

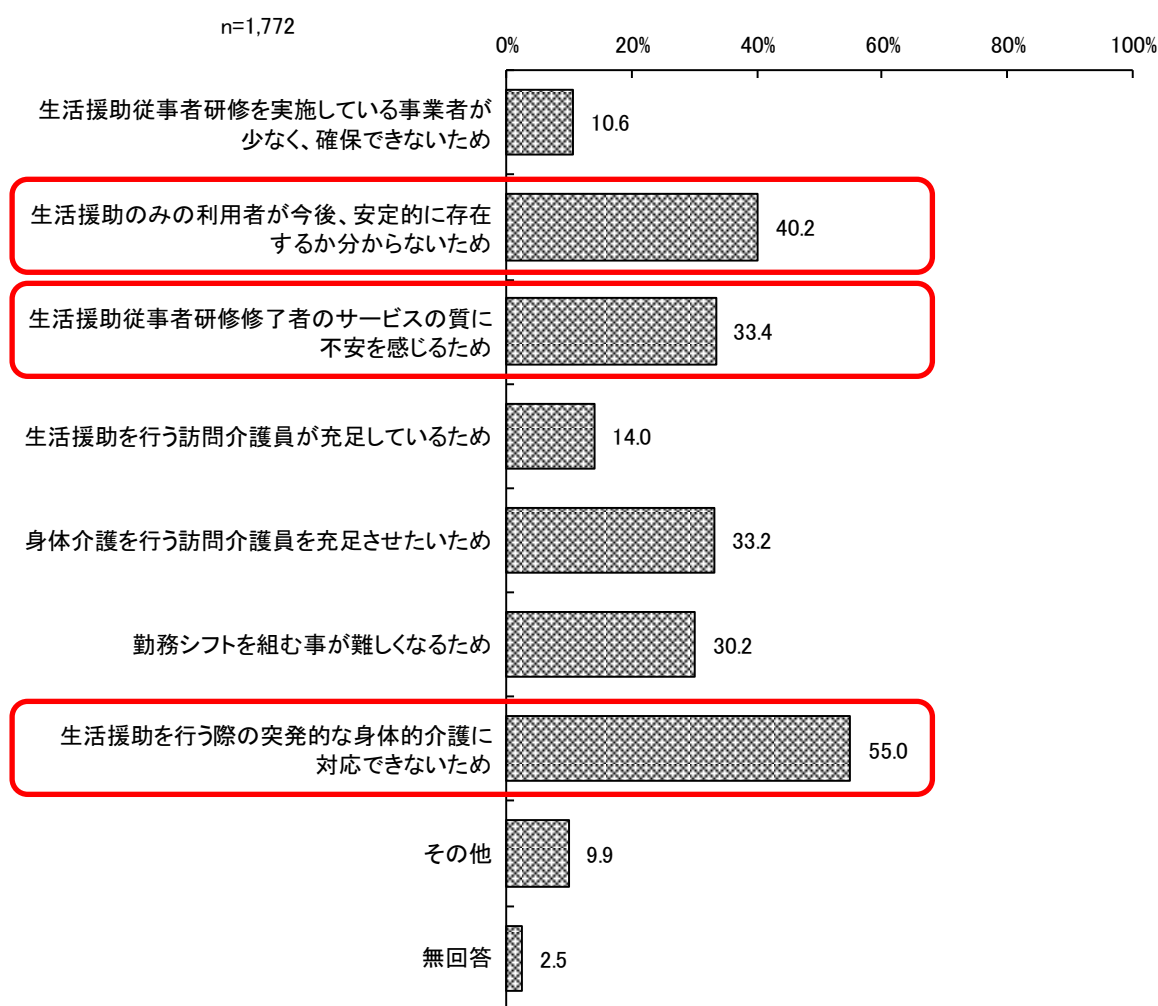
- ・資格の差で人間関係のトラブルがよく起こる
- ・身体介護ばかりになる職員からの不平不満
- ・生活援助しかしないと他スタッフから不満が出る可能性がある
- ・生活援助の中に身体が含まれるケースがあったりする。ケアマネジャーの考え方が統一されていない
- ・生活援助のためのヘルパーと掃除のみのプロとの区別がつきにくい

3) 採用する意向がない理由

採用する意向がない理由については、「生活援助を行う際の突発的な身体的介護に対応できないため」が55.0%で最も多く、次いで「生活援助のみの利用者が今後、安定的に存在するか分からないため」が40.2%、「生活援助従事者研修修了者のサービスの質に不安を感じるため」が33.4%であった。

※問8-4-4は、問8-4（今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向）で「3. 採用する意向はない」と回答した場合に回答する設問である。

図表 71 採用する意向がない理由（問8-4-4）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【需要がない／少ない】

- ・必要性を感じないため
- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の入居者に身体介護のみを提供しているため
- ・介護タクシーでの通院乗降介助が中心
- ・生活支援型訪問サービスの市の指定を受けてはいるが、利用相談があったのは地域包括支援センターから1件のみ。ある程度のもったった需要が無ければ職員の雇い入れは困難。サービスの普及促進に協力したい気持ちはあるが

【介護報酬が低いなど、採用のデメリット】

- ・利益が見込めない
- ・報酬単価が安く、時間給が高くなっているので採算が合わない
- ・利益率の悪いことに力を入れるつもりはない
- ・生活援助という減額され時間制限されているサービスで採算もとれない不採算サービスで、わざわざ不安定な資格を採用する意味が全くない
- ・週1回程度の生活援助利用者の基本単位数が821単位、同一建物減算がある場合は739単位。それに対し、当県の最低賃金が現在841円で、毎年平均20～30円上昇しているので、将来的に見ても厳しいかと思う
- ・研修修了者を採用することで、加算対象に必要な資格保有者の割合に影響したり、わずか数日の研修しか受けていない者に対する事業所としての育成や指導が必要になるなど、サービスの質の低下に繋がりがねない。賃金補助や加算制度等があれば、事業参入しやすくなるのではないかと

【シフト、交替等の面で使いにくい】

- ・要介護度の変更があった時に有資格者で調整をし直さないといけない
- ・支援から介護に区分変更があったときに人員調整が困難

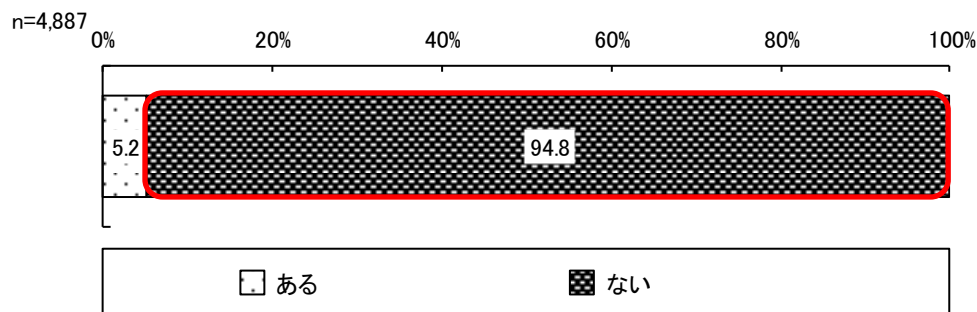
【その他】

- ・生活援助は、ただの家事手伝い感覚ではつとまらない
- ・生活援助型サービスについては元々のコンセプトがボランティアの発展であるため、会社の事業としてやるべきと思っていない
- ・生活援助で関係性を築いてもらっても、利用者の状態が悪化し身体介護が必要な時に人員を変更する必要がある、利用者の負担にも繋がる

(5) 生活援助従事者研修修了者を採用条件として人員募集を行った実績

生活援助従事者研修修了者を採用条件として人員募集を行った実績については、「ない」が94.8%であった。

図表 72 生活援助従事者研修修了者を採用条件として人員募集を行った実績（問 8-5）



II. 居宅介護支援事業所票の調査結果

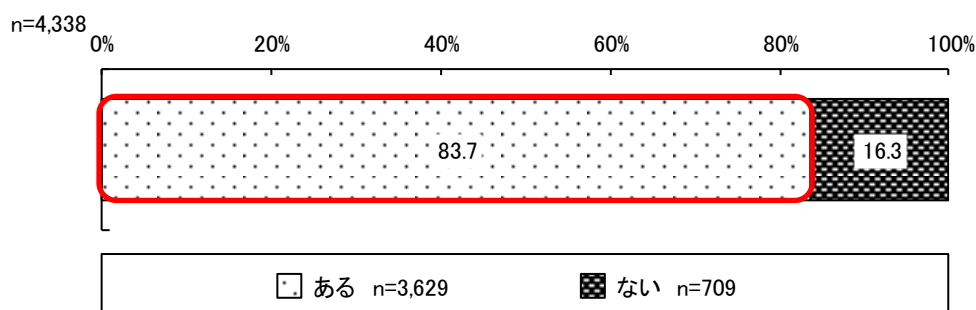
0. 回答者について

(1) 訪問介護の利用を前提としたケアプランの作成実績（令和元年 11 月利用分）

訪問介護の利用を前提としたケアプランの作成実績については、「ある」が 83.7%であった。

本設問の回答に「ある」と回答した 3,629 事業所が、以降の設問への回答対象事業所となる。

図表 73 訪問介護の利用を前提としたケアプランの作成実績（問 0-1）

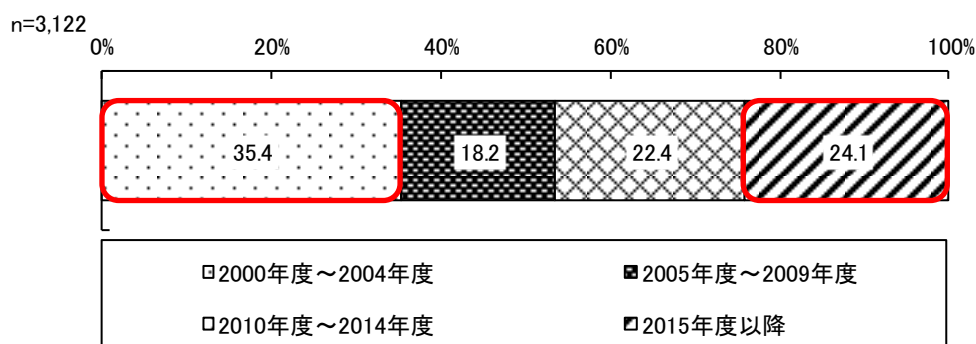


1. 事業所の基本情報

(1) 事業開始年月

事業開始年月については、2000 年度～2004 年度が 35.4%で最も多く、次いで 2015 年度以降が 24.1%であった。

図表 74 事業開始年月（問 1-1）



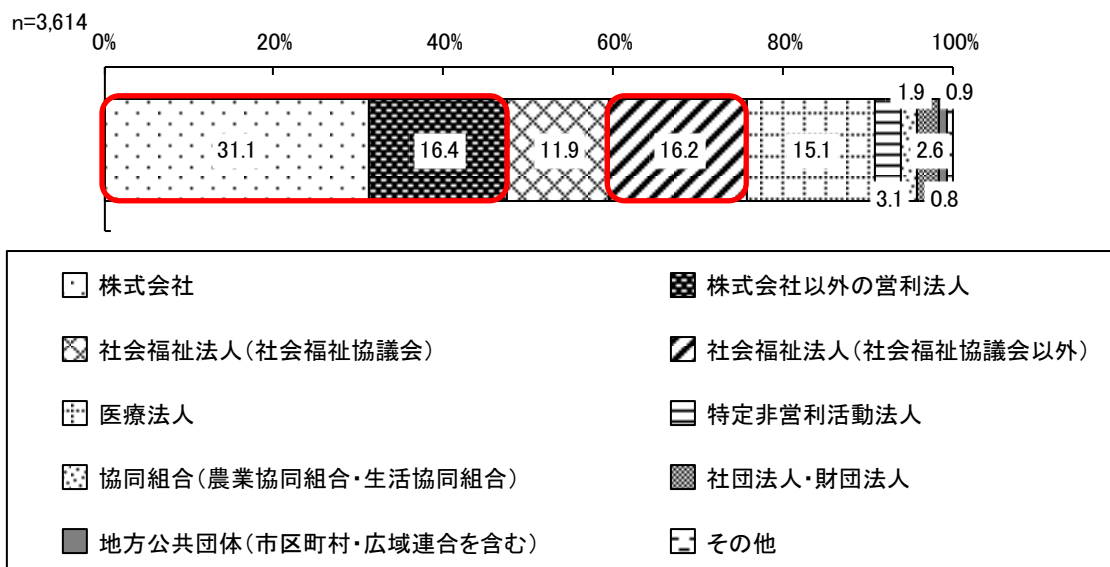
（単位：年）

件数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
3,122	2008.6	6.5	2009	2020	2000

(2)開設主体

開設主体については、株式会社が31.1%で最も多く、次いで株式会社以外の営利法人が16.4%、社会福祉法人（社会福祉協議会以外）が16.2%であった。

図表 75 開設主体（問 1-2）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

- ・企業組合
- ・独立行政法人

(3)職員数

1) 全職員数

全職員数の平均については、1事業所当たりの平均人数は、実人数ベースで4.1人（常勤職員が3.8人、非常勤職員が0.3人）であり、常勤換算ベースでは3.9人であった。

図表 76 全職員数（問 1-3）

n=1,654 (単位:人)

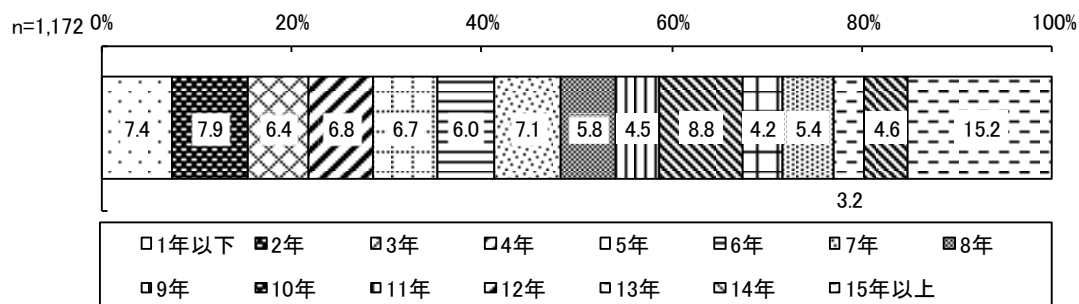
	①常勤職員(実人数)					②非常勤職員(実人数)					③全職員(常勤換算)				
	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1) 全職員数	3.8	1.8	3	24	1	0.3	0.8	0	9	0	3.9	1.9	3.7	24.5	1
2) 管理者	1.0	0.1	1	2	1										
3) 主任介護支援専門員	1.7	1.0	1	8	1	0.0	0.2	0	2	0	1.7	1.0	1	8	1
4) 介護支援専門員	2.1	1.4	2	21	1	0.2	0.7	0	9	0	2.2	1.5	2	21.5	1

2) 管理者

① 現在の事業所以外も含めた管理者としての経験年数

現在の事業所以外も含めた管理者としての経験年数の平均は 8.3 年、最大は 19.0 年、最小は 0.0 年であった。

図表 77 現在の事業所以外も含めた管理者としての経験年数（問 1-3）



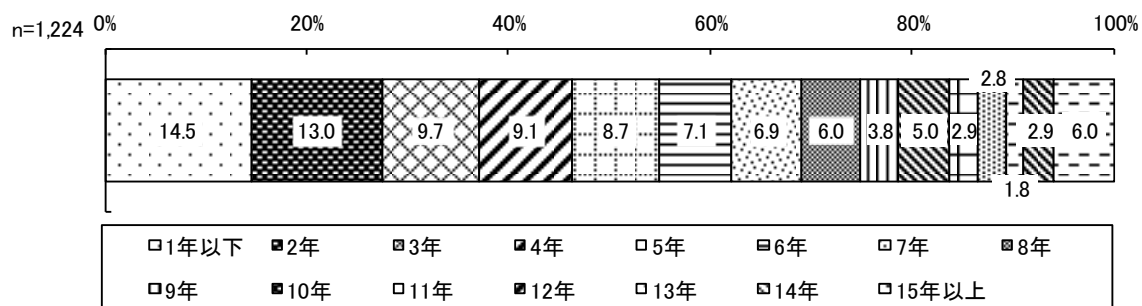
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1,172	8.3	5.1	8.0	19.0	0.0

② 現在の事業所での管理者としての経験年数

現在の事業所での管理者としての経験年数の平均は 6.0 年、最大は 19.0 年、最小は 0.0 年であった。

図表 78 現在の事業所での管理者としての経験年数（問 1-3）



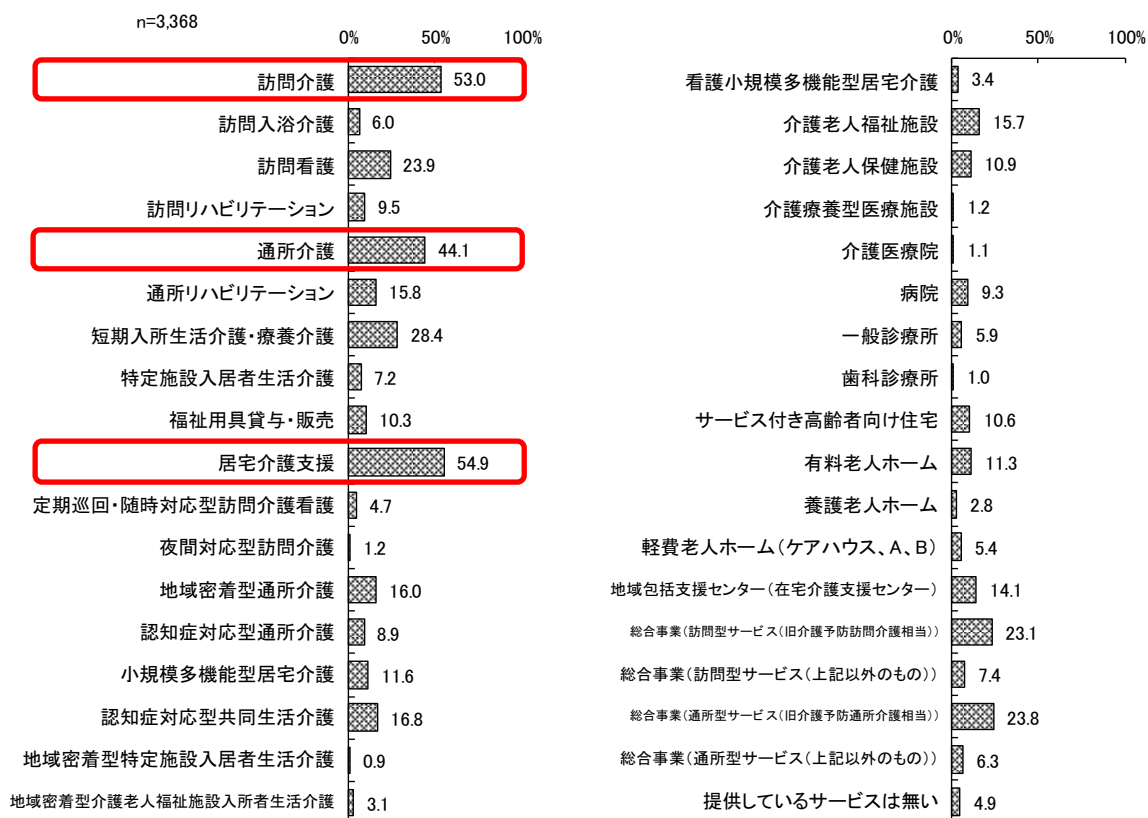
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1,224	6.0	4.4	5.0	19.0	0.0

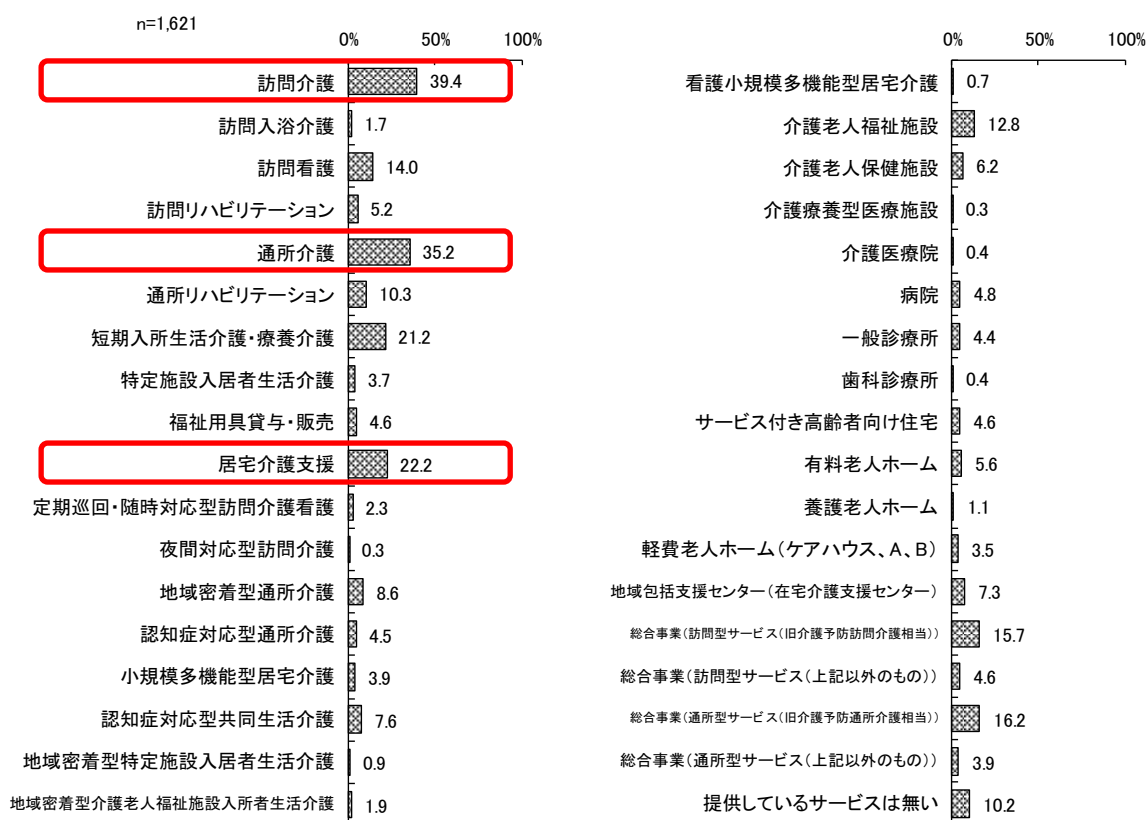
(4) 同一法人が提供しているサービス及び併設サービス

同一法人が提供しているサービスについては、居宅介護支援が 54.9%で最も多く、次いで訪問介護が 53.0%、通所介護が 44.1%であった。また、併設サービスについては、訪問介護が 39.4%で最も多く、次いで通所介護が 35.2%、居宅介護支援が 22.2%であった。

図表 79 同一法人が提供しているサービス（問 1-4）【複数回答】（無回答は除く）



図表 80 併設サービス（問 1-4）【複数回答】（無回答は除く）



(5) 訪問介護を盛り込んだケアプラン（令和元年11月利用分）の作成件数

1) 1事業所当たりの訪問介護を盛り込んだケアプラン作成件数（実人数ベース）

1事業所当たりの訪問介護を盛り込んだケアプランの作成件数の平均については、合計が47.8件であった。また、そのうち、同一法人の訪問介護を盛り込んだ件数については、11.6件、さらにそのうち集合住宅減算の対象となっているものについては、3.1件であった。

また、職員（常勤換算）1人当たりの訪問介護を盛り込んだケアプランの件数は12.3件だった。

図表 81 訪問介護を盛り込んだケアプランの作成件数（問1-5）

n=2,960 (単位:件)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
1) 合計件数	47.8	65.9	30	2285	0
2) 1)の内、同一法人の訪問介護事業所の場合の件数	11.6	19.4	4	281	0
3) 2)の内、集合住宅減算の対象となっているもの	3.1	12.7	0	281	0

図表 82 ケアプランの作成件数（職員1人当たり）（問1-5）

n=2,960 (単位:件/人)

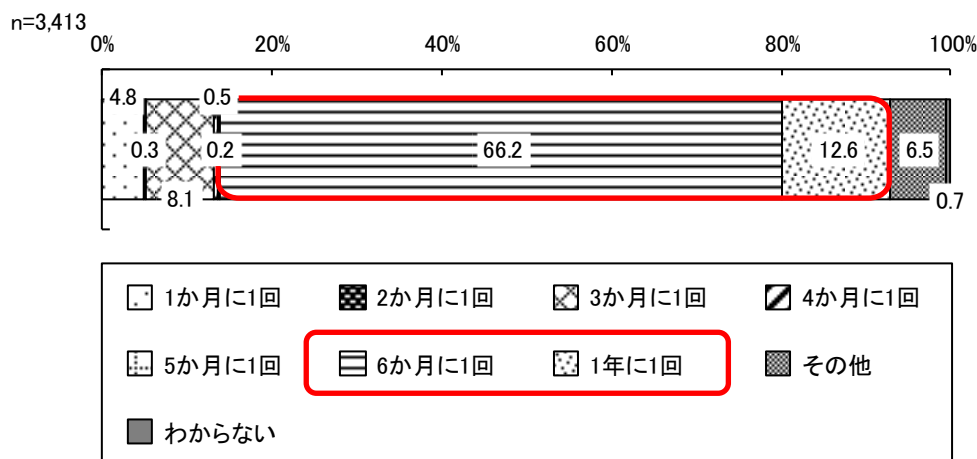
	職員（常勤換算） 1人当たりの件数 ※
1) 合計件数	12.3
2) 1)の内、同一法人の訪問介護事業所の場合の件数	3.0
3) 2)の内、集合住宅減算の対象となっているもの	0.8

※問1-5の作成件数の平均値を本設問とは異なる調査数で算出した職員（常勤換算）数で除算したもの

2) ケアプランの見直し頻度

ケアプランの見直し頻度については、「6 か月に 1 回」が 66.2%で最も多く、次いで「1 年に 1 回」が 12.6%であった。

図表 83 ケアプランの見直し頻度（問 1-5）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【必要に応じて／状況に応じて】

- ・モニタリングにより必要と感じた場合

【利用者による】

- ・人によって変わる、多ければ月内で数回行うこともある
- ・個々により違いがあり書けない

【更新、変更、追加時】

- ・決まっていない、プラン変更時のみ
- ・状態の変化があった時、更新時
- ・基本認定更新だが、状況の変化、新サービスの必要性などに応じて見直している

【その他】

- ・各利用者の有効期限の半分及び必要に応じ随時
- ・短期目標の期間に応じて
- ・10 か月に 1 回

【決まっていない、答えられない】

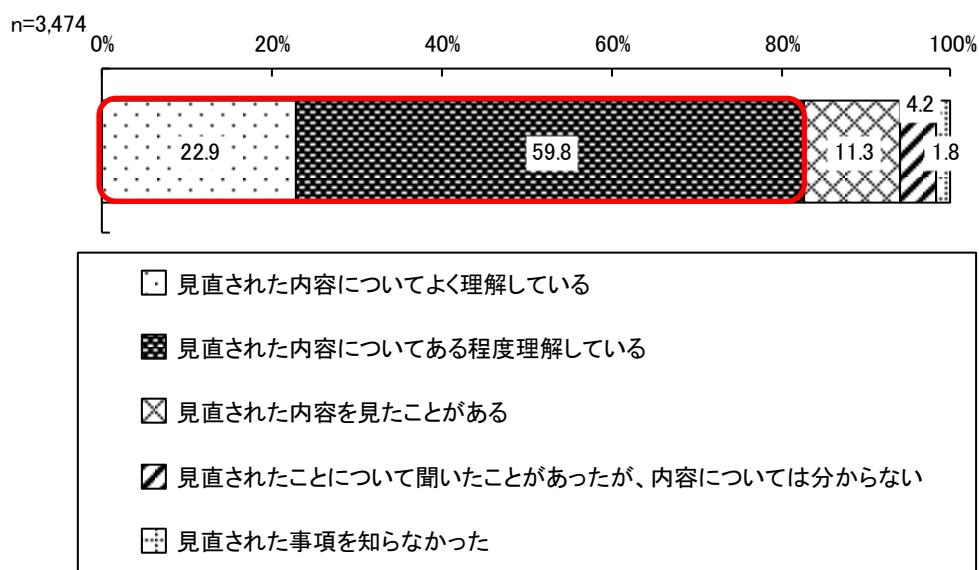
- ・それぞれ違うので一概には答えられない

2. 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（身体介護）の提供状況

(1) 平成 30 年度改定による身体介護の見守りの援助の見直しについての理解度

身体介護の見守りの援助の見直しについての理解度については、「見直された内容についてある程度理解している」が 59.8%で最も多く、次いで「見直された内容についてよく理解している」が 22.9%であった。

図表 84 身体介護の見守りの援助の見直しについての理解度（問 2-1）



(2) ケアプランに訪問介護の見守りの援助を含めた総利用者数（要介護度別）

ケアプランに訪問介護の見守りの援助を含めた利用者の要介護度別実人数の平均について、全事業所を対象とした集計では、1事業所当たりでは合計人数が7.5人であり、その内、要介護1が2.5人、要介護2が2.4人、要介護3が1.3人、要介護4が0.8人、要介護5が0.5人、申請中が0.0人であった。

また該当者が1人以上いた事業所に限定した集計では、1事業所当たりでは合計人数が10.2人であり、その内、要介護1が3.4人、要介護2が3.3人、要介護3が1.7人、要介護4が1.1人、要介護5が0.7人、申請中が0.0人であった。

図表 85 ケアプランに見守りの援助を含めた総利用者数（要介護度別）
（全事業所を対象とした集計）（問 2-2）

n=3,276 (単位:人)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
合計	7.5	14.9	3	254	0
要介護1	2.5	4.9	1	80	0
要介護2	2.4	5.1	1	90	0
要介護3	1.3	2.9	0	36	0
要介護4	0.8	2.4	0	56	0
要介護5	0.5	2.1	0	59	0
申請中	0.0	0.1	0	3	0

図表 86 ケアプランに見守りの援助を含めた総利用者数（要介護度別）（平均値）
（該当者が1人以上いた事業所に限定した集計）（問 2-2）

(単位:人)

合計	10.2
要介護1	3.4
要介護2	3.3
要介護3	1.7
要介護4	1.1
要介護5	0.7
申請中	0.0

平均要介護度	2.25
--------	------

(3) ケアプランに訪問介護の見守りの援助を含めた総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）

ケアプランに訪問介護の見守りの援助を含めた利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別実人数の平均について、全事業所を対象とした集計では、1事業所当たりでは合計人数が6.8人であり、自立が0.6人、Ⅰが1.2人、Ⅱaが1.4人、Ⅱbが1.7人、Ⅲaが1.1人、Ⅲbが0.3人、Ⅳが0.3人、Mが0.1人、不明が0.1人であった。

また該当者が1人以上いた事業所に限定した集計では、1事業所当たりでは合計人数が9.3人であり、自立が0.8人、Ⅰが1.7人、Ⅱaが1.9人、Ⅱbが2.4人、Ⅲaが1.5人、Ⅲbが0.5人、Ⅳが0.4人、Mが0.1人、不明が0.1人であった。

図表 87 ケアプランに見守りの援助を含めた総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）
（全事業所を対象とした集計）（問 2-3）

n=3,134 (単位:人)

	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
合計	6.8	13.0	2	254	0
自立	0.6	1.8	0	36	0
Ⅰ	1.2	2.9	0	45	0
Ⅱ a	1.4	2.9	0	52	0
Ⅱ b	1.7	3.6	0	70	0
Ⅲ a	1.1	2.9	0	80	0
Ⅲ b	0.3	1.2	0	20	0
Ⅳ	0.3	1.2	0	37	0
M	0.1	0.4	0	10	0
不明	0.1	1.1	0	38	0

図表 88 ケアプランに見守りの援助を含めた総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別）
（平均値）（該当者が1人以上いた事業所に限定した集計）（問 2-3）

(単位:人)

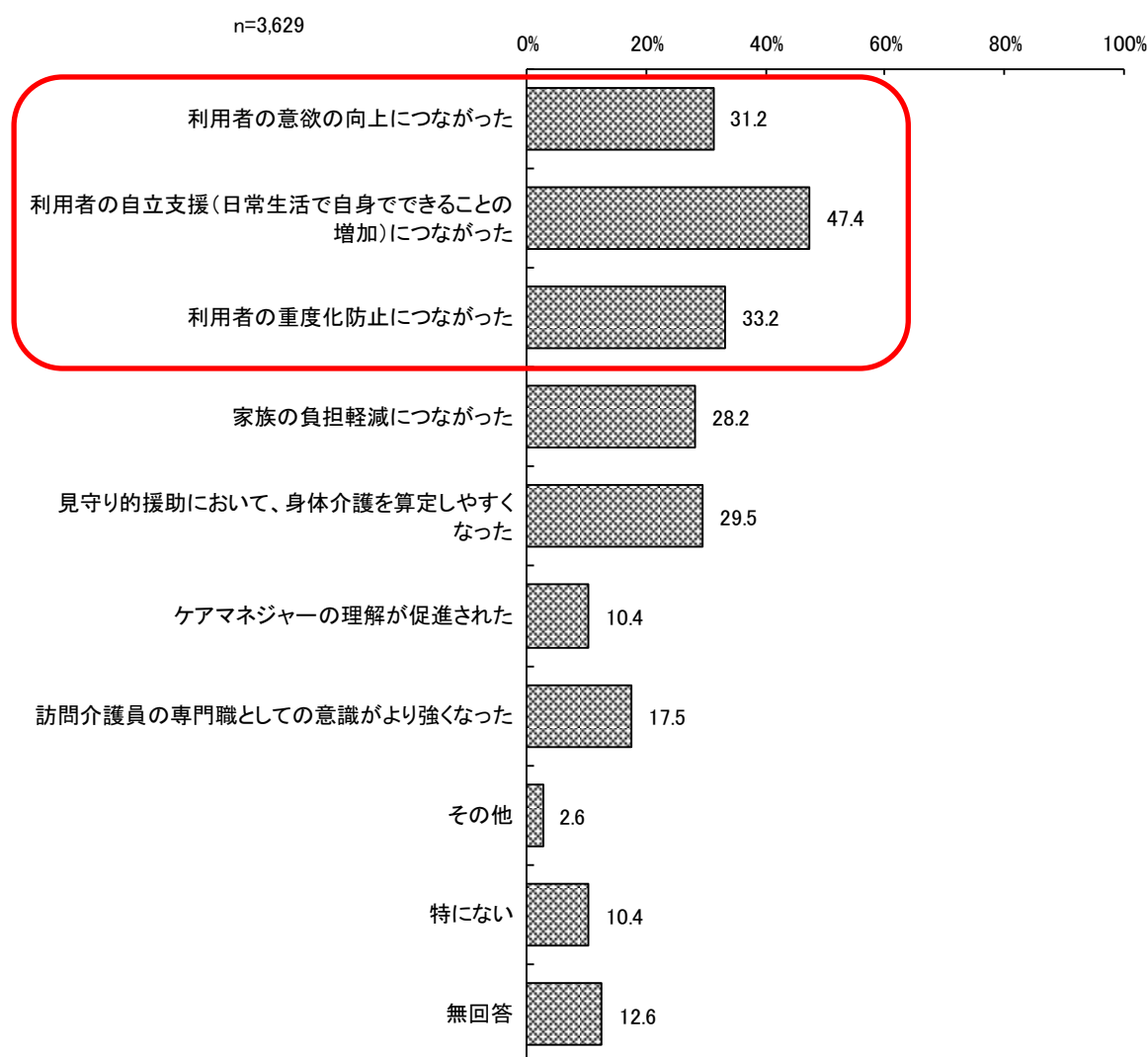
合計	9.3
自立	0.8
Ⅰ	1.7
Ⅱ a	1.9
Ⅱ b	2.4
Ⅲ a	1.5
Ⅲ b	0.5
Ⅳ	0.4
M	0.1
不明	0.1

(4) 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果や課題と考える事項

1) 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果と考える事項

効果と考える事項については、「利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった」が 47.4%で最も多く、次いで「利用者の重度化防止につながった」が 33.2%、「利用者の意欲の向上につながった」が 31.2%であった。

図表 89 見守りの援助の内容が見直されたことへの効果と考える事項（問 2-4）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【利用者のメリット】

- ・転倒などのリスクが明確化した
- ・一人では行わないが、一緒に行うことでできることがわかった
- ・不穏状態の強い利用者に対して、柔軟に対応ができた

【利用者や家族の理解につながった】

- ・制度の理解をして、参加していただくことができた
- ・訪問介護員の専門性が家族に理解してもらえた

- ・利用者やその家族に、ヘルパーと家政婦は違うものだと言明しやすくなった

【ヘルパーの意識・行動が変わった】

- ・利用者の情報が得やすくなった
- ・モニタリングがしやすくなった
- ・ケアマネジャーや家族への状況報告がより詳しくなった
- ・ヘルパーの対応が具体的にになりマニュアル化しやすくなった
- ・訪問介護員が自立の視点を意識するようになった
- ・見守ることで安全な移動や服薬に繋がり、ヘルパーが利用者のことをより注意深く観察するようになったのではと思う

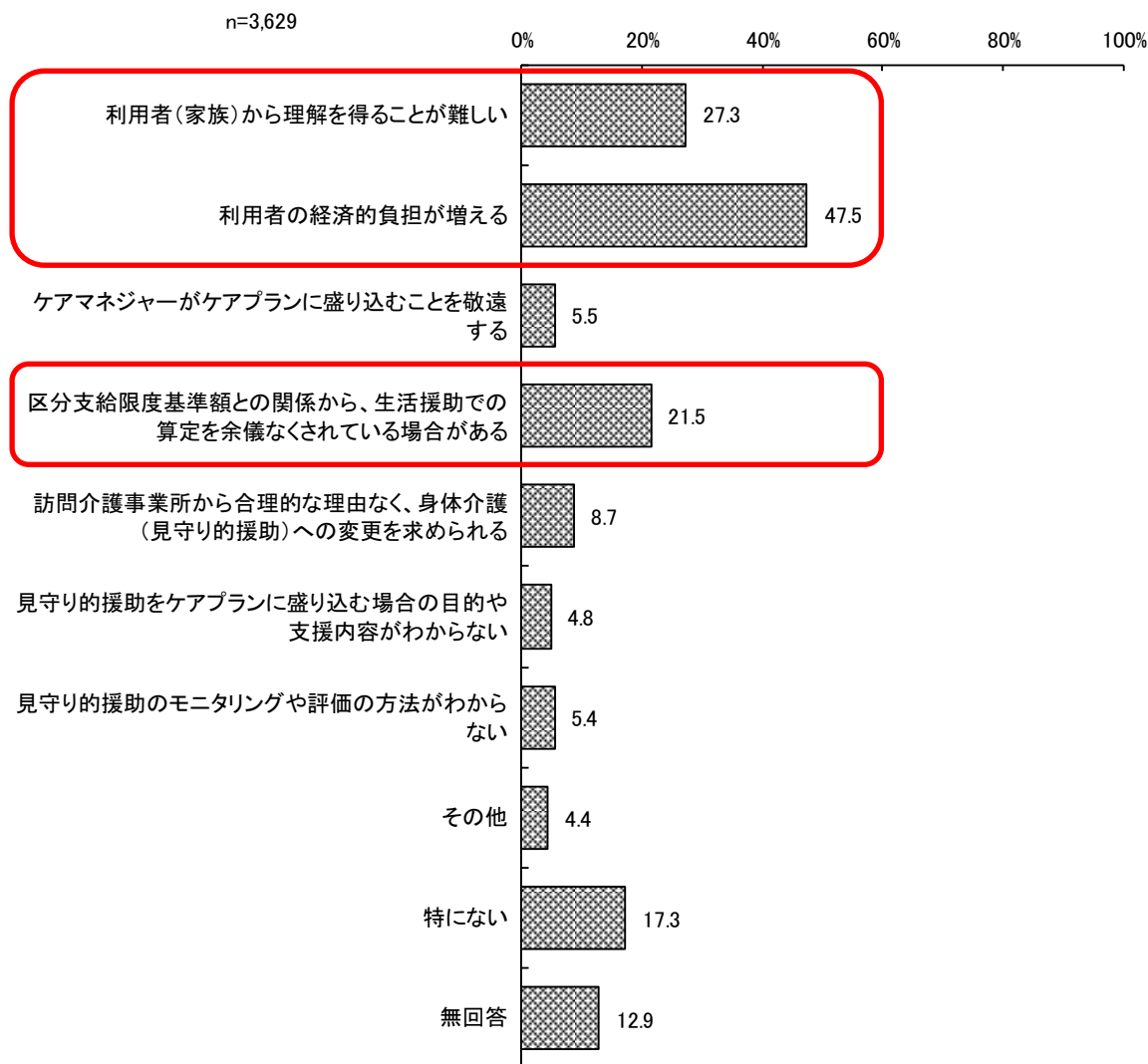
【効果なし／その他】

- ・お金を支払っているのに自分も一緒に行うのは、との言葉があった
- ・生活援助と身体介護の理解ができず利用者が怒ることがあった
- ・効果の有無の判断が難しい
- ・ヘルパーの力量等によって、支援の方法にばらつきがある

2) 見守りの援助の内容が見直されたことへの課題と考える事項

課題と考える事項については、「利用者の経済的負担が増える」が47.5%で最も多く、次いで「利用者（家族）の理解を得ることが難しい」が27.3%、「区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある」が21.5%であった。

図表 90 見守りの援助の内容が見直されたことへの課題と考える事項（問 2-4）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【生活援助との線引きなどの判断基準】

- ・家事援助が見守りの援助になるか難しい
- ・とらえ方考え方次第で、ほとんどが身体介護になる可能性がある
- ・日常会話の一環と捉えるか、身体介護と捉えるか事業所単位で異なる
- ・身体として算定するか（プランに位置付けるか）や、ケアマネジャー・ヘルパーで解釈がズレやすい
- ・訪問介護事業所への詳しい説明が必要なこともある（生活援助での算定か身体介護での算定か迷いが生じる）
- ・細かく分けてもはっきりわからないことが多い
- ・食器洗浄等の生活援助とともに服薬の声かけを入れている場合、適切な時間配分が行いづらい

【利用者本人の問題】

- ・自立支援と考え本人の同意を得てサービスするが、利用者のやる気を引き出せない
- ・日によって体調の変動があり、添えない場合等もある
- ・利用者の身体的状況から、どうしても「身体介護（共に行う）」はしにくいケースがある。その場合「生活援助」にならざるを得ない
- ・ケアプランはサービス担当者会議のときには見るが、その後わざわざ取り出して見ないので、利用者・事業所とも楽な方に流れていっていると思う。重度化防止は評価しにくいのではないか
- ・利用者の精神的不安要素が増加した。見守りの援助を組み込んだ結果、本人の体重低下・体力低下に繋がってしまった
- ・本人・家族が自立を目標としないことがある

【訪問介護事業所・ヘルパーの意識や理解】

- ・訪問介護事業所から見守りの援助の理解が得られず生活支援への変更を求められる
- ・訪問介護事業所の担当の技量の差で効果が大きく異なる
- ・利用者の自立支援としての援助をするという意識がヘルパーによって違う
- ・実際に携わってくれる訪問介護員によって手を出しすぎてしまっていることがあった
- ・サービス付き高齢者住宅併設のヘルパー事業所は見守りとしての限度を超えていても介助しない
- ・ヘルパーと利用者の従来からの関係が壊れることをヘルパーが恐れる

【訪問介護事業所・ヘルパーの負担増】

- ・訪問介護員の責任が重大化する
- ・本人のペースに合わせると時間がかかり過ぎることもある
- ・限られた時間内に行うことが求められるため、見守りを重視すると時間内にサービスが終わらない
- ・訪問介護事業所がヘルパーの調整困難となり継続できずに終了となった

【行政の判断基準】

- ・行政によりローカルルールが存在する、不適切と判断されることが不安

【その他】

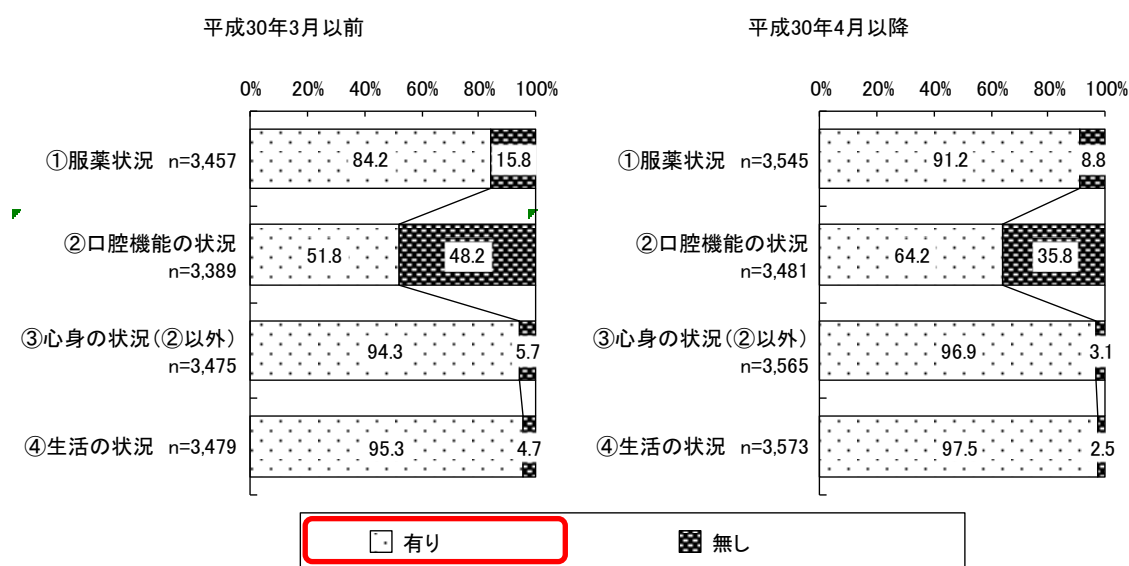
- ・本人が自身で行って利用料が高くなるのが腑に落ちない部分がある
- ・ケアマネジャーの理解が乏しい
- ・ケアマネジャーやサービス事業所が算定する目的をしっかりと理解しておく必要がある
- ・周囲の協力がなければQOLなどは絶対上がらないし、そのような協力ができる余裕のある人は家族を含めて稀である

3. サービス提供責任者からの情報共有の状況

(1) サービス提供責任者からの情報共有

サービス提供責任者からの情報共有について、平成30年3月以前においては、服薬状況が84.2%、口腔機能の状況が51.8%、心身の状況が94.3%、生活の状況が95.3%であった。また平成30年4月以降においては、服薬状況が91.2%、口腔機能の状況が64.2%、心身の状況が96.9%、生活の状況が97.5%であった。

図表 91 サービス提供責任者からの情報共有（問 3-1）

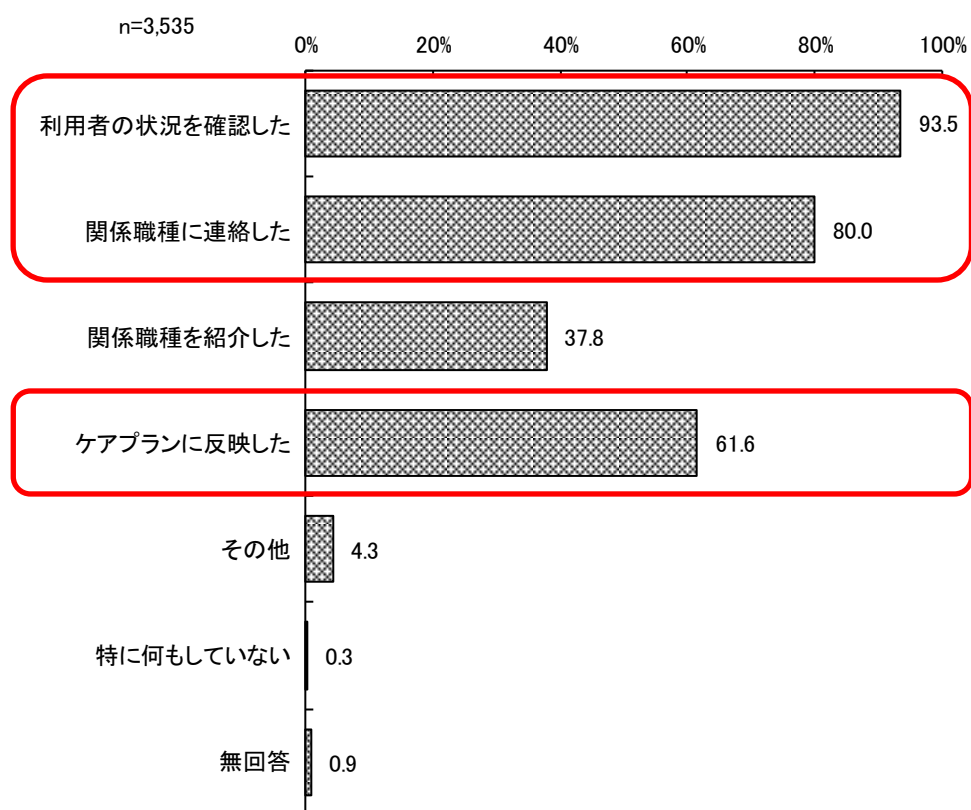


(2) 訪問介護事業所のサービス提供責任者から、利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の状況にかかる情報共有を受けて行ったこと

情報共有を受けて行ったことについては、「利用者の状況を確認した」が 93.5%で最も多く、次いで「関係職種に連絡した」が 80.0%、「ケアプランに反映した」が 61.6%であった。

※問 3-2 は、問 3-1（サービス提供責任者からの情報共有）の 2)平成 30 年 4 月以降で①服薬状況から④生活の状況のいずれかに「1. 有り」と回答した場合に回答する設問である。

図表 92 情報共有を受けて行ったこと（問 3-2）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【利用者の家族へ連絡】

- ・家族に連絡し対応を相談
- ・家族に協力依頼
- ・本人及び家族に支援の必要性を説明
- ・遠方の家族へ情報提供

【受診を促した】

- ・受診を勧めた

【サービス調整等】

- ・食事形態の検討
- ・ヘルパーの関わりを検討
- ・必要に応じて分包にしたり、訪問薬剤管理指導の利用
- ・薬剤師の訪問を増やした

- ・サービス調整として、訪問看護師や薬剤師を導入
- ・他のサービス事業者にも伝えた
- ・全ての関係職種に情報共有した
- ・担当者会議の開催

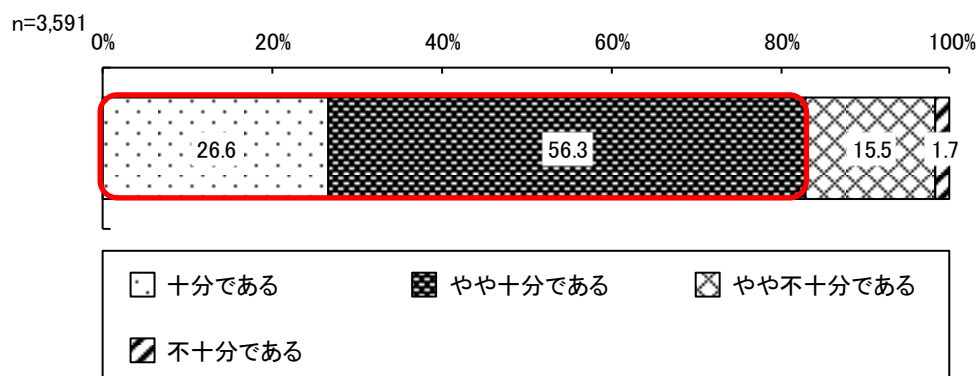
【その他】

- ・服薬カレンダーの導入
- ・ケース記録に記載

(3) 訪問介護事業所のサービス提供責任者から利用者の必要情報が十分に共有されているか

利用者の必要情報が十分に共有されているかについては、「やや十分である」が 56.3%で最も多く、次いで「十分である」が 26.6%であった。

図表 93 利用者の必要情報が十分に共有されているか（問 3-3）



4. 訪問介護事業所からの働きかけの状況

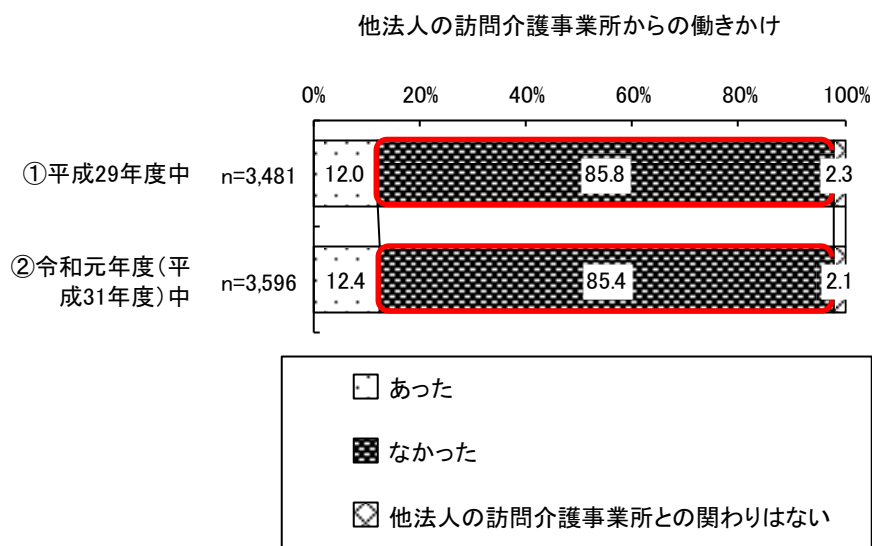
(1) 事業所のケアマネジャーが利用者のケアプランについて訪問介護事業所から利用者に必要がないサービスを位置付けるよう求める等の働きかけを受けたか

1) 利用者に必要がないサービスを位置付けるよう求める等の働きかけの有無

① 他法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無

他法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無については、平成 29 年度中は「なかった」が 85.8%、令和元年度中は「なかった」が 85.4%であった。

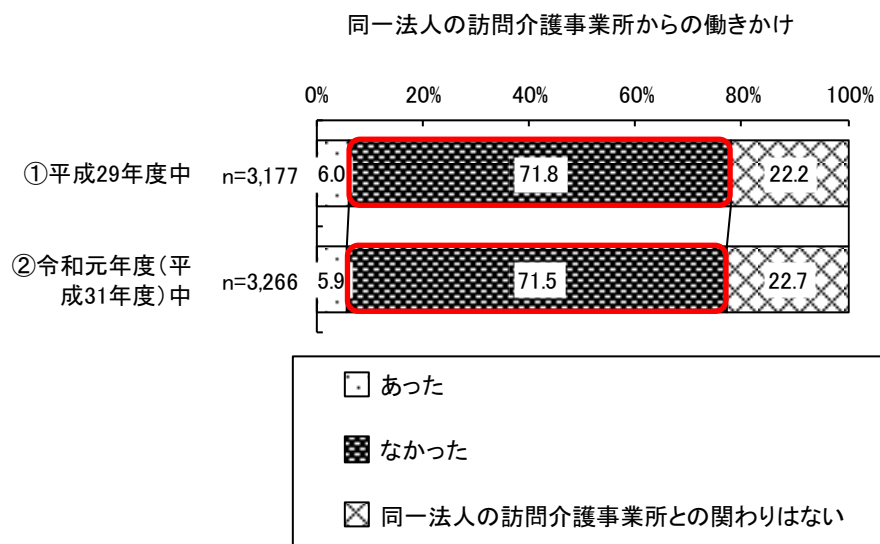
図表 94 他法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無（問 4-1）



② 同一法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無

同一法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無については、平成 29 年度中は「なかった」が 71.8%、令和元年度中は「なかった」が 71.5%であった。

図表 95 同一法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無（問 4-1）

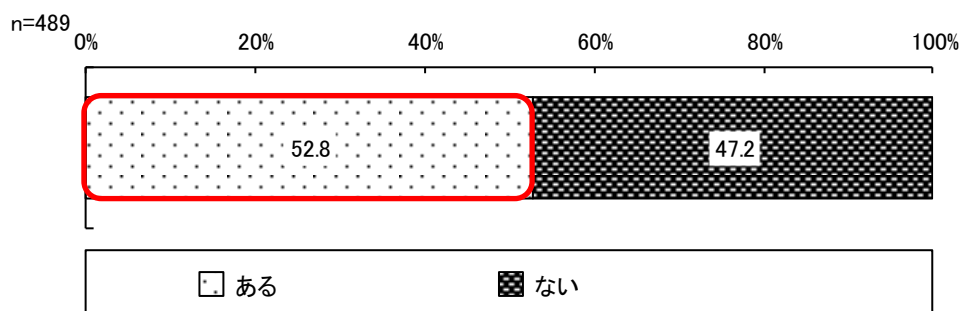


(2) 働きかけに従ってケアプランを作成した経験

働きかけに従ってケアプランを作成した経験の有無については、「ある」が 52.8%であった。

※問 4-2 は、問 4-1（同一法人の訪問介護事業所からの働きかけの有無）の②令和元年度（平成 31 年度）中の 1)-1（他法人の訪問介護事業所からの働きかけ）か 1)-2（同一法人の訪問介護事業所からの働きかけ）のいずれかまたは両方において、「1. あった」と回答した場合に回答する設問である。

図表 96 働きかけに従ってケアプランを作成した経験の有無（問 4-2）



※「ある」と回答した理由（働きかけに従ってケアプランを作成したことがある理由）の主な回答は以下の通り。

【ヘルパー・事業所の判断を尊重】

- ・身体介護の理解がヘルパー側と違っており、ヘルパーの意見が優先された
- ・訪問介護の援助の際、生活状態の細部まで見えてくるため追加に必要な部分がわかる
- ・実際関わっているヘルパーより状況説明を受け、自分自身も確認したが「私たちが現場で見ているので、一時的にケアマネが見ただけではわからないでしょ」と押し切られてしまった
- ・必要があるサービスではあったが、身体介護と生活援助の判断に迷う事例であり、訪問介護事業所の意見を

参考にすることとなった

【施設の意向、入居条件】

- ・特定施設において各施設の体制により必要と思われる介護がサービスの位置付けにより行われていたため
- ・働きかけというより、サービス付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホームは事実的に介助が必要でなくても、関わりが必要と言われプランに反映せざるを得ない
- ・有料老人ホームより理由を付けて言われると断れないことが多い
- ・有料併設の訪問介護事業所より、事業所の利用をしないと有料を退去してもらわないといけないと自費サービスの利用を利用者家族に促されるため
- ・サービス付高齢者住宅への入所により、入浴支援を身2生1で1時間算定された。何度か説明を求めても、当事業所の入浴対応はこちらですとしか返答なし
- ・有料住宅型ホーム入所のため、施設としてのサービスか、訪問介護上のサービスかの区別がしにくい
- ・有料老人ホーム入所時に施設側と家族等で話を進めていたため

【モニタリング、アセスメントの結果】

- ・モニタリングの結果、必要なサービスと判断したため
- ・本人の状態を自分でも理解し、本人と家族、場合によっては主治医とも相談し必要となった時のみケアプランを入れた

【利用者・家族の希望】

- ・利用者からの希望

【その他】

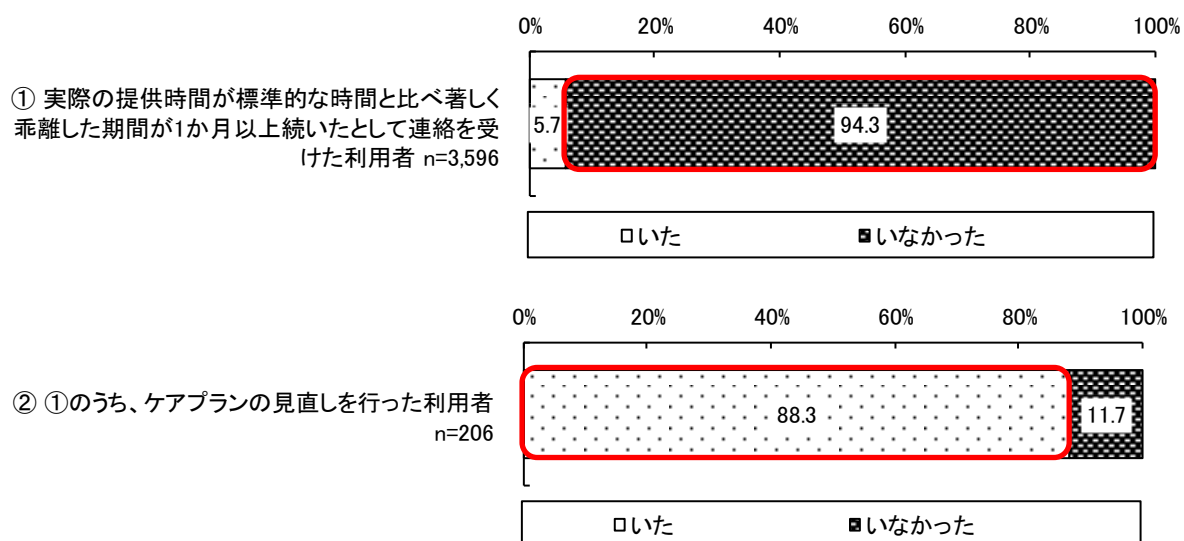
- ・説明に合理性があれば
- ・介護量が増え、状態が変化しているため
- ・身体を付けないと事業所に受けてもらえない
- ・外部サービスを削って訪問を入れてほしいと言われた。確かに生活の維持が優先かとも考えたが、本人にとって生活する意欲（QOL）をマネジメントした時に外部サービスは必要であった
- ・実際に行われていない（本人確認の上）のに事業所は行っているという

5. 訪問介護の所要時間と標準的な時間との乖離

(1) 著しく乖離した期間が1か月以上継続的に続いた利用者について(平成30年12月から令和元年11月まで)

該当した利用者の有無については、「いなかった」が94.3%であった。また該当した利用者がいた事業所のうち、ケアプランの見直しを行った利用者の有無については、「いた」が88.3%であった。

図表 97 該当した利用者の有無(問5-1)

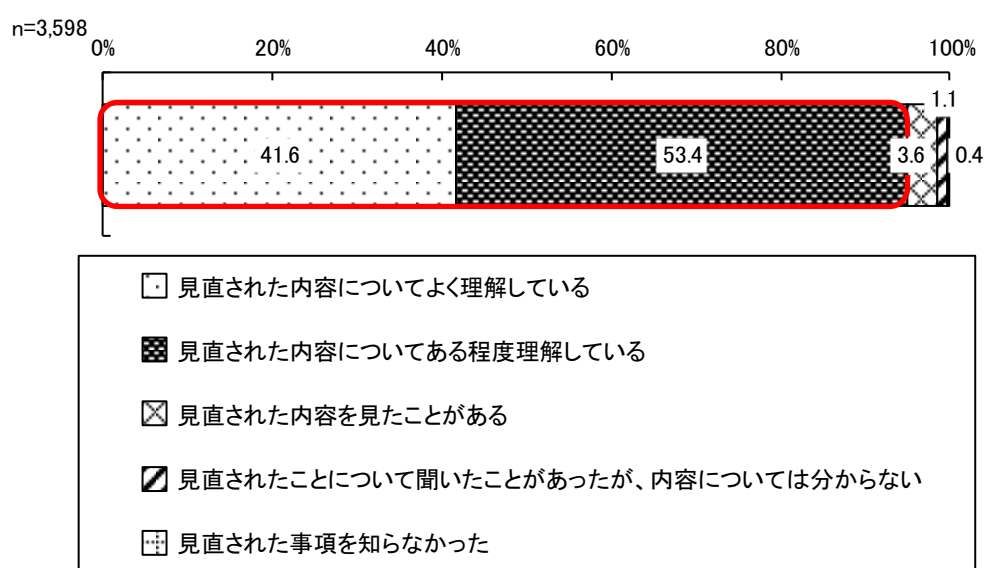


6. 生活援助が中心である訪問介護の回数が多いケアプランの作成

(1) 「訪問介護の回数が多いケアプラン」を市町村に届け出ることとされた見直しについての理解度

「訪問介護の回数が多いケアプラン」を市町村に届け出ることとされた見直しについての理解度については、「見直された内容についてある程度理解している」が 53.4%で最も多く、次いで「見直された内容についてよく理解している」が 41.6%であった。

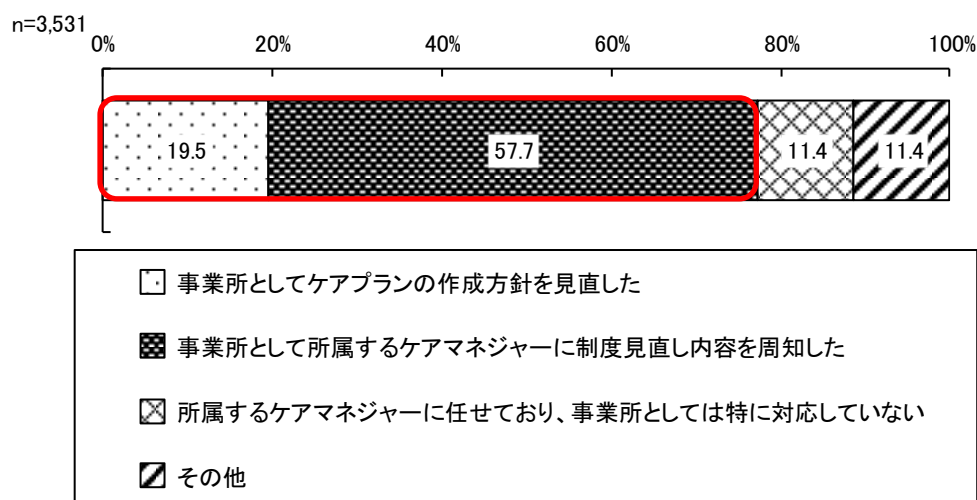
図表 98 「訪問介護の回数が多いケアプラン」を市町村に届け出ることとされた見直しについての理解度（問 6-1）



(2) 制度の見直しに対し事業所としてケアプランの作成方針を見直したか

制度の見直しに対し事業所としてケアプランの作成方針を見直したかについては、「事業所として所属するケアマネジャーに制度見直し内容を周知した」が 57.7%で最も多く、次いで「事業所としてケアプランの作成方針を見直した」が 19.5%であった。

図表 99 制度の見直しに対しケアプランの作成方針を見直したか（問 6-2）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【利用者にとって必要なプランであり届出を行う】

- ・必要な援助のみでプランを立てているので市へ届け出した
- ・本人と家族と相談し必要なサービスであることを確認した
- ・保険者と相談の上行っており問題なし

【ケアマネは1人で周知の必要なし】

- ・独りでケアマネジャーをしており自分のみ理解した
- ・ケアマネジャーは一人で今までにそのようなケースはなかった

【該当プラン利用者なし、対象外】

- ・回数の多いプランはなかった
- ・該当利用者なし
- ・元々厚生労働省から具体的な回数を出された時点で、その旨利用者・家族に説明し、(回数が多い) それ以上のプランは作成していない

【その他】

- ・回数が多い計画書がないか確認した
- ・改めて検証した
- ・利用者の家族に説明したところケアマネジャーを他事業所に変更された

1) 「制度の見直しに対しケアプランの作成方針を見直したか」の選択肢を選んだ理由

図表 100 「制度の見直しに対しケアプランの作成方針を見直したか」の選択肢を選んだ理由（問 6-2-2）【自由記述】

○「事業所としてケアプランの作成方針を見直した」と回答した事業所の回答

- ・ 不必要なサービスは提供しない
- ・ 省令が改正されたため
- ・ 制度を厳守するため
- ・ 制度変更に伴う法令遵守

○「事業所として所属するケアマネジャーに制度見直し内容を周知した」と回答した事業所の回答

- ・ 該当した場合の手続きとして従わなければならない制度なので周知した
- ・ 見直しの必要性の意識を統一するため
- ・ 制度見直しの内容を共有することは事業所運営の責務であるから
- ・ 制度見直しは周知しなければいけない事実だから。ただし制度見直しがあったからケアプランの方針を見直す必要があるのではなく、状態の変化があったから行うもの
- ・ プランを届け出ることが原因で作成方針などを変更することはない
- ・ 生活援助が中心の利用者がいても、回数として問題がないと判断したため周知に留めた
- ・ 二人体制の事業所で各々の利用者の状況は互いに把握しており、サービスの必要性に関しても同様、その上で見直し内容を周知するのみで問題ないと判断した
- ・ 利用者・ヘルパー事業所により方針や考え方に差があり、一事には決められないのでケースごとの対応をすることにした
- ・ 該当プランがなかったため

○「所属するケアマネジャーに任せており、事業所としては特に対応していない」と回答した事業所の回答

- ・ その利用者に必要なプランを作成しており、ケアプランの届け出が必要があればそうする方針であるため
- ・ 適切なアセスメントに基づき、必要であると判断した場合は厚労省が定める訪問回数を超える場合であっても、必要な回数をプランに位置付ける必要があると考えており、特に作成方針を変える必要はないと認識している

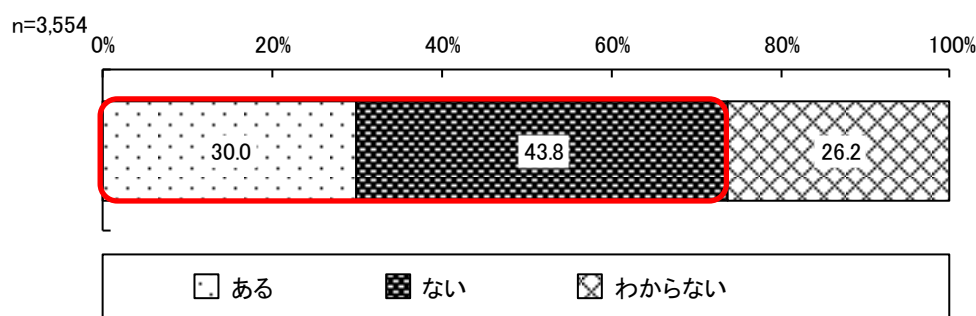
○「その他」と回答した事業所の回答

- ・ 該当するケアプランが今までなかったもので特に対応していない
- ・ ケアマネジャーが自分一人でかつ該当する利用者がいない

(3) 制度の見直しに対し、訪問介護の回数が多いケアプランの作成を抑制しなければならないと思うことの有無

制度の見直しに対し、訪問介護の回数が多いケアプランの作成を抑制しなければならないと思うことの有無については、「ある」が 30.0%、「ない」が 43.8%であった。

図表 101 訪問介護の回数が多いケアプランの作成を抑制しなければならないと思うことの有無（問 6-3）



(4) (3) の回答を選んだ理由

図表 102 事業所としてのケアプランの作成方針を見直しに関する考え方（問 6-3-2）

【自由記述】

○ (3) で「ある」と回答した事業所の回答

- ・制度となり、研修などで指示を受けている
- ・行政の考え方を理解しないと、結果として利用者に負担をかけるようになるため。そうならないように考えなければならないと思うため
- ・利用者の自立を促したい
- ・訪問の（回数含め）必要性が合理的である必要があるため
- ・回数の多いケースにはそれなりの理由があるが、在宅の限界を考える必要もある
- ・無駄にサービスを入れる必要はない
- ・社会保障費の増加はやむを得ない部分はあるが、2025 年問題を考える上で、これでよいとは言えない。利用者には意識してもらい、元気であること、できるだけ自分で行うことに努めるよう理解が必要と考えている
- ・訪問介護を家政婦のように考えて、利用する利用者が多い
- ・サービス付高齢者住宅等では生活援助中心型だけでなく、身体介護の頻度や内容にも妥当性に欠けるものが時々みられるため
- ・サービス付高齢者住宅などは法人の意向で限度額いっぱいまでサービスを利用するように指示される傾向がある

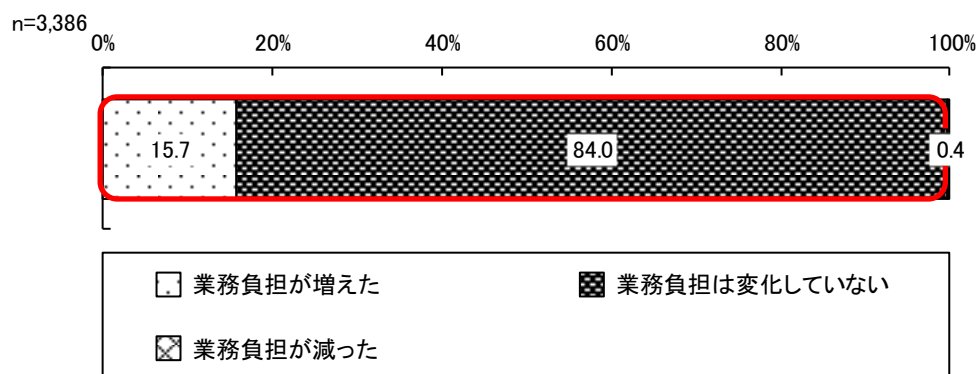
○ (3) で「ない」と回答した事業所の回答

- ・必要ならその理由があればよいので
- ・独居（認知症）であるが故の見守り訪問の必要性は、回数で縛られると生活が成り立ちにくい
- ・本人・家族の状況から、多くを使わないと生活が成り立たない利用者もいると思われる。根拠や判断がきちんとしていれば、必要によりだと考える
- ・皆様それぞれの生活スタイルがあり、必要性によりケースバイケースと考える
- ・各々の生活環境・地域性に違いがあるため、画一的に決められる訳ではないと思う
- ・必要だから利用している。必要のない人は、そもそも回数が多くならない。見直しのために回数を少なく設定するという考えはない
- ・現在訪問介護の回数が多い利用者がいないため
- ・サービス回数がオーバーしていないため

(5) 制度見直しの前後における訪問介護の回数の多い利用者 1 人当たりの業務負担の変化

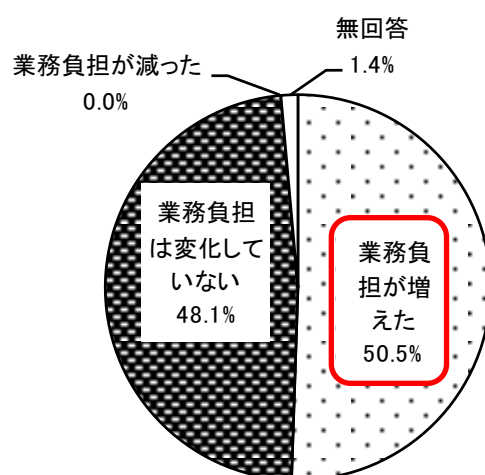
制度見直しの前後における訪問介護の回数の多い利用者 1 人当たりの業務負担の変化については、「業務負担は変化していない」が 84.0%、「業務負担が増えた」が 15.7%であった。

図表 103 訪問介護の回数の多い利用者 1 人当たりの業務負担の変化（問 6-4）



制度改正前後の業務負担の変化を、令和元年 11 月利用分の訪問回数が多いケアプランを作成した事業所に限定してみると、「業務負担が増えた」と回答したのは 50.5%であった。

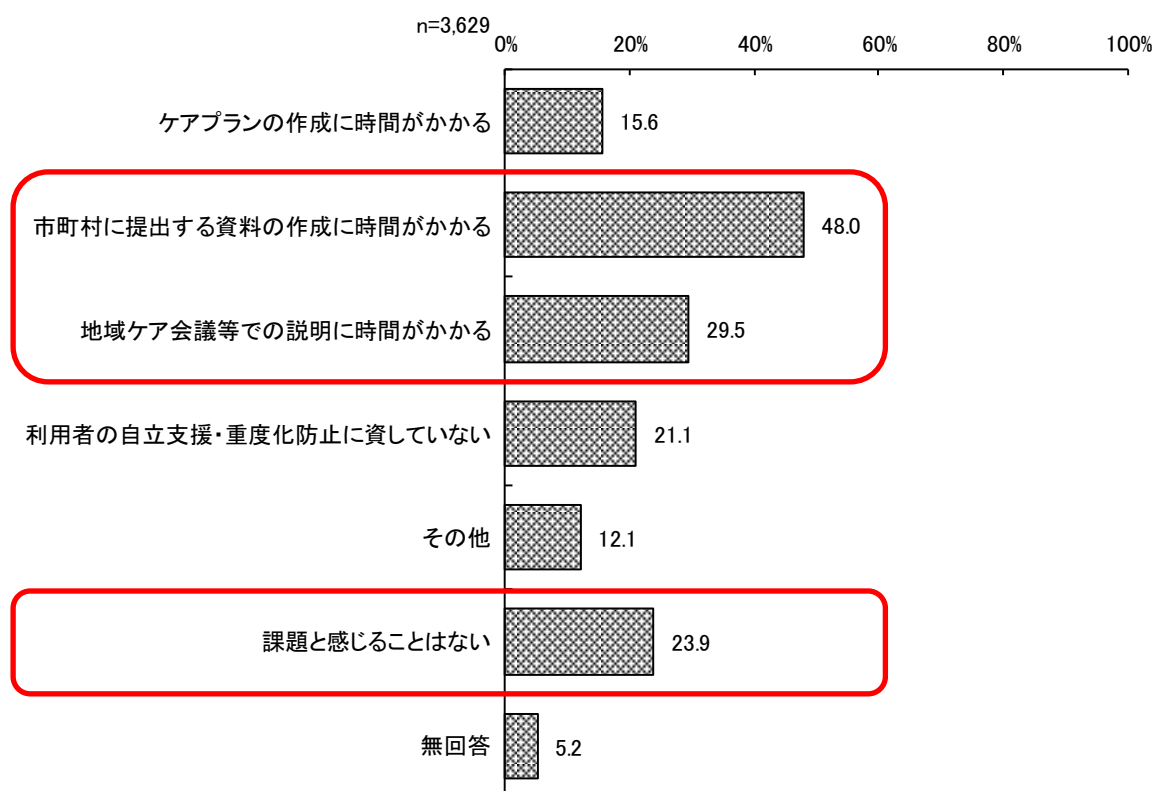
図表 104 訪問介護の回数の多い利用者 1 人当たりの業務負担の変化
（問 6-7 で訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを作成している事業所に限定して集計）
（問 6-4）



(6) ケアプランの届け出制度における課題

ケアプランの届け出制度における課題については、「市町村に提出する資料の作成に時間がかかる」が48.0%で最も多く、次いで「地域ケア会議等での説明に時間がかかる」が29.5%、「課題と感ずることではない」が23.9%であった。

図表 105 ケアプランの届け出制度における課題（問 6-5）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【届出制度の必要性が理解できない、疑問がある】

- ・提出させることで何をしたいのかわからない。助言等であれば、ケアプラン適正化で十分だと思う
- ・必要なのか理解に苦慮する
- ・利用者のための制度改正とは思えない。届け出が必要な理由がわからない
- ・単に社会保障費の抑制のためにやっているように見え、よくは思わない
- ・届け出ことは課題と感ずないが、身体・生活の混合型の場合は届け出ないことは少し疑問に思う
- ・ケアマネジャーを委縮させサービスの制御に繋がる危険がある

【市町村の反応がない、地域ケア会議等の成果がわからない】

- ・届け出た後、何の連絡もない
- ・地域ケア会議で検討されているのか不明
- ・届出に対してその後のケア会議や個別支援会議等が迅速に開かれなと意味が感ずられない
- ・適正化、公平性が大切だと思うが、個々の事情もどれだけ行政に理解してもらって対応してくれるかは不安
- ・市から地域ケア会議に参加の依頼があり出席したが、回数を減らすことについて出席者の方々から違う方向での質問はあったが全くアドバイスはされなかったのが残念だった
- ・多いプランは困難事例であることが多く、自立支援としてのカンファレンスとは異なりケア会議をしても認められて終わりだった

【手間・時間など負担増】

- ・頻度が高く負担が大きい
- ・どうしても必要と思われるケースの場合、サービス開始まで時間がかかるのでは
- ・提出することを嫌がって本当に必要なサービスが提供されなくなる
- ・ケアマネジャーの業務が増えることへの精神的負担感が増した

【その他】

- ・市町村によって認識や基準、温度差があり統一性がない
- ・代替えとなるサービスが少ない
- ・本当に必要とする人に対して、訪問介護の回数が少なくなるおそれがある
- ・在宅生活を維持する、自分らしい暮らしをするというところに反していると思う
- ・表向きは制限ではないとなっているが、現場としては制限という理解
- ・特例的な取り扱いについて、保険者自体も後ろ向きな面があると思う
- ・サービス付高齢者住宅に居住している人は何とも言えないが、地域の一般の自宅に居住している人は、必要だからサービスを組み込んでいる。必要なのに多いと判断されるのは非常に遺憾である
- ・ケースとしては稀なので回数等、制度を理解や意識し続けておくことが大変
- ・多少統制を受けることは止むを得ない

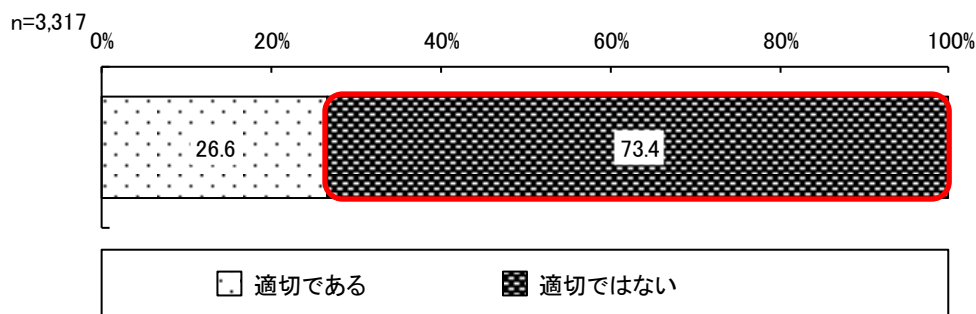
【課題なし／わからない】

- ・該当するケアプランがないのでわからない
- ・事例がないため今のところ課題が思いつかない

(7) 訪問回数の見直しは毎月届け出ることと定められているが、この頻度は適切と考えるか

訪問回数の見直しは毎月届け出ることと定められているが、この頻度は適切と考えるかについては、「適切ではない」が73.4%であった。

図表 106 訪問回数の見直しは毎月届け出ることと定められているが、この頻度は適切と考えるか
(問 6-6)



※「適切である」と回答した理由の主な回答は以下の通り。

- ・利用者の状況、環境は変わりやすい
- ・毎月モニタリングを実施している
- ・見直しがこまめにできるので
- ・改善が必要であるか確認できるため
- ・抑制効果を期待できるから
- ・必要以上に使用しないためには必要
- ・不必要なサービス利用が多い
- ・業務負担は増えるが担当ケアマネジャーの意識付けにも必要だと思うので
- ・ケアマネジャーが他制度や活用可能な協力者に目を向けるようになる
- ・できることまでできないと判断し設定されているケースを防ぐためにもある方がよい

- ・生活援助の過剰サービスは感じたことがある

※「適切ではない」と回答した理由の主な回答は以下の通り。

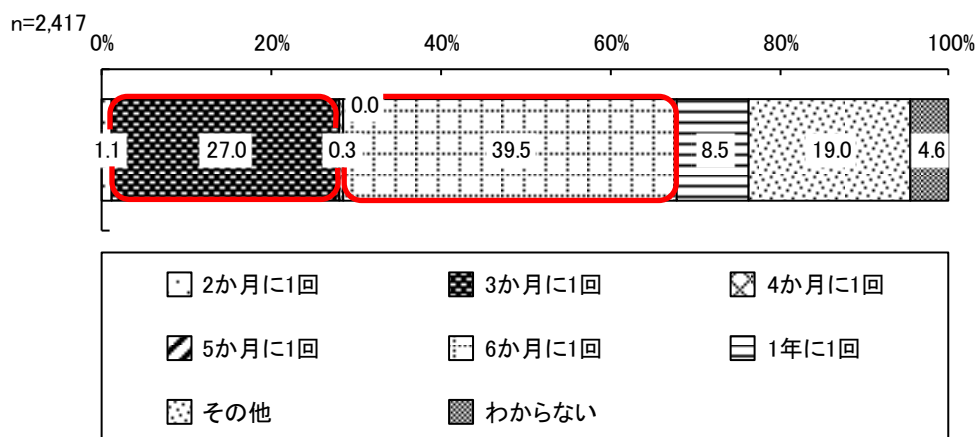
- ・そんなに人はすぐに変化する（改善する）とは思えない
- ・ケアプラン見直しの時でよいと思う
- ・必要があるのなら見直す必要はない
- ・毎月の届け出は負担が大きい
- ・1 か月は短く書類作成に手間がかかる
- ・事務負担が大きくなると、そのことのみを理由に利用の制限をするケアマネが出ることに繋がるのではない
か
- ・毎月本人、家族に説明をと言われるが、その労力だけでも疲れる。
- ・行政も負担になっているかもしれない
- ・届け出ても個別の状況等よくわからないのではないか

1) 適切だと思う頻度

適切だと思う頻度については、「6 か月に 1 回」が 39.5%で最も多く、次いで「3 か月に 1 回」が 27.0%であった。

※問 6-6-2 は、問 6-6（訪問回数の見直しの届け出頻度は適切と考えるか）で「2. 適切ではない」と回答した場合に回答する設問である。

図表 107 適切だと思う頻度（問 6-6-2）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【短期目標期間ごと】

- ・短期目標期間ごと
- ・ケアプラン目標期間終了時（2～5 位）
- ・ケアプランの短期目標の時期に合わせるのが適切

【ケアプラン変更時】

- ・ケアプランに変更のあった時だけでよい
- ・毎月モニタリングを行った上、変化やプラン変更が必要な時

【利用者の状況変化】

- ・状態の変化ありに合わせて
- ・状態が著しく悪化、変化した場合
- ・毎月モニタリングを行った上、変化やプラン変更が必要な時

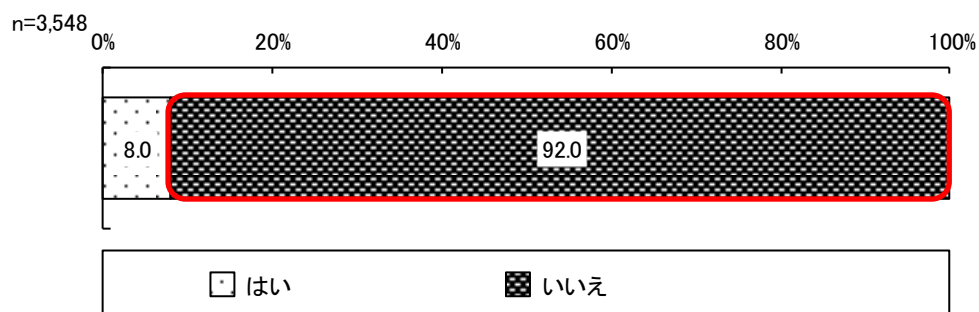
【その他】

- ・まず1回目は3か月で見直しをし、その後は6か月に1回
- ・毎月～6か月に一度程度で状況に合わせて選択
- ・最長でも6ヶ月、もっと短い期間での見直しになる人もいると思う
- ・長期目標ごと
- ・利用者による
- ・ケアマネジャーやサービスチームに決定させてもよいと感じる

(8) 令和元年 11 月利用分のケアプランとして「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか

令和元年 11 月利用分のケアプランとして「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したかについては、「いいえ」が 92.0%であった。

図表 108 令和元年 11 月利用分として「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか（問 6-7）



(9)生活援助が中心である指定訪問介護について、「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成した利用者の実人数

1) 訪問介護事業所の利用者

訪問介護の回数が多い利用者数の合計については、平成 29 年 11 月時点では 403 人であった。令和元年 11 月時点では「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの」が 182 人であった。

※問 6-8 は、問 6-7（令和元年 11 月利用分として「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか）で「1. はい」と回答した場合に回答する設問である。

図表 109 訪問介護事業所の利用者（問 6-8）

(単位:人)

		調査数	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
H29.11	訪問介護の回数が多いケアプラン	241	403	1.7	3.8	1	41	0
R元.11	a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	127	182	1.4	1.0	1	8	1
	b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	127	95	0.7	0.9	1	5	0
	c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	127	77	0.6	0.9	0	5	0
	c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	127	18	0.1	0.5	0	3	0
	d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	127	12	0.1	0.4	0	3	0
	e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	127	6	0.1	0.3	0	3	0
	e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	127	6	0.1	0.3	0	2	0
	d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	127	6	0.1	0.3	0	2	0
	b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	127	69	0.5	1.1	0	8	0
	c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	127	56	0.4	0.8	0	5	0
	c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	127	13	0.1	0.5	0	3	0
	d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	127	8	0.1	0.3	0	2	0
	e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	127	5	0.0	0.2	0	2	0
	e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	127	3	0.0	0.2	0	2	0
	d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	127	5	0.0	0.2	0	2	0
	b3) その他(会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない)	127	18	0.1	0.4	0	2	0
	c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	127	2	0.0	0.1	0	1	0
	c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	127	4	0.0	0.2	0	1	0
	c7) その他	127	12	0.1	0.3	0	1	0

2) 同一法人の訪問介護事業所の利用者

同一法人の訪問介護事業所の利用者数の合計については、平成 29 年 11 月時点では、集合住宅減算の算定有りで 87 人、算定無しで 84 人であった。

令和元年 11 月時点で集合住宅減算の算定有りでは、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議でケアプランの再考が必要ないと判断された」が 2 人であった。

令和元年 11 月時点で集合住宅減算の算定無しでは、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議でケアプランの再考が必要ないと判断された」が 28 人、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議以外でケアプランの再考が必要ないと判断された」が 14 人であった。

※問 6-8 は、問 6-7（令和元年 11 月利用分として「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか）で「1. はい」と回答した場合に回答する設問である。

図表 110 同一法人の訪問介護事業所の利用者（問 6-8）

(単位:人)

		同一法人の訪問介護事業所の利用者						
		集合住宅減算の算定有り						
		調査数	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
H29.11	訪問介護の回数が多いケアプラン	233	87	0.4	2.9	0	40	0
R元.11	a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	2	2	1.0	0.0	1	1	1
	b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	2	2	1.0	0.0	1	1	1
	c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	2	2	1.0	0.0	1	1	1
	c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	b3) その他(会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない)	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	2	0	0.0	0.0	0	0	0
	c7) その他	2	0	0.0	0.0	0	0	0

(単位:人)

		同一法人の訪問介護事業所の利用者						
		集合住宅減算の算定なし						
		調査数	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
H29.11	訪問介護の回数が多いケアプラン	236	84	0.4	0.9	0	5	0
R元.11	a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	39	56	1.4	0.9	1	5	1
	b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	39	34	0.9	1.2	1	5	0
	c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	39	28	0.7	1.1	0	5	0
	c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	39	6	0.2	0.5	0	3	0
	d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	39	4	0.1	0.5	0	3	0
	e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	39	3	0.1	0.5	0	3	0
	e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	39	1	0.0	0.2	0	1	0
	d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	39	2	0.1	0.2	0	1	0
	b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	39	18	0.5	0.7	0	3	0
	c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	39	14	0.4	0.5	0	2	0
	c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	39	4	0.1	0.4	0	2	0
	d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	39	3	0.1	0.4	0	2	0
	e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	39	1	0.0	0.2	0	1	0
	e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	39	2	0.1	0.3	0	2	0
	d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	39	1	0.0	0.2	0	1	0
	b3) その他(会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない)	39	4	0.1	0.3	0	1	0
	c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	39	0	0.0	0.0	0	0	0
	c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	39	0	0.0	0.0	0	0	0
	c7) その他	39	4	0.1	0.3	0	1	0

3) 他法人の訪問介護事業所の利用者

他法人の訪問介護事業所の利用者数の合計については、平成 29 年 11 月時点では、集合住宅減算の算定有りが 45 人、算定無しが 187 人であった。

令和元年 11 月時点で集合住宅減算の算定有りでは、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議でケアプランの再考が必要ないと判断された」が 2 人、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議でケアプランの再考が必要と判断され、一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行った」が 1 人であった。

令和元年 11 月時点で集合住宅減算の算定無しでは、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議でケアプランの再考が必要ないと判断された」が 45 人、「訪問介護の回数が多いケアプランを届け出て、地域ケア会議以外でケアプランの再考が必要ないと判断された」が 42 人であった。

※問 6-8 は、問 6-7（令和元年 11 月利用分として「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか）で「1. はい」と回答した場合に回答する設問である。

図表 111 他法人の訪問介護事業所の利用者（問 6-8）

		(単位:人)						
		他法人の訪問介護事業所の利用者						
		集合住宅減算の算定有り						
		調査数	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
H29.11	訪問介護の回数が多いケアプラン	231	45	0.2	1.3	0	15	0
R元.11	a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	3	3	1.0	0.0	1	1	1
	b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	3	3	1.0	0.0	1	1	1
	c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	3	2	0.7	0.5	1	1	0
	c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	3	1	0.3	0.5	0	1	0
	d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	3	1	0.3	0.5	0	1	0
	e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	3	1	0.3	0.5	0	1	0
	d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	b3) その他(会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない)	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	3	0	0.0	0.0	0	0	0
	c7) その他	3	0	0.0	0.0	0	0	0

		(単位:人)						
		他法人の訪問介護事業所の利用者						
		集合住宅減算の算定なし						
		調査数	合計値	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
H29.11	訪問介護の回数が多いケアプラン	236	187	0.8	1.5	1	16	0
R元.11	a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	90	121	1.3	0.9	1	8	1
	b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	90	56	0.6	0.7	1	3	0
	c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	90	45	0.5	0.7	0	3	0
	c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	90	11	0.1	0.4	0	2	0
	d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	90	7	0.1	0.3	0	2	0
	e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	90	3	0.0	0.2	0	2	0
	e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	90	4	0.0	0.3	0	2	0
	d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	90	4	0.0	0.2	0	1	0
	b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	90	51	0.6	1.1	0	8	0
	c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	90	42	0.5	0.8	0	5	0
	c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	90	9	0.1	0.4	0	3	0
	d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	90	5	0.1	0.3	0	2	0
	e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	90	4	0.0	0.3	0	2	0
	e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	90	1	0.0	0.1	0	1	0
	d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	90	4	0.0	0.2	0	1	0
	b3) その他(会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない)	90	14	0.2	0.4	0	2	0
	c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	90	2	0.0	0.2	0	1	0
	c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	90	4	0.0	0.2	0	1	0
	c7) その他	90	8	0.1	0.3	0	1	0

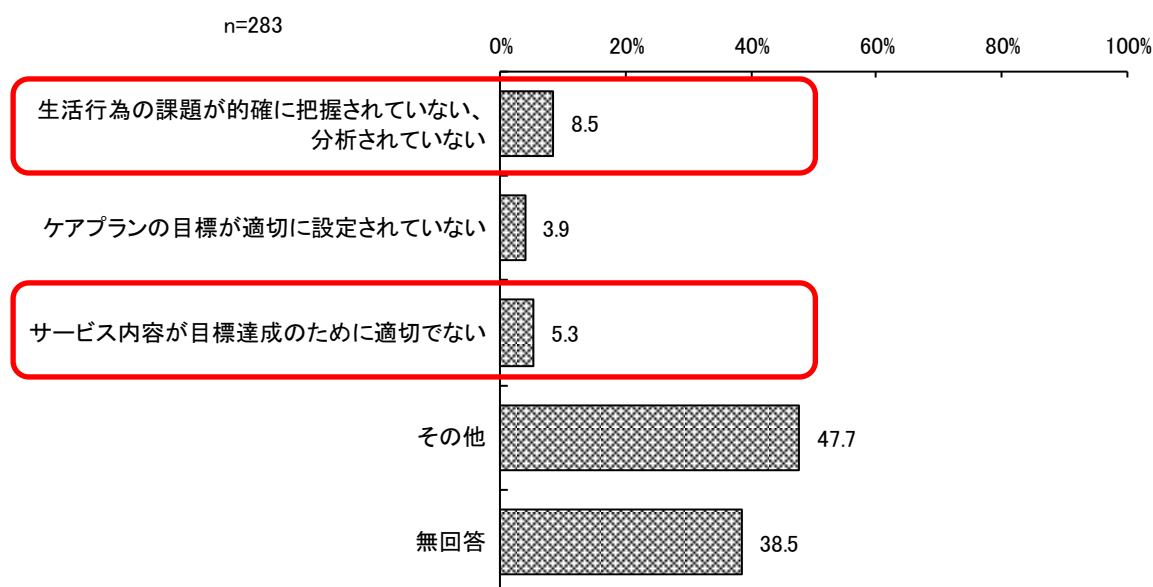
※「その他」欄に具体的な事項の回答はなかった

(10) 見直しが行われたケアプランについて、地域ケア会議等で指摘された事項

見直しが行われたケアプランについて、地域ケア会議等で指摘された事項については、「その他」、「無回答」を除き、「生活行為の課題が的確に把握されていない、また分析されていない」が 8.5%で最も多く、次いで「サービス内容が目標達成のために適切でない」が 5.3%であった。

※問 6-9 は、問 6-7（令和元年 11 月利用分として「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成したか）で「1. はい」と回答した場合に回答する設問である。

図表 112 見直しが行われたケアプランについて指摘された事項（問 6-9）【複数回答】



「その他」の内容		N	%
必要・適切と認められた／変更なし	・ 困難な事例のため現状のままで。 ・ 本人、家族の状況、生活環境等、総合的に考えて必要な回数であると判断された。 ・ 生活保護、身体状況、区分支給限度額との関係から生活援助での算定はやむを得ない。 ・ 本人の生活状況や身体状況のため、問題ないと話があった。	26	9.2
指摘なし	・ 特に指摘されていない。 ・ 市役所から一度問い合わせがあったのみ、指摘もない。	24	8.5
代替サービスを提案	・ 施設入所など他のサービスへの代替えの話をされた。 ・ 代替えサービスの提案。	5	1.8
保険外サービス検討を提案	・ 本人、担当者への丁寧な説明とインフォサービスなどの工夫を検討すること。 ・ 他の代行サービスを検討したのか。	4	1.4
自立支援、本人ができることの検討を提案	・ 精神疾患でも本人のできる所がないか、再検討するようにと言われることが多い。 ・ 本人ができることを試してみては？という見解であった。	4	1.4
その他指摘、提案	・ 回数を減らせないか。 ・ 初期認知症対応チームへの相談しては。	18	6.4

状態の確認	・ 本人の状態について詳しい説明を求められた。	2	0.7
その他対応	・ 内容の把握のみだった。	2	0.7
地域ケア会議開催なし	・ 地域ケア会議は行われていない。 ・ 市役所から一度問い合わせがあったのみ、指摘もない。 ・ 特に指摘がなかった、というか地域ケア会議等という場面がなかった。 ・ 地域ケア会議を開催していない。	26	9.2
合計		108	38.2

※1 件の回答に複数の内容が記載されていたものがあるため、上記の内訳の合計と合計欄の値は一致しない。

(1 1) 訪問介護の回数について見直しを行った全てのケースについて、自立支援・重度化防止の観点から行った対応

1) 対応の有無

対応した事項については、「見直したプランがない」が 39.3%で最も多く、次いで「訪問介護の身体介護（見守りの援助）を増やすことで代替した」が 15.9%、次いで「通所介護で代替した」が 10.8%であった。

図表 113 対応した事項（問 6-10）【複数回答】



※「その他」の主な回答は以下の通り。

【家族の協力】

- ・家族に手伝ってもらった
- ・別居家族の対応でしのぐ
- ・遠方からの家族支援をお願いした
- ・近隣・家族ができること・できないことを明確化。家族との関係が多くなった（独居）

【サービス変更】

- ・訪問時間を減らした
- ・生活援助の回数増を行った
- ・生活 2→身 1 生 1

【区分変更】

- ・障害サービスから介護保険に切り替え
- ・区分変更申請を行った

【施設入所】

- ・有料老人ホームの入所
- ・入所の方向をとった

【その他】

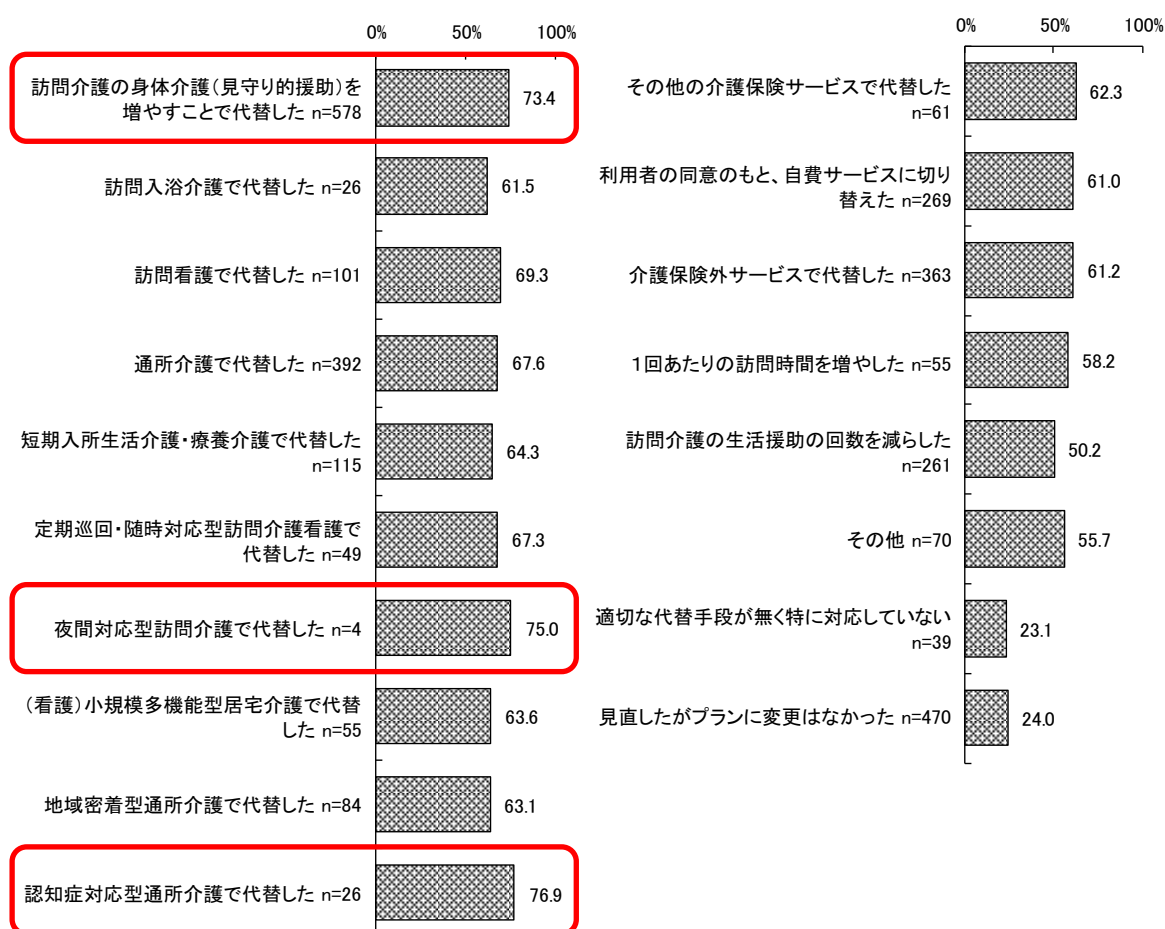
- ・必要なサービスに変更することに本人の意向が得られなかった

2) 訪問回数を減らす前と比べ同等以上のサービスを提供できているか

訪問回数を減らす前と比べ同等以上のサービスを提供できている事項については、「認知症対応型通所介護で代替した」が76.9%で最も多く、次いで「夜間対応型訪問介護で代替した」が75.0%、次いで「訪問介護の身体介護（見守りの援助）を増やすことで代替した」が73.4%であった。

※問 6-10①（訪問介護（生活援助中心型）の回数について見直しを行ったケースについて、自立支援・重度化防止の観点から対応を行った対応策に○をつける設問）で○をつけた回答者のみを対象にして集計した。

図表 114 訪問回数を減らす前と比べ同等以上のサービスを提供できている事項（問 6-10）【複数回答】



III. 利用者票の調査結果

1. 生活援助従事者研修修了者に関する調査

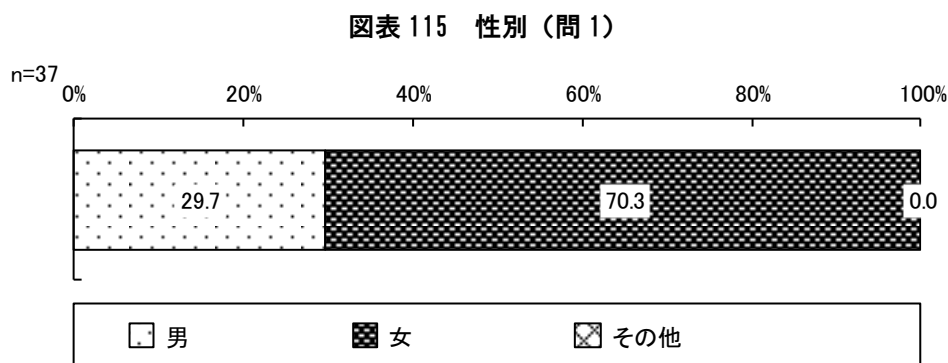
調査対象は、調査時点において生活援助従事者研修修了者から生活援助のサービスを受けている利用者のうち、その生活援助従事者研修修了者から生活援助のサービスを受け始めた年月の前月の時点で調査対象事業所の利用者である人である。

(1) 事業所記入用

1) 利用者の属性や利用状況

① 性別

性別については、女性が 70.3%、男性が 29.7%であった。

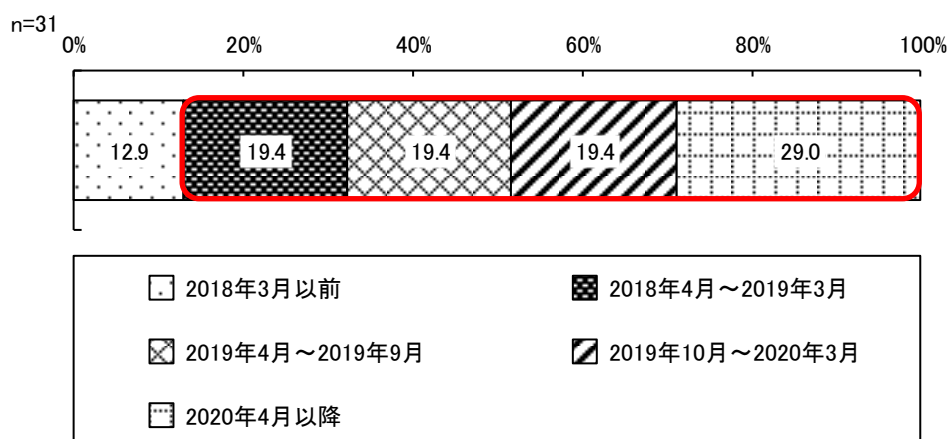


② 日付

a 生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の年月

生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の年月については、2020年4月以降が 29.0%で最も多く、次いで 2018年4月～2019年3月、2019年4月～2019年9月、2019年10月～2020年3月がそれぞれ 19.4%であった。

図表 116 生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の年月（問 2-1）



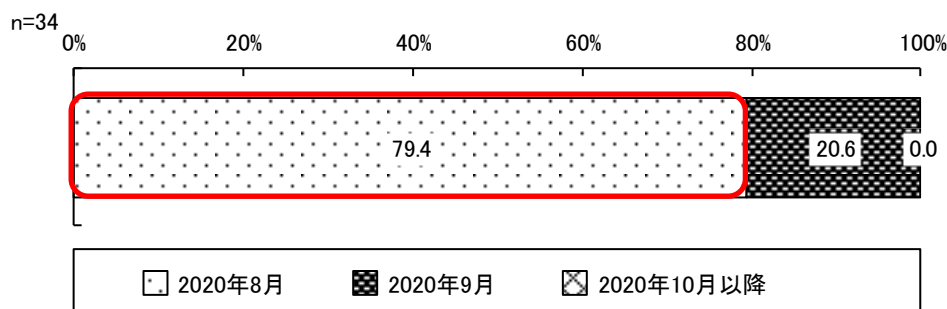
（単位：年）

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
31	2019.2	0.9	2019	2020	2018

b 調査時点（現時点）の年月

調査時点（現時点）の年月については、2020年8月が79.4%で最も多かった。

図表 117 調査時点（現時点）の年月（問 2-2）



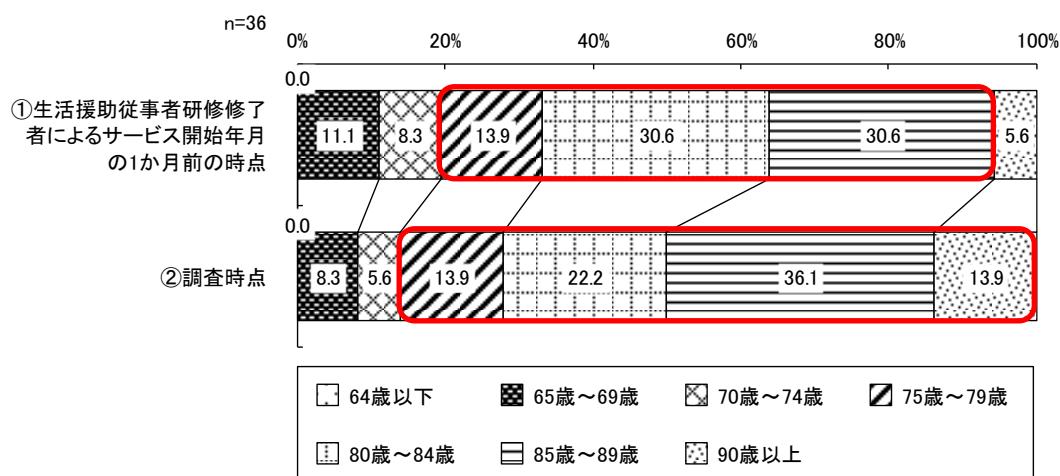
③ 年齢

年齢については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では、80歳～84歳と85歳～89歳がそれぞれ30.6%で最も多く、次いで75歳～79歳が13.9%であった。

調査時点では、85歳～89歳が36.1%で最も多く、次いで80歳～84歳が22.2%、75歳～79歳が13.9%であった。

年齢の平均は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点（81.2歳）から調査時点（82.6歳）にかけて1.4歳高くなっている。

図表 118 年齢（問 3）



（単位：歳）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点	36	81.2	7.0	83	90	66
②調査時点	36	82.6	7.0	84.5	91	66

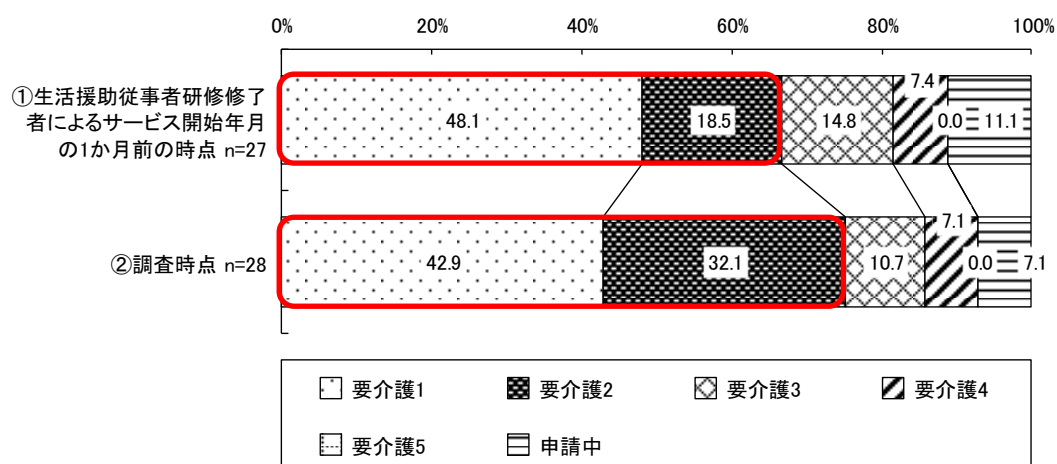
④ 要介護度

要介護度については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では、要介護1が48.1%で最も多く、次いで要介護2が18.5%であった。

調査時点では、要介護1が42.9%で最も多く、次いで要介護2が32.1%であった。

要介護度は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて高くなる傾向がみられる。

図表 119 要介護度（問 4）



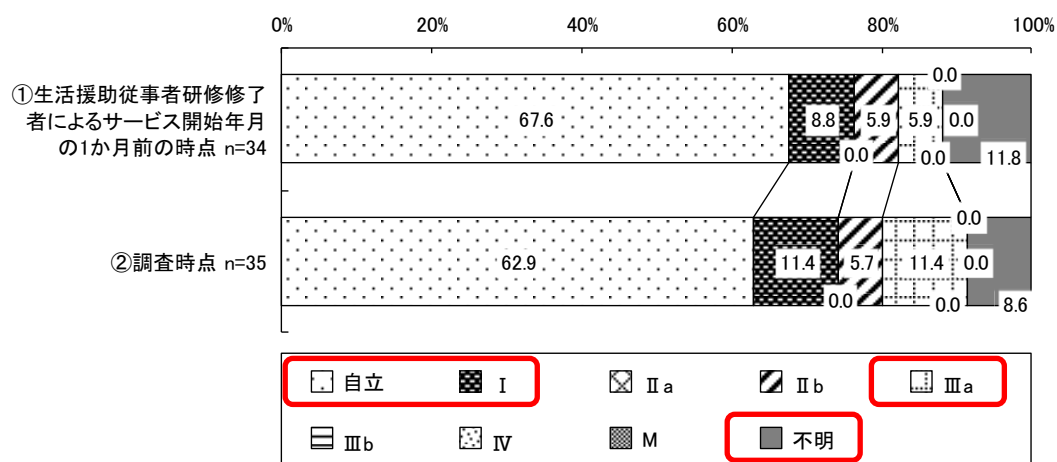
⑤ 認知症の症状

認知症の症状については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では、自立が67.6%で最も多く、次いで不明が11.8%であった。

調査時点では、自立が62.9%で最も多く、次いでⅠとⅢaがそれぞれ11.4%であった。

認知症の症状は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけてランクが高くなる傾向がみられる。

図表 120 認知症の症状（問5）



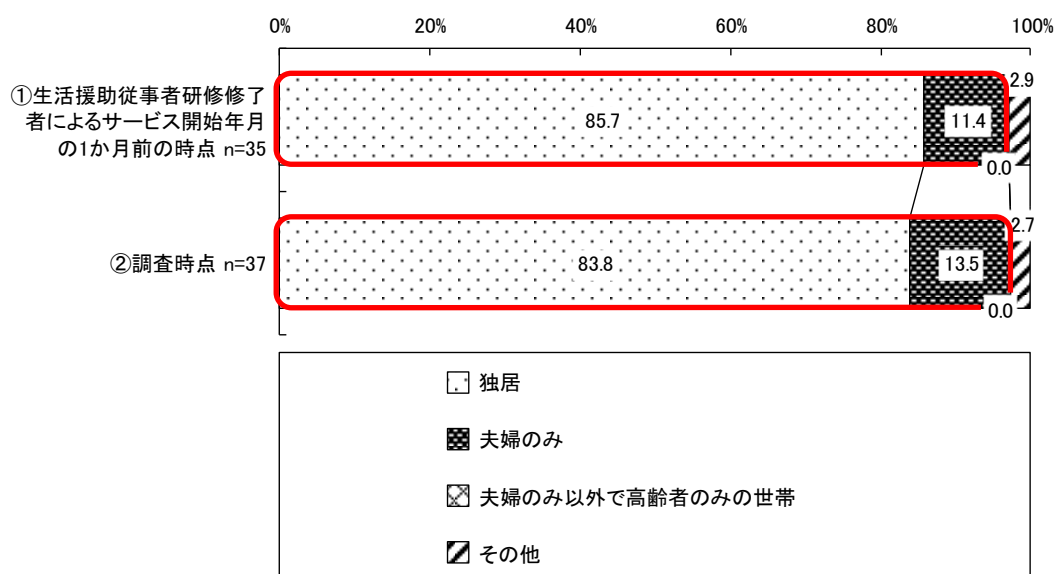
⑥ 世帯の状況

世帯の状況については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では、独居が85.7%で最も多く、次いで夫婦のみが11.4%であった。

調査時点では、独居が83.8%で最も多く、次いで夫婦のみが13.5%であった。

世帯の状況は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 121 世帯の状況（問 6）



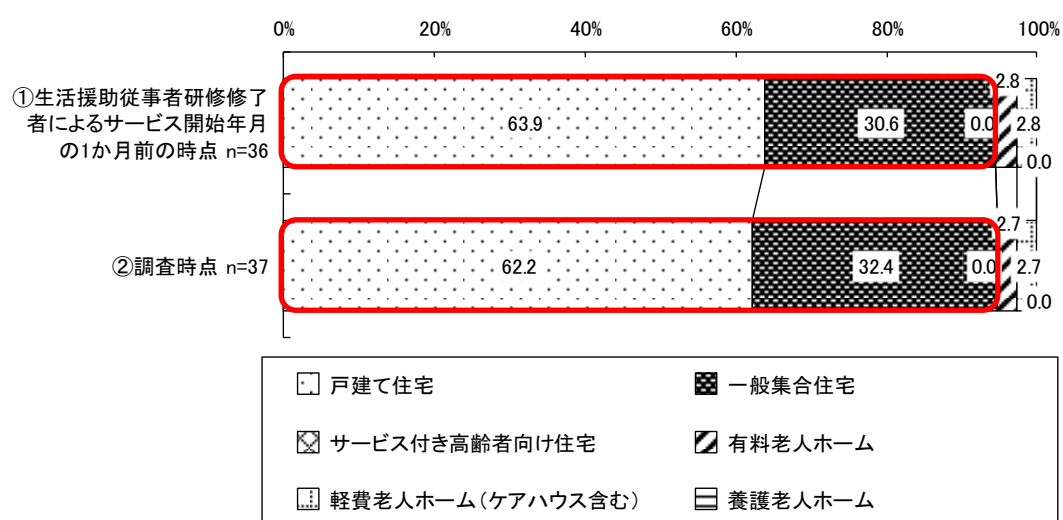
⑦ 居住形態

居住形態については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では、戸建て住宅が63.9%で最も多く、次いで一般集合住宅が30.6%であった。

調査時点では、戸建て住宅が62.2%で最も多く、次いで一般集合住宅が32.4%であった。

居住形態は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 122 居住形態（問 7）



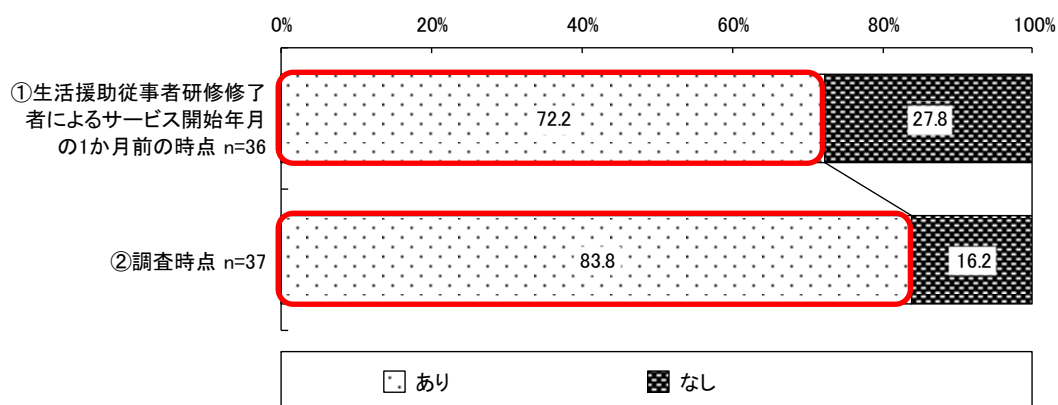
⑧ 他のサービスの利用

a 介護保険サービス

介護保険サービスの利用については、「あり」が生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では72.2%、調査時点では83.8%であった。

介護保険サービスの利用は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて11.6ポイント増加している。

図表 123 介護保険サービスの利用（問 8）

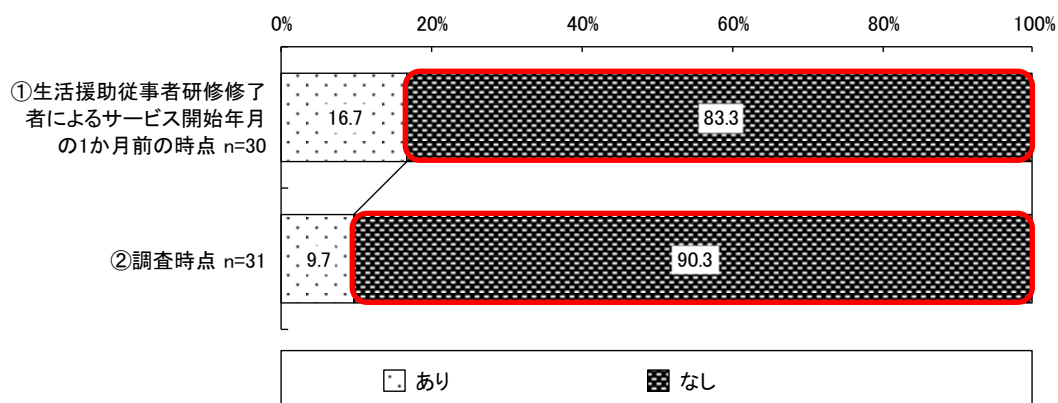


b 保険外のサービス

保険外のサービスの利用については、「なし」が生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点では83.3%、調査時点では90.3%であった。

保険外のサービスを利用しない利用者は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて7.0ポイント増加している。

図表 124 保険外のサービスの利用（問 8）

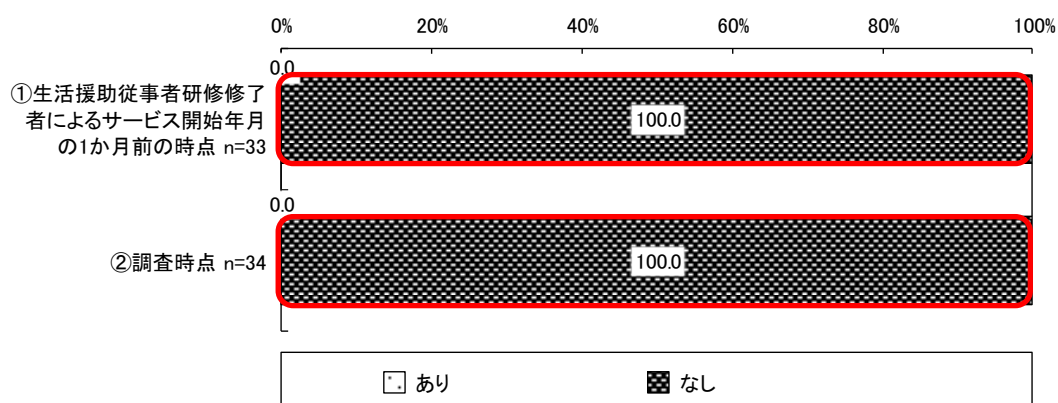


⑨ 限度額超過

限度額超過については、「なし」が生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点、調査時点のいずれにおいても100%であった。

限度額超過は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて違いがみられない。

図表 125 限度額超過（問 9）



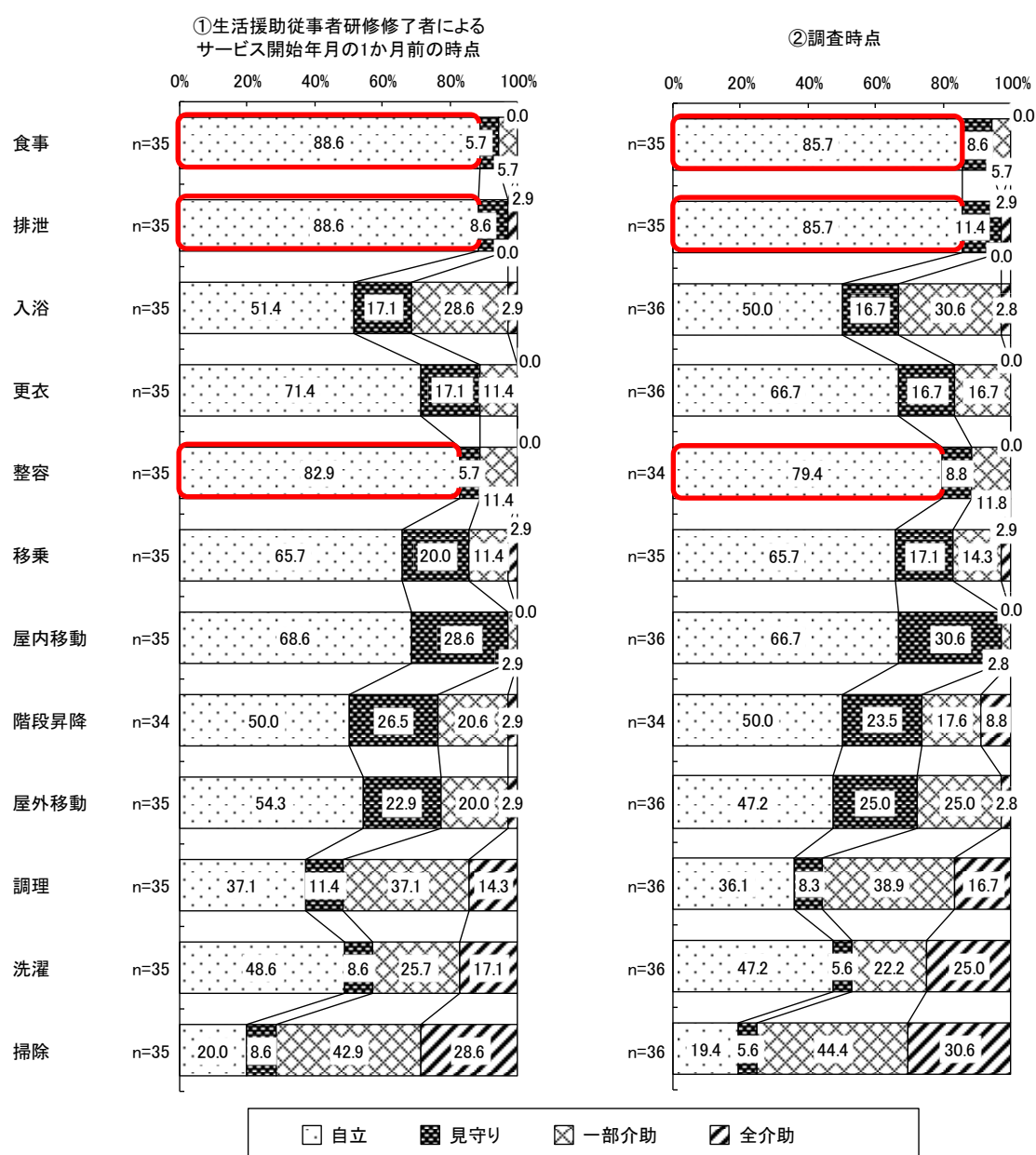
⑩ ADL、IADL の状況

ADL、IADL の状況については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点では、食事および排泄の自立がそれぞれ 88.6%で最も多く、次いで整容の自立が 82.9%であった。

調査時点では、食事および排泄の自立がそれぞれ 85.7%で最も多く、次いで整容の自立が 79.4%であった。

ADL、IADL の状況は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いがみられない。

図表 126 ADL、IADL の状況（問 10）



⑪ サービスの利用回数

サービス内容（例：身体 1 生活 1）を単位として回答のあった全利用者のサービス利用回数をみると、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点では平均 7.5 回、調査時点では平均 8.1 回であり、サービス開始年月の 1 か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いがみられなかった。

また身体介護、生活援助の時間別の集計結果についても大きな違いはみられなかった。

図表 127 サービスの利用回数

(単位:回)

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①生活援助従事者研修修了者によりサービス開始年月の1か月前の時点	47	7.5	7.3	5	31	1
②調査時点	53	8.1	8.1	5	31	1

※問 11 の「回数」欄に回答があったものを集計対象としている。

図表 128 サービスの利用回数（身体介護、生活援助の時間別）（問 11）

サービス開始年月の 1 か月前

A：サービス内容の回答件数

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	-	10	19	29
	0	-	-	-	-	0
	1	1	2	1	-	4
	2	2	1	-	2	5
	計	3	3	11	21	38

B：訪問回数合計

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	-	48	156	204
	0	-	-	-	-	0
	1	12	11	7	-	30
	2	5	4	-	22	31
	計	17	15	55	178	265

C：回数平均（B÷A）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	-	4.8	8.2	7.0
	0	-	-	-	-	0.0
	1	12.0	5.5	7.0	-	7.5
	2	2.5	4.0	-	11.0	6.2
	計	5.7	5.0	5.0	8.5	7.0

調査時点

A：サービス内容の回答件数

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	-	10	21	31
	0	-	-	-	-	0
	1	1	2	-	-	3
	2	2	1	-	1	4
	計	3	3	10	22	38

B：訪問回数合計

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	-	51	173	224
	0	-	-	-	-	0
	1	12	11	-	-	23
	2	5	4	-	1	10
	計	17	15	51	174	257

C：回数平均（B÷A）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	-	5.1	8.2	7.2
	0	-	-	-	-	0.0
	1	12.0	5.5	-	-	7.7
	2	2.5	4.0	-	1.0	2.5
	計	5.7	5.0	5.1	7.9	6.8

※1：上記の「A：サービス内容の回答件数」表は、問 11 の①から④のそれぞれの回答を 1 つの単位として、身体介護、生活援助の訪問時間の組み合わせに該当する回答件数が何件あったかを計上したもの。「B：訪問回数合計」は、回答のあった 1 か月間の訪問回数を全ての回答について合計したもの。「C：回数平均」は前述の B を A で除算したもの。

※2：「回数」欄に回答があったデータのうち、①生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点と②調査時点の両時点に回答のないもの、および「身体」欄、「生活」欄のいずれかに回答が

無いものは除外して集計している。

※3：上表における生活援助 1 は 20 分以上 45 分未満、同 2 は 45 分以上 70 分未満、同 3 は 70 分以上のサービスを表す。身体介護 0 は 20 分未満、同 1 は 20 分以上 30 分未満、同 2 は 30 分以上 1 時間未満のサービスを表す。身体介護の 1 時間以上のサービスについての回答は無かった。

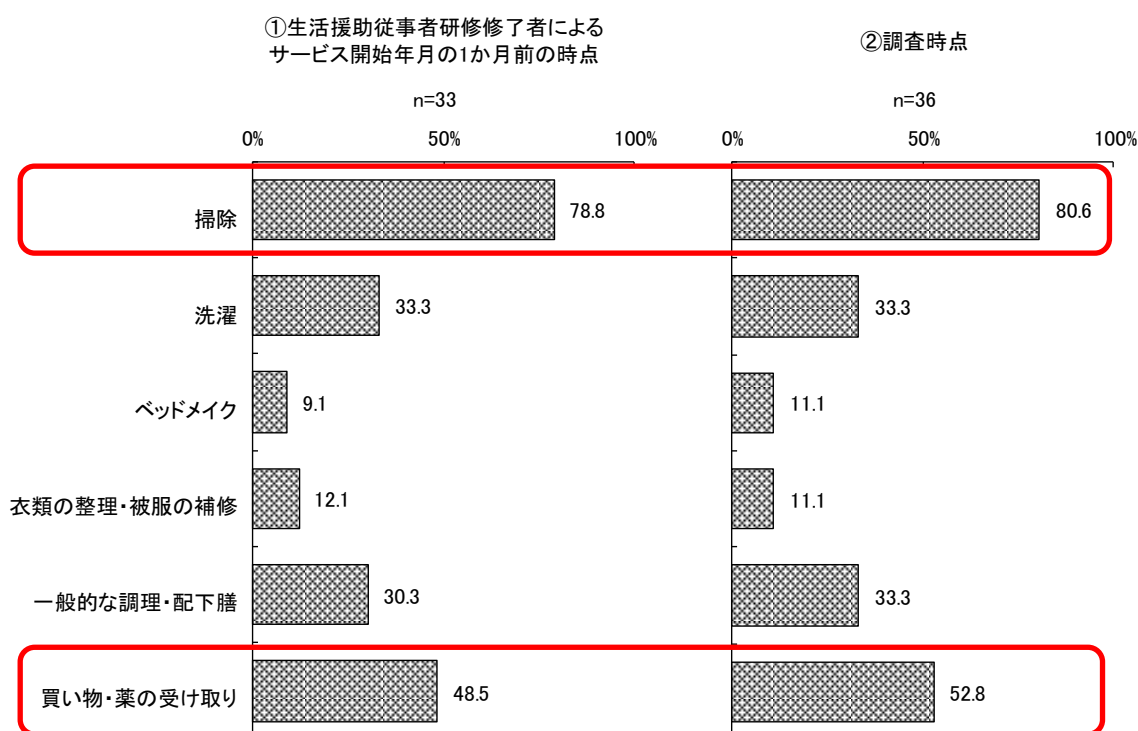
⑫ ケアプランに位置付けられた生活援助の内容

ケアプランに位置付けられた生活援助の内容については、生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点では、掃除が 78.8% で最も多く、次いで買い物・薬の受け取りが 48.5% であった。

調査時点では、掃除が 80.6% で最も多く、次いで買い物・薬の受け取りが 52.8% であった。

ケアプランに位置付けられた生活援助の内容は生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いがみられない。

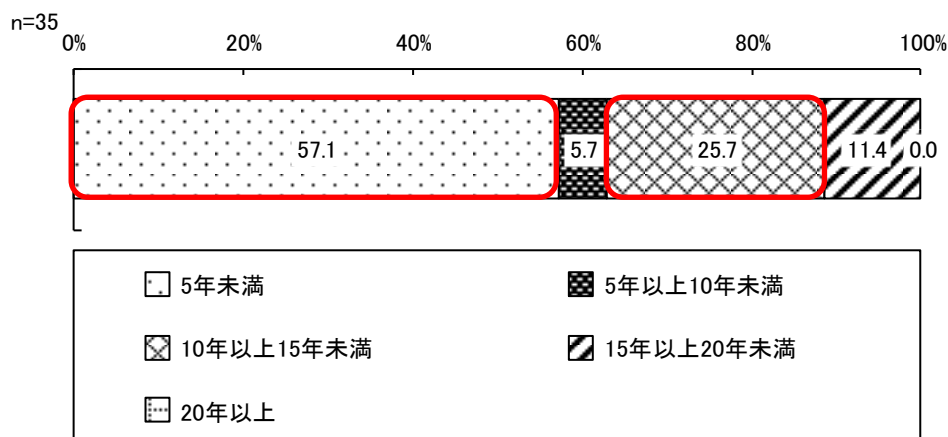
図表 129 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容（問 12）



⑬ 訪問介護員の介護現場での経験年数

訪問介護員の介護現場での経験年数については、5年未満が57.1%で最も多く、次いで10年以上15年未満が25.7%であった。

図表 130 訪問介護員の介護現場での経験年数（問 13）



(単位:年)

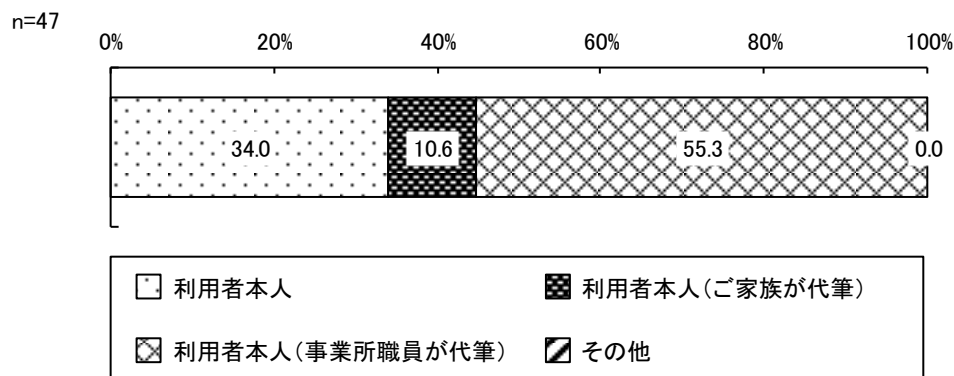
調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
35	6.1	5.2	4	15	0.3

(2) 本人記入用

0) 記入者について

記入者については、利用者本人が 34.0%、利用者本人（ご家族が代筆）が 10.6%、利用者本人（訪問介護事業所職員が代筆）が 55.3%、その他が 0.0%であった。

図表 131 記入者（問 0）



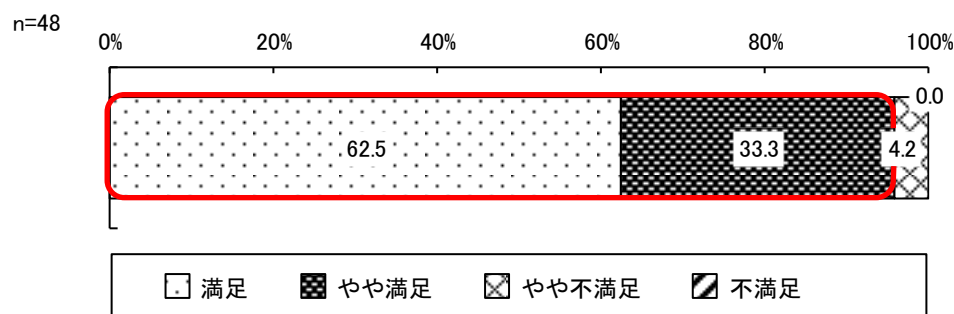
※「その他」の回答はなし。

1) 訪問介護サービス事業所によるサービスや自立の状況

① 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

ヘルパーへの満足度については、満足が 62.5%で最も多く、次いでやや満足が 33.3%であった。

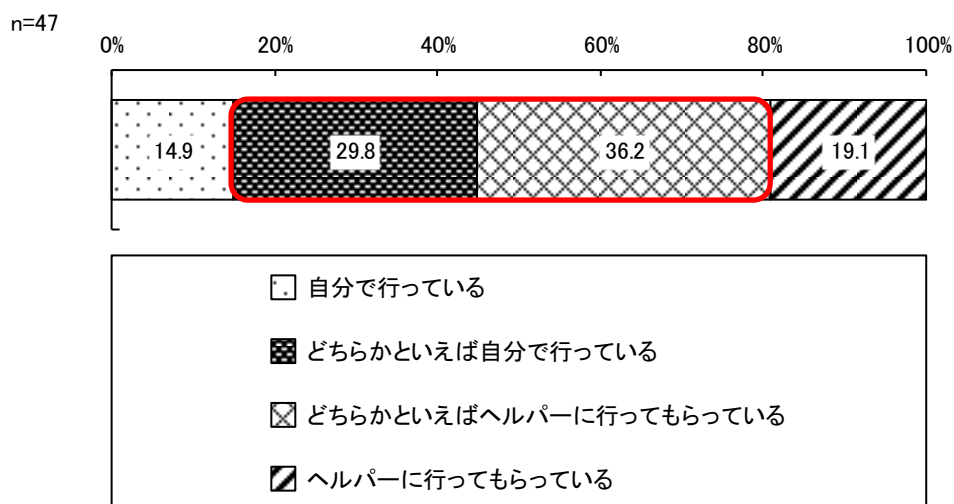
図表 132 ヘルパーへの満足度（問 1-1）



② 掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っているか

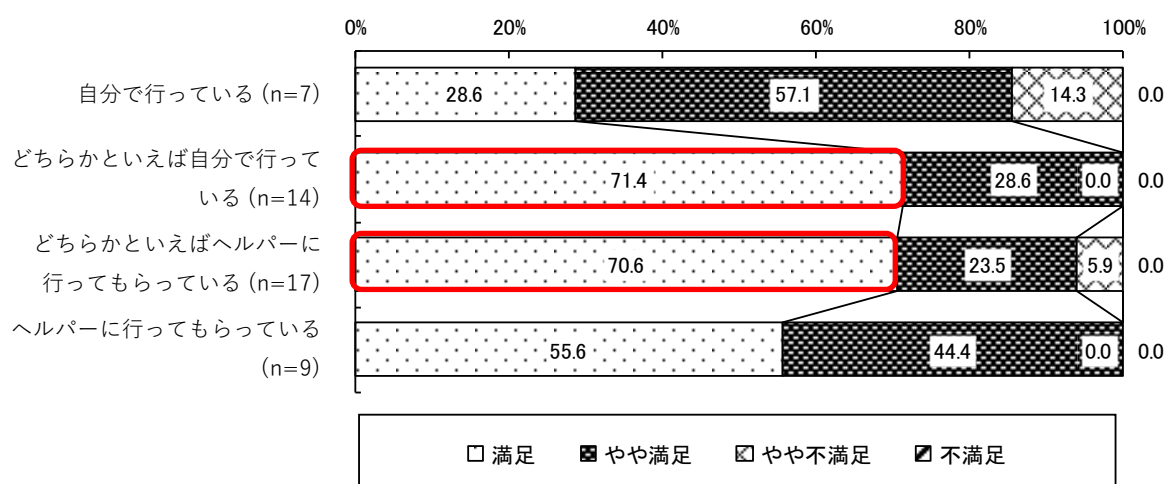
掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っているかについては、「どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている」が 36.2%で最も多く、次いで「どちらかといえば自分で行っている」が 29.8%であった。

図表 133 自分でどの程度行っているか（問 1-2）



ヘルパーへの満足度を自分でどの程度行っているか別にみると「満足」の回答は、「どちらかといえば自分で行っている」人において 71.4%で最も高く、次いで「どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている」人において 70.6%であった。

図表 134 ヘルパーへの満足度（自分でどの程度行っているか別）（問 1-1、問 1-2）



2. 集合住宅減算に関する調査

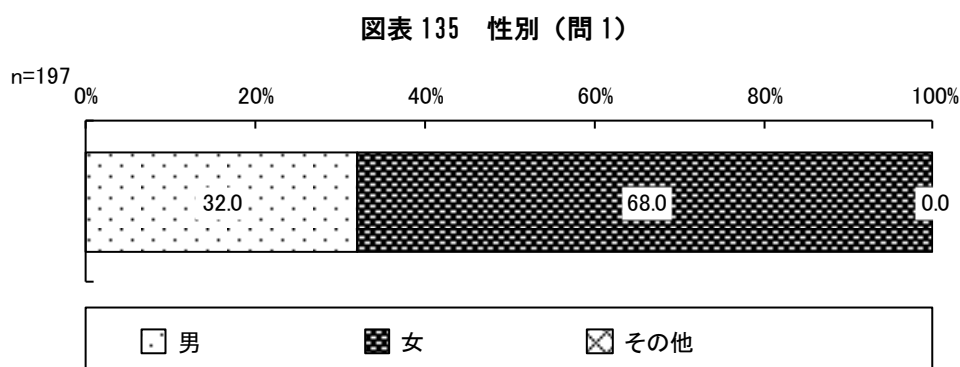
調査対象は、『調査時点で集合住宅減算の適用を受けている一般集合住宅に居住する利用者』と『2018年3月以前に10%の集合住宅減算が適用されており調査時点で15%の集合住宅減算が適用されている、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅に居住する利用者』のうち、調査時点において適用されている集合住宅減算の適用開始年月の前月の時点で調査対象事業所の利用者である。

(1) 事業所記入用

1) 利用者の属性や利用状況

① 性別

性別については、女性が68.0%、男性が32.0%であった。

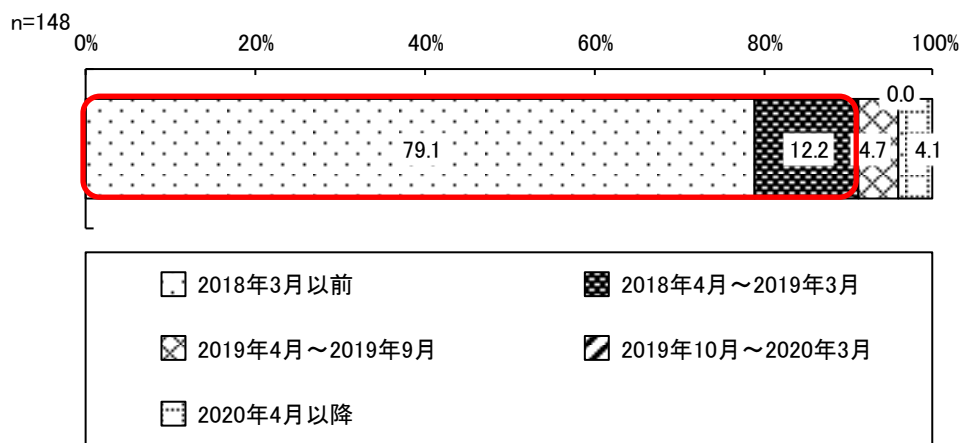


② 日付

a 現在の集合住宅減算が適用開始された年月の1か月前の年月

現在の集合住宅減算が適用開始された年月の1か月前の年月については、2018年3月以前が79.1%で最も多く、次いで2018年4月～2019年3月が12.2%であった。

図表 136 現在の集合住宅減算が適用開始された年月の1か月前の年月（問2-1）



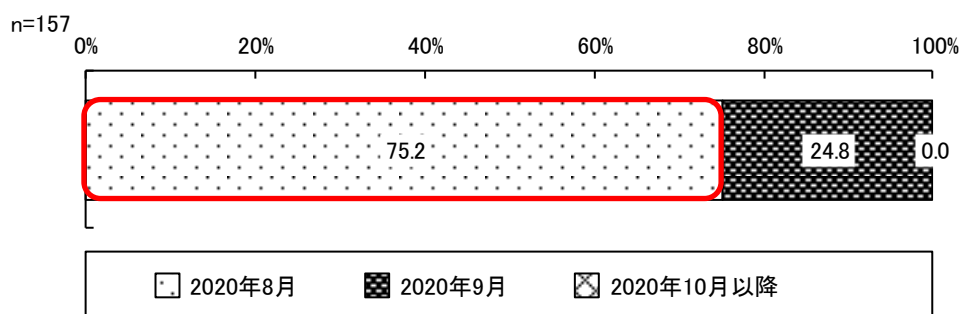
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
148	2018.1	0.4	2018	2020	2018

b 調査時点（現時点）の年月

調査時点（現時点）の年月については、2020年8月が75.2%で最も多かった。

図表 137 調査時点（現時点）の年月（問2-2）



(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
175	2020.0	0.2	2020	2020	2018

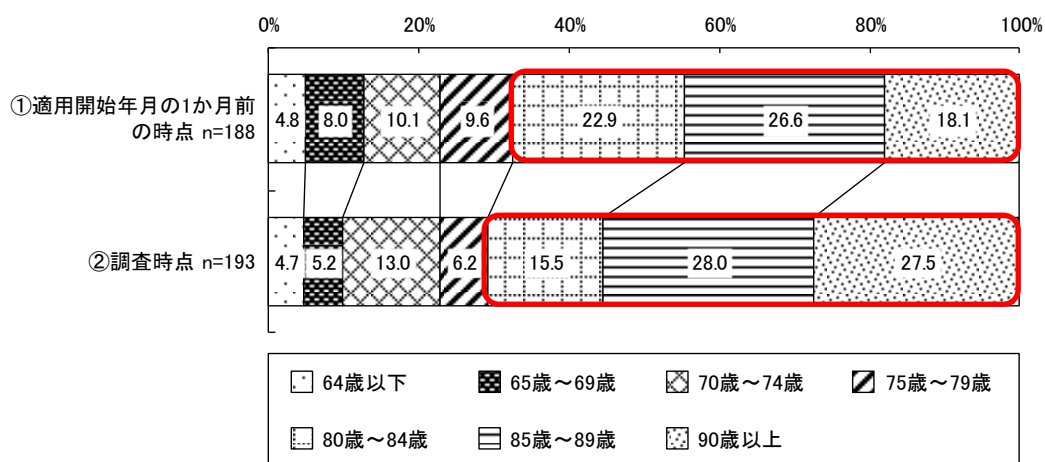
③ 年齢

年齢については、適用開始1か月前の時点では、85歳～89歳が26.6%で最も多く、次いで80歳～84歳が22.9%、90歳以上が18.1%であった。

調査時点では、85歳～89歳が28.0%で最も多く、次いで90歳以上が27.5%、80歳～84歳が15.5%であった。

年齢の平均は適用開始1か月前の時点（81.5歳）から調査時点（83.2歳）にかけて1.7歳高くなっている。

図表 138 年齢（問 3）



(単位: 歳)

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①適用開始年月の1か月前の時点	188	81.5	9.34	83	99	45
②調査時点	193	83.2	10.05	86	101	46

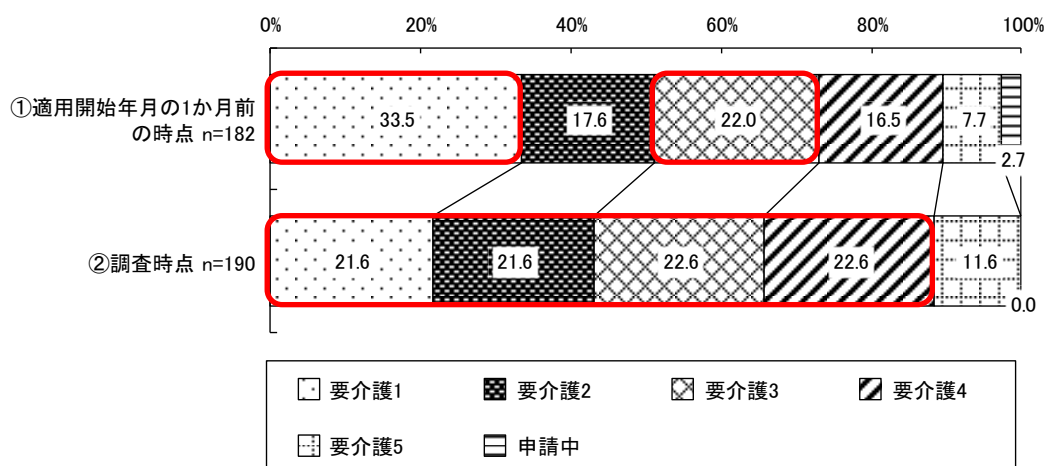
④ 要介護度

要介護度については、適用開始1か月前の時点では、要介護1が33.5%で最も多く、次いで要介護3が22.0%であった。

調査時点では、要介護3および要介護4がそれぞれ22.6%で最も多く、次いで要介護1および要介護2がそれぞれ21.6%であった。

要介護度は適用開始年月の1か月前の時点から調査時点にかけて高くなる傾向がみられる。

図表 139 要介護度（問 4）



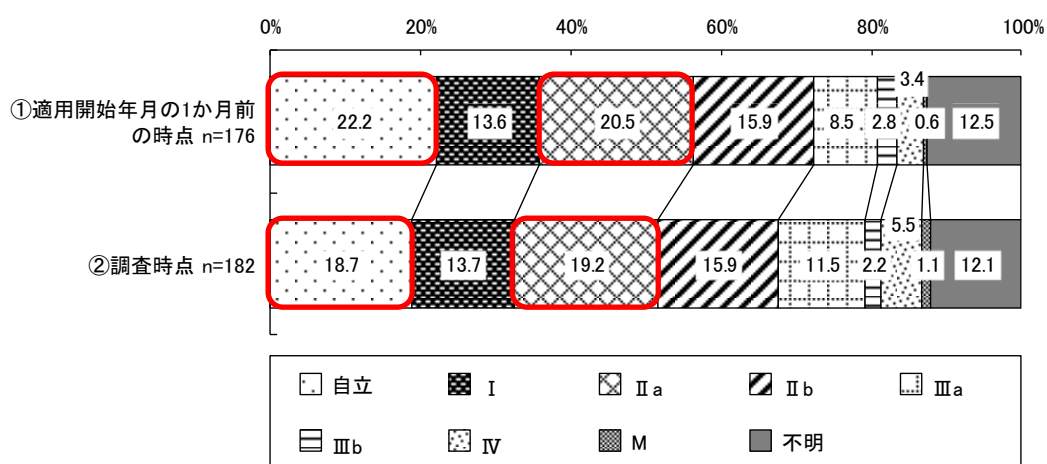
⑤ 認知症の症状

認知症の症状については、適用開始 1 か月前の時点では、自立が 22.2%で最も多く、次いでⅡa が 20.5%であった。

調査時点では、Ⅱa が 19.2%で最も多く、次いで自立が 18.7%であった。

認知症の症状は適用開始 1 か月前の時点から調査時点にかけてランクが高くなる傾向がみられる。

図表 140 認知症の症状（問 5）



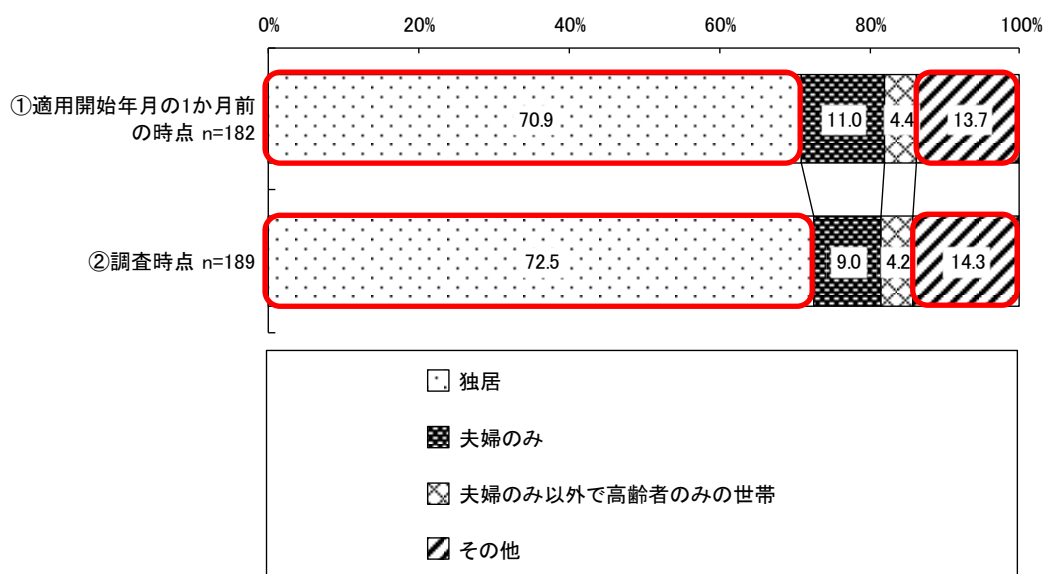
⑥ 世帯の状況

世帯の状況については、適用開始1か月前の時点では、独居が70.9%で最も多く、次いでその他が13.7%であった。

調査時点では、独居が72.5%で最も多く、次いでその他が14.3%であった。

世帯の状況は適用開始1か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 141 世帯の状況（問6）



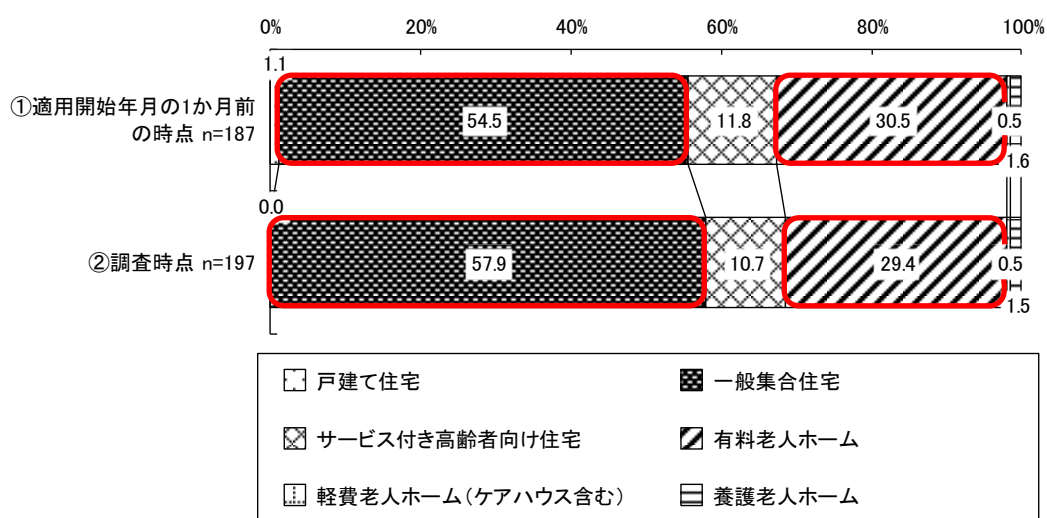
⑦ 居住形態

居住形態については、適用開始1か月前の時点では、戸建て住宅が54.5%で最も多く、次いで有料老人ホームが30.5%であった。

調査時点では、戸建て住宅が57.9%で最も多く、次いで有料老人ホームが29.4%であった。

居住形態は適用開始1か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 142 居住形態（問7）



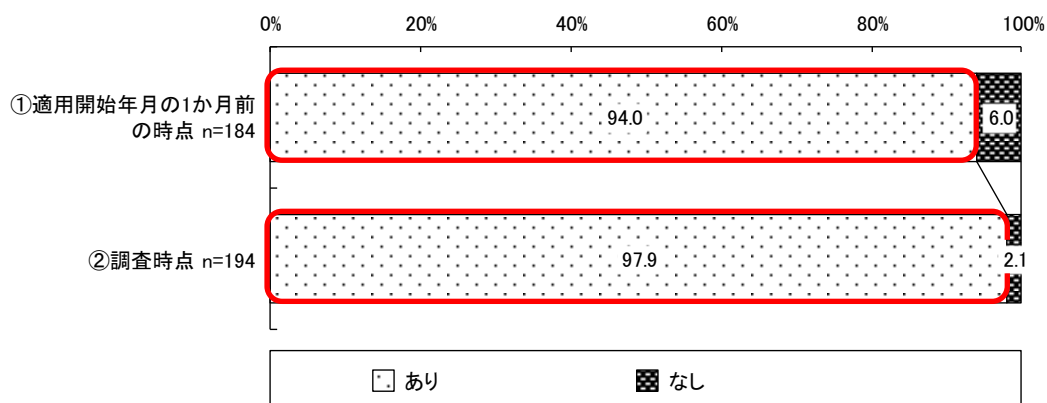
⑧ 他のサービスの利用

a 介護保険サービス

介護保険サービスの利用については、「あり」が適用開始1か月前の時点では94.0%、調査時点では97.9%であった。

介護サービスの利用は適用開始1か月前の時点から調査時点にかけて3.9ポイント増加している。

図表 143 介護保険サービスの利用（問 8）

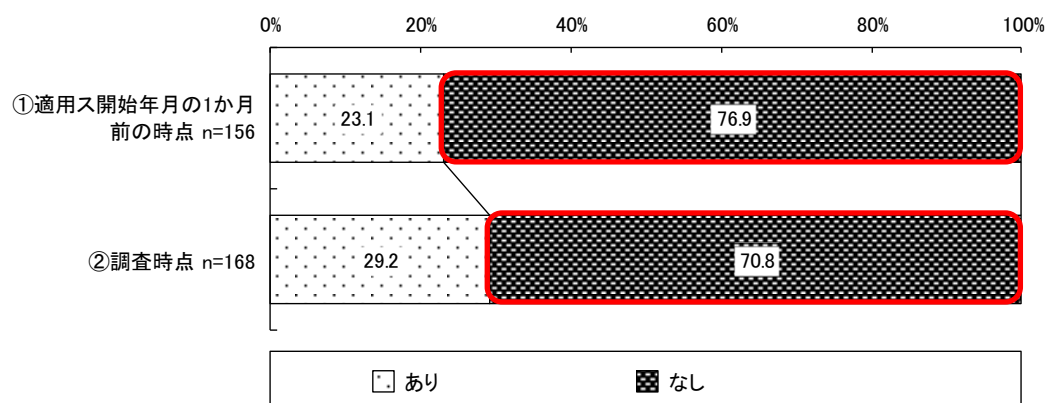


b 保険外のサービス

保険外のサービスの利用については、「なし」が適用開始1か月前の時点では76.9%、調査時点では70.8%であった。

保険外のサービスを利用しない利用者は適用開始1か月前の時点から調査時点にかけて6.1ポイント減少している。

図表 144 保険外のサービスの利用（問 8）

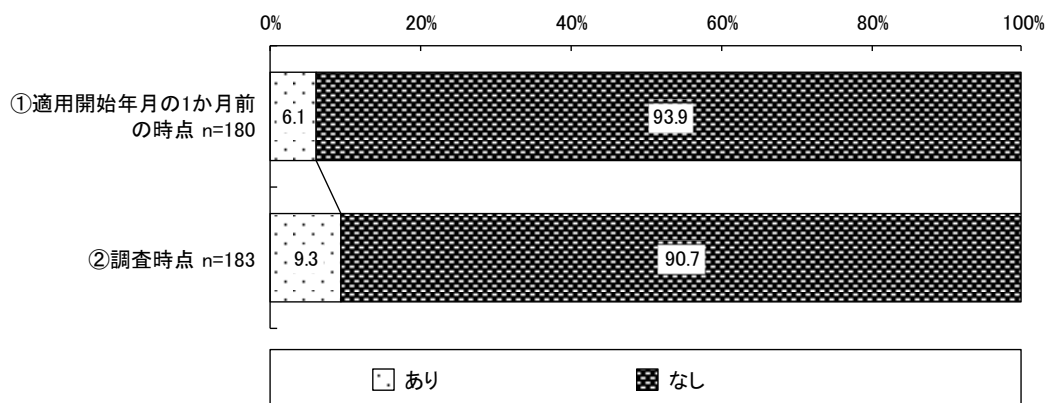


⑨ 限度額超過

限度額超過については、「なし」が適用開始1か月前の時点では93.9%、調査時点では90.7%であった。

限度額超過がない利用者は適用開始1か月前の時点から調査時点にかけて3.2ポイント減少している。

図表 145 限度額超過（問 9）



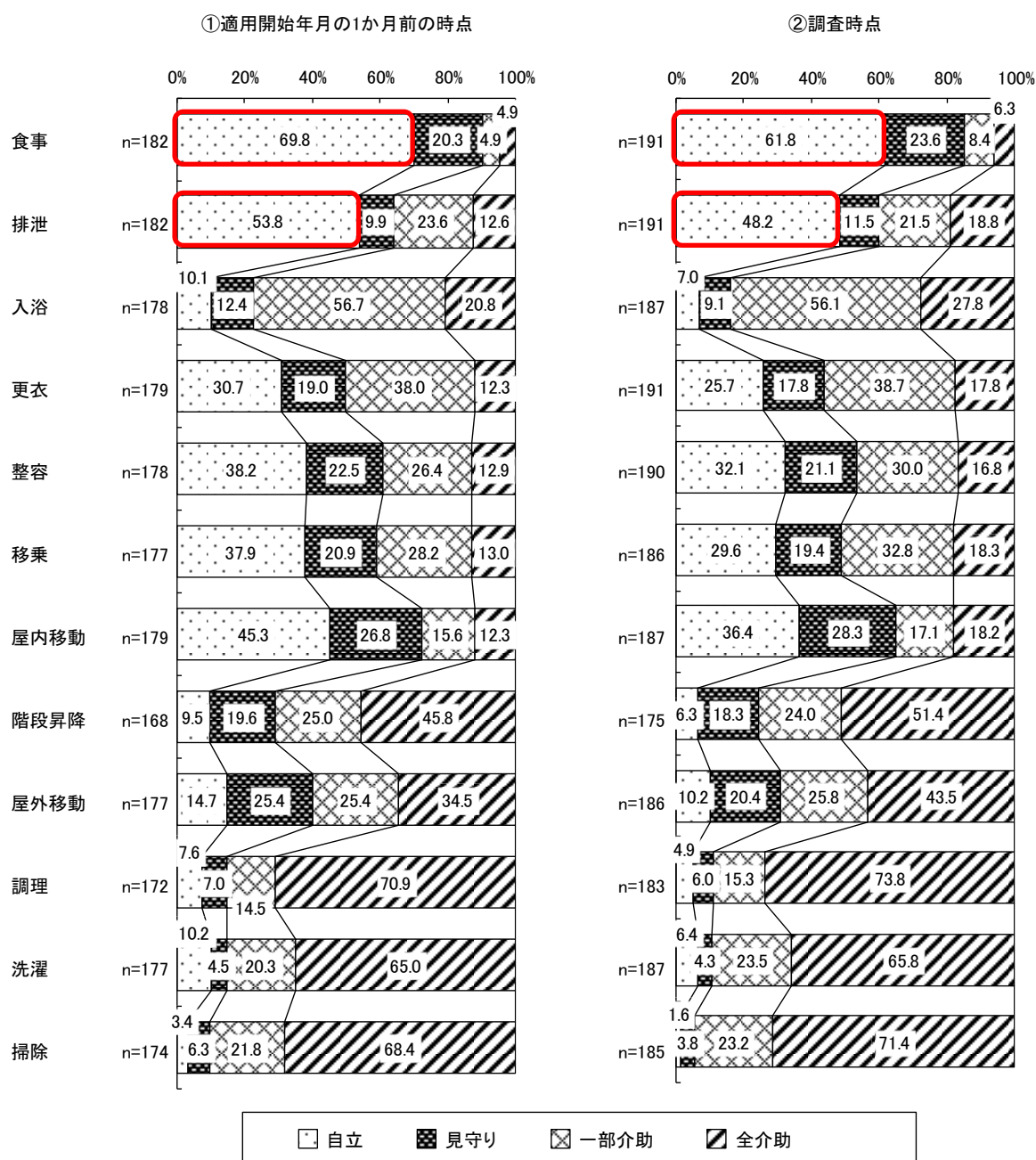
⑩ ADL、IADL の状況

ADL、IADL の状況については、適用開始 1 か月前の時点では、食事の自立が 69.8%で最も多く、次いで排泄の自立が 53.8%であった。

調査時点では、食事の自立が 61.8%で最も多く、次いで排泄の自立が 48.2%であった。

ADL、IADL の状況は適用開始 1 か月前の時点から調査時点にかけて、行為全般について「自立」が減少し、「見守り」「一部介助」「全介助」のいずれかが増加する傾向がみられる。

図表 146 ADL、IADL の状況（問 10）



⑪ サービスの利用回数

サービス内容（例：身体１生活１）を単位として回答のあった全利用者のサービス利用回数をみると、適用開始１か月前の時点では平均 20.6 回、調査時点では平均 20.8 回であり、適用開始１か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いがみられなかった。

また身体介護、生活援助の時間別の集計結果についても大きな違いはみられなかった。

図表 147 サービスの利用回数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①適用開始１か月前	338	20.6	24.7	9	142	1
②調査時点	392	20.8	25.2	9	150	1

※問 11 の「回数」欄に回答があったものを集計対象としている。

図表 148 サービスの利用回数（身体介護、生活援助の時間別）（問 11）

適用開始１か月前

A：サービス内容の回答件数

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	5	38	40	83
	0	32	-	-	1	33
	1	69	40	16	4	129
	2	56	19	6	1	82
	3	2	-	1	-	3
	4	1	1	-	-	2
	計	160	65	61	46	332

調査時点

A：サービス内容の回答件数

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	4	36	31	71
	0	40	-	2	-	42
	1	71	42	18	5	136
	2	64	26	5	2	97
	3	6	-	1	-	7
	4	-	1	-	-	1
	計	181	73	62	38	354

B：訪問回数合計

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	29	213	306	548
	0	1,553	-	-	5	1,558
	1	3,084	521	251	21	3,877
	2	491	259	57	9	816
	3	8	-	5	-	13
	4	1	1	-	-	2
	計	5,137	810	526	341	6,814

B：訪問回数合計

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	23	176	201	400
	0	2,343	-	26	-	2,369
	1	3,034	493	234	25	3,786
	2	620	332	55	16	1,023
	3	32	-	5	-	37
	4	-	1	-	-	1
	計	6,029	849	496	242	7,616

C：回数平均（B÷A）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	5.8	5.6	7.7	6.6
	0	48.5	-	-	5.0	47.2
	1	44.7	13.0	15.7	5.3	30.1
	2	8.8	13.6	9.5	9.0	10.0
	3	4.0	-	5.0	-	4.3
	4	1.0	1.0	-	-	1.0
	計	32.1	12.5	8.6	7.4	20.5

C：回数平均（B÷A）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	5.8	4.9	6.5	5.6
	0	58.6	-	13.0	-	56.4
	1	42.7	11.7	13.0	5.0	27.8
	2	9.7	12.8	11.0	8.0	10.5
	3	5.3	-	5.0	-	5.3
	4	-	1.0	-	-	1.0
	計	33.3	11.6	8.0	6.4	21.5

※1: 上記の「A: サービス内容の回答件数」表は、問 11 の①から④のそれぞれの回答を 1 つの単位として、身体介護、生活援助の訪問時間の組み合わせに該当する回答件数が何件あったかを計上したもの。「B: 訪問回数合計」は、回答のあった 1 か月間の訪問回数を全ての回答について合計したもの。「C: 回数平均」は前述の B を A で除算したもの。

※2: 本設問は、「回数」欄に回答があったデータのうち、①生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点と②調査時点の両時点で回答のないもの、および、「身体」欄、「生活」欄のいずれかに回答が無いものは除外して集計している。

※3: 上表における生活援助 1 は 20 分以上 45 分未満、同 2 は 45 分以上 70 分未満、同 3 は 70 分以上のサービスを表す。身体介護 0 は 20 分未満、同 1 は 20 分以上 30 分未満、同 2 は 30 分以上 1 時間未満、同 3 は 1 時間以上 1 時間半未満、同 4 は 1 時間半以上 2 時間未満のサービスを表す。身体介護の 2 時間以上のサービスについての回答は無かった。

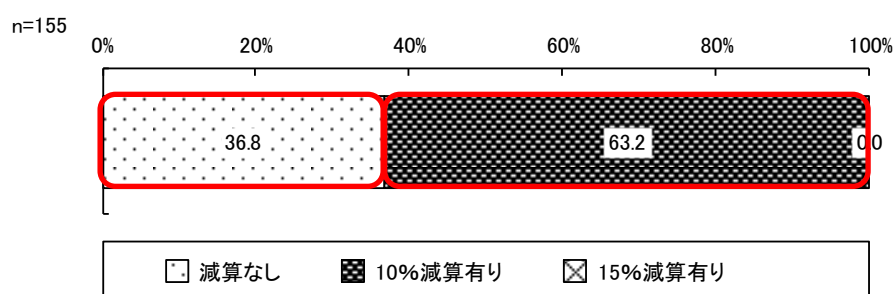
⑫ 集合住宅減算の状況

集合住宅減算の状況については、適用開始 1 か月前の時点では、10%減算有りが 63.2%で最も多く、次いで減算なしが 36.8%であった。

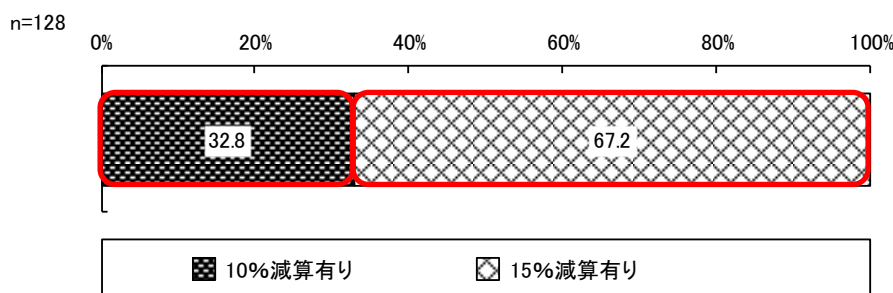
調査時点では、15%減算有りが 67.2%で最も多く、次いで 10%減算有りが 32.8%であった。

集合住宅減算の状況は適用開始 1 か月前の時点から調査時点にかけて、10%減算有りは、30.4 ポイント減少した。

図表 149 集合住宅減算の状況 適用開始 1 か月前の時点（問 12）



図表 150 集合住宅減算の状況 調査時点（問 12）

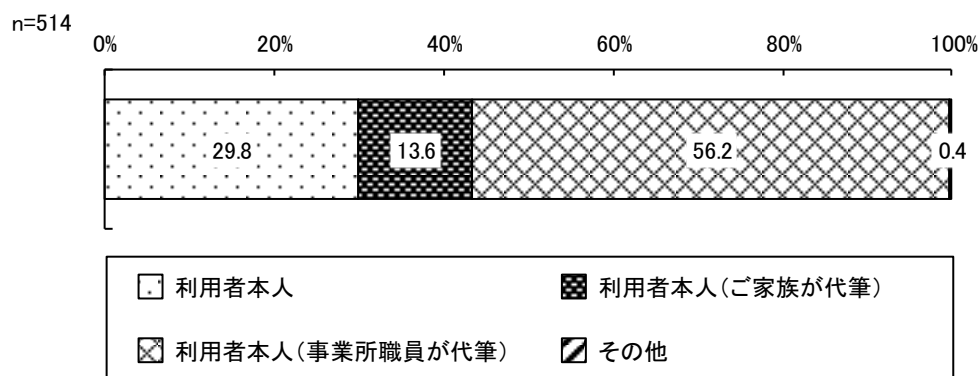


(2) 本人記入用

0) 記入者について

記入者については、利用者本人が 29.8%、利用者本人（ご家族が代筆）が 13.6%、利用者本人（訪問介護事業所職員が代筆）が 56.2%、その他が 0.4%であった。

図表 151 記入者（問 0）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

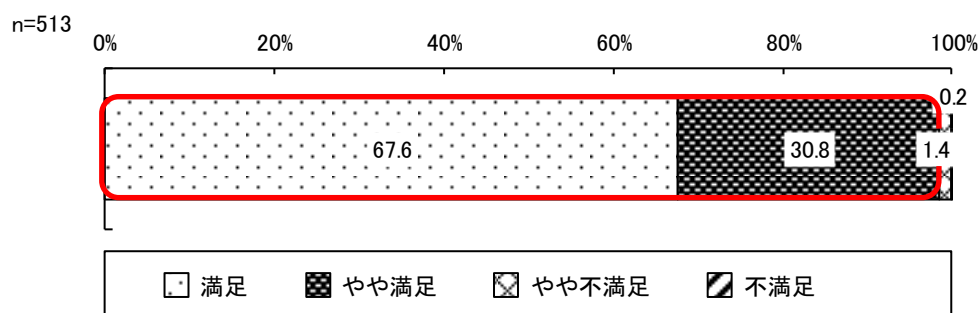
- ・サービス付高齢者住宅の職員
- ・ケアマネジャー

1) 訪問介護サービス事業所によるサービスや自立の状況

① 食事、入浴、排泄、着替え、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

ヘルパーへの満足度については、満足が 67.6%で最も多く、次いでやや満足が 30.8%であった。

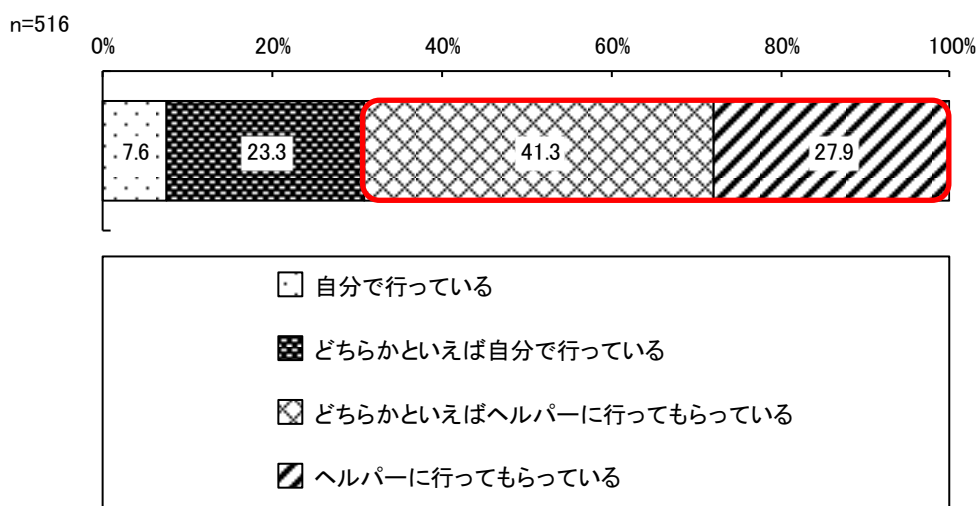
図表 152 ヘルパーへの満足度（問 1-1）



② 食事、入浴、排泄、着替え、掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っているか

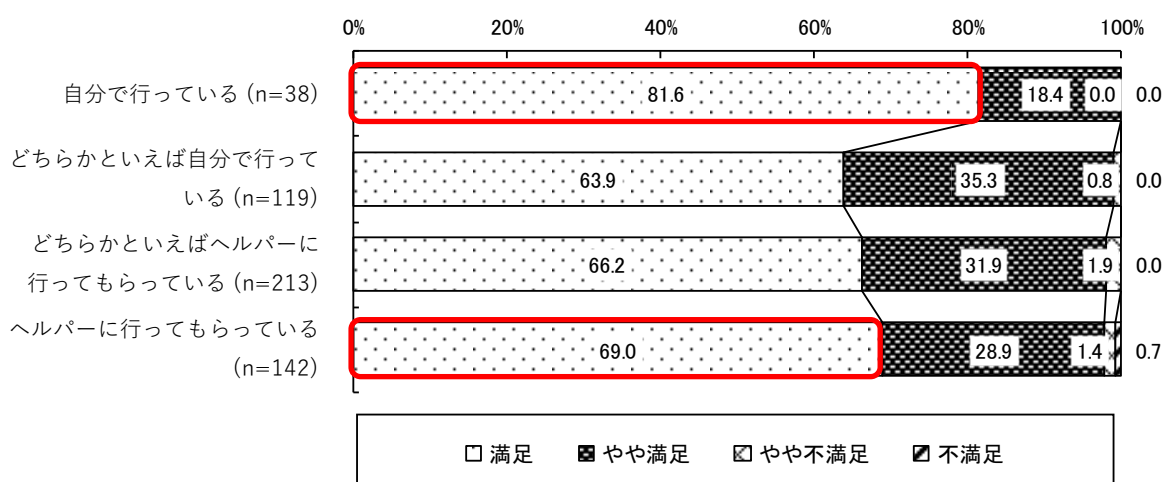
食事、入浴、排泄、着替え、掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っているかについては、「どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている」が41.3%で最も多く、次いで「ヘルパーに行ってもらっている」が27.9%であった。

図表 153 自分でどの程度行っているか（問 1-2）



ヘルパーへの満足度を自分でどの程度行っているか別にみると「満足」の回答は、「自分で行っている」人において81.6%で最も高く、次いで「ヘルパーに行ってもらっている」人において69.0%であった。

図表 154 ヘルパーへの満足度（自分でどの程度行っているか別）（問 1-1、問 1-2）



3. 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者に関する調査

調査対象は、2018 年 10 月以降に訪問回数が「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（※ 1）に定められている訪問回数（※ 2）以上の生活援助中心型のケアプランであるという理由からケアプランの見直しがなされた利用者であり、当該見直し後のケアプランの適用開始年月の前月から調査時点までの期間において調査対象事業所の利用者である人である。

※ 1：平成 30 年厚生労働省告示第 218 号

※ 2：「全国平均利用回数＋2 標準偏差」を基準として平成 30 年 4 月に国が定め、6 ヶ月の周知期間を設けて平成 30 年 10 月から施行された。具体的な回数は要介護度別に、要介護 1：27 回、要介護 2：34 回、要介護 3：43 回、要介護 4：38 回、要介護 5：31 回である。

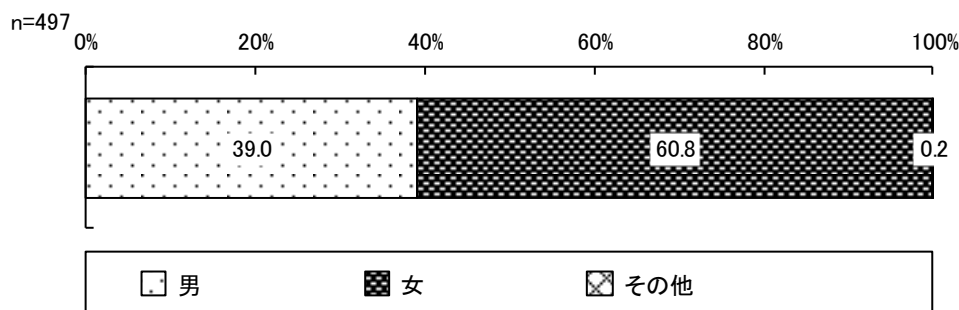
（1）事業所記入用

1）利用者の属性や利用状況

① 性別

性別については、女性が 60.8%、男性が 39.0%であった。

図表 155 性別（問 1）

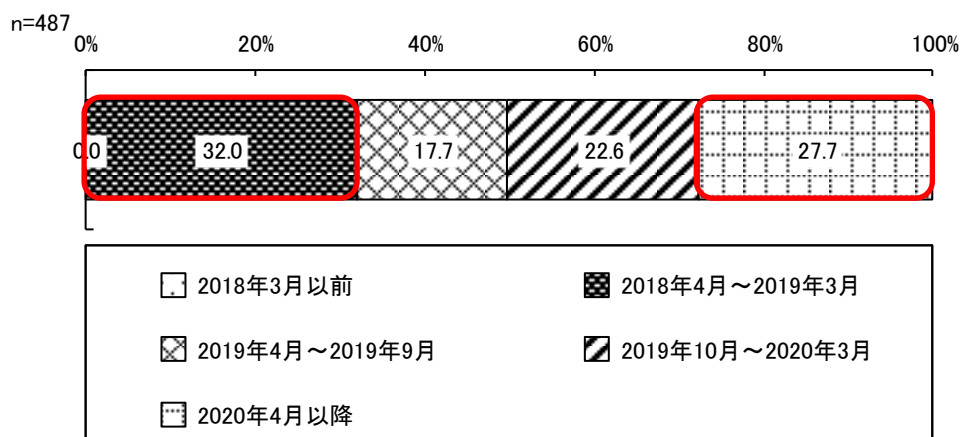


② 日付

a 見直し1か月前の年月

見直し1か月前の年月については、2018年4月～2019年3月が32.0%で最も多く、次いで2020年4月以降が27.7%であった。

図表 156 見直し1か月前の年月（問 2-1）



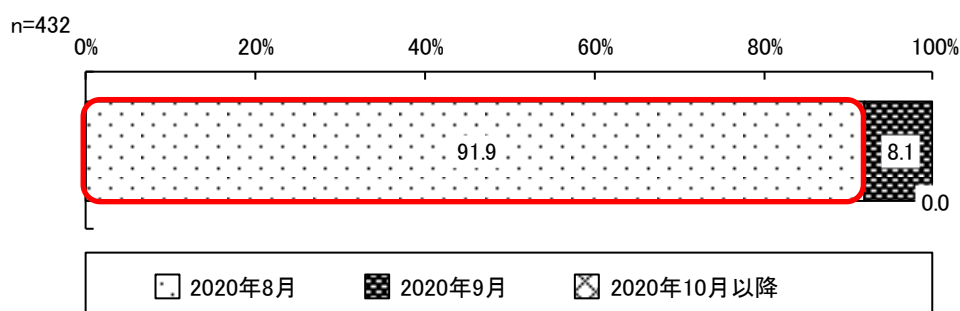
(単位: 年)

調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
490	2019.1	0.8	2019	2020	2018

b 調査時点（現時点）の年月

調査時点（現時点）の年月については、2020年8月が91.9%で最も多かった。

図表 157 調査時点（現時点）の年月（問 2-2）



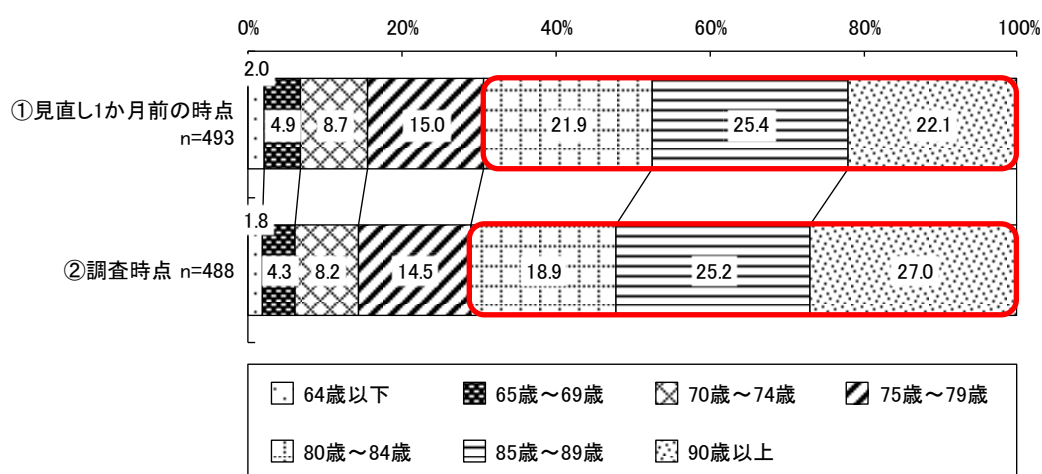
③ 年齢

年齢については、見直し1か月前の時点では、85歳～89歳が25.4%で最も多く、次いで90歳以上が22.1%、80歳～84歳が21.9%であった。

調査時点では、90歳以上が27.0%で最も多く、次いで85歳～89歳が25.2%、80歳～84歳が18.9%であった。

年齢の平均は見直し1か月前の時点（83.0歳）から調査時点（83.7歳）にかけて0.7歳高くなっている。

図表 158 年齢（問 3）



（単位：歳）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①見直し1か月前の時点	493	83.0	8.3	84	101	58
②調査時点	488	83.7	8.3	85	101	60

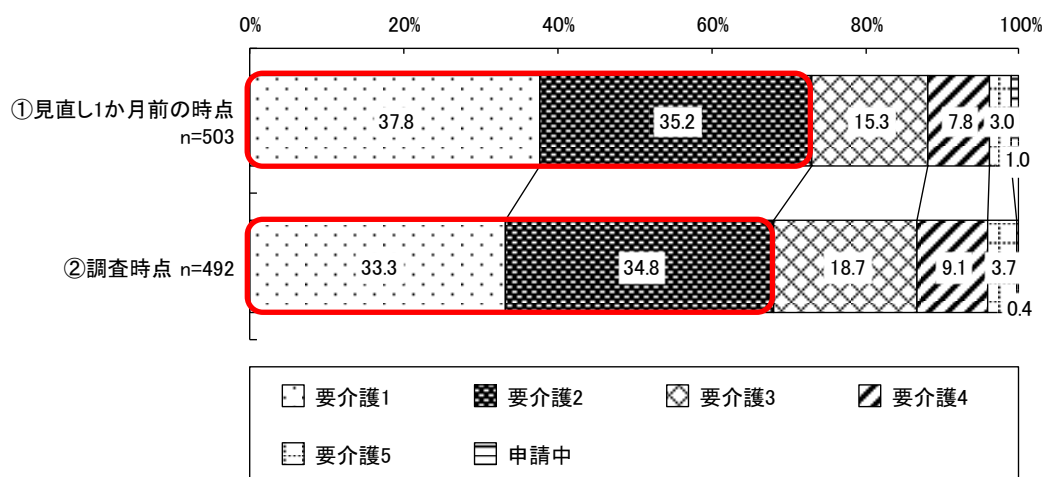
④ 要介護度

要介護度については、見直し1か月前の時点では、要介護1が37.8%で最も多く、次いで要介護2が35.2%であった。

調査時点では、要介護2が34.8%で最も多く、次いで要介護1が33.3%であった。

要介護度は見直し1か月前の時点から調査時点にかけて高くなる傾向がみられる。

図表 159 要介護度（問 4）



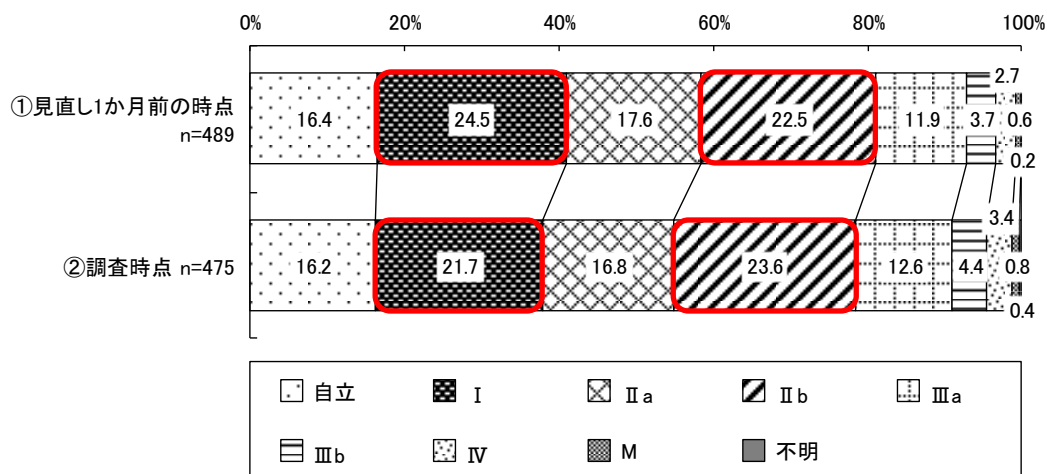
⑤ 認知症の症状

認知症の症状については、見直し1か月前の時点では、Ⅰが24.5%で最も多く、次いでⅡbが22.5%であった。

調査時点では、Ⅱbが23.6%で最も多く、次いでⅠが21.7%であった。

認知症の症状は見直し1か月前の時点から調査時点にかけてランクが高くなる傾向がみられる。

図表 160 認知症の症状（問 5）



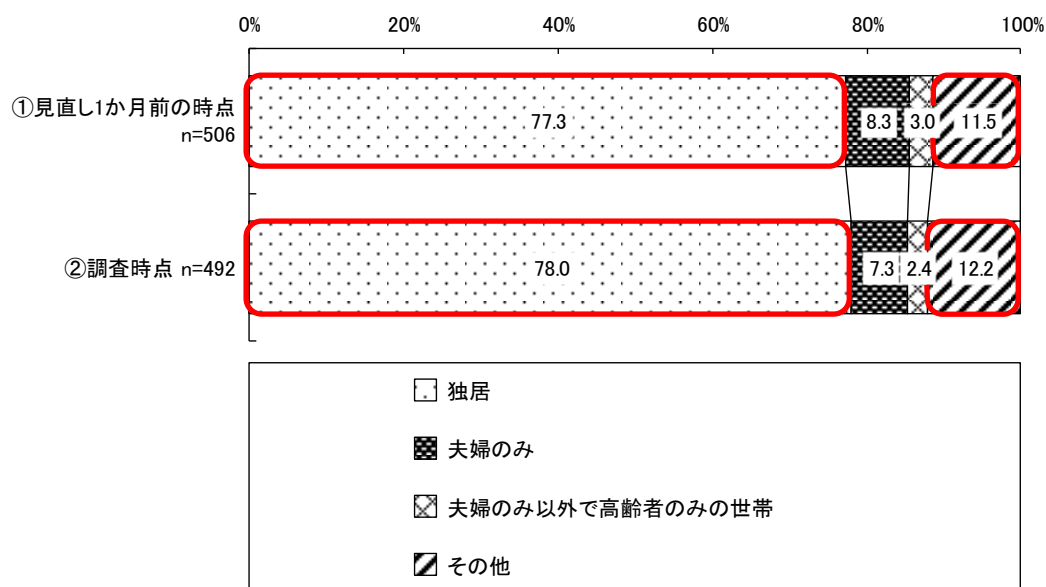
⑥ 世帯の状況

世帯の状況については、見直し1か月前の時点では、独居が77.3%で最も多く、次いでその他が11.5%であった。

調査時点では、独居が78.0%で最も多く、次いでその他が12.2%であった。

世帯の状況は見直し1か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 161 世帯の状況（問 6）



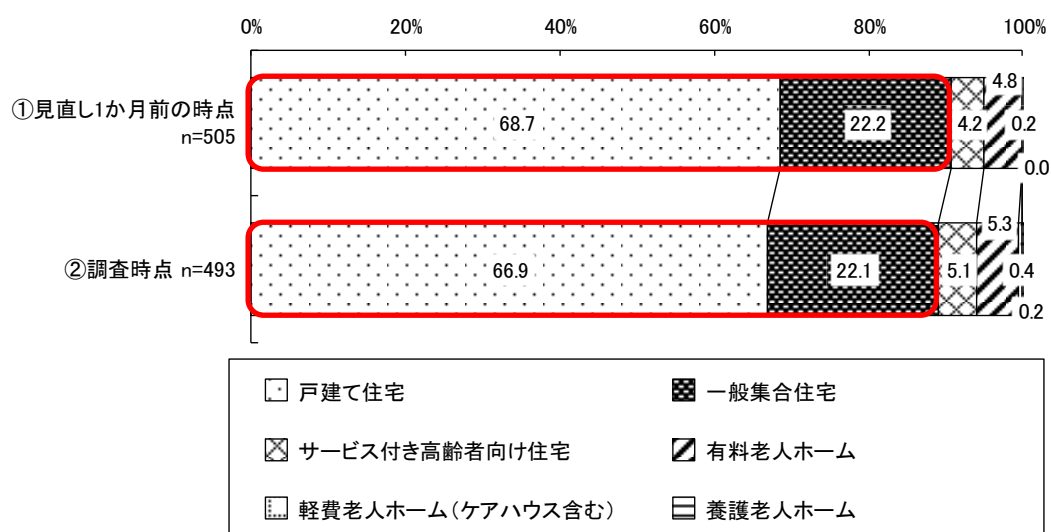
⑦ 居住形態

居住形態については、見直し1か月前の時点では、戸建て住宅が68.7%で最も多く、次いで一般集合住宅が22.2%であった。

調査時点では、戸建て住宅が66.9%で最も多く、次いで一般集合住宅が22.1%であった。

居住形態は見直し1か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 162 居住形態（問 7）



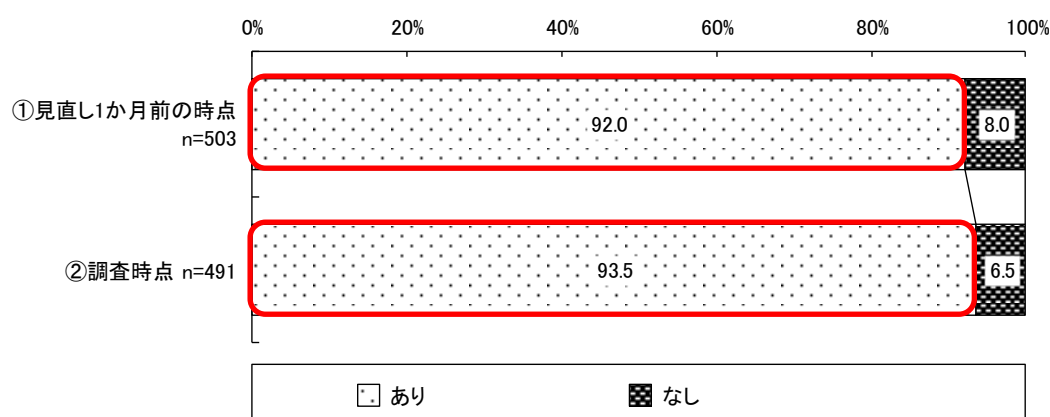
⑧ 他のサービスの利用

a 介護保険サービス

介護保険サービスの利用については、「あり」が見直し1か月前の時点では92.0%、調査時点では93.5%であった。

介護サービスの利用は見直し1か月前の時点から調査時点にかけて1.5ポイント増加している。

図表 163 介護保険サービスの利用（問 8）

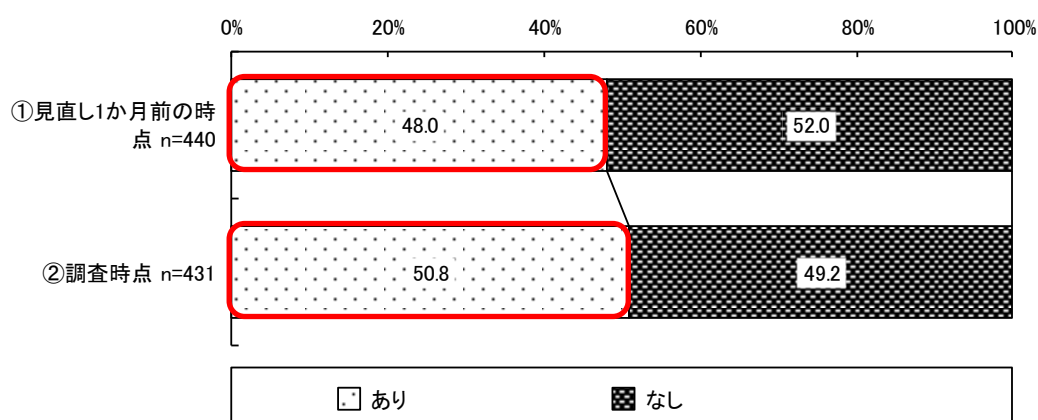


b 保険外のサービス

保険外のサービスの利用については、「あり」が見直し1か月前の時点では48.0%、調査時点では50.8%であった。

保険外のサービスの利用は見直し1か月前の時点から調査時点にかけて2.8ポイント増加している。

図表 164 保険外のサービスの利用（問 8）

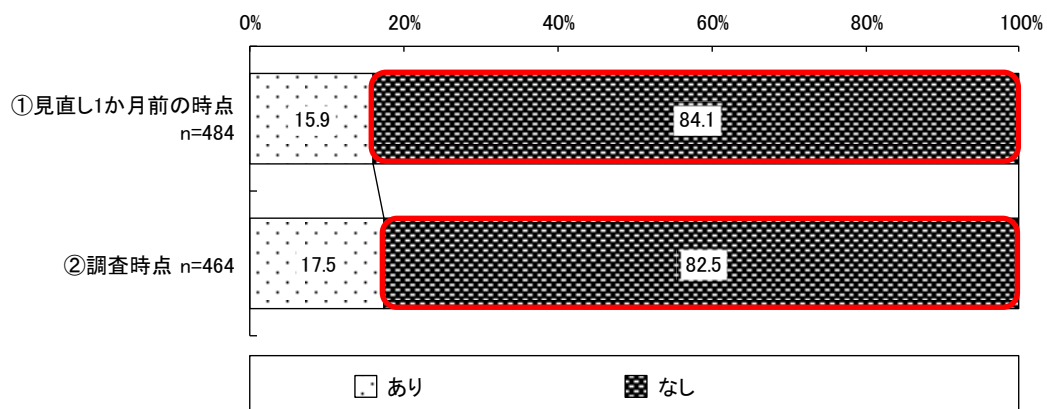


⑨ 限度額超過

限度額超過については、「なし」が見直し 1 か月前の時点では 84.1%、調査時点では 82.5%であった。

限度額超過がない利用者は見直し 1 か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いはみられない。

図表 165 限度額超過（問 9）



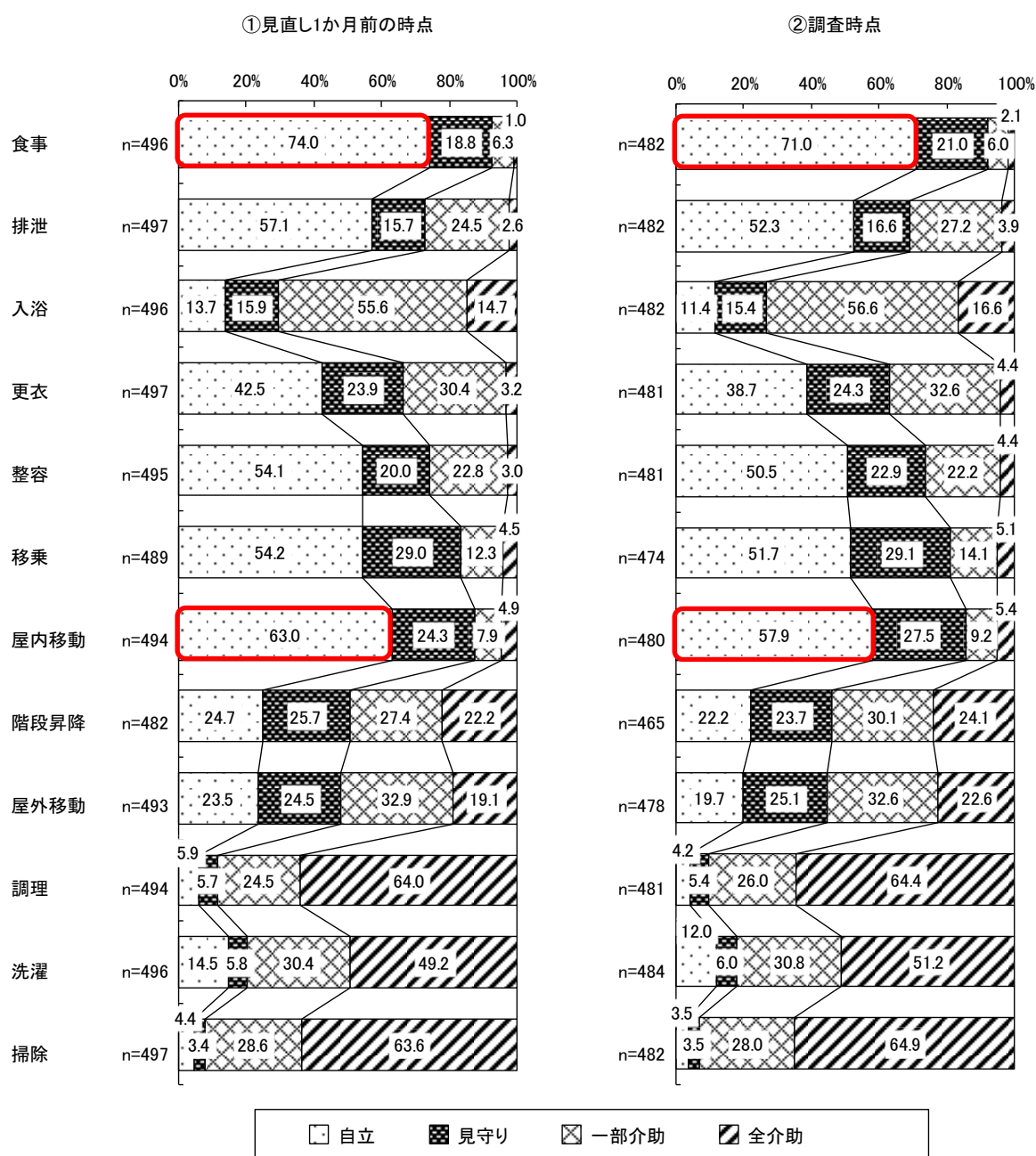
⑩ ADL、IADL の状況

ADL、IADL の状況については、見直し1か月前の時点では、食事の自立が 74.0%で最も多く、次いで屋内移動の自立が 63.0%であった。

調査時点では、食事の自立が 71.0%で最も多く、次いで屋内移動の自立が 57.9%であった。

ADL、IADL の状況は適用開始1か月前の時点から調査時点にかけて、行為全般について「自立」が減少し、「見守り」「一部介助」「全介助」のいずれかが増加する傾向がみられる。

図表 166 ADL、IADL の状況（問 10）



⑪ サービスの利用回数

サービス内容（例：身体１生活１）を単位として回答のあった全利用者のサービス利用回数をみると、見直し１か月前の時点では平均 18.9 回、調査時点では平均 18.5 回であり、見直し１か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いがみられなかった。

また身体介護、生活援助の時間別の集計結果については、生活援助中心型のサービス（「Ｂ：訪問介護合計」表の身体介護無しの計欄）が、見直し１か月前の 13,536 件から調査時点の 10,344 件に減少し、身体介護を含むサービス（同表の身体介護 0～8 の計欄の合計値）が見直し１か月前の 3,781 件から調査時点の 7,176 件に増加している傾向がみられる。

図表 167 サービスの利用回数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
①見直し1か月前	1001	18.9	16.8	13	120	1
②調査時点	983	18.5	15.9	13	99	1

※問 11 の「回数」欄に回答があったものを集計対象としている。

図表 168 サービスの利用回数（身体介護、生活援助の時間別）（問 11）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	12	256	340	608
	0	13	-	-	-	13
	1	46	80	49	11	186
	2	50	35	22	5	112
	3	5	2	2	2	11
	4	1	1	2	1	5
	5	3	-	1	-	4
	6	3	-	1	-	4
	7	-	-	-	-	-
	8	1	-	-	-	1
	計	122	130	333	359	944

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	13	198	271	482
	0	25	-	-	-	25
	1	68	155	58	13	294
	2	58	43	20	6	127
	3	7	3	1	-	11
	4	1	-	2	1	4
	5	1	-	1	1	3
	6	1	-	1	-	2
	7	-	-	-	-	-
	8	1	-	-	-	1
	計	162	214	281	292	949

B：訪問回数合計

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	104	5,685	7,747	13,536
	0	449	-	-	-	449
	1	936	960	501	81	2,478
	2	362	255	130	49	796
	3	12	3	6	2	23
	4	1	1	14	2	18
	5	7	-	5	-	12
	6	3	-	1	-	4
	7	-	-	-	-	-
	8	1	-	-	-	1
	計	1,771	1,323	6,342	7,881	17,317

B：訪問回数合計

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	118	4,351	5,875	10,344
	0	819	-	-	-	819
	1	1,582	2,904	711	122	5,319
	2	402	375	121	50	948
	3	17	4	2	-	23
	4	1	-	14	38	53
	5	5	-	5	1	11
	6	1	-	1	-	2
	7	-	-	-	-	-
	8	1	-	-	-	1
	計	2,828	3,401	5,205	6,086	17,520

C：回数平均（B÷A）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	8.7	22.2	22.8	22.3
	0	34.5	-	-	-	34.5
	1	20.3	12.0	10.2	7.4	13.3
	2	7.2	7.3	5.9	9.8	7.1
	3	2.4	1.5	3.0	1.0	2.1
	4	1.0	1.0	7.0	2.0	3.6
	5	2.3	-	5.0	-	3.0
	6	1.0	-	1.0	-	1.0
	7	-	-	-	-	-
	8	1.0	-	-	-	1.0
	計	14.5	10.2	19.0	22.0	18.3

C：回数平均（B÷A）

		生活援助				
		無し	1	2	3	計
身体介護	無し	-	9.1	22.0	21.7	21.5
	0	32.8	-	-	-	32.8
	1	23.3	18.7	12.3	9.4	18.1
	2	6.9	8.7	6.1	8.3	7.5
	3	2.4	1.3	2.0	-	2.1
	4	1.0	-	7.0	38.0	13.3
	5	5.0	-	5.0	1.0	3.7
	6	1.0	-	1.0	-	1.0
	7	-	-	-	-	-
	8	1.0	-	-	-	1.0
	計	17.5	15.9	18.5	20.8	18.5

※1：上記の「A：サービス内容の回答件数」表は、問 11 の①から④のそれぞれの回答を 1 つの単位として、身体介護、生活援助の訪問時間の組み合わせに該当する回答件数が何件あったかを計上したもの。「B：訪問回数合計」は、回答のあった 1 か月間の訪問回数を全ての回答について合計したもの。「C：回数平均」は前述の B を A で除算したもの。

※2：本設問は、「回数」欄に回答があったデータのうち、①生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点と②調査時点の両時点に回答のないもの、および、「身体」欄、「生活」欄のいずれかに回答が無いものは除外して集計している。

※3：上表における生活援助 1 は 20 分以上 45 分未満、同 2 は 45 分以上 70 分未満、同 3 は 70 分以上のサービスを表す。身体介護 0 は 20 分未満、同 1 は 20 分以上 30 分未満、同 2 は 30 分以上 1 時間未満、同 3 は 1 時間以上 1 時間半未満、同 4 は 1 時間半以上 2 時間未満、同 5 は 2 時間以上 2 時間半未満、同 6 は 2 時間半以上 3 時間未満、同 7 は 3 時間以上 3 時間半未満、同 8 は 3 時間半以上 4 時間未満のサービスを表す。身体介護の 4 時間以上のサービスについての回答は無かった。

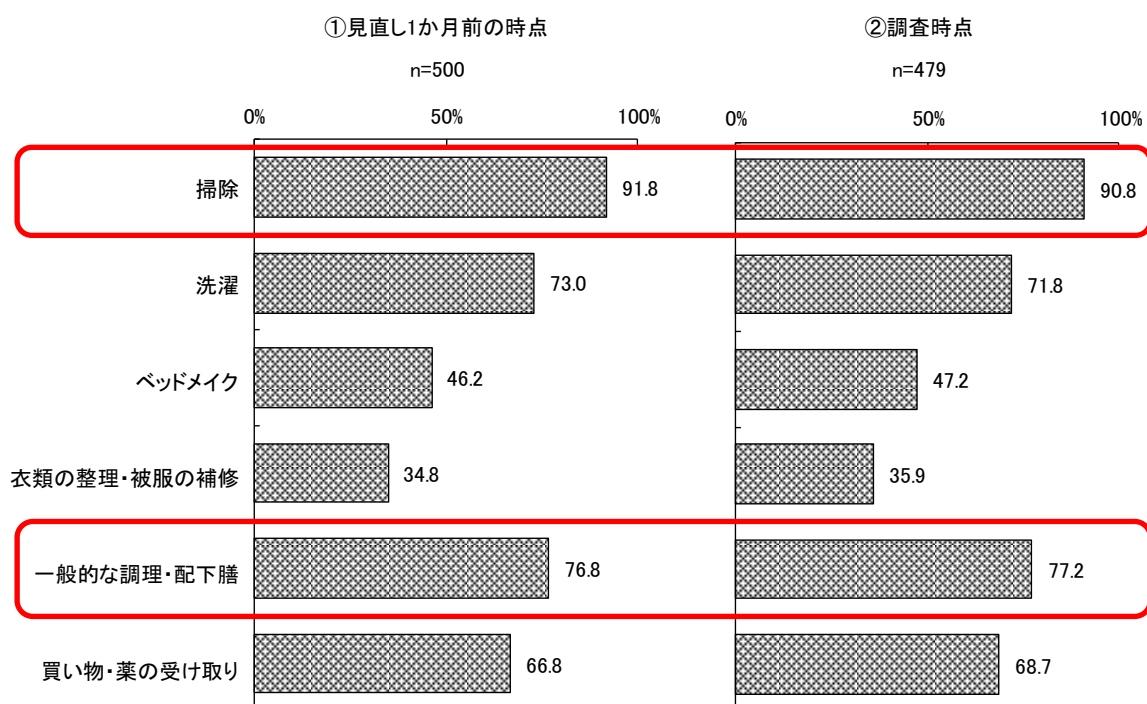
⑫ ケアプランに位置付けられた生活援助の内容

ケアプランに位置付けられた生活援助の内容については、見直し 1 か月前の時点では、掃除が 91.8%で最も多く、次いで一般的な調理・配下膳が 76.8%であった。

調査時点では、掃除が 90.8%で最も多く、次いで一般的な調理・配下膳が 77.2%であった。

ケアプランに位置付けられた生活援助の内容は見直し 1 か月前の時点から調査時点にかけて大きな違いがみられない。

図表 169 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容（問 12）

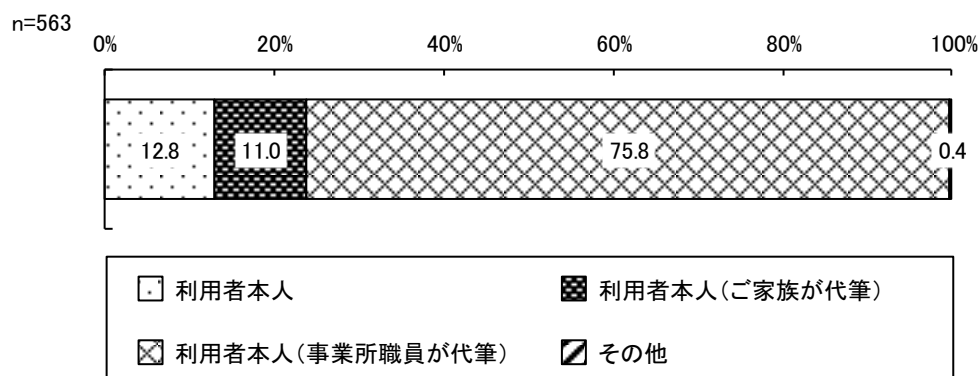


(2) 本人記入用

0) 記入者について

記入者については、利用者本人が 12.8%、利用者本人（ご家族が代筆）が 11.0%、利用者本人（訪問介護事業所職員が代筆）が 75.8%、その他が 0.4%であった。

図表 170 記入者（問 0）



※「その他」の主な回答は以下の通り。

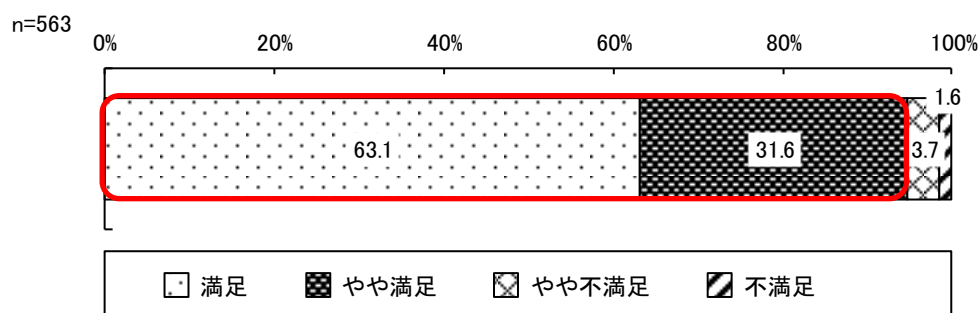
- ・別居の親族
- ・施設職員

1) 受けている介護サービスや自立の状況について

① 訪問介護事業所から受けるサービスに限らず、掃除、洗濯、調理など日常生活の援助を行ってもらう介護サービスへの満足度

介護サービスへの満足度については、満足が 63.1%で最も多く、次いでやや満足が 31.6%であった。

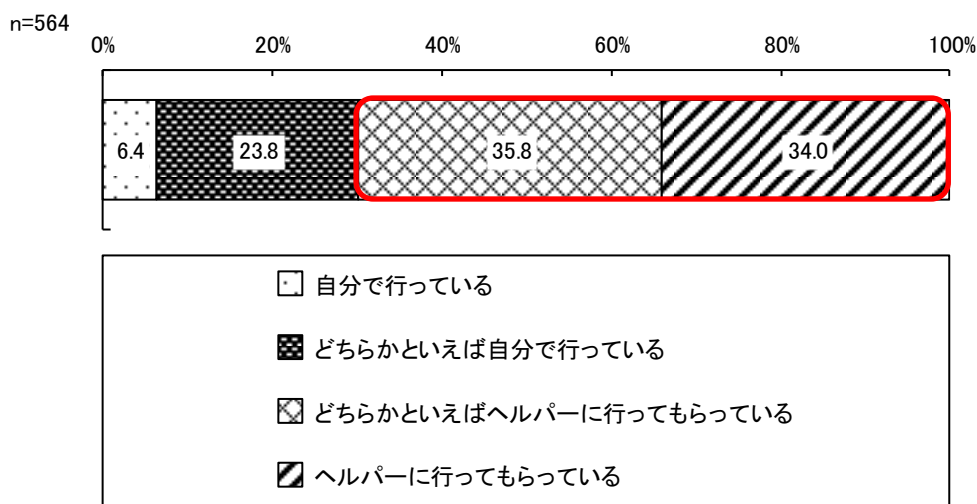
図表 171 介護サービスへの満足度（問 1-1）



② 掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っているか

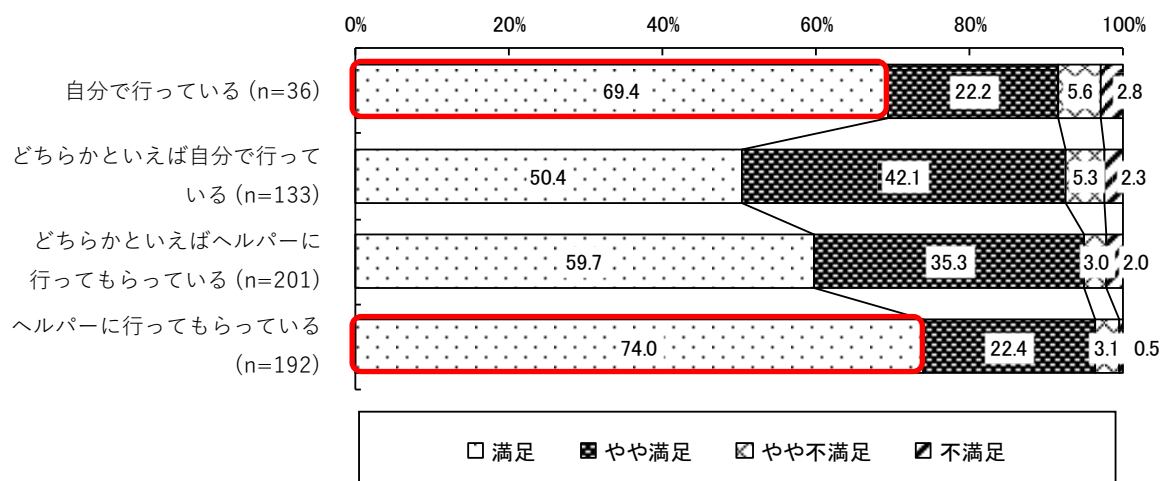
掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っているかについては、「どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている」が 35.8%で最も多く、次いで「ヘルパーに行ってもらっている」が 34.0%であった。

図表 172 自分でどの程度行っているか（問 1-2）



ヘルパーへの満足度を自分でどの程度行っているか別にみると「満足」の回答は、「ヘルパーに行ってもらっている」人において 74.0%で最も高く、次いで「自分で行っている」人において 69.4%であった。

図表 173 ヘルパーへの満足度（自分でどの程度行っているか別）（問 1-1、問 1-2）

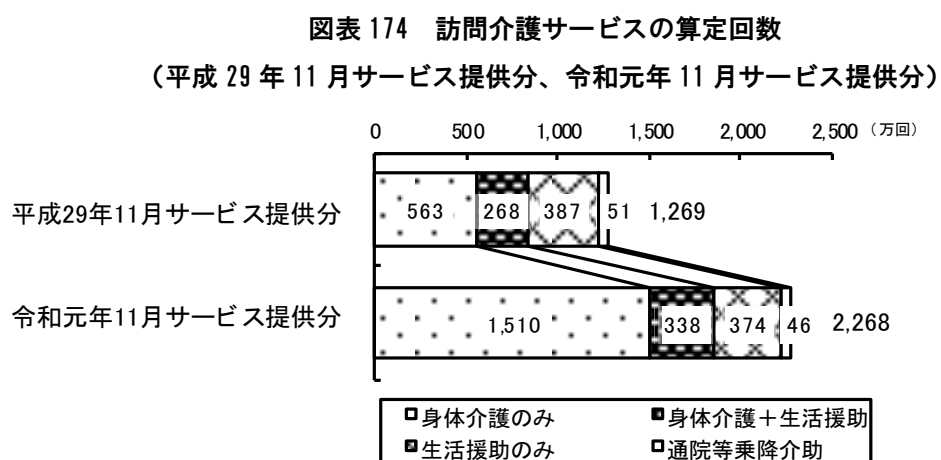


第3章 介護保険総合データベース任意集計結果

1. 身体介護、生活援助の算定状況にかかる集計

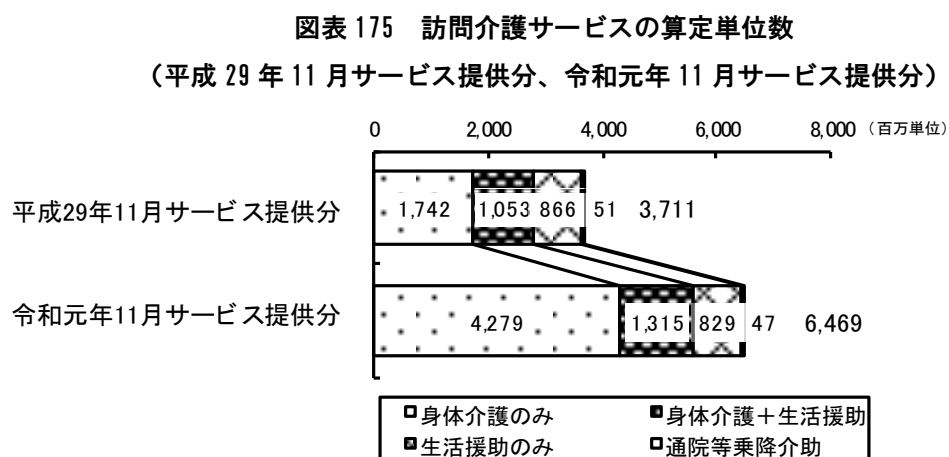
(1) 訪問介護サービスの算定回数

算定回数は改定前後で、平成29年11月サービス提供分の1,269万回から令和元年11月サービス提供分の2,268万回まで1,000万回ほど増加している。このうち「身体介護のみ」が平成29年11月サービス提供分の563万回から令和元年11月サービス提供分の1,510万回まで1,000万回ほど増加している。



(2) 訪問介護サービスの算定単位数

算定単位数は、平成 29 年 11 月サービス提供分の 3,711 百万単位から令和元年 11 月サービス提供分の 6,469 百万単位まで 2,758 百万単位増加している。このうち「身体介護のみ」が平成 29 年 11 月サービス提供分の 1,742 百万単位から令和元年 11 月サービス提供分の 4,279 百万単位まで 2,537 百万単位ほど増加している。



2. 生活機能向上連携加算の算定単位数、回数、請求事業所数

令和元年 11 月サービス提供分における生活機能向上連携加算の算定単位数はⅠが 9,700 単位、Ⅱが 86,400 単位であった。算定回数はⅠが 97 単位、Ⅱが 432 単位であった。請求事業所数はⅠが 37 事業所、Ⅱが 96 事業所であった。

図表 176 生活機能向上連携加算の算定単位数、回数、請求事業所数
(平成 29 年 11 月サービス提供分、令和元年 11 月サービス提供分)

	単位数		回数		請求事業所数	
	単位数	訪問介護全体に占める割合	回数	訪問介護全体に占める割合	請求事業所数	訪問介護全体に占める割合
訪問介護全体(令和元年11月)	7,153,098,595	100.0%	24,541,716	100.0%	32,365	100.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	9,700	0.0001%	97	0.0004%	37	0.1143%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	86,400	0.0012%	432	0.0018%	96	0.2966%
訪問介護全体(平成29年11月)	4,392,359,465	100.0%	13,664,930	100.0%	28,851	100.0%
生活機能向上連携加算	11,100	0.0003%	111	0.0008%	41	0.1421%

3. 介護職員処遇改善加算の算定状況

平成 29 年 11 月サービス提供分と令和元年 11 月サービス提供分を比べると、令和元年 11 月サービス提供分の方が算定単位数の合計が増え、また訪問介護処遇改善加算の加算率が高い上位の加算へ算定割合がシフトしている。

図表 177 介護職員処遇改善加算の算定状況
(平成 29 年 11 月サービス提供分、令和元年 11 月サービス提供分)

	平成29年11月		令和元年11月	
	算定単位数	構成割合	算定単位数	構成割合
訪問介護処遇改善加算Ⅰ	537,039,457	82.7%	665,018,826	88.7%
訪問介護処遇改善加算Ⅱ	80,583,328	12.4%	62,502,357	8.3%
訪問介護処遇改善加算Ⅲ	28,439,031	4.4%	20,772,485	2.8%
訪問介護処遇改善加算Ⅳ	2,049,532	0.3%	677,233	0.1%
訪問介護処遇改善加算Ⅴ	1,581,417	0.2%	874,600	0.1%
上記計	649,692,765	100.0%	749,845,501	100.0%
訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	－		108,805,706	
訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ	－		70,516,674	
上記計	0		179,322,380	

第4章 まとめ

本章では、本事業による主な調査結果とそれに対する考察を述べる。

1. 特定事業所加算の算定状況

特定事業所加算を「満たしている要件の通り算定している」が 34.9%であったものの、利用者の負担を考慮するため要件を満たしているものの算定していないか下位の加算を算定している事業所が合計で 12.9%存在した。

また算定要件を満たしているにもかかわらず非算定の事業所は、加算Ⅰでは 25.6%、加算Ⅱでは 37.1%であり、この理由として、利用者の区分支給限度基準額超過を回避することも挙げられていることから、今後、特定事業所加算を区分支給限度基準額の適用対象外とし、算定しやすくすることが考えられる。

2. 生活援助従事者研修修了者の活用状況

生活援助従事者研修修了者を職員として採用したことがある事業所は 2.5%であり、採用はほとんど進んでいない状況と言える。「採用したい人数を採用できていない」事業所は 49.1%であった。この採用したい人数を採用できていない理由としては、「応募者自体が少ないため」が 76.8%と多かった。

応募者が少ない理由としては、研修実施自体が少なく、生活援助従事者研修修了者自体が少ないことが主な理由として考えられる。

生活援助従事者研修修了者を採用したことがある事業所の所在都道府県を分析したところ 26 都道府県に留まり、残り 21 の府県では実績は無かった。本調査は抽出調査であるという限界はあるが、都道府県による研修実施状況に差があることが考えられ、今後、研修実施の促進等が必要と考えられる。

3. 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況

生活援助が中心である訪問介護の回数が多いケアプランを作成する場合には市町村に届け出る制度に改正されたが、この内容について居宅介護支援事業所では「見直された内容についてよく理解している」・「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は95.0%であり、周知が十分に進んでいると言える。

ケアプランを毎月届け出ることについて「適切ではない」と回答する居宅介護支援事業所が73.4%と多かったが、この理由として「業務負担が増えた」(50.5%)ことが挙げられる。

事業所が感じている業務負担の内訳は、「市町村に提出する資料の作成に時間がかかる」が48.0%で最も多く、ついで「地域ケア会議等での説明に時間がかかる」(29.5%)があげられ、対応に時間がかかることが主な負担となっている。

なおケアプランを毎月届け出ることを「適切ではない」と回答した事業所が適切だと思う頻度として、最も多かったのが「6か月に1回」(39.5%)、ついで「3か月に1回」(27.0%)であった。

このため事業所の負担を軽減するため、ケアプランを届け出る頻度をこれまでより長くする方向で検討することが望まれる。

4. 生活機能向上連携加算における報酬改定の影響

生活機能向上連携加算の算定状況については、平成29年と比べ令和元年に生活機能向上連携加算のⅠとⅡの算定単位数、算定回数、請求事業所数ともに増加していた。しかしながら訪問介護事業所全体に占める算定事業所の割合をみると、極めて少ない状況であり、今後の算定事業所の増加が望まれる。

平成30年度改定で新設された生活機能向上連携加算Ⅰで想定する業務内容である理学療法士等による利用者の状態像の把握については、「指定訪問リハビリテーション事業所において把握した」が42.8%と最も多かったが、ICTの活用を含むその他の把握方法でも一定割合の割合で把握されており、理学療法士等による把握方法の選択肢の幅が実質的に広がったと捉えられる。

5. 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響

同一建物減算の改定によるサービスの質の変化について、訪問建物種類ごとに調査を行った結果、「質が下がった」との回答は0.0%から1.8%であった。

また同一建物減算を理由としてサービスを提供しなかったことがない事業所は98.4%であった。

これらのことから、建物種類によらずサービスの質への影響はほぼ無いと言える。また、サービスの提供有無への影響についてもほぼ無いと言える。

6. 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響

見守りの援助の明確化として見直された内容について「よく理解している」・「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は、訪問介護事業所では 73.7%、居宅介護支援事業所では 82.7%であった。この結果から、概ね理解されていると言えるが、十分には理解されていないとも捉えられ、事業所による理解度の向上が必要と考えられる。

見守りの援助の明確化の効果としては、「利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで 45.1%、54.2%と最も多かった。また、課題としては、「利用者の経済的負担が増える」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで 38.0%、54.5%と最も多かった。

明確化による効果として「利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった」が訪問介護事業所で 45.1%、居宅介護支援事業所で 54.2%の回答があり、また利用者の意欲の向上や重度化防止といった効果も一定程度の回答があったことから、改定の目的としていた「訪問介護の自立支援の機能を高める」ことが表れた結果と捉えられる。

明確化による課題として挙げられた「経済的負担が増えること」は、最も多く挙げられている課題であり今後注視が必要と考えられる。また「利用者（家族）から理解を得る事が難しい」という回答については、自由記述の内容などから「ただ見守ったり、一緒に行っているだけでサービスを受けている感じがしないのに費用を支払わなくてはならないのか」という考えに基づき回答されたものと推察される。これに対しては、利用者の理解を得やすくするために、制度内容の周知徹底を図ることが求められる。

その他の集計結果

1. 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件（特定事業所加算の算定に不足している算定要件数別）

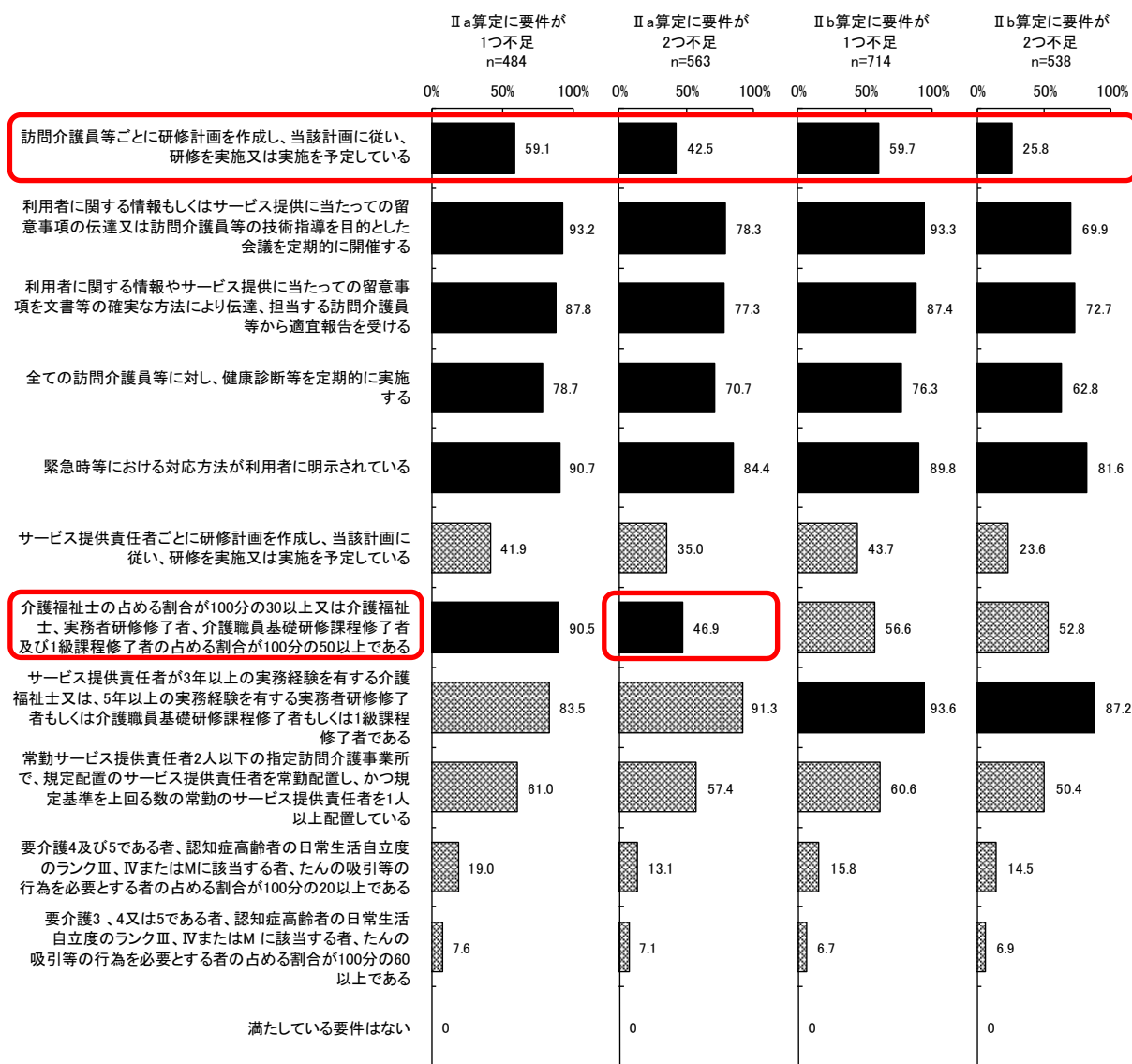
特定事業所加算の算定要件を満たしていないという理由で算定していない事業所のうち、加算Ⅱ～Ⅳの算定要件を満たすために、1つもしくは2つの算定要件が不足している事業所を対象として、当該事業所が満たしている特定事業所加算の算定要件を分析した。

※なお、加算Ⅱの算定要件のうち「介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上である」「サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修修了者もしくは1級課程修了者である」については、他の共通する事項とともに、これらのいずれかを満たしていればよいことから、便宜的に前者を満たす場合をⅡa、後者を満たす場合をⅡbと示す。

加算Ⅱ a、Ⅱ bの算定に必要な要件が1つまたは2つ不足している事業所では、いずれも「訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している」が59.1%、42.5%、59.7%、25.8%と算定に必要な要件の中では最も低かった。

また加算Ⅱ aの算定に要件が2つ不足している事業所では、「訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している」について「介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上である」が46.9%であった。

図表 178 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件
(特定事業所加算の算定に不足している算定要件数別) (その1) (問 2-2)

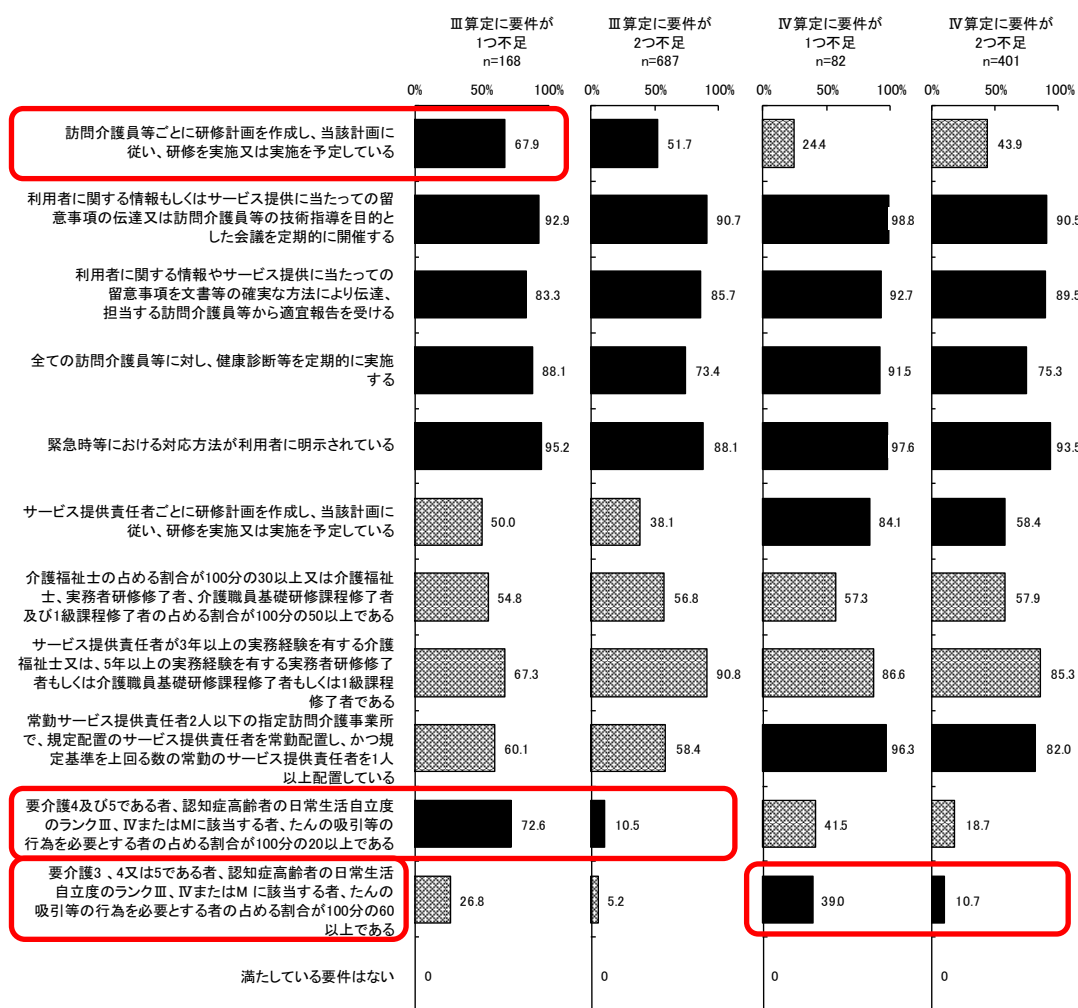


※グラフ内で黒色着色した算定要件は、それぞれの加算の算定に必要な要件を示す。

加算Ⅲの算定に要件が1つ不足している事業所では、「訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定している」が67.9%で算定に必要な要件の中では最も低く、ついで「要介護4及び5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100分の20以上である」が72.6%であった。また加算Ⅲの算定に要件が2つ不足している事業所では、「要介護4及び5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100分の20以上である」が10.5%で算定に必要な要件の中では最も低かった。

加算Ⅳの算定に必要な要件が1つまたは2つ不足している事業所では、いずれも「要介護3、4又は5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100分の60以上である」が39.0%、10.7%と算定に必要な要件の中では最も低かった。

図表 179 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件
(特定事業所加算の算定に不足している算定要件数別)(その2)(問2-2)

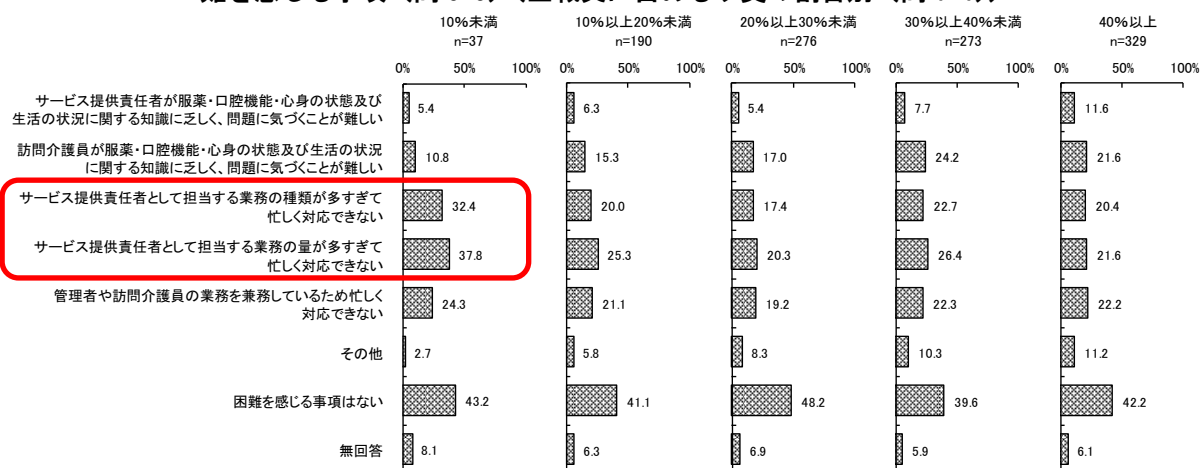


※グラフ内で黒色着色した算定要件は、それぞれの加算の算定に必要な要件を示す。

2. サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項－全職員に占めるサ責の割合別

サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項について、全職員に占めるサ責の割合別にみると、「サービス提供責任者として担当する業務の種類が多すぎて忙しく対応できない」「サービス提供責任者として担当する業務の量が多すぎて忙しく対応できない」の2つの選択肢については、全職員に占めるサ責の割合が10%未満においてそれぞれ32.4%、37.8%と、全職員に占めるサ責の割合が10%以上である場合（約20%台）と比較して多かった。

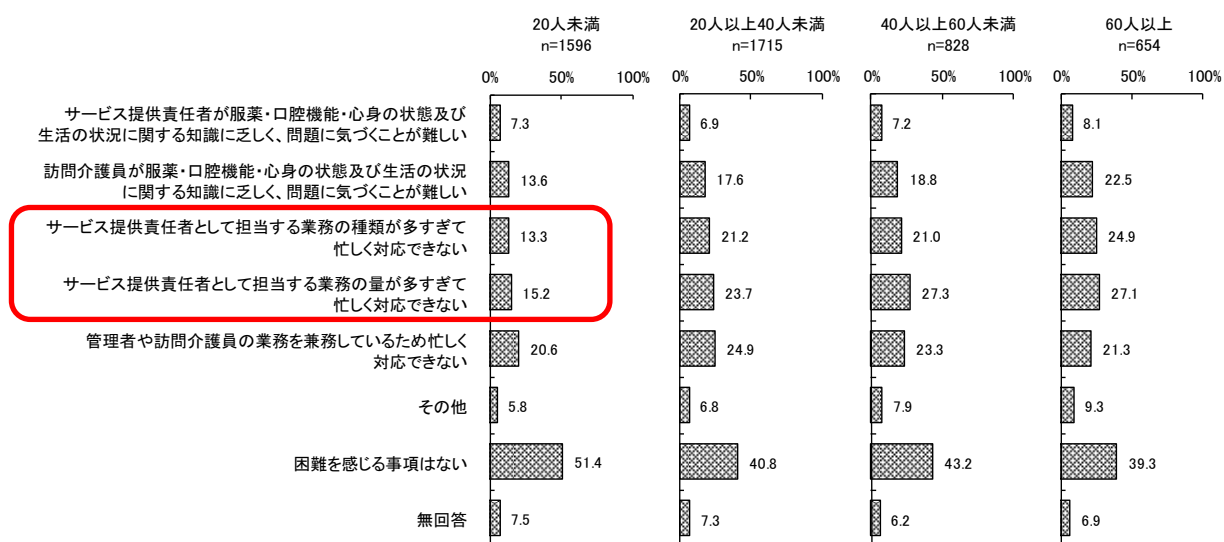
図表 180 サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項（問 3-3）（全職員に占めるサ責の割合別（問 1-4））



3. サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項－事業所の総利用者数別

サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項について、事業所の総利用者数別にみると、「サービス提供責任者として担当する業務の種類が多すぎて忙しく対応できない」「サービス提供責任者として担当する業務の量が多すぎて忙しく対応できない」の2つの選択肢については、総利用者数が20人未満においてそれぞれ13.3%、15.2%と、総利用者数が20人以上である場合(20%台)と比較して少なかった。

図表 181 サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項（問 3-3）（事業所の総利用者数別（問 1-7））

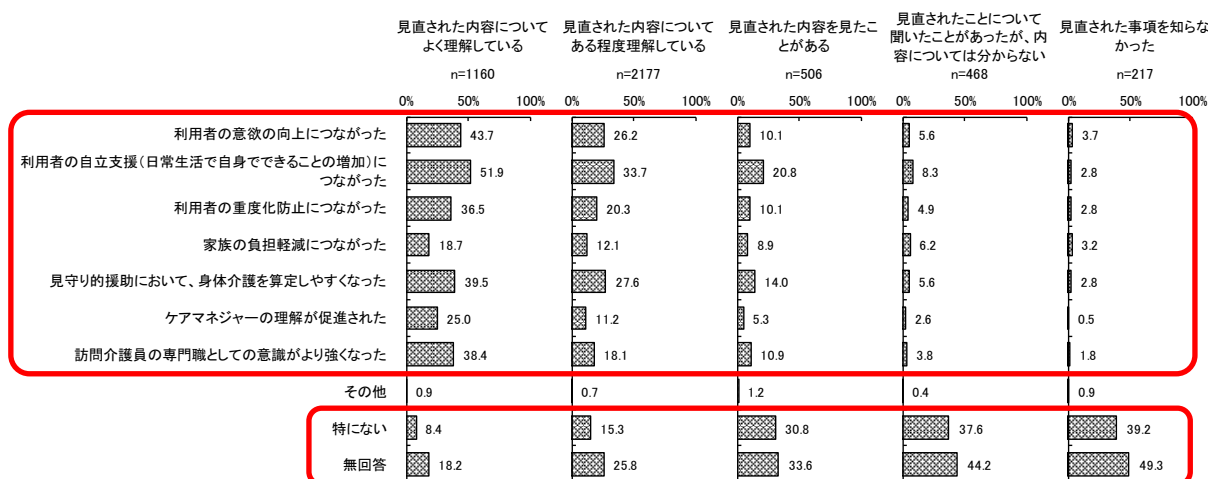


4. 老計 10 号に示される身体介護の見守りの援助の見直された事項の効果や課題の認識－内容見直しについての理解度別

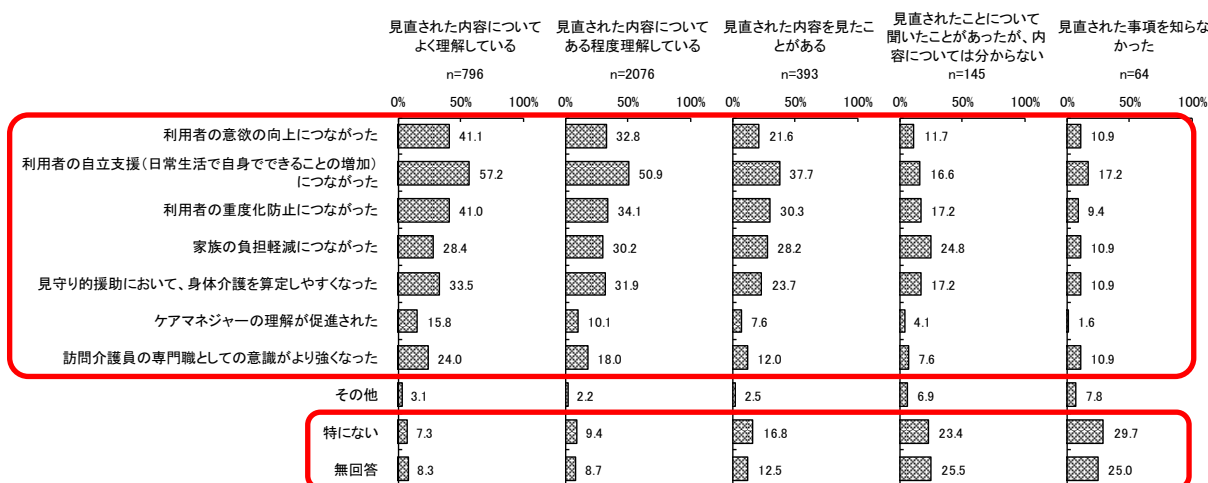
1) 効果について

身体介護の見守りの援助の見直された事項の効果について制度内容の見直しについての理解度別にみると、訪問介護事業所票、居宅介護支援事業所票ともに、「見直された事項を知らなかった」から「見直された内容についてよく理解している」にかけて理解度が高まるほど、「利用者の意欲の向上につながった」から「訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった」までの回答割合は、高くなる傾向がみられた。また同理解度が高まるほど、「特にない」、「無回答」の回答割合は低くなる傾向がみられた。

図表 182 身体介護の見守りの援助の見直された事項の効果（問 7-5）
（内容見直しについての理解度別（問 7-1）） 訪問介護事業所票



図表 183 身体介護の見守りの援助の見直された事項の効果（問 2-4）
（内容見直しについての理解度別（問 2-1）） 居宅介護支援事業所票

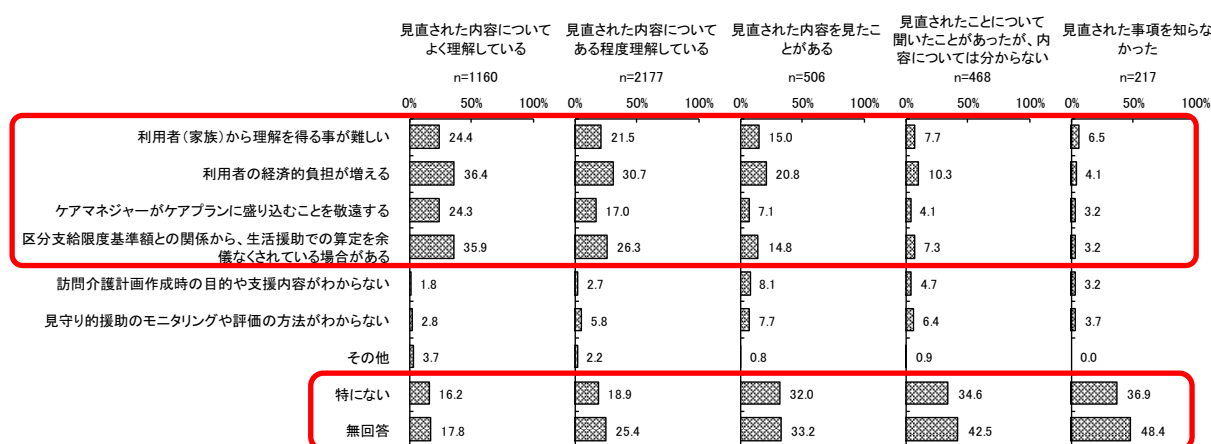


2) 課題について

身体介護の見守りの援助の見直された事項の課題について制度内容の見直しについての理解度別にみると、訪問介護事業所票、居宅介護支援事業所票ともに、「見直された事項を知らなかった」から「見直された内容についてよく理解している」にかけて理解度が高まるほど、「利用者（家族）から理解を得る事が難しい」から「区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある」までの回答割合は、高くなる傾向がみられた。また同理解度が高まるほど、「特にない」、「無回答」の回答割合は低くなる傾向がみられた。

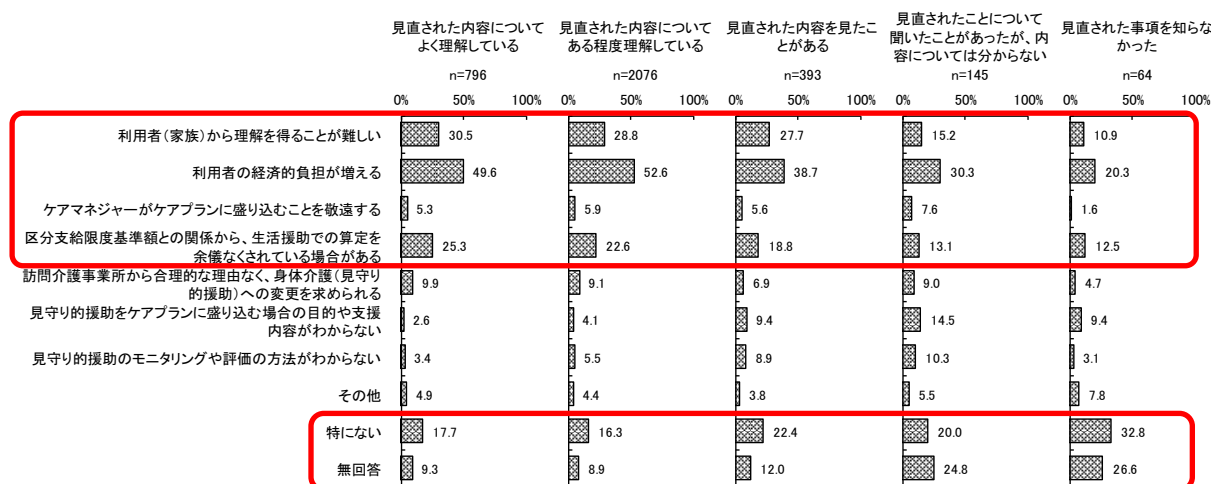
図表 184 身体介護の見守りの援助の見直された事項の課題（問 7-5）

（内容見直しについての理解度別（問 7-1）） 訪問介護事業所票



図表 185 身体介護の見守りの援助の見直された事項の課題（問 2-4）

（内容見直しについての理解度別（問 2-1）） 居宅介護支援事業所票

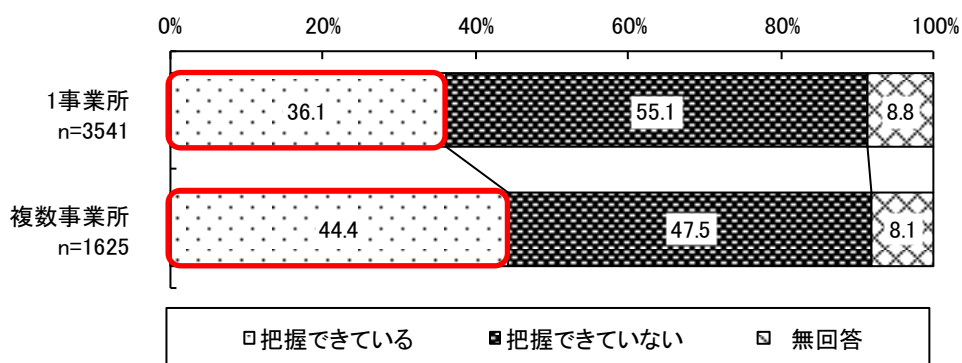


5. 収支差率の把握

(1) 収支差率の把握（法人内の訪問介護事業所数別）

令和元年度の収支差率を把握しているか否かについて法人内の訪問介護事業所数別にみると、「把握できている」は複数事業所において44.4%で1事業所の36.1%を上回った。

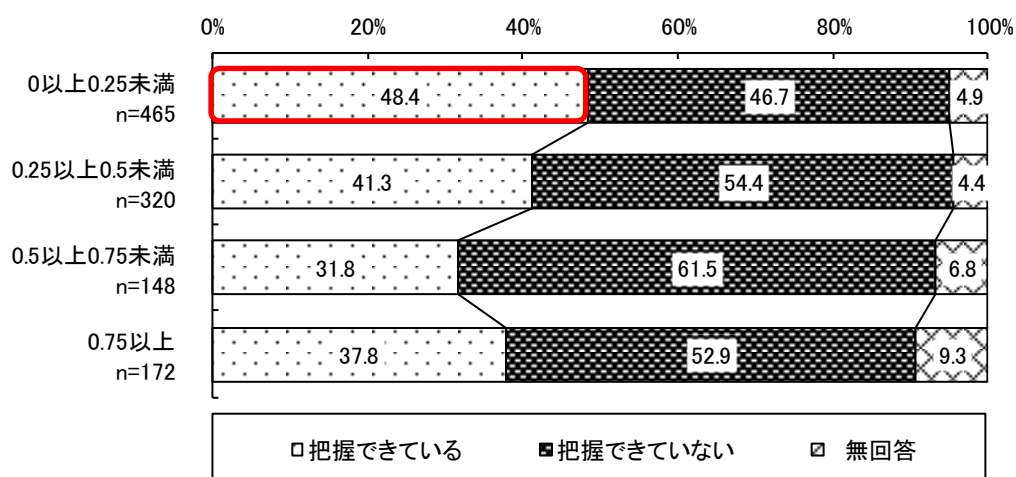
図表 186 収支差率の把握（問 1-5）
（法人内の訪問介護事業所数別（問 1-3））



(2) 収支差率の把握（全職員中の常勤職員率別）

令和元年度の収支差率を把握しているか否かについて全職員中の常勤職員率別にみると、「把握できている」は常勤職員率が0以上0.25未満の事業所において48.4%と、常勤職員率が高い事業所を上回った。

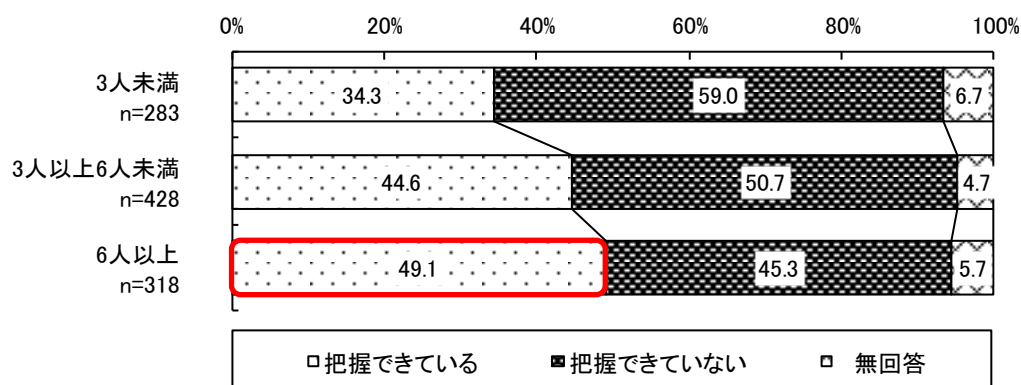
図表 187 収支差率の把握（問 1-5）（全職員中の常勤職員率別（問 1-4））



(3) 収支差率の把握（職員一人当たりの利用者数別）

令和元年度の収支差率を把握しているか否かについて職員一人当たりの利用者数別にみると、「把握できている」は職員1人当たりの利用者数が6人以上では49.1%と、6人未満と比べて高かった。

図表 188 収支差率の把握（問 1-5）（職員一人当たりの利用者数別（問 1-7、問 1-4））



6. 平均要介護度

(1) 平均要介護度（全職員中の常勤職員率別）

平均要介護度について全職員中の常勤職員率別にみると、常勤職員率が0以上0.25未満では平均要介護度は2.35、常勤職員率が0.75以上だと平均要介護度が2.62と、常勤職員率が高くなるに従い、平均要介護度が高くなる傾向がみられた。

図表 189 平均要介護度（問 1-7）

（全職員中の常勤職員率別（問 1-4））

（単位：介護度）						
	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
0以上0.25未満	434	2.35	0.57	2.28	5	1.11
0.25以上0.5未満	298	2.38	0.55	2.34	4.83	1
0.5以上0.75未満	137	2.6	0.78	2.5	5	1
0.75以上	159	2.62	0.75	2.47	5	1

(2) 平均要介護度（職員一人当たりの利用者数別）

平均要介護度について職員一人当たりの利用者数別にみると、職員一人当たりの利用者数が3人未満では平均要介護度は2.76、職員一人当たりの利用者数が6人以上だと2.25と、職員一人当たりの利用者数が多くなるに従い、平均要介護度が低くなる傾向がみられた。

図表 190 平均要介護度（問 1-7）
（職員一人当たりの利用者数別（問 1-7、問 1-4））

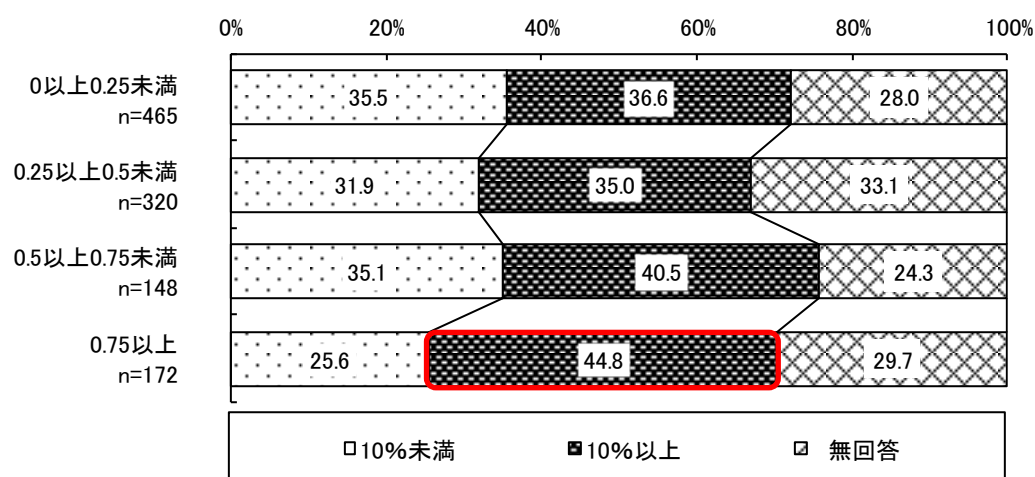
（単位：介護度）						
	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最大値	最小値
3人未満	282	2.76	0.84	2.62	5	1
3人以上6人未満	428	2.36	0.53	2.32	4.63	1
6人以上	318	2.25	0.4	2.26	4.21	1.33

7. 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合

(1) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合（全職員中の常勤職員率別）

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合について全職員中の常勤職員率別にみると、全職員中の常勤職員率が0.75以上の事業所では「10%以上」が44.8%と、0.75未満の事業所と比べて、「10%以上」の事業所が多い傾向がみられた。

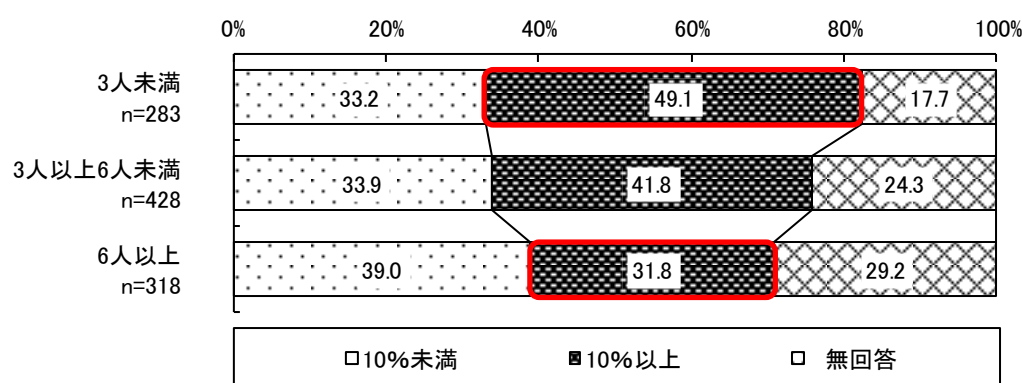
図表 191 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合（問 1-8）
（全職員中の常勤職員率別（問 1-4））



(2) 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合（職員一人当たりの利用者数別）

認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合について職員一人当たりの利用者数別にみると、職員一人当たりの利用者数が6人以上の事業所では「10%以上」が31.8%であるのに対し、3人未満の事業所では「10%以上」が49.1%と、職員一人当たりの利用者数が少ないほど、「10%以上」の利用者数の割合が高くなる傾向がみられた。

図表 192 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者数の全利用者数に占める割合（問 1-8）
（職員一人当たりの利用者数別（問 1-7、問 1-4））

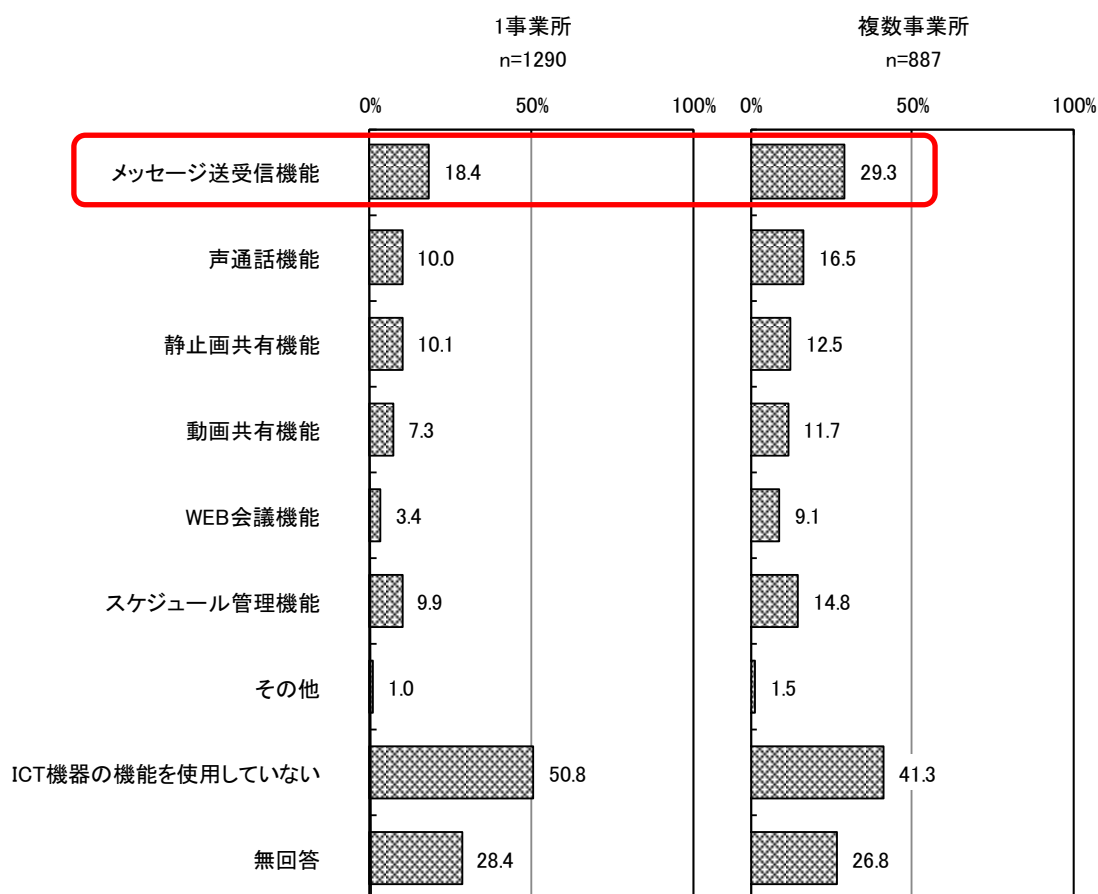


8. 特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能

(1) 特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能（法人内の訪問介護事業所数別）

特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能について法人内の訪問介護事業所数別にみると、「メッセージ送受信機能」が複数事業所では 29.3%であるのに対し、1 事業所では 18.4%と、他の機能も含め、複数事業所の方が ICT 機器の各機能の使用割合が高い傾向がみられた。

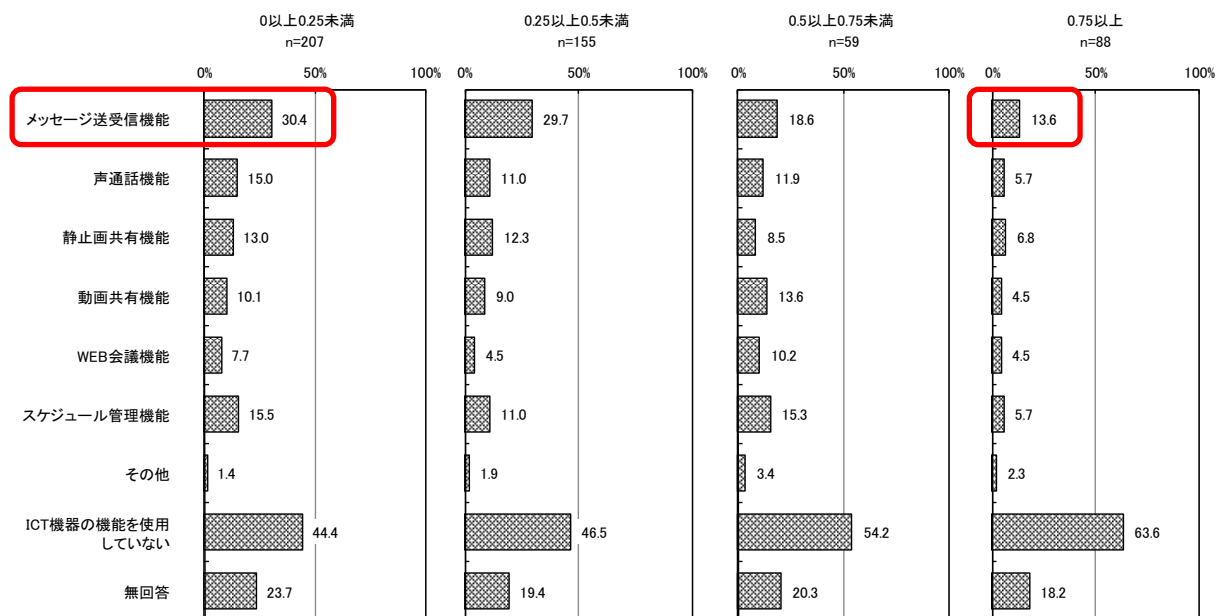
図表 193 特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能（問 2-4）
（法人内の訪問介護事業所数（問 1-3））



(2) 特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能（全職員中の常勤職員率別）

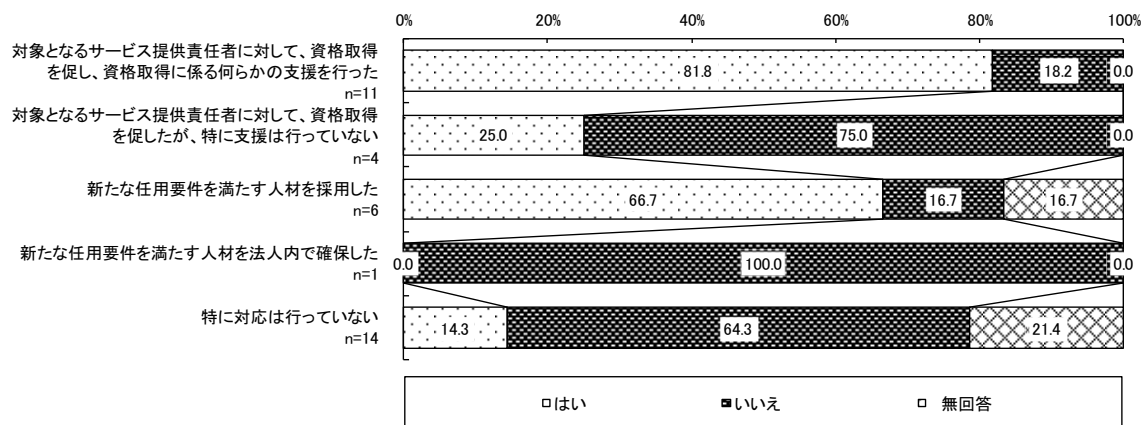
特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能について全職員中の常勤職員率別にみると、「メッセージ送受信機能」が全職員中の常勤職員率が 0.75 以上では 13.6%であるのに対し、「0 以上 0.25 未満」では 30.4%と、全職員中の常勤職員率が低いほど、ICT 機器の各機能の使用割合が高くなる傾向がみられた。

図表 194 特定事業所加算の算定にあたり使用している ICT 機器の機能（問 2-4）
（全職員中の常勤職員率別（問 1-4））



9. 制度の見直しの結果、サービス提供責任者による業務の質が高まったか
（介護職員初任者研修修了者・2級課程修了者が平成30年4月からの1年間の経過期間を経て、サービス提供責任者の任用要件を満たさなくなった制度見直しへの対応別）

図表 195 制度の見直しの結果、サービス提供責任者による業務の質が高まったか（問 3-1-3）
（介護職員初任者研修修了者・2級課程修了者が平成30年4月からの1年間の経過期間を経て、サービス提供責任者の任用要件を満たさなくなった制度見直しへの対応別（問 3-1-2））



結果概要

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業 (結果概要)

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

1. 調査の目的

- 平成30年度介護報酬改定では、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現や人材の有効活用、介護サービス適正化の観点から、自立生活支援のための見守りの援助の明確化、同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し、生活援助利用回数の多い者への対応、サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化、生活援助中心型の担い手の拡大等の各種見直しが行われたところである。
- これらの見直しによりサービス提供の実態(利用者への影響を含む)にどのような影響を与えたかを調査し、改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を得るための調査を行うことを目的とした。

2. 調査方法

○ アンケート調査：訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所とその利用者に対して調査を実施した。

調査対象	調査票種別	調査対象・回収状況
訪問介護事業所	事業所票	【母集団】全国の訪問介護事業所33,197事業所 【発出数】母集団より抽出した13,000事業所 【抽出方法】無作為抽出※1 【回収数】5,348事業所 【回収率】41.1% 【有効回収率】40.9%
	利用者票1 (生活援助従事者研修修了者に関する調査票)	【対象者の抽出方法】調査対象とする訪問介護事業所の利用者のうち、調査時点において生活援助従事者研修修了者からサービスを受けており、そのサービスを受け始めた年月の前月時点で同事業所を利用する利用者全員 【回収数(事業所記入用)】493件 【回収数(本人記入用)】817件 【有効回収数(事業所記入用)】37件 【有効回収数(本人記入用)】48件
	利用者票2 (集合住宅連棟に関する調査票)	【対象者の抽出方法】調査対象とする訪問介護事業所の利用者のうち、集合住宅連棟の適用状況及び誕生日に基づく選定ルールから抽出した利用者 【回収数(事業所記入用)】983件 【回収数(本人記入用)】1,274件 【有効回収数(事業所記入用)】197件 【有効回収数(本人記入用)】517件
居宅介護支援事業所	事業所票	【母集団】全国の居宅介護支援事業所39,013事業所 【発出数】母集団より抽出した10,000事業所 【抽出方法】無作為抽出※1 【回収数】4,377事業所 【回収率】43.8% 【有効回収率】43.4%
	利用者票3 (訪問介護の回数が多いケアプランに関する調査票)	【対象者の抽出方法】調査対象とする居宅介護支援事業所の利用者のうち、2018年10月以降に、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」に定められている訪問回数以上の生活援助中心型のケアプランであるという理由からケアプランの見直しが行われており、当該見直し後のケアプランの適用開始年月の前月から調査時点までの期間において同事業所を利用する利用者全員 【回収数(事業所記入用)】827件 【回収数(本人記入用)】889件 【有効回収数(事業所記入用)】507件 【有効回収数(本人記入用)】565件

※ 災害救助法の適用地域の事業所、及び7月22日時点で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した事業所を除き抽出

※ 次頁以降のグラフは、端数処理等の関係から単一選択の設問でも合計が100%とならないものがある。
※ 次頁以降、特に記載がない場合には令和元年11月時点の状況である。

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

3. 調査結果概要 1)事業所の基本情報 ①訪問介護事業所

事業所票(訪問介護)

- 1事業所当たりの平均職員数は、実人数では常勤職員5.7人、非常勤職員11.5人で、全職員数(常勤換算)は8.9人だった。
- 1事業所当たりの平均利用者数は36.2人で、要介護度別では「要介護1」・「要介護2」で全体の6割を占めた。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では「自立」、「Ⅰ」がそれぞれ15.6%、15.5%だった。
- また、事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合では、10%未満の事業所数が45.5%と最も多かった。

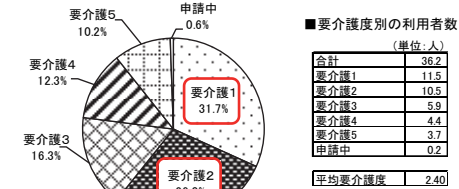
図表1 1事業所当たりの平均職員数(職種別)(N=1,105)

	①常勤職員 (実人数)	②非常勤職員 (実人数)	③全職員 (常勤換算)
1) 全職員数	5.7	11.5	8.9
2) 管理者	1.0	-	-
3) サービス提供責任者	2.4	0.2	2.5
4) 訪問介護員	3.8	11.0	7.0
5) その他(訪問介護員等(登録ヘルパー))	0.7	8.6	3.0

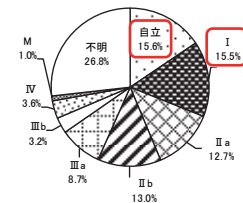
※職種別内訳は重複がある

※全職員数は「介護サービス施設・事業所調査(平成29年10月1日時点)」と差異がないことを確認済み

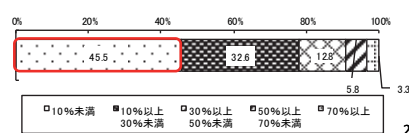
図表2 利用者数の要介護度別割合(N=4,793、利用者数173,639人)



図表3 利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別割合(N=3,352、利用者数114,107人)



図表4 事業所に占める認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の者の構成比率別事業所割合(N=3,346)



(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

1)事業所の基本情報 ②居宅介護支援事業所

事業所票(居宅介護支援)

- 1事業所当たりの平均職員数は、実人数では常勤職員3.8人、非常勤職員0.3人で、全職員数(常勤換算)は3.9人だった。
- 職員(常勤換算)1人当たりの訪問介護を盛り込んだケアプランの件数は12.3件だった。
- また、ケアプランの見直し頻度は、「6か月に1回」の回答が66.2%で最も多かった。

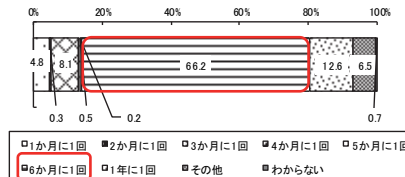
図表5 1事業所当たりの平均職員数(職種別)(N=1,654)

	①常勤職員 (実人数)	②非常勤職員 (実人数)	③全職員 (常勤換算)
1) 全職員	3.8	0.3	3.9
2) 管理者	1.0	-	-
3) 主任介護支援専門員	1.7	0.0	1.7
4) 介護支援専門員	2.1	0.2	2.2

図表6 訪問介護を盛り込んだケアプランの平均件数(1事業所当たり・常勤換算1人当たり)(N=2,960)

	1事業所当たりの件数 (件/事業所)	職員(常勤換算)1人当たりの件数 (件/人)
1) 合計件数	47.8	12.3
2) 1)の内、同一法人の訪問介護事業所の場合の件数	11.6	3.0
3) 2)の内、集合住宅減算の対象となっているもの	3.1	0.8

図表7 ケアプランの見直し頻度(N=3,413)(無回答を除く)【単一回答】



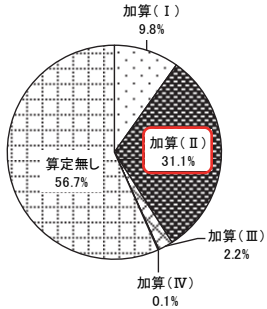
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

2) 特定事業所加算の算定状況①

- 特定事業所加算のうち、もっとも多く算定されていたのは加算Ⅱで31.1%だった。
- 満たしている算定要件に見合った加算を算定している事業所は、加算Ⅰでは42.4%、加算Ⅱでは61.1%であり、算定要件を満たしているにもかかわらず非算定の事業所は、加算Ⅰでは25.6%、加算Ⅱでは37.1%だった。
- ※ 特定事業所加算の加算率…(Ⅰ) + 20/100、(Ⅱ) + 10/100、(Ⅲ) + 10/100、(Ⅳ) + 5/100

図表8 特定事業所加算の算定状況(N=5,203)
(無回答を除く)【単一回答】



図表9 特定事業所加算の算定状況(N=4,558) (無回答を除く)
【複数回答】

	合計	加算Ⅰ を算定	加算Ⅱ を算定	加算Ⅲ を算定	加算Ⅳ を算定	非算定
※1: 太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。	644	273	177	28	1	165
※2: 上段が実数、下段が割合	100.0%	24.4%	27.5%	4.3%	0.2%	25.6%
加算Ⅰの算定要件を満たしている	2123	-	1296	36	2	787
加算Ⅱの算定要件を満たしている(※3)	100.0%	-	61.1%	1.7%	0.1%	37.1%
加算Ⅲの算定要件を満たしている(※3)	85	-	23	15	-	47
加算Ⅳの算定要件を満たしている	100.0%	-	27.1%	17.6%	0.0%	55.3%
加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	8	-	-	-	0	8
加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	1.773	-	-	-	-	1.773
	100.0%	-	-	-	-	100.0%

※3 加算Ⅱと加算Ⅲの両方の算定要件を満たしている事業所が75件存在し、このうち加算Ⅱを算定している事業所が23件、加算Ⅲについては同8件、非算定については同44件存在した。上記件数を「加算Ⅱの算定要件を満たしている」欄と「加算Ⅲの算定要件を満たしている」欄にそれぞれ計上している。

4

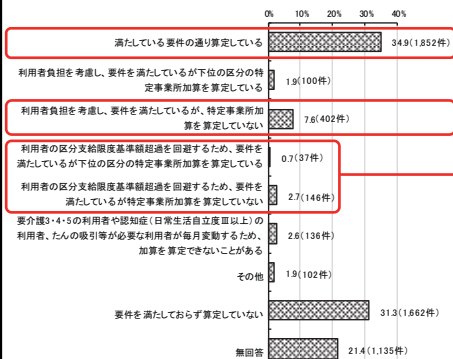
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

2) 特定事業所加算の算定状況②

- 特定事業所加算の算定有無とその理由では、「満たしている要件の通り算定している」が34.9%と最も多く、次いで「利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない」が7.6%だった。
- 利用者の区分支給限度基準額超過を考慮した算定をしている事業所のうち、加算Ⅱの算定要件を満たしている事業所では全ての事業所が非算定であった。

図表10 特定事業所加算の算定有無とその理由(N=5,313)
【複数回答】



図表11 利用者の区分支給限度基準額超過を回避するための算定を行う事業所の算定状況(N=152)【複数回答】

	合計	加算Ⅰ を算定	加算Ⅱ を算定	加算Ⅲ を算定	加算Ⅳ を算定	非算定
※1: 太枠線のセルは満たしている要件に見合う加算を算定しているもの。グレーに着色しているセルは下位の加算を算定しているもの。	31	-	8	1	-	22
※2: 上段が実数、下段が割合	100.0%	-	25.8%	3.2%	-	71.0%
加算Ⅰの算定要件を満たしている	53	-	-	-	-	53
加算Ⅱの算定要件を満たしている(※3)	100.0%	-	-	-	-	100.0%
加算Ⅲの算定要件を満たしている(※3)	8	-	-	-	-	8
加算Ⅳの算定要件を満たしている	2	-	-	-	-	2
加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	65	-	-	-	-	65
加算Ⅰ～Ⅳの要件を満たしていない	100.0%	-	-	-	-	100.0%

※3 加算Ⅱと加算Ⅲの両方の算定要件を満たしているが非算定である事業所が7件存在した。上記件数を「加算Ⅱの算定要件を満たしている」欄と「加算Ⅲの算定要件を満たしている」欄にそれぞれ計上している。

※図表10で選択肢「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している」が「利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない」に回答した事業所に限定して、加算の算定状況と算定要件を満たしている状況とのクロス集計を行ったもの

5

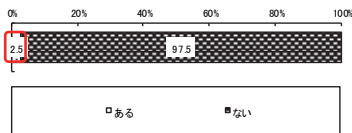
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

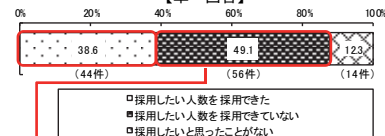
3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況①

- 生活援助従事者研修修了者を職員として採用したことがある事業所は、2.5%だった。
- 生活援助従事者研修修了者を採用したいだけ採用できた事業所は、38.6%であった。
- 生活援助従事者研修修了者を職員として、採用したい人数を採用できていない理由として「応募者自体が少ないため」が76.8%で最も多かった。

図表12 生活援助従事者研修修了者の採用有無
(N=4,848) (無回答を除く) 【単一回答】



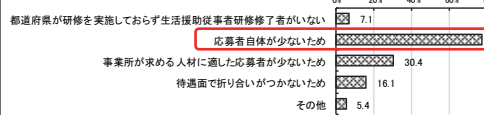
図表13 生活援助従事者研修修了者を採用したいだけ採用できているか(N=114) (無回答を除く) 【単一回答】



※図表13は、図表12で「ある」と回答した場合に回答する設問

※「採用したいと思ったことがない」には、明確に生活援助従事者研修修了者を採用したい、という意図を持って採用をしたわけではなく、募集に応じた者の中で初任者研修と生活援助従事者研修の両方を修了していた者がいた場合等が想定される。

図表14 生活援助従事者研修修了者を採用できていない理由(N=56) 【複数回答】



※図表14は、図表13で「採用したい人数を採用できていない」と回答した場合に回答する設問
※n数が少ないため参考値

6

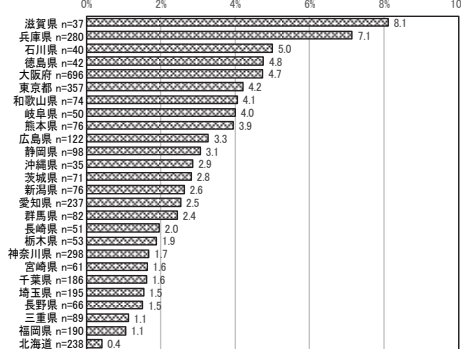
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護)

3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況②

- 生活援助従事者研修修了者の採用経験が有る事業所の所在する都道府県は、滋賀県他25都道府県であった。
- 生活援助従事者研修修了者の採用経験がある事業所では、これまでに生活援助従事者研修修了者を採用条件として明示した人員募集を行ったことがある事業所が47.9%と、採用経験がない事業所(同4.0%)と比べ40ポイント以上の差があった。

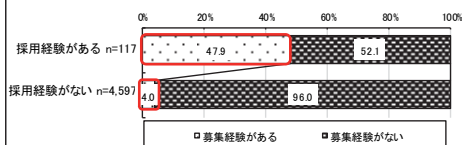
図表15 生活援助従事者研修修了者の採用経験が有る事業所割合
(都道府県別) (無回答を除く) 【クロス集計】



※採用が有った事業所が存在する都道府県のみを掲載している
採用が有った事業所が存在しない都道府県は以下の通り。

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、京都府、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県、鹿児島県

図表16 生活援助従事者研修修了者の採用有無
(募集経験別) (無回答を除く) 【クロス集計】



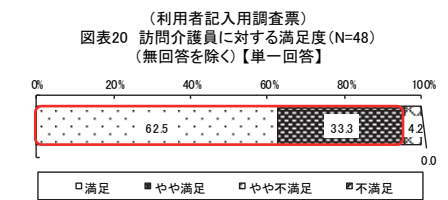
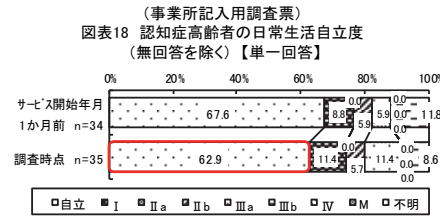
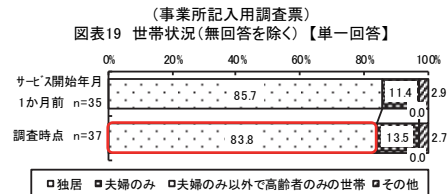
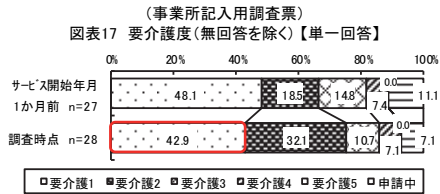
7

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

利用者票(訪問介護)

3) 生活援助従事者研修修了者の活用状況③

- 生活援助従事者研修修了者からサービス提供を受けている利用者は、要介護度別では調査時点では「要介護1」が42.9%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「自立」が62.9%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点では「独居」が83.8%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」「やや満足」と回答した事業所の合計が9割以上を占めた。



※図表17～図表20はn数が少ないため参考値

※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

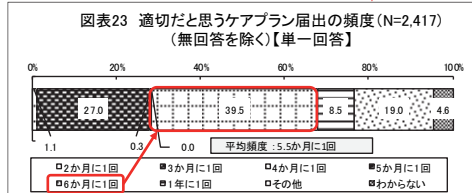
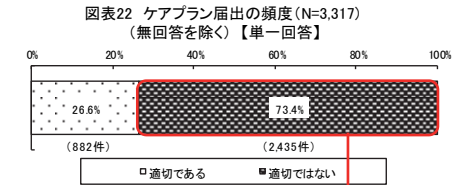
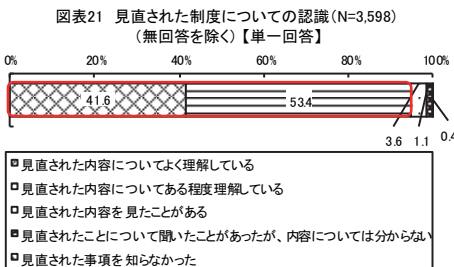
8

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(居宅介護支援)

5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況①

- 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを市町村に届け出ることとなった制度の見直しについて「見直された内容についてよく理解している」「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は95.0%だった。
- ケアプランを毎月届け出することは「適切ではない」と回答した居宅介護支援事業所が73.4%であり、それらの事業所は適切だと思う届出の頻度として「6か月に1回」を最多の39.5%が回答した。



※図表23は、図表22で「適切ではない」と回答した場合に回答する設問

9

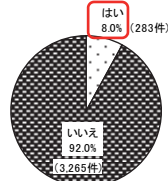
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況②

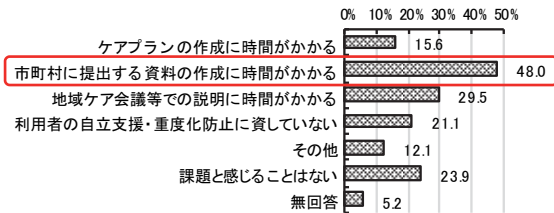
事業所票(居宅介護支援)

- 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプランを作成している居宅介護支援事業所は、8.0%であった。
- 制度改正前後の業務負担変化では、令和元年11月利用分の訪問回数が多いケアプランを作成した居宅介護支援事業所のうち「業務負担が増えた」と回答したのは50.5%であった。
- 制度の課題としては「市町村に提出する資料の作成に時間がかかる」と回答した居宅介護支援事業所が48.0%と最も多かった。

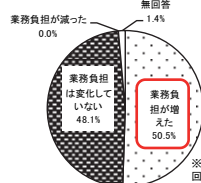
図表24 訪問回数が多い生活援助中心型のケアプラン作成の有無(N=3,548)(無回答を除く)【単一回答】



図表26 制度の課題(N=3,629)【複数回答】



図表25 業務負担の変化(N=283)【単一回答】



※図表25は図表24で、「はい」と回答した事業所に限定して集計

10

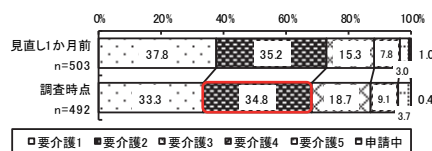
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況③

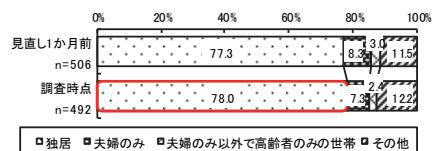
利用者票(居宅介護支援)

- 訪問介護の回数が多いケアプランの見直し(ケアプランを変更していない場合を含む)があった利用者は、要介護度別では調査時点では「要介護2」が34.8%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「Ⅱb」が23.6%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点では「独居」が78.0%で最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」「やや満足」と回答した合計が9割以上を占めた。

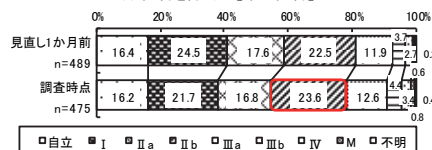
図表27 要介護度(無回答を除く)【単一回答】



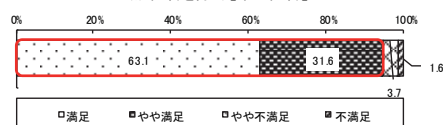
図表29 世帯状況(無回答を除く)【単一回答】



図表28 認知症高齢者の日常生活自立度(無回答を除く)【単一回答】



図表30 訪問介護員に対する満足度(N=563)(無回答を除く)【単一回答】



※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

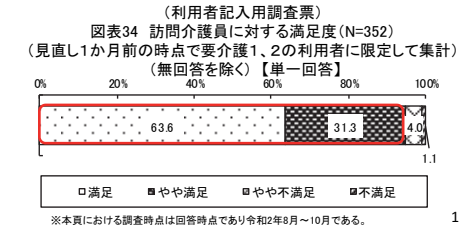
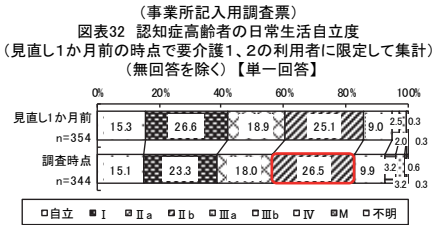
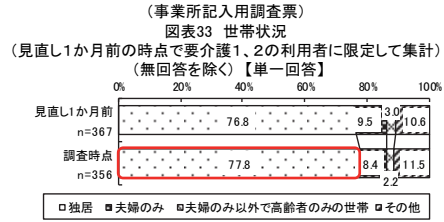
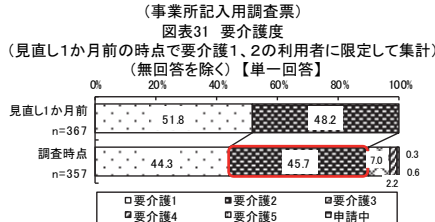
11

(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

5) 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者への対応状況④

利用者票(居宅介護支援)

- 生活援助が中心である訪問介護の回数が多い利用者のうち訪問介護の回数の見直し1か月前の時点で要介護1、2の利用者に限定して集計を行ったところ、要介護度別では調査時点では「要介護2」が45.7%であった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「Ⅱb」が26.5%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点で「独居」が77.8%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」「やや満足」と回答した事業所の合計が約9割を占めた。



※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

12

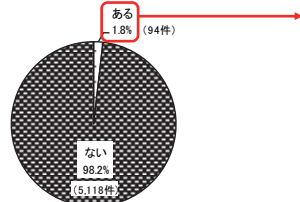
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

6) 生活機能向上連携加算における報酬改定の影響

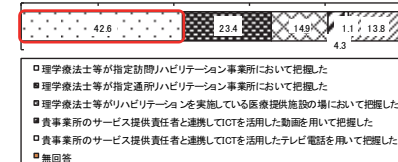
事業所票(訪問介護)

- 生活機能向上連携加算Ⅰを算定したことがある事業所は1.8%だった。
 - 利用者のADL及びIADLを把握する方法として、「理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した」が42.6%と最も多かった。
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ)…100単位/月、生活機能向上連携加算(Ⅱ)…200単位/月

図表35 生活機能向上連携加算Ⅰの算定有無(N=5,212)
(無回答を除く)【単一回答】



図表36 利用者のADL及びIADLを把握する方法(N=94)【単一回答】



※図表36は、図表35で「ある」と回答した場合に回答する散開

図表37 生活機能向上連携加算の単位数、回数、請求事業所数

	単位数		回数		請求事業所数	
	単位数	訪問介護全体に占める割合	回数	訪問介護全体に占める割合	請求事業所数	訪問介護全体に占める割合
訪問介護全体(令和元年11月)	7,153,088,595	100.0%	24,541,716	100.0%	32,365	100.0%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	9,700	0.0001%	97	0.0004%	37	0.1143%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	86,400	0.0012%	432	0.0018%	96	0.2966%
訪問介護全体(平成29年11月)	4,392,359,465	100.0%	13,664,930	100.0%	28,851	100.0%
生活機能向上連携加算	11,100	0.0003%	111	0.0008%	41	0.1421%

(介護保険総合データベースを用いた分析) ※集計対象となるサービス提供年月:平成29年11月、令和元年11月

13

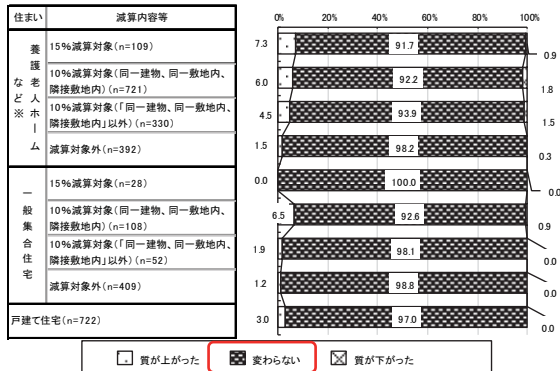
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

7) 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響①

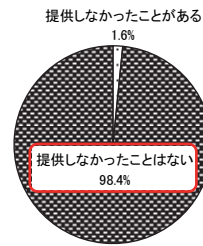
事業所票(訪問介護)

- 集合住宅減算にかかる改定前後で「サービスの質は変わらない」と回答した事業所が、利用者の居住形態によらず91.7%以上と多くを占めた。
- 集合住宅減算を理由として、訪問介護サービスを「提供しなかったことはない」と回答した事業所は98.4%だった。

図表38 住まい・減算内容別のサービスの質の変化
(無回答及び訪問無しを除く)【単一回答】



図表39 減算を理由とした訪問介護サービス提供の有無
(N=2,568)(無回答を除く)【単一回答】



(図表38は平成29年11月と令和元年11月とで報酬改定前後を比較したもの)
※ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む

14

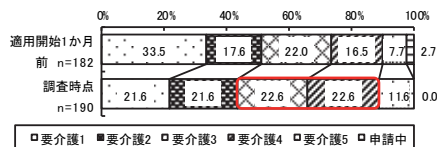
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

7) 同一建物等居住者へのサービス提供における報酬改定の影響②

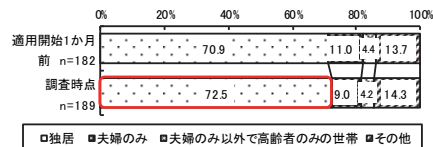
利用者票(訪問介護)

- 同一建物減算が適用された利用者は、要介護度別では調査時点では「要介護3」と「要介護4」が22.6%と最も多かった。
- 認知症高齢者の日常生活自立度別では調査時点では「Ⅱa」が19.2%と最も多かった。
- また、世帯状況別では調査時点では「独居」が72.5%と最も多かった。
- 訪問介護員に対する満足度については、「満足」「やや満足」と回答した合計が9割以上を占めた。

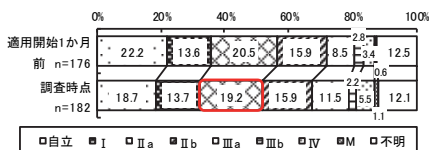
図表40 要介護度(無回答を除く)【単一回答】



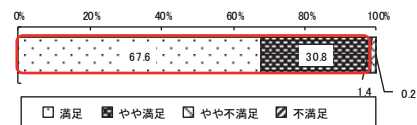
図表42 世帯状況(無回答を除く)【単一回答】



図表41 認知症高齢者の日常生活自立度(無回答を除く)【単一回答】



図表43 訪問介護員に対する満足度(N=513)(無回答を除く)【単一回答】



※本頁における調査時点は回答時点であり令和2年8月～10月である。

15

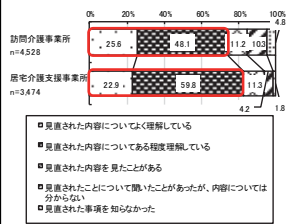
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護、居宅介護支援)

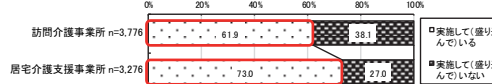
8) 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響①

- 見守りの援助の明確化として見直された内容について「よく理解している」「ある程度理解している」と回答した事業所の合計は、訪問介護事業所では73.7%、居宅介護支援事業所では82.7%であった。
- 見守りの援助を実施、又はケアプランへ盛り込んだ割合は、訪問介護事業所では61.9%、居宅介護支援事業所では73.0%であった。また、見守りの援助が実施されている利用者として、要介護度別ではどちらのサービスでも要介護1の利用者が最も多く、認知症高齢者の日常生活自立度別では訪問介護事業所は「Ⅰ」が、居宅介護支援事業所では「Ⅱb」が最も多かった。

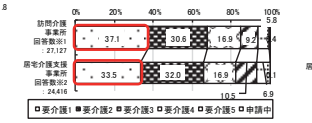
図表44 見守りの援助の明確化についての認知度(無回答を除く)
【単一回答】



図表45 見守りの援助を実施、ケアプランへ盛り込んだ割合



図表46 見守りの援助が実施されている利用者の要介護度



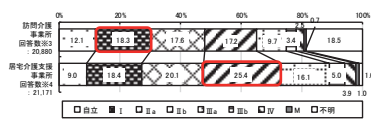
※1 回答数は訪問介護事業所n=2,337が回答した利用者数合計
※2 回答数は居宅介護支援事業所n=2,391が回答した利用者数合計

■ 要介護度別の利用者数※
(単位:人)

	合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中	平均要介護度
訪問介護事業所	11.6	4.3	3.5	2.0	1.1	0.7	0.0	2.16
居宅介護支援事業所	10.7	1.3	1.9	1.8	1.0	0.4	0.3	1.0

※訪問介護事業所における利用者数

図表47 見守りの援助が実施されている利用者の認知症高齢者の日常生活自立度



※3 回答数は訪問介護事業所n=1,956が回答した利用者数合計
※4 回答数は居宅介護支援事業所n=3,134が回答した利用者数合計

■ 認知症高齢者の日常生活自立度別の利用者数※
(単位:人)

	合計	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	不明
訪問介護事業所	10.7	1.3	1.9	1.8	1.0	0.4	0.3	0.1	0.1	2.0
居宅介護支援事業所	10.7	1.3	1.9	1.8	1.0	0.4	0.3	0.1	0.1	2.0

※訪問介護事業所における利用者数

16

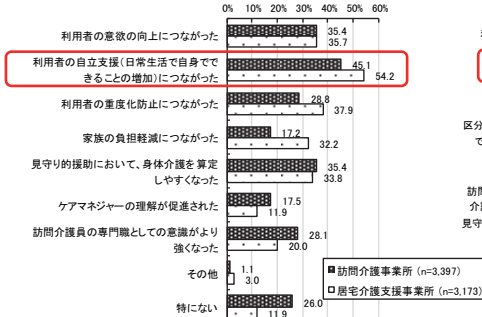
(3) 訪問介護における平成30年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業

事業所票(訪問介護、居宅介護支援)

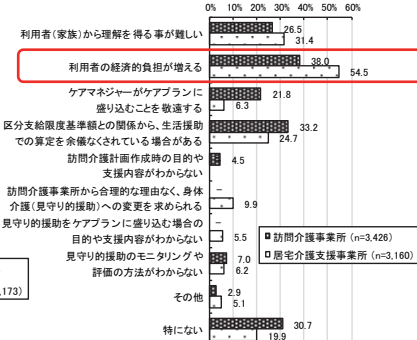
8) 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の影響②

- 見守りの援助の明確化の効果としては、「利用者の自立支援(日常生活で自身でできることの増加)」につながったが、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで45.1%、54.2%と最も多かった。
- また、課題としては、「利用者の経済的負担が増える」が、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所それぞれで38.0%、54.5%と最も多かった。

図表48 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の効果(無回答を除く)
【複数回答】



図表49 自立生活支援のための見守りの援助の明確化の課題(無回答を除く)
【複数回答】



※図表48、図表49に共通するが、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所の無回答を含む回答結果では、選択肢全額において居宅介護支援事業所の方が訪問介護事業所と比べ回答割合が高く、また無回答の割合が低かったため回答傾向を明確化するため無回答を除いて集計したものを、なお見守りの援助の明確化についての認知度が高い事業所では無回答が少ないという関係が見られた。

17

單純集計結果表

D1 訪問介護事業所票 単純集計表（無回答無し）

問1-1 事業開始年月

調査数	4484	100.0
2000年度～2004年度	1445	32.2
2005年度～2009年度	863	19.2
2010年度～2014年度	1038	23.1
2015年度以降	1138	25.4

問1-1 事業開始年月 年

調査数	4484
平均値	2009.09
標準偏差	6.32
中央値	2009
最小値	2000
最大値	2020

問1-2 開設主体

調査数	5276	100.0
株式会社	2513	47.6
株式会社以外の営利法人	973	18.4
社会福祉法人（社会福祉協議会）	544	10.3
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	457	8.7
医療法人	304	5.8
特定非営利活動法人	236	4.5
協同組合（農業協同組合・生活協同組合）	127	2.4
社団法人・財団法人	74	1.4
地方公共団体（市区町村・広域連合を含む）	6	0.1
その他	42	0.8

問1-3 法人内の訪問介護事業所数

調査数	5166	100.0
1 事業所	3541	68.5
2 事業所	458	8.9
3 事業所	223	4.3
4 事業所	123	2.4
5 事業所	69	1.3
6 事業所～10事業所	175	3.4
11事業所～15事業所	54	1.0
16事業所～20事業所	48	0.9
21事業所以上	475	9.2

問1-3 法人内の訪問介護事業所数

調査数	5166
平均値	50.92
標準偏差	255.32
中央値	1
最小値	1
最大値	3851

問1-4 職員数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1）全職員数 ①常勤職員	1105 7.7	5.69	6.78	4	1	96
1）全職員数 ②非常勤職員	1105 7.7	11.54	13.19	8	0	227
1）全職員数 ③全職員	1105 7.7	8.93	8.01	6.5	1	96
2）管理者 ①常勤職員	1105 7.7	1	0.05	1	1	2
3）サービス提供責任者 ①常勤職員	1105 7.7	2.35	1.71	2	1	17
3）サービス提供責任者 ②非常勤職員	1105 7.7	0.24	0.67	0	0	9
3）サービス提供責任者 ③全職員	1105 7.7	2.48	1.75	2	1	17
4）訪問介護員 ①常勤職員	1105 7.7	3.82	6.08	2	0	81
4）訪問介護員 ②非常勤職員	1105 7.7	11	12.94	8	0	227
4）訪問介護員 ③全職員	1105 7.7	7.01	6.89	5	1	81
5）うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー） ①常勤職員	1105 7.7	0.72	3.56	0	0	62
5）うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー） ②非常勤職員	1105 7.7	8.58	12.96	5	0	227
5）うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー） ③全職員	1105 7.7	2.98	4.71	1.7	0	62

問1-4 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	829	100.0
1 年以下	130	15.7
2 年	93	11.2
3 年	76	9.2
4 年	79	9.5
5 年	56	6.8
6 年	44	5.3
7 年	48	5.8
8 年	35	4.2
9 年	31	3.7
10年	72	8.7
11年	29	3.5
12年	20	2.4
13年	16	1.9
14年	18	2.2
15年以上	82	9.9

問1-4 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	829
平均値	6.47
標準偏差	4.87
中央値	5
最小値	0
最大値	19

問1-4 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	858	100.0
1 年以下	198	23.1
2 年	116	13.5
3 年	98	11.4
4 年	90	10.5
5 年	51	5.9
6 年	49	5.7
7 年	43	5.0
8 年	25	2.9
9 年	30	3.5
10年	45	5.2
11年	20	2.3
12年	12	1.4
13年	11	1.3
14年	14	1.6
15年以上	56	6.5

問1-4 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	858
平均値	5.16
標準偏差	4.47
中央値	4
最小値	0
最大値	19

問1-5 収支差率の把握

	調査数	把握できている	把握できていない
①平成29年度	4660 100.0	1839 39.5	2821 60.5
②平成30年度	4733 100.0	1956 41.3	2777 58.7
③令和元年度	4838 100.0	2048 42.3	2790 57.7

問1-5 収支差率の把握

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
①平成29年度	1498 31.4	13.05	32.42	5.8	-331.2	183.6
②平成30年度	1599 33.5	11.83	33.92	5.8	-516.3	190
③令和元年度	1678 35.1	12	34.54	5.6	-502.1	267.9

問1-6 同一法人が提供しているサービス

調査数	5144	100.0
訪問介護	4339	84.4
訪問入浴介護	456	8.9
訪問看護	988	19.2
訪問リハビリテーション	271	5.3
通所介護	1845	35.9
通所リハビリテーション	312	6.1
短期入所生活介護・療養介護	660	12.8
特定施設入居者生活介護	357	6.9
福祉用具貸与・販売	648	12.6
居宅介護支援	2741	53.3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	280	5.4
夜間対応型訪問介護	114	2.2
地域密着型通所介護	706	13.7
認知症対応型通所介護	442	8.6
小規模多機能型居宅介護	655	12.7
認知症対応型共同生活介護	770	15.0
地域密着型特定施設入居者生活介護	32	0.6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	95	1.8
看護小規模多機能型居宅介護	185	3.6
介護老人福祉施設	343	6.7
介護老人保健施設	231	4.5
介護療養型医療施設	19	0.4
介護医療院	26	0.5
病院	204	4.0
一般診療所	144	2.8
歯科診療所	30	0.6
サービス付き高齢者向け住宅	615	12.0
有料老人ホーム	800	15.6
養護老人ホーム	133	2.6
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	253	4.9
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	469	9.1
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	2416	47.0
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	808	15.7
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	1146	22.3
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	363	7.1
提供しているサービスは無い	42	0.8

問1-6 併設サービス

調査数	1608	100.0
訪問介護	546	34.0
訪問入浴介護	66	4.1
訪問看護	211	13.1
訪問リハビリテーション	51	3.2
通所介護	457	28.4
通所リハビリテーション	70	4.4
短期入所生活介護・療養介護	139	8.6
特定施設入居者生活介護	47	2.9
福祉用具貸与・販売	102	6.3
居宅介護支援	805	50.1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44	2.7
夜間対応型訪問介護	20	1.2
地域密着型通所介護	141	8.8
認知症対応型通所介護	47	2.9
小規模多機能型居宅介護	61	3.8
認知症対応型共同生活介護	102	6.3
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0.1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	13	0.8
看護小規模多機能型居宅介護	8	0.5
介護老人福祉施設	97	6.0
介護老人保健施設	41	2.5
介護療養型医療施設	5	0.3
介護医療院	8	0.5
病院	45	2.8
一般診療所	44	2.7
歯科診療所	10	0.6
サービス付き高齢者向け住宅	196	12.2
有料老人ホーム	197	12.3
養護老人ホーム	18	1.1
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	49	3.0
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	81	5.0
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	524	32.6
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	153	9.5
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	295	18.3
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	79	4.9
提供しているサービスは無い	83	5.2

問1-7 要介護度別の利用者数（実人数）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	4793 14.3	36.23	43.47	27	0	1126
要介護1	4793 14.3	11.5	15.77	8	0	553
要介護2	4793 14.3	10.51	13.71	8	0	367
要介護3	4793 14.3	5.9	7.18	4	0	133
要介護4	4793 14.3	4.44	6.77	3	0	176
要介護5	4793 14.3	3.68	6.49	2	0	201
申請中	4793 14.3	0.2	2.46	0	0	97

問1-8 認知症高齢者の日常生活自立度別の利用者数（実人数）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3352 10.0	34.04	38.36	26	0	1126
自立	3352 10.0	5.3	14.02	1	0	490
I	3352 10.0	5.27	14.61	3	0	682
IIa	3352 10.0	4.31	6.41	2	0	134
IIb	3352 10.0	4.41	6.58	3	0	135
IIIa	3352 10.0	2.97	4.9	1	0	80
IIIb	3352 10.0	1.1	2.49	0	0	60
IV	3352 10.0	1.23	2.95	0	0	45
M	3352 10.0	0.34	1.3	0	0	28
不明	3352 10.0	9.12	21.1	0	0	293

問1-9 たんの吸引等が必要な利用者数（実人数）

調査数	4706	100.0
0 人	3994	84.9
1 人～9 人	676	14.4
10人～19人	25	0.5
20人～29人	5	0.1
30人以上	6	0.1

問1-9 たんの吸引等が必要な利用者数（実人数）

調査数	4706
平均値	0.46
標準偏差	2.65
中央値	0
最小値	0
最大値	106

問2-1 令和元年11月における特定事業所加算の算定状況

調査数	5203	100.0
加算（Ⅰ）	511	9.8
加算（Ⅱ）	1620	31.1
加算（Ⅲ）	116	2.2
加算（Ⅳ）	7	0.1
算定無し	2949	56.7

問2-2 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件

調査数	4634	100.0
訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	3453	74.5
利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催する	4051	87.4
利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける	4021	86.8
全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する	3954	85.3
緊急時等における対応方法が利用者に明示されている	4131	89.1
サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	3006	64.9
介護福祉士の占める割合が100 分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1 級課程修了者の占める割合が100 分の50以上である	3196	69.0
サービス提供責任者が3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は、5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者もしくは1 級課程修了者である	4234	91.4
常勤サービス提供責任者2 人以下の指定訪問介護事業所で、規定配置のサービス提供責任者を常勤配置し、かつ規定基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1 人以上配置している	2855	61.6
要介護4 及び5 である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM に該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100 分の20以上である	1001	21.6
要介護3 、4 又は5 である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM に該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100 分の60以上である	499	10.8
満たしている要件はない	37	0.8

問2-3 特定事業所加算について該当するもの

調査数	4178	100.0
満たしている要件の通り算定している	1852	44.3
利用者負担を考慮し、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している	100	2.4
利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない	402	9.6
利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している	37	0.9
利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない	146	3.5
要介護3 ・4 ・5 の利用者や認知症（日常生活自立度Ⅲ以上）の利用者、たんの吸引等が必要な利用者が毎月変動するため、加算を算定できないことがある	136	3.3
その他	102	2.4
要件を満たしておらず算定していない	1662	39.8

問2-4 特定事業所加算の算定にあたり使用しているICT機器の機能 ①算定要件

	調査数	訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する	利用者に伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける	全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する	緊急時等における対応方法が利用者に明示されている	サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修了者、介護職員基礎研修修了者の割合が100分の50以上である	サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修修了者もしくは1級課程修了者である	サービス提供責任者を常勤配置し、かつ規定基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している	常勤サービス提供責任者2人以下の指定訪問介護事業所で、規定配置のサービス提供責任者を常勤配置している	100分の20以上である	要介護4及び5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM4に該当する者の割合が100分の60以上である	Ⅲ、ⅣまたはM4又は5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM4に該当する者の割合が100分の60以上である
1)メッセージ送受信機能	506 100.0	123 24.3	262 51.8	345 68.2	18 3.6	31 6.1	103 20.4	100 19.8	- -	1 0.2	1 0.2	1 0.2	1 0.2	1 0.2
2)音声通話機能	279 100.0	73 26.2	190 68.1	184 65.9	9 3.2	27 9.7	20 7.2	59 21.1	- -	- -	- -	- -	- -	- -
3)静止画共有機能	243 100.0	72 29.6	115 47.3	146 60.1	9 3.7	18 7.4	59 24.3	69 28.4	- -	- -	1 0.4	- -	- -	- -
4)動画共有機能	199 100.0	106 53.3	113 56.8	65 32.7	6 3.0	15 7.5	52 26.1	53 26.6	3 1.5	- -	- -	- -	- -	- -
5)WEB会議機能	125 100.0	61 48.8	92 73.6	21 16.8	4 3.2	8 6.4	33 26.4	37 29.6	4 3.2	- -	- -	- -	- -	- -
6)スケジュール管理機能	263 100.0	89 33.8	103 39.2	143 54.4	15 5.7	51 19.4	98 37.3	14 5.3	2 0.8	- -	2 0.8	- -	1 0.4	1 0.4
7)その他	26 100.0	8 30.8	11 42.3	20 76.9	1 3.8	1 3.8	6 23.1	4 15.4	1 3.8	- -	- -	- -	- -	- -

問2-4 特定事業所加算の算定にあたり使用しているICT機器の機能 ②使用した効果

	調査数	職員の業務時間が短く	職員の移動時間が短く	職員の残業時間が減った	職員の身体的負担が軽減した	職員の精神的負担が軽減した	管理者の管理負担が軽減した	利用者の状態を把握しやすくなった	その他
1)メッセージ送受信機能	361 100.0	57 15.8	9 2.5	19 5.3	9 2.5	17 4.7	46 12.7	178 49.3	26 7.2
2)音声通話機能	185 100.0	27 14.6	11 5.9	4 2.2	12 6.5	23 12.4	11 5.9	85 45.9	12 6.5
3)静止画共有機能	153 100.0	14 9.2	2 1.3	1 0.7	5 3.3	6 3.9	13 8.5	105 68.6	7 4.6
4)動画共有機能	118 100.0	11 9.3	3 2.5	6 5.1	11 9.3	15 12.7	13 11.0	49 41.5	10 8.5
5)WEB会議機能	56 100.0	3 5.4	22 39.3	1 1.8	2 3.6	2 3.6	13 23.2	2 3.6	11 19.6
6)スケジュール管理機能	169 100.0	31 18.3	4 2.4	12 7.1	7 4.1	9 5.3	75 44.4	15 8.9	16 9.5
7)その他	18 100.0	3 16.7	- -	1 5.6	- -	- -	4 22.2	7 38.9	3 16.7

問2-4 特定事業所加算の算定にあたり使用しているICT機器を使用していない事業所数

調査数	1056	100.0
ICT機器の機能を使用していない	1056	100.0

問3-1 資格別のサービス提供責任者数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1) 平成29年 ①介護福祉士	963 14.3	2.52	1.87	2	0	23
1) 平成29年 ②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧1 級課程修了者	963 14.3	0.31	0.67	0	0	4
1) 平成29年 ③保健師、看護師、准看護師	963 14.3	0.03	0.17	0	0	2
1) 平成29年 ④介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者	963 14.3	0.24	1.59	0	0	20
2) 令和元年 ①介護福祉士	963 14.3	2.57	1.91	2	0	19
2) 令和元年 ②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧1 級課程修了者	963 14.3	0.3	0.66	0	0	5
2) 令和元年 ③保健師、看護師、准看護師	963 14.3	0.03	0.17	0	0	1

問3-1-2 介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者が平成30年4 月からの1 年間の経過期間を経て、サービス提供責任者の任用要件を満たさなくなった制度見直しへの対応

調査数	35	100.0
対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促し、資格取得に係る何らかの支援を行った	11	31.4
対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促したが、特に支援は行っていない	4	11.4
新たな任用要件を満たす人材を採用した	6	17.1
新たな任用要件を満たす人材を法人内で確保した	1	2.9
特に対応は行っていない	14	40.0

問3-1-3 制度の見直しの結果、サービス提供責任者による業務の質が高まったと考えるか

調査数	31	100.0
はい	15	48.4
いいえ	16	51.6

問3-2 サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に情報共有した実績

	調査数	有 り	無 し
1) 平成30年3 月以前 ①服薬状況	4840 100.0	4383 90.6	457 9.4
1) 平成30年3 月以前 ②口腔機能の状況	4765 100.0	3531 74.1	1234 25.9
1) 平成30年3 月以前 ③心身の状況（②以外）	4843 100.0	4643 95.9	200 4.1
1) 平成30年3 月以前 ④生活の状況	4850 100.0	4686 96.6	164 3.4
2) 平成30年4 月以降 ①服薬状況	5120 100.0	4862 95.0	258 5.0
2) 平成30年4 月以降 ②口腔機能の状況	5055 100.0	4208 83.2	847 16.8
2) 平成30年4 月以降 ③心身の状況（②以外）	5122 100.0	5013 97.9	109 2.1
2) 平成30年4 月以降 ④生活の状況	5128 100.0	5039 98.3	89 1.7

問3-3 サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項

調査数	4917	100.0
サービス提供責任者が服薬・口腔機能・心身の状態及び生活の状況に関する知識に乏しく、問題に気づくことが難しい	407	8.3
訪問介護員が服薬・口腔機能・心身の状態及び生活の状況に関する知識に乏しく、問題に気づくことが難しい	920	18.7
サービス提供責任者として担当する業務の種類が多すぎて忙しく対応できない	1030	20.9
サービス提供責任者として担当する業務の量が多すぎて忙しく対応できない	1177	23.9
管理者や訪問介護員の業務を兼務しているため忙しく対応できない	1214	24.7
その他	378	7.7
困難を感じる事項はない	2337	47.5

問3-4 サービス提供責任者の配置基準の特例を適用しているか

調査数	5125	100.0
はい	959	18.7
いいえ	4166	81.3

問3-5 サービス提供責任者の業務の実施状況 ①常勤のサ責の業務

調査数	5235	100.0
訪問介護計画の作成	5202	99.4
利用申し込みの調整	4977	95.1
利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握	5170	98.8
居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）	5181	99.0
訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達	5151	98.4
訪問介護員等の業務の実施状況の把握	5167	98.7
訪問介護員等の業務管理	5057	96.6
訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施	4943	94.4
利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の居宅介護支援事業者等への共有	5070	96.8
その他サービス内容の管理について必要な業務	4938	94.3

問3-5 サービス提供責任者の業務の実施状況 ②非常勤のサ責の業務

調査数	883	100.0
訪問介護計画の作成	636	72.0
利用申し込みの調整	469	53.1
利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握	774	87.7
居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）	690	78.1
訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達	743	84.1
訪問介護員等の業務の実施状況の把握	688	77.9
訪問介護員等の業務管理	545	61.7
訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施	589	66.7
利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の居宅介護支援事業者等への共有	688	77.9
その他サービス内容の管理について必要な業務	620	70.2

問3-5 サービス提供責任者の業務の実施状況 ③サービスの質の高さの比較

	調査数	常勤の方が高い	同等である	非常勤の方が高い
1）訪問介護計画の作成	576 100.0	153 26.6	416 72.2	7 1.2
2）利用申し込みの調整	430 100.0	100 23.3	326 75.8	4 0.9
3）利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握	698 100.0	152 21.8	536 76.8	10 1.4
4）居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）	634 100.0	185 29.2	445 70.2	4 0.6
5）訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達	676 100.0	175 25.9	495 73.2	6 0.9
6）訪問介護員等の業務の実施状況の把握	627 100.0	149 23.8	469 74.8	9 1.4
7）訪問介護員等の業務管理	501 100.0	125 25.0	374 74.7	2 0.4
8）訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施	535 100.0	138 25.8	385 72.0	12 2.2
9）利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の共有	622 100.0	147 23.6	472 75.9	3 0.5
10) その他サービス内容の管理について必要な業務	565 100.0	160 28.3	402 71.2	3 0.5

問3-6 非常勤のサービス提供責任者を配置する際に課題に感じる点

調査数	724	100.0
常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件により、勤務シフトを組むことが難しい	191	26.4
常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、多くの非常勤職員を確保することが難しい	152	21.0
常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、多様な人材を確保することが難しい	149	20.6
その他	42	5.8
課題は感じない	350	48.3

問4-1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定

調査数	5212	100.0
ある	94	1.8
ない	5118	98.2

問4-2 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために、助言をする理学療法士等はどうのように利用者のADL 及びIADLを把握したか

調査数	81	100.0
理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した	40	49.4
理学療法士等が指定通所リハビリテーション事業所において把握した	22	27.2
理学療法士等がリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握した	14	17.3
貴事業所のサービス提供責任者と連携してICT を活用した動画を用いて把握した	4	4.9
貴事業所のサービス提供責任者と連携してICT を活用したテレビ電話を用いて把握した	1	1.2

問4-3 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用したICT のシステム ①使用有無

調査数	11	100.0
リアルタイムの動画で情報共有を行うシステム	4	36.4
動画ファイルを送受信するシステム	6	54.5
その他	2	18.2

問4-3 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用したICTのシステム ②使用した効果

	調査数	く職 な員 つの た業務 時間が短	く職 な員 つの た移動 時間が短	減職 つ員の た残業 時間が	軽職 減員の た身体 的負担が	軽職 減員の た精神 的負担が	軽管 減理 し者の た管理 負担が	し利用 者の くな状態 をつた把握	その他
1）リアルタイムの動画で情報共有を行うシステム	3 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 100.0	- -
2）動画ファイルを送受信するシステム	6 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	6 100.0	- -
3）その他	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 100.0	- -

問5-1 ①実際の提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が1 か月以上継続的に続いた利用者の有無

調査数	5112	100.0
いた	962	18.8
いなかった	4150	81.2

問5-1 ②①のうち、ケアマネジャーに連絡しケアプランの見直しを行った利用者の有無

調査数	959	100.0
いた	900	93.8
いなかった	59	6.2

問6-1 集合住宅減算の適用状況等 ①サービス提供回数の増減状況

	調査数	増えた	変わらない	減った	訪問なし
1) 養護老人ホームなど 15%減算対象	1450 100.0	17 1.2	82 5.7	11 0.8	1340 92.4
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象 (事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内)	1924 100.0	68 3.5	596 31.0	65 3.4	1195 62.1
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象 (「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外)	1629 100.0	34 2.1	276 16.9	28 1.7	1291 79.3
1) 養護老人ホームなど 減算対象外	1500 100.0	39 2.6	357 23.8	8 0.5	1096 73.1
2) 一般集合住宅 15%減算対象	1341 100.0	2 0.1	25 1.9	2 0.1	1312 97.8
2) 一般集合住宅 10%減算対象 (事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内)	1403 100.0	13 0.9	91 6.5	6 0.4	1293 92.2
2) 一般集合住宅 10%減算対象 (「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外)	1351 100.0	4 0.3	45 3.3	3 0.2	1299 96.2
2) 一般集合住宅 減算対象外	1414 100.0	25 1.8	381 26.9	15 1.1	993 70.2
3) 戸建て住宅	958 100.0	73 7.6	619 64.6	45 4.7	221 23.1

問6-1 集合住宅減算の適用状況等 ②サービスの質の変化

	調査数	質が上がった	変わらない	質が下がった	訪問なし
1) 養護老人ホームなど 15%減算対象	1417 100.0	8 0.6	100 7.1	1 0.1	1308 92.3
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象 (事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内)	1886 100.0	43 2.3	665 35.3	13 0.7	1165 61.8
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象 (「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外)	1590 100.0	15 0.9	310 19.5	5 0.3	1260 79.2
1) 養護老人ホームなど 減算対象外	1467 100.0	6 0.4	385 26.2	1 0.1	1075 73.3
2) 一般集合住宅 15%減算対象	1307 100.0	- -	28 2.1	- -	1279 97.9
2) 一般集合住宅 10%減算対象 (事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内)	1372 100.0	7 0.5	100 7.3	1 0.1	1264 92.1
2) 一般集合住宅 10%減算対象 (「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外)	1320 100.0	1 0.1	51 3.9	- -	1268 96.1
2) 一般集合住宅 減算対象外	1382 100.0	5 0.4	404 29.2	- -	973 70.4
3) 戸建て住宅	936 100.0	22 2.4	700 74.8	- -	214 22.9

問6-1 集合住宅減算の適用状況等 ③訪問介護事業所から当該建物までの片道の移動時間

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1) 介護老人ホームなど 15%減算対象	85 3.8	2.39	3.71	1	0	20
1) 介護老人ホームなど 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	615 27.2	1.97	9.19	1	0	216
1) 介護老人ホームなど 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	274 12.1	5.64	7.05	3	0	45
1) 介護老人ホームなど 減算対象外	336 14.9	13.15	8.12	13	0	60
2) 一般集合住宅 15%減算対象	12 0.5	7.92	6.49	7	0	20
2) 一般集合住宅 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	84 3.7	3.37	5.16	1.5	0	30
2) 一般集合住宅 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	30 1.3	7.63	6.04	6.5	0	20
2) 一般集合住宅 減算対象外	306 13.5	14.41	6.86	15	0	60
3) 戸建て住宅	517 22.9	15.91	8.19	15	0	120

問6-2 令和元年11月までに集合住宅減算を理由として訪問介護サービスを提供しなかったことがあるか

調査数	2568	100.0
提供しなかったことがある	41	1.6
提供しなかったことはない	2527	98.4

問6-3 集合住宅減算の見直しの後、課題として感じる点

調査数	2318	100.0
事業所としての収入が減り、経営が厳しくなった	552	23.8
収入減をカバーするため、より多くの利用者へサービスを提供するようになり訪問介護員の負担が増えた	283	12.2
事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接敷地の建物への訪問人数を50人未満に抑えるようになり、サービスを受けられない利用者が生じた	37	1.6
その他	118	5.1
特に課題は感じない	1508	65.1

問7-1 平成30年度介護報酬改定により、老計10号に示される身体介護の見守りの援助の内容が見直され明確化されたことについて

調査数	4528	100.0
見直された内容についてよく理解している	1160	25.6
見直された内容についてある程度理解している	2177	48.1
見直された内容を見たことがある	506	11.2
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	468	10.3
見直された事項を知らなかった	217	4.8

問7-2 見守りの援助を行った利用者の要介護度別実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3776 14.3	7.18	17.68	2	0	701
要介護1	3776 14.3	2.67	5.74	0	0	178
要介護2	3776 14.3	2.2	4.53	0	0	90
要介護3	3776 14.3	1.22	3.72	0	0	153
要介護4	3776 14.3	0.66	3.68	0	0	179
要介護5	3776 14.3	0.42	4.7	0	0	270
申請中	3776 14.3	0.03	0.71	0	0	38

問7-3 見守りの援助を行った利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3309 10.0	6.31	12.42	2	0	221
自立	3309 10.0	0.76	2.66	0	0	61
I	3309 10.0	1.15	3.09	0	0	55
II a	3309 10.0	1.11	2.89	0	0	55
II b	3309 10.0	1.09	3.2	0	0	83
III a	3309 10.0	0.61	2.33	0	0	70
III b	3309 10.0	0.21	1.59	0	0	80
IV	3309 10.0	0.16	0.83	0	0	17
M	3309 10.0	0.05	0.39	0	0	11
不明	3309 10.0	1.17	5.2	0	0	124

問7-4 令和元年11月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数

調査数	4043	100.0
0 人	3186	78.8
1 人	285	7.0
2 人	195	4.8
3 人	124	3.1
4 人	70	1.7
5 人以上	183	4.5

問7-4 令和元年11月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数

調査数	4043
平均値	0.8
標準偏差	3.16
中央値	0
最小値	0
最大値	95

問7-5 見守りの援助の見直された事項について ①効果

調査数	3397	100.0
利用者の意欲の向上につながった	1202	35.4
利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった	1533	45.1
利用者の重度化防止につながった	977	28.8
家族の負担軽減につながった	583	17.2
見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった	1202	35.4
ケアマネジャーの理解が促進された	595	17.5
訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった	956	28.1
その他	37	1.1
特にない	883	26.0

問7-5 見守りの援助の見直された事項について ②課題

調査数	3426	100.0
利用者（家族）から理解を得る事が難しい	908	26.5
利用者の経済的負担が増える	1301	38.0
ケアマネジャーがケアプランに盛り込むことを敬遠する	747	21.8
区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある	1137	33.2
訪問介護計画作成時の目的や支援内容がわからない	155	4.5
見守りの援助のモニタリングや評価の方法がわからない	240	7.0
その他	98	2.9
特にない	1051	30.7

問8-1 平成30年度より生活援助従事者研修課程が創設されたことについて

調査数	4424	100.0
見直された内容についてよく理解している	657	14.9
見直された内容についてある程度理解している	1720	38.9
見直された内容を見たことがある	773	17.5
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	761	17.2
見直された事項を知らなかった	513	11.6

問8-2 これまで生活援助従事者研修修了者を職員として採用したこと

調査数	4848	100.0
ある	122	2.5
ない	4726	97.5

問8-3 平成30年4月から現在に至るまで、生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているか

調査数	114	100.0
採用したい人数を採用できた	44	38.6
採用したい人数を採用できていない	56	49.1
採用したいと思ったことがない	14	12.3

問8-3-2 採用したい人数を採用できていない理由

調査数	56	100.0
都道府県が研修を実施しておらず生活援助従事者研修修了者がいない	4	7.1
応募者自体が少ないため	43	76.8
貴事業所が求める人材に適した応募者が少ないため	17	30.4
待遇面で折り合いがつかないため	9	16.1
その他	3	5.4

問8-3-3 生活援助従事者研修修了者を増やすにはどうすればよいか

調査数	4244	100.0
生活援助従事者研修の時間数を減らす	1351	31.8
生活援助従事者研修の通信課程の上限時間数を緩和する	1064	25.1
生活援助従事者研修が終了した場合のインセンティブをつける	1800	42.4
その他	861	20.3

問8-4 今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向

調査数	4899	100.0
採用する意向がある	585	11.9
未定である	2542	51.9
採用する意向はない	1772	36.2

問8-4-2 採用する意向がある理由

調査数	580	100.0
生活援助を行う訪問介護員の不足を解消するため	473	81.6
これまで初任者研修修了者には生活援助の対応をさせていたが、生活援助については生活援助従事者研修修了者に分担し、初任者研修修了者には身体介護を中心とした業務を行ってもらうため	253	43.6
繁忙時間帯の人手不足の対応策として、パートタイム（昼の短時間のみなど）の雇い入れを進めるため	249	42.9
その他	25	4.3

問8-4-4 採用する意向がない理由

調査数	1727	100.0
生活援助従事者研修を実施している事業者が少なく、確保できないため	187	10.8
生活援助のみの利用者が今後、安定的に存在するか分からないため	712	41.2
生活援助従事者研修修了者のサービスの質に不安を感じるため	592	34.3
生活援助を行う訪問介護員が充足しているため	248	14.4
身体介護を行う訪問介護員を充足させたいため	588	34.0
勤務シフトを組む事が難しくなるため	535	31.0
生活援助を行う際の突発的な身体的介護に対応できないため	975	56.5
その他	176	10.2

問8-5 これまでに生活援助従事者研修修了者を採用条件として明示した人員募集を行ったことはあるか

調査数	4887	100.0
ある	252	5.2
ない	4635	94.8

D1 訪問介護事業所票 単純集計表（無回答有り）

問1-1 事業開始年月		
調査数	5313	100.0
2000年度～2004年度	1445	27.2
2005年度～2009年度	863	16.2
2010年度～2014年度	1038	19.5
2015年度以降	1138	21.4
無回答	829	15.6

問1-1 事業開始年月 年	
調査数	4484
平均値	2009.09
標準偏差	6.32
中央値	2009
最小値	2000
最大値	2020

問1-2 開設主体		
調査数	5313	100.0
株式会社	2513	47.3
株式会社以外の営利法人	973	18.3
社会福祉法人（社会福祉協議会）	544	10.2
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	457	8.6
医療法人	304	5.7
特定非営利活動法人	236	4.4
協同組合（農業協同組合・生活協同組合）	127	2.4
社団法人・財団法人	74	1.4
地方公共団体（市区町村・広域連合を含む）	6	0.1
その他	42	0.8
無回答	37	0.7

問1-3 法人内の訪問介護事業所数		
調査数	5313	100.0
1 事業所	3541	66.6
2 事業所	458	8.6
3 事業所	223	4.2
4 事業所	123	2.3
5 事業所	69	1.3
6 事業所～10事業所	175	3.3
11事業所～15事業所	54	1.0
16事業所～20事業所	48	0.9
21事業所以上	475	8.9
無回答	147	2.8

問1-3 法人内の訪問介護事業所数	
調査数	5166
平均値	50.92
標準偏差	255.32
中央値	1
最小値	1
最大値	3851

問1-4 職員数						
	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1）全職員数 ①常勤職員	1105 7.7	5.69	6.78	4	1	96
1）全職員数 ②非常勤職員	1105 7.7	11.54	13.19	8	0	227
1）全職員数 ③全職員	1105 7.7	8.93	8.01	6.5	1	96
2）管理者 ①常勤職員	1105 7.7	1	0.05	1	1	2
3）サービス提供責任者 ①常勤職員	1105 7.7	2.35	1.71	2	1	17
3）サービス提供責任者 ②非常勤職員	1105 7.7	0.24	0.67	0	0	9
3）サービス提供責任者 ③全職員	1105 7.7	2.48	1.75	2	1	17
4）訪問介護員 ①常勤職員	1105 7.7	3.82	6.08	2	0	81
4）訪問介護員 ②非常勤職員	1105 7.7	11	12.94	8	0	227
4）訪問介護員 ③全職員	1105 7.7	7.01	6.89	5	1	81
5）うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー） ①常勤職員	1105 7.7	0.72	3.56	0	0	62
5）うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー） ②非常勤職員	1105 7.7	8.58	12.96	5	0	227
5）うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー） ③全職員	1105 7.7	2.98	4.71	1.7	0	62

問1-4 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	1101	100.0
1 年以下	130	11.8
2 年	93	8.4
3 年	76	6.9
4 年	79	7.2
5 年	56	5.1
6 年	44	4.0
7 年	48	4.4
8 年	35	3.2
9 年	31	2.8
10年	72	6.5
11年	29	2.6
12年	20	1.8
13年	16	1.5
14年	18	1.6
15年以上	82	7.4
無回答	272	24.7

問1-4 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	829
平均値	6.47
標準偏差	4.87
中央値	5
最小値	0
最大値	19

問1-4 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	5313	100.0
1 年以下	198	3.7
2 年	116	2.2
3 年	98	1.8
4 年	90	1.7
5 年	51	1.0
6 年	49	0.9
7 年	43	0.8
8 年	25	0.5
9 年	30	0.6
10年	45	0.8
11年	20	0.4
12年	12	0.2
13年	11	0.2
14年	14	0.3
15年以上	56	1.1
無回答	4455	83.9

問1-4 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	858
平均値	5.16
標準偏差	4.47
中央値	4
最小値	0
最大値	19

問1-5 収支差率の把握

	調査数	把握できている	把握できていない	無回答
①平成29年度	5313 100.0	1839 34.6	2821 53.1	653 12.3
②平成30年度	5313 100.0	1956 36.8	2777 52.3	580 10.9
③令和元年度	5313 100.0	2048 38.5	2790 52.5	475 8.9

問1-5 収支差率の把握

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
①平成29年度	1498 31.4	13.05	32.42	5.8	-331.2	183.6
②平成30年度	1599 33.5	11.83	33.92	5.8	-516.3	190
③令和元年度	1678 35.1	12	34.54	5.6	-502.1	267.9

問1-6 同一法人が提供しているサービス

調査数	5313	100.0
訪問介護	4339	81.7
訪問入浴介護	456	8.6
訪問看護	988	18.6
訪問リハビリテーション	271	5.1
通所介護	1845	34.7
通所リハビリテーション	312	5.9
短期入所生活介護・療養介護	660	12.4
特定施設入居者生活介護	357	6.7
福祉用具貸与・販売	648	12.2
居宅介護支援	2741	51.6
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	280	5.3
夜間対応型訪問介護	114	2.1
地域密着型通所介護	706	13.3
認知症対応型通所介護	442	8.3
小規模多機能型居宅介護	655	12.3
認知症対応型共同生活介護	770	14.5
地域密着型特定施設入居者生活介護	32	0.6
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	95	1.8
看護小規模多機能型居宅介護	185	3.5
介護老人福祉施設	343	6.5
介護老人保健施設	231	4.3
介護療養型医療施設	19	0.4
介護医療院	26	0.5
病院	204	3.8
一般診療所	144	2.7
歯科診療所	30	0.6
サービス付き高齢者向け住宅	615	11.6
有料老人ホーム	800	15.1
養護老人ホーム	133	2.5
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	253	4.8
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	469	8.8
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	2416	45.5
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	808	15.2
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	1146	21.6
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	363	6.8
提供しているサービスは無い	42	0.8
無回答	169	3.2

問1-6 併設サービス

調査数	5313	100.0
訪問介護	546	10.3
訪問入浴介護	66	1.2
訪問看護	211	4.0
訪問リハビリテーション	51	1.0
通所介護	457	8.6
通所リハビリテーション	70	1.3
短期入所生活介護・療養介護	139	2.6
特定施設入居者生活介護	47	0.9
福祉用具貸与・販売	102	1.9
居宅介護支援	805	15.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	44	0.8
夜間対応型訪問介護	20	0.4
地域密着型通所介護	141	2.7
認知症対応型通所介護	47	0.9
小規模多機能型居宅介護	61	1.1
認知症対応型共同生活介護	102	1.9
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	0.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	13	0.2
看護小規模多機能型居宅介護	8	0.2
介護老人福祉施設	97	1.8
介護老人保健施設	41	0.8
介護療養型医療施設	5	0.1
介護医療院	8	0.2
病院	45	0.8
一般診療所	44	0.8
歯科診療所	10	0.2
サービス付き高齢者向け住宅	196	3.7
有料老人ホーム	197	3.7
養護老人ホーム	18	0.3
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	49	0.9
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	81	1.5
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	524	9.9
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	153	2.9
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	295	5.6
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	79	1.5
提供しているサービスは無い	83	1.6
無回答	3705	69.7

問1-7 要介護度別の利用者数（実人数）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	4793 14.3	36.23	43.47	27	0	1126
要介護1	4793 14.3	11.5	15.77	8	0	553
要介護2	4793 14.3	10.51	13.71	8	0	367
要介護3	4793 14.3	5.9	7.18	4	0	133
要介護4	4793 14.3	4.44	6.77	3	0	176
要介護5	4793 14.3	3.68	6.49	2	0	201
申請中	4793 14.3	0.2	2.46	0	0	97

問1-8 認知症高齢者の日常生活自立度別の利用者数（実人数）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3352 10.0	34.04	38.36	26	0	1126
自立	3352 10.0	5.3	14.02	1	0	490
I	3352 10.0	5.27	14.61	3	0	682
IIa	3352 10.0	4.31	6.41	2	0	134
IIb	3352 10.0	4.41	6.58	3	0	135
IIIa	3352 10.0	2.97	4.9	1	0	80
IIIb	3352 10.0	1.1	2.49	0	0	60
IV	3352 10.0	1.23	2.95	0	0	45
M	3352 10.0	0.34	1.3	0	0	28
不明	3352 10.0	9.12	21.1	0	0	293

問1-9 たんの吸引等が必要な利用者数（実人数）

調査数	5313	100.0
0 人	3994	75.2
1 人～9 人	676	12.7
10人～19人	25	0.5
20人～29人	5	0.1
30人以上	6	0.1
無回答	607	11.4

問1-9 たんの吸引等が必要な利用者数（実人数）

調査数	4706
平均値	0.46
標準偏差	2.65
中央値	0
最小値	0
最大値	106

問2-1 令和元年11月における特定事業所加算の算定状況

調査数	5313	100.0
加算（Ⅰ）	511	9.6
加算（Ⅱ）	1620	30.5
加算（Ⅲ）	116	2.2
加算（Ⅳ）	7	0.1
算定無し	2949	55.5
無回答	110	2.1

問2-2 特定事業所加算の算定に必要な要件のうち満たしている要件

調査数	5313	100.0
訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	3453	65.0
利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する	4051	76.2
利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける	4021	75.7
全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的の実施する	3954	74.4
緊急時等における対応方法が利用者に明示されている	4131	77.8
サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	3006	56.6
介護福祉士の占める割合が100 分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1 級課程修了者の占める割合が100 分の50以上である	3196	60.2
サービス提供責任者が3 年以上の実務経験を有する介護福祉士又は、5 年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者もしくは1 級課程修了者である	4234	79.7
常勤サービス提供責任者2 人以下の指定訪問介護事業所で、規定配置のサービス提供責任者を常勤配置し、かつ規定基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1 人以上配置している	2855	53.7
要介護4 及び5 である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM に該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100 分の20以上である	1001	18.8
要介護3 、4 又は5 である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM に該当する者、たんの吸引等の行為を必要とする者の占める割合が100 分の60以上である	499	9.4
満たしている要件はない	37	0.7
無回答	679	12.8

問2-3 特定事業所加算について該当するもの

調査数	5313	100.0
満たしている要件の通り算定している	1852	34.9
利用者負担を考慮し、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している	100	1.9
利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない	402	7.6
利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している	37	0.7
利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない	146	2.7
要介護3 ・4 ・5 の利用者や認知症（日常生活自立度Ⅲ以上）の利用者、たんの吸引等が必要な利用者が毎月変動するため、加算を算定できないことがある	136	2.6
その他	102	1.9
要件を満たしておらず算定していない	1662	31.3
無回答	1135	21.4

問2-4 特定事業所加算の算定にあたり使用しているICT機器の機能 ①算定要件

	調査数	訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催する	利用者により伝達、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける	全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する	緊急時等における対応方法が利用者に明示されている	サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している	介護福祉士の占める割合が100分の50以上である	介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者の占める割合が100分の50以上である	サービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は、5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修修了者もしくは介護職員基礎研修修了者である	常勤サービス提供責任者2人以上の指定訪問介護事業所で、規定配置のサービス提供責任者を1人以上配置している	常勤サービス提供責任者2人以上の指定訪問介護事業所で、規定配置のサービス提供責任者を1人以上配置している	IVまたはM及び520以上である者の割合	要介護4及び5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM又は5である者の割合が100分の60以上である	要介護3、又は5である者、認知症高齢者の日常生活自立度のランクⅢ、ⅣまたはM又は5である者の割合が100分の60以上である	無回答
1)メッセージ送受信機能	2254 100.0	123 5.5	262 11.6	345 15.3	18 0.8	31 1.4	103 4.6	100 4.4	- -	1 0.0	1 0.0	1 0.0	1 0.0	1 0.0	1748 77.6	
2)音声通話機能	2254 100.0	73 3.2	190 8.4	184 8.2	9 0.4	27 1.2	20 0.9	59 2.6	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1975 87.6	
3)静止画共有機能	2254 100.0	72 3.2	115 5.1	146 6.5	9 0.4	18 0.8	59 2.6	69 3.1	- -	- -	- 0.0	1 0.0	- -	- -	2011 89.2	
4)動画共有機能	2254 100.0	106 4.7	113 5.0	65 2.9	6 0.3	15 0.7	52 2.3	53 2.4	3 0.1	- -	- -	- -	- -	- -	2055 91.2	
5)WEB会議機能	2254 100.0	61 2.7	92 4.1	21 0.9	4 0.2	8 0.4	33 1.5	37 1.6	4 0.2	- -	- -	- -	- -	- -	2129 94.5	
6)スケジュール管理機能	2254 100.0	89 3.9	103 4.6	143 6.3	15 0.7	51 2.3	98 4.3	14 0.6	2 0.1	- -	- -	2 0.1	1 0.0	1 0.0	1991 88.3	
7)その他	2254 100.0	8 0.4	11 0.5	20 0.9	1 0.0	1 0.0	6 0.3	4 0.2	4 0.0	1 0.0	- -	- -	- -	- -	2228 98.8	

問2-4 特定事業所加算の算定にあたり使用しているICT機器の機能 ②使用した効果

	調査数	職員の業務時間が短くなった	職員の移動時間が短くなった	職員の残業時間が減った	職員の身体的負担が軽減した	職員の精神的負担が軽減した	管理者の管理負担が軽減した	利用者の状態を把握しやすくなった	その他	無回答
1)メッセージ送受信機能	506 100.0	57 11.3	9 1.8	19 3.8	9 1.8	17 3.4	46 9.1	178 35.2	26 5.1	145 28.7
2)音声通話機能	279 100.0	27 9.7	11 3.9	4 1.4	12 4.3	23 8.2	11 3.9	85 30.5	12 4.3	94 33.7
3)静止画共有機能	243 100.0	14 5.8	2 0.8	1 0.4	5 2.1	6 2.5	13 5.3	105 43.2	7 2.9	90 37.0
4)動画共有機能	199 100.0	11 5.5	3 1.5	6 3.0	11 5.5	15 7.5	13 6.5	49 24.6	10 5.0	81 40.7
5)WEB会議機能	125 100.0	3 2.4	22 17.6	1 0.8	2 1.6	2 1.6	13 10.4	2 1.6	11 8.8	69 55.2
6)スケジュール管理機能	263 100.0	31 11.8	4 1.5	12 4.6	7 2.7	9 3.4	75 28.5	15 5.7	16 6.1	94 35.7
7)その他	26 100.0	3 11.5	- -	1 3.8	- -	- -	4 15.4	7 26.9	3 11.5	8 30.8

問2-4 特定事業所加算の算定にあたり使用しているICT機器を使用していない事業所数

調査数	2254	100.0
ICT機器の機能を使用していない	1056	46.9
無回答	1198	53.1

問3-1 資格別のサービス提供責任者数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1) 平成29年 ①介護福祉士	963 14.3	2.52	1.87	2	0	23
1) 平成29年 ②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧1 級課程修了者	963 14.3	0.31	0.67	0	0	4
1) 平成29年 ③保健師、看護師、准看護師	963 14.3	0.03	0.17	0	0	2
1) 平成29年 ④介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者	963 14.3	0.24	1.59	0	0	20
2) 令和元年 ①介護福祉士	963 14.3	2.57	1.91	2	0	19
2) 令和元年 ②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧1 級課程修了者	963 14.3	0.3	0.66	0	0	5
2) 令和元年 ③保健師、看護師、准看護師	963 14.3	0.03	0.17	0	0	1

問3-1-2 介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者が平成30年4 月からの1 年間の経過期間を経て、サービス提供責任者の任用要件を満たさなくなった制度見直しへの対応

調査数	38	100.0
対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促し、資格取得に係る何らかの支援を行った	11	28.9
対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促したが、特に支援は行っていない	4	10.5
新たな任用要件を満たす人材を採用した	6	15.8
新たな任用要件を満たす人材を法人内で確保した	1	2.6
特に対応は行っていない	14	36.8
無回答	3	7.9

問3-1-3 制度の見直しの結果、サービス提供責任者による業務の質が高まったと考えるか

調査数	38	100.0
はい	15	39.5
いいえ	16	42.1
無回答	7	18.4

問3-2 サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に情報共有した実績

	調査数	有 り	無 し	無 回 答
1) 平成30年3 月以前 ①服薬状況	5313 100.0	4383 82.5	457 8.6	473 8.9
1) 平成30年3 月以前 ②口腔機能の状況	5313 100.0	3531 66.5	1234 23.2	548 10.3
1) 平成30年3 月以前 ③心身の状況（②以外）	5313 100.0	4643 87.4	200 3.8	470 8.8
1) 平成30年3 月以前 ④生活の状況	5313 100.0	4686 88.2	164 3.1	463 8.7
2) 平成30年4 月以降 ①服薬状況	5313 100.0	4862 91.5	258 4.9	193 3.6
2) 平成30年4 月以降 ②口腔機能の状況	5313 100.0	4208 79.2	847 15.9	258 4.9
2) 平成30年4 月以降 ③心身の状況（②以外）	5313 100.0	5013 94.4	109 2.1	191 3.6
2) 平成30年4 月以降 ④生活の状況	5313 100.0	5039 94.8	89 1.7	185 3.5

問3-3 サービス提供責任者が居宅介護支援事業者等の関係者に対し情報共有することについて困難を感じる事項

調査数	5313	100.0
サービス提供責任者が服薬・口腔機能・心身の状態及び生活の状況に関する知識に乏しく、問題に気づくことが難しい	407	7.7
訪問介護員が服薬・口腔機能・心身の状態及び生活の状況に関する知識に乏しく、問題に気づくことが難しい	920	17.3
サービス提供責任者として担当する業務の種類が多すぎて忙しく対応できない	1030	19.4
サービス提供責任者として担当する業務の量が多すぎて忙しく対応できない	1177	22.2
管理者や訪問介護員の業務を兼務しているため忙しく対応できない	1214	22.8
その他	378	7.1
困難を感じる事項はない	2337	44.0
無回答	396	7.5

問3-4 サービス提供責任者の配置基準の特例を適用しているか

調査数	5313	100.0
はい	959	18.1
いいえ	4166	78.4
無回答	188	3.5

問3-5 サービス提供責任者の業務の実施状況 ①常勤のサ責の業務

調査数	5313	100.0
訪問介護計画の作成	5202	97.9
利用申し込みの調整	4977	93.7
利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握	5170	97.3
居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）	5181	97.5
訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達	5151	97.0
訪問介護員等の業務の実施状況の把握	5167	97.3
訪問介護員等の業務管理	5057	95.2
訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施	4943	93.0
利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の居宅介護支援事業者等への共有	5070	95.4
その他サービス内容の管理について必要な業務	4938	92.9
無回答	78	1.5

問3-5 サービス提供責任者の業務の実施状況 ②非常勤のサ責の業務

調査数	5313	100.0
訪問介護計画の作成	636	12.0
利用申し込みの調整	469	8.8
利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握	774	14.6
居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）	690	13.0
訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達	743	14.0
訪問介護員等の業務の実施状況の把握	688	12.9
訪問介護員等の業務管理	545	10.3
訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施	589	11.1
利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の居宅介護支援事業者等への共有	688	12.9
その他サービス内容の管理について必要な業務	620	11.7
無回答	4430	83.4

問3-5 サービス提供責任者の業務の実施状況 ③サービスの質の高さの比較

	調査数	常勤の方が高い	同等である	非常勤の方が高い	無回答
1）訪問介護計画の作成	608 100.0	153 25.2	416 68.4	7 1.2	32 5.3
2）利用申し込みの調整	449 100.0	100 22.3	326 72.6	4 0.9	19 4.2
3）利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握	746 100.0	152 20.4	536 71.8	10 1.3	48 6.4
4）居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）	667 100.0	185 27.7	445 66.7	4 0.6	33 4.9
5）訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達	718 100.0	175 24.4	495 68.9	6 0.8	42 5.8
6）訪問介護員等の業務の実施状況の把握	667 100.0	149 22.3	469 70.3	9 1.3	40 6.0
7）訪問介護員等の業務管理	527 100.0	125 23.7	374 71.0	2 0.4	26 4.9
8）訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施	567 100.0	138 24.3	385 67.9	12 2.1	32 5.6
9）利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の共有	664 100.0	147 22.1	472 71.1	3 0.5	42 6.3
10) その他サービス内容の管理について必要な業務	599 100.0	160 26.7	402 67.1	3 0.5	34 5.7

問3-6 非常勤のサービス提供責任者を配置する際に課題に感じる点

調査数	814	100.0
常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件により、勤務シフトを組むことが難しい	191	23.5
常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、多くの非常勤職員を確保することが難しい	152	18.7
常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、多様な人材を確保することが難しい	149	18.3
その他	42	5.2
課題は感じない	350	43.0
無回答	90	11.1

問4-1 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の算定

調査数	5313	100.0
ある	94	1.8
ない	5118	96.3
無回答	101	1.9

問4-2 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために、助言をする理学療法士等はどうのように利用者のADL 及びIADLを把握したか

調査数	94	100.0
理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した	40	42.6
理学療法士等が指定通所リハビリテーション事業所において把握した	22	23.4
理学療法士等がリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握した	14	14.9
貴事業所のサービス提供責任者と連携してICT を活用した動画を用いて把握した	4	4.3
貴事業所のサービス提供責任者と連携してICT を活用したテレビ電話を用いて把握した	1	1.1
無回答	13	13.8

問4-3 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用したICT のシステム ①使用有無

調査数	94	100.0
リアルタイムの動画で情報共有を行うシステム	4	4.3
動画ファイルを送受信するシステム	6	6.4
その他	2	2.1
無回答	83	88.3

問4-3 生活機能向上連携加算（Ⅰ）の要件を満たすために使用したICTのシステム ②使用した効果

	調査数	く職 な員 のた 業務 時間 が短	く職 な員 のた 移動 時間が短	減職 つた の残 業時間 が	軽職 減し のた 身体 的負担 が	軽職 減し た精 神的 負担 が	軽管 減し 者の 管理 負担 が	し利用 や者 の状 況な い状態 を把握	その他	無回答
1) リアルタイムの動画で情報共有を行うシステム	4 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 75.0	- -	1 25.0
2) 動画ファイルを送受信するシステム	6 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	6 100.0	- -	- -
3) その他	2 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 100.0	- -	- -

問5-1 ①実際の提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が1 か月以上継続的に続いた利用者の有無

調査数	5313	100.0
いた	962	18.1
いなかった	4150	78.1
無回答	201	3.8

問5-1 ②①のうち、ケアマネジャーに連絡しケアプランの見直しを行った利用者の有無

調査数	962	100.0
いた	900	93.6
いなかった	59	6.1
無回答	3	0.3

問6-1 集合住宅減算の適用状況等 ①サービス提供回数の増減状況

	調査数	増えた	変わらない	減った	訪問なし	無回答
1) 養護老人ホームなど 15%減算対象	5313 100.0	17 0.3	82 1.5	11 0.2	1340 25.2	3863 72.7
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	5313 100.0	68 1.3	596 11.2	65 1.2	1195 22.5	3389 63.8
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	5313 100.0	34 0.6	276 5.2	28 0.5	1291 24.3	3684 69.3
1) 養護老人ホームなど 減算対象外	5313 100.0	39 0.7	357 6.7	8 0.2	1096 20.6	3813 71.8
2) 一般集合住宅 15%減算対象	5313 100.0	2 0.0	25 0.5	2 0.0	1312 24.7	3972 74.8
2) 一般集合住宅 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	5313 100.0	13 0.2	91 1.7	6 0.1	1293 24.3	3910 73.6
2) 一般集合住宅 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	5313 100.0	4 0.1	45 0.8	3 0.1	1299 24.4	3962 74.6
2) 一般集合住宅 減算対象外	5313 100.0	25 0.5	381 7.2	15 0.3	993 18.7	3899 73.4
3) 戸建て住宅	5313 100.0	73 1.4	619 11.7	45 0.8	221 4.2	4355 82.0

問6-1 集合住宅減算の適用状況等 ②サービスの質の変化

	調査数	質が上がった	変わらない	質が下がった	訪問なし	無回答
1) 養護老人ホームなど 15%減算対象	5313 100.0	8 0.2	100 1.9	1 0.0	1308 24.6	3896 73.3
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	5313 100.0	43 0.8	665 12.5	13 0.2	1165 21.9	3427 64.5
1) 養護老人ホームなど 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	5313 100.0	15 0.3	310 5.8	5 0.1	1260 23.7	3723 70.1
1) 養護老人ホームなど 減算対象外	5313 100.0	6 0.1	385 7.2	1 0.0	1075 20.2	3846 72.4
2) 一般集合住宅 15%減算対象	5313 100.0	- -	28 0.5	- -	1279 24.1	4006 75.4
2) 一般集合住宅 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	5313 100.0	7 0.1	100 1.9	1 0.0	1264 23.8	3941 74.2
2) 一般集合住宅 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	5313 100.0	1 0.0	51 1.0	- -	1268 23.9	3993 75.2
2) 一般集合住宅 減算対象外	5313 100.0	5 0.1	404 7.6	- -	973 18.3	3931 74.0
3) 戸建て住宅	5313 100.0	22 0.4	700 13.2	- -	214 4.0	4377 82.4

問6-1 集合住宅減算の適用状況等 ③訪問介護事業所から当該建物までの片道の移動時間

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1) 介護老人ホームなど 15%減算対象	85 3.8	2.39	3.71	1	0	20
1) 介護老人ホームなど 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	615 27.2	1.97	9.19	1	0	216
1) 介護老人ホームなど 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	274 12.1	5.64	7.05	3	0	45
1) 介護老人ホームなど 減算対象外	336 14.9	13.15	8.12	13	0	60
2) 一般集合住宅 15%減算対象	12 0.5	7.92	6.49	7	0	20
2) 一般集合住宅 10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）	84 3.7	3.37	5.16	1.5	0	30
2) 一般集合住宅 10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）	30 1.3	7.63	6.04	6.5	0	20
2) 一般集合住宅 減算対象外	306 13.5	14.41	6.86	15	0	60
3) 戸建て住宅	517 22.9	15.91	8.19	15	0	120

問6-2 令和元年11月までに集合住宅減算を理由として訪問介護サービスを提供しなかったことがあるか

調査数	5313	100.0
提供しなかったことがある	41	0.8
提供しなかったことはない	2527	47.6
無回答	2745	51.7

問6-3 集合住宅減算の見直しの後、課題として感じる点

調査数	5313	100.0
事業所としての収入が減り、経営が厳しくなった	552	10.4
収入減をカバーするため、より多くの利用者へサービスを提供するようになり訪問介護員の負担が増えた	283	5.3
事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接敷地の建物への訪問人数を50人未満に抑えるようになり、サービスを受けられない利用者が生じた	37	0.7
その他	118	2.2
特に課題は感じない	1508	28.4
無回答	2995	56.4

問7-1 平成30年度介護報酬改定により、老計10号に示される身体介護の見守りの援助の内容が見直され明確化されたことについて

調査数	5313	100.0
見直された内容についてよく理解している	1160	21.8
見直された内容についてある程度理解している	2177	41.0
見直された内容を見たことがある	506	9.5
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	468	8.8
見直された事項を知らなかった	217	4.1
無回答	785	14.8

問7-2 見守りの援助を行った利用者の要介護度別実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3776 14.3	7.18	17.68	2	0	701
要介護1	3776 14.3	2.67	5.74	0	0	178
要介護2	3776 14.3	2.2	4.53	0	0	90
要介護3	3776 14.3	1.22	3.72	0	0	153
要介護4	3776 14.3	0.66	3.68	0	0	179
要介護5	3776 14.3	0.42	4.7	0	0	270
申請中	3776 14.3	0.03	0.71	0	0	38

問7-3 見守りの援助を行った利用者の認知症高齢者の日常生活自立度別実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3309 10.0	6.31	12.42	2	0	221
自立	3309 10.0	0.76	2.66	0	0	61
I	3309 10.0	1.15	3.09	0	0	55
II a	3309 10.0	1.11	2.89	0	0	55
II b	3309 10.0	1.09	3.2	0	0	83
III a	3309 10.0	0.61	2.33	0	0	70
III b	3309 10.0	0.21	1.59	0	0	80
IV	3309 10.0	0.16	0.83	0	0	17
M	3309 10.0	0.05	0.39	0	0	11
不明	3309 10.0	1.17	5.2	0	0	124

問7-4 令和元年11月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数

調査数	5313	100.0
0 人	3186	60.0
1 人	285	5.4
2 人	195	3.7
3 人	124	2.3
4 人	70	1.3
5 人以上	183	3.4
無回答	1270	23.9

問7-4 令和元年11月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者数

調査数	4043
平均値	0.8
標準偏差	3.16
中央値	0
最小値	0
最大値	95

問7-5 見守りの援助の見直された事項について ①効果

調査数	5313	100.0
利用者の意欲の向上につながった	1202	22.6
利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった	1533	28.9
利用者の重度化防止につながった	977	18.4
家族の負担軽減につながった	583	11.0
見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった	1202	22.6
ケアマネジャーの理解が促進された	595	11.2
訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった	956	18.0
その他	37	0.7
特にない	883	16.6
無回答	1916	36.1

問7-5 見守りの援助の見直された事項について ②課題

調査数	5313	100.0
利用者（家族）から理解を得る事が難しい	908	17.1
利用者の経済的負担が増える	1301	24.5
ケアマネジャーがケアプランに盛り込むことを敬遠する	747	14.1
区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある	1137	21.4
訪問介護計画作成時の目的や支援内容がわからない	155	2.9
見守りの援助のモニタリングや評価の方法がわからない	240	4.5
その他	98	1.8
特にない	1051	19.8
無回答	1887	35.5

問8-1 平成30年度より生活援助従事者研修課程が創設されたことについて

調査数	5313	100.0
見直された内容についてよく理解している	657	12.4
見直された内容についてある程度理解している	1720	32.4
見直された内容を見たことがある	773	14.5
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	761	14.3
見直された事項を知らなかった	513	9.7
無回答	889	16.7

問8-2 これまで生活援助従事者研修修了者を職員として採用したこと

調査数	5313	100.0
ある	122	2.3
ない	4726	89.0
無回答	465	8.8

問8-3 平成30年4月から現在に至るまで、生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できているか

調査数	122	100.0
採用したい人数を採用できた	44	36.1
採用したい人数を採用できていない	56	45.9
採用したいと思ったことがない	14	11.5
無回答	8	6.6

問8-3-2 採用したい人数を採用できていない理由

調査数	56	100.0
都道府県が研修を実施しておらず生活援助従事者研修修了者がいない	4	7.1
応募者自体が少ないため	43	76.8
貴事業所が求める人材に適した応募者が少ないため	17	30.4
待遇面で折り合いがつかないため	9	16.1
その他	3	5.4
無回答	-	-

問8-3-3 生活援助従事者研修修了者を増やすにはどうすればよいか

調査数	5313	100.0
生活援助従事者研修の時間数を減らす	1351	25.4
生活援助従事者研修の通信課程の上限時間数を緩和する	1064	20.0
生活援助従事者研修が終了した場合のインセンティブをつける	1800	33.9
その他	861	16.2
無回答	1069	20.1

問8-4 今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向

調査数	5313	100.0
採用する意向がある	585	11.0
未定である	2542	47.8
採用する意向はない	1772	33.4
無回答	414	7.8

問8-4-2 採用する意向がある理由

調査数	585	100.0
生活援助を行う訪問介護員の不足を解消するため	473	80.9
これまで初任者研修修了者には生活援助の対応をさせていたが、生活援助については生活援助従事者研修修了者に分担し、初任者研修修了者には身体介護を中心とした業務を行ってもらうため	253	43.2
繁忙時間帯の人手不足の対応策として、パートタイム（昼の短時間のみなど）の雇い入れを進めるため	249	42.6
その他	25	4.3
無回答	5	0.9

問8-4-4 採用する意向がない理由

調査数	1772	100.0
生活援助従事者研修を実施している事業者が少なく、確保できないため	187	10.6
生活援助のみの利用者が今後、安定的に存在するか分からないため	712	40.2
生活援助従事者研修修了者のサービスの質に不安を感じるため	592	33.4
生活援助を行う訪問介護員が充足しているため	248	14.0
身体介護を行う訪問介護員を充足させたいため	588	33.2
勤務シフトを組む事が難しくなるため	535	30.2
生活援助を行う際の突発的な身体的介護に対応できないため	975	55.0
その他	176	9.9
無回答	45	2.5

問8-5 これまでに生活援助従事者研修修了者を採用条件として明示した人員募集を行ったことはあるか

調査数	5313	100.0
ある	252	4.7
ない	4635	87.2
無回答	426	8.0

D2 居宅介護支援事業所票 単純集計表（無回答無し）

問0-1 訪問介護の利用を前提としたケアプランの作成をした実績

調査数	4338	100.0
ある	3629	83.7
ない	709	16.3

問1-1 事業開始年月

調査数	3122	100.0
2000年度～2004年度	1104	35.4
2005年度～2009年度	567	18.2
2010年度～2014年度	698	22.4
2015年度以降	753	24.1

問1-1 事業開始年月（年）

調査数	3122
平均値	2008.57
標準偏差	6.52
中央値	2009
最小値	2000
最大値	2020

問1-2 開設主体

調査数	3614	100.0
株式会社	1125	31.1
株式会社以外の営利法人	592	16.4
社会福祉法人（社会福祉協議会）	430	11.9
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	587	16.2
医療法人	547	15.1
特定非営利活動法人	111	3.1
協同組合（農業協同組合・生活協同組合）	69	1.9
社団法人・財団法人	93	2.6
地方公共団体（市区町村・広域連合を含む）	28	0.8
その他	32	0.9

問1-3 職員数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1）全職員 ①常勤職員	1654 10.0	3.75	1.83	3	1	24
1）全職員 ②非常勤職員	1654 10.0	0.26	0.8	0	0	9
1）全職員 ③全職員	1654 10.0	3.88	1.93	3.7	1	24.5
2）管理者 ①常勤職員	1654 10.0	1	0.05	1	1	2
3）主任介護支援専門員 ①常勤職員	1654 10.0	1.68	0.96	1	1	8
3）主任介護支援専門員 ②非常勤職員	1654 10.0	0.02	0.16	0	0	2
3）主任介護支援専門員 ③全職員	1654 10.0	1.7	0.97	1	1	8
4）介護支援専門員 ①常勤職員	1654 10.0	2.08	1.36	2	1	21
4）介護支援専門員 ②非常勤職員	1654 10.0	0.22	0.72	0	0	9
4）介護支援専門員 ③全職員	1654 10.0	2.19	1.45	2	1	21.5

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	1172	100.0
1 年以下	87	7.4
2 年	93	7.9
3 年	75	6.4
4 年	80	6.8
5 年	78	6.7
6 年	70	6.0
7 年	83	7.1
8 年	68	5.8
9 年	53	4.5
10年	103	8.8
11年	49	4.2
12年	63	5.4
13年	38	3.2
14年	54	4.6
15年以上	178	15.2

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	1172
平均値	8.31
標準偏差	5.06
中央値	8
最小値	0
最大値	19

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	1224	100.0
1 年以下	177	14.5
2 年	159	13.0
3 年	119	9.7
4 年	111	9.1
5 年	107	8.7
6 年	87	7.1
7 年	84	6.9
8 年	73	6.0
9 年	46	3.8
10年	61	5.0
11年	35	2.9
12年	34	2.8
13年	22	1.8
14年	36	2.9
15年以上	73	6.0

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	1224
平均値	5.96
標準偏差	4.42
中央値	5
最小値	0
最大値	19

問1-4 同一法人が提供しているサービス

調査数	3368	100.0
訪問介護	1785	53.0
訪問入浴介護	202	6.0
訪問看護	804	23.9
訪問リハビリテーション	320	9.5
通所介護	1485	44.1
通所リハビリテーション	532	15.8
短期入所生活介護・療養介護	957	28.4
特定施設入居者生活介護	244	7.2
福祉用具貸与・販売	348	10.3
居宅介護支援	1848	54.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	157	4.7
夜間対応型訪問介護	39	1.2
地域密着型通所介護	540	16.0
認知症対応型通所介護	299	8.9
小規模多機能型居宅介護	392	11.6
認知症対応型共同生活介護	566	16.8
地域密着型特定施設入居者生活介護	29	0.9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	103	3.1
看護小規模多機能型居宅介護	115	3.4
介護老人福祉施設	528	15.7
介護老人保健施設	367	10.9
介護療養型医療施設	39	1.2
介護医療院	37	1.1
病院	314	9.3
一般診療所	199	5.9
歯科診療所	33	1.0
サービス付き高齢者向け住宅	356	10.6
有料老人ホーム	380	11.3
養護老人ホーム	95	2.8
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	181	5.4
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	475	14.1
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	779	23.1
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	248	7.4
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	803	23.8
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	213	6.3
提供しているサービスは無い	164	4.9

問1-4 併設サービス

調査数	1621	100.0
訪問介護	638	39.4
訪問入浴介護	27	1.7
訪問看護	227	14.0
訪問リハビリテーション	84	5.2
通所介護	571	35.2
通所リハビリテーション	167	10.3
短期入所生活介護・療養介護	343	21.2
特定施設入居者生活介護	60	3.7
福祉用具貸与・販売	75	4.6
居宅介護支援	360	22.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38	2.3
夜間対応型訪問介護	5	0.3
地域密着型通所介護	139	8.6
認知症対応型通所介護	73	4.5
小規模多機能型居宅介護	63	3.9
認知症対応型共同生活介護	123	7.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	0.9
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	31	1.9
看護小規模多機能型居宅介護	12	0.7
介護老人福祉施設	208	12.8
介護老人保健施設	100	6.2
介護療養型医療施設	5	0.3
介護医療院	7	0.4
病院	78	4.8
一般診療所	71	4.4
歯科診療所	7	0.4
サービス付き高齢者向け住宅	74	4.6
有料老人ホーム	90	5.6
養護老人ホーム	18	1.1
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	57	3.5
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	119	7.3
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	255	15.7
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	75	4.6
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	262	16.2
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	64	3.9
提供しているサービスは無い	166	10.2

問1-5 ①令和元年11月のケアプランの作成件数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1）合計件数	2960 33.3	47.78	65.87	30	0	2285
2）1）の内、同一法人の訪問介護事業所の場合の件数	2960 33.3	11.63	19.37	4	0	281
3）2）の内、集合住宅減算の対象となっているもの	2960 33.3	3.08	12.68	0	0	281

問1-5 ②ケアプランの更新頻度

調査数	3413	100.0
1 か月に1 回	164	4.8
2 か月に1 回	10	0.3
3 か月に1 回	278	8.1
4 か月に1 回	18	0.5
5 か月に1 回	7	0.2
6 か月に1 回	2261	66.2
1 年に1 回	429	12.6
その他	221	6.5
わからない	25	0.7

問2-1 身体介護の見守りの援助の内容が見直され明確化されたことについて

調査数	3474	100.0
見直された内容についてよく理解している	796	22.9
見直された内容についてある程度理解している	2076	59.8
見直された内容を見たことがある	393	11.3
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	145	4.2
見直された事項を知らなかった	64	1.8

問2-2 介護度別 令和元年11月のケアプランに訪問介護の見守りの援助（身体介護）を盛り込んだ利用者実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3276 14.3	7.45	14.9	3	0	254
要介護1	3276 14.3	2.5	4.89	1	0	80
要介護2	3276 14.3	2.39	5.08	1	0	90
要介護3	3276 14.3	1.26	2.9	0	0	36
要介護4	3276 14.3	0.79	2.41	0	0	56
要介護5	3276 14.3	0.52	2.05	0	0	59
申請中	3276 14.3	0.01	0.11	0	0	3

問2-3 日常生活自立度別 令和元年11月のケアプランに訪問介護の見守りの援助（身体介護）を盛り込んだ利用者実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3134 10.0	6.76	12.99	2	0	254
自立	3134 10.0	0.61	1.76	0	0	36
I	3134 10.0	1.24	2.94	0	0	45
Ⅱa	3134 10.0	1.36	2.86	0	0	52
Ⅱb	3134 10.0	1.72	3.55	0	0	70
Ⅲa	3134 10.0	1.09	2.93	0	0	80
Ⅲb	3134 10.0	0.34	1.17	0	0	20
Ⅳ	3134 10.0	0.26	1.21	0	0	37
M	3134 10.0	0.07	0.43	0	0	10
不明	3134 10.0	0.07	1.11	0	0	38

問2-4 見守りの援助の見直された事項について ①効果

調査数	3173	100.0
利用者の意欲の向上につながった	1134	35.7
利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった	1720	54.2
利用者の重度化防止につながった	1204	37.9
家族の負担軽減につながった	1022	32.2
見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった	1072	33.8
ケアマネジャーの理解が促進された	379	11.9
訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった	636	20.0
その他	96	3.0
特にない	377	11.9

問2-4 見守りの援助の見直された事項について ②課題

調査数	3160	100.0
利用者（家族）から理解を得ることが難しい	992	31.4
利用者の経済的負担が増える	1722	54.5
ケアマネジャーがケアプランに盛り込むことを敬遠する	198	6.3
区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある	782	24.7
訪問介護事業所から合理的な理由なく、身体介護（見守りの援助）への変更を求められる	314	9.9
見守りの援助をケアプランに盛り込む場合の目的や支援内容がわからない	174	5.5
見守りの援助のモニタリングや評価の方法がわからない	197	6.2
その他	160	5.1
特にない	629	19.9

問3-1 サービス提供責任者から情報共有を受けた実績

	調査数	有 り	無 し
1) 平成30年3 月以前 ①服薬状況	3457 100.0	2912 84.2	545 15.8
1) 平成30年3 月以前 ②口腔機能の状況	3389 100.0	1754 51.8	1635 48.2
1) 平成30年3 月以前 ③心身の状況（②以外）	3475 100.0	3278 94.3	197 5.7
1) 平成30年3 月以前 ④生活の状況	3479 100.0	3317 95.3	162 4.7
2) 平成30年4 月以降 ①服薬状況	3545 100.0	3232 91.2	313 8.8
2) 平成30年4 月以降 ②口腔機能の状況	3481 100.0	2234 64.2	1247 35.8
2) 平成30年4 月以降 ③心身の状況（②以外）	3565 100.0	3453 96.9	112 3.1
2) 平成30年4 月以降 ④生活の状況	3573 100.0	3483 97.5	90 2.5

問3-2 サービス提供責任者から利用者の情報共有を受けて行ったこと

調査数	3502	100.0
利用者の状況を確認した	3306	94.4
関係職種に連絡した	2829	80.8
関係職種を紹介した	1337	38.2
ケアプランに反映した	2178	62.2
その他	152	4.3
特に何もしていない	10	0.3

問3-3 サービス提供責任者から利用者に関する必要な情報を十分に情報共有されていると思うか

調査数	3591	100.0
十分である	954	26.6
やや十分である	2022	56.3
やや不十分である	555	15.5
不十分である	60	1.7

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ①平成29年度中 1 他法人の訪問事業所から

調査数	3481	100.0
あった	417	12.0
なかった	2985	85.8
他法人の訪問介護事業所との関わりはない	79	2.3

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ①平成29年度中 2 同一法人の訪問事業所から

調査数	3177	100.0
あった	192	6.0
なかった	2280	71.8
同一法人の訪問介護事業所との関わりはない（同一法人に訪問介護事業所がない場合を含む）	705	22.2

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ②令和元年度（平成31年度）中 1 他法人の訪問事業所から

調査数	3596	100.0
あった	447	12.4
なかった	3072	85.4
他法人の訪問介護事業所との関わりはない	77	2.1

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ②令和元年度（平成31年度）中 2 同一法人の訪問事業所から

調査数	3266	100.0
あった	192	5.9
なかった	2334	71.5
同一法人の訪問介護事業所との関わりはない（同一法人に訪問介護事業所がない場合を含む）	740	22.7

問4-2 働きかけに従ってケアプランを作成した経験

調査数	489	100.0
ある	258	52.8
ない	231	47.2

問5-1 ①実際の提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が1 か月以上続いたとして連絡を受けた利用者

調査数	3596	100.0
いた	206	5.7
いなかった	3390	94.3

問5-1 ② ①のうち、ケアプランの見直しを行った利用者

調査数	206	100.0
いた	182	88.3
いなかった	24	11.7

問6-1 訪問介護の回数が多いケアプランを市町村に届け出ることについて

調査数	3598	100.0
見直された内容についてよく理解している	1495	41.6
見直された内容についてある程度理解している	1921	53.4
見直された内容を見たことがある	129	3.6
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	40	1.1
見直された事項を知らなかった	13	0.4

問6-2 訪問介護の回数が多いケアプランを市町村に届け出ることに対して事業所としてケアプランの作成方針の見直しを行ったか

調査数	3531	100.0
事業所としてケアプランの作成方針を見直した	689	19.5
事業所として所属するケアマネジャーに制度見直し内容を周知した	2039	57.7
所属するケアマネジャーに任せており、事業所としては特に対応していない	401	11.4
その他	402	11.4

問6-3 訪問介護の回数が多いケアプランの作成を抑制しなければならないと思うことはあるか

調査数	3554	100.0
ある	1066	30.0
ない	1557	43.8
わからない	931	26.2

問6-4 訪問介護の回数が多いケアプランに関する見直しの制度改正があった前後の時期を比べた場合の利用者1人当たりの業務負担の変化

調査数	3386	100.0
業務負担が増えた	530	15.7
業務負担は変化していない	2844	84.0
業務負担が減った	12	0.4

問6-5 訪問介護の回数が多いケアプランを市町村に届け出ることの課題

調査数	3442	100.0
ケアプランの作成に時間がかかる	567	16.5
市町村に提出する資料の作成に時間がかかる	1743	50.6
地域ケア会議等での説明に時間がかかる	1070	31.1
利用者の自立支援・重度化防止に資していない	764	22.2
その他	439	12.8
課題と感ずることはない	867	25.2

問6-6 訪問介護の回数が多いケアプランの訪問回数の見直しを毎月届け出ることについて

調査数	3317	100.0
適切である	882	26.6
適切ではない	2435	73.4

問6-6-2 適切だと思う訪問回数の見直しの頻度

調査数	2417	100.0
2 か月に1 回	26	1.1
3 か月に1 回	653	27.0
4 か月に1 回	8	0.3
5 か月に1 回	-	-
6 か月に1 回	954	39.5
1 年に1 回	206	8.5
その他	460	19.0
わからない	110	4.6

問6-7 令和元年11月利用分のケアプランで訪問介護の回数が多い

調査数	3548	100.0
はい	283	8.0
いいえ	3265	92.0

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（同一法人事業所利用者 集合住宅減算有り）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29.11 訪問介護の回数が多いケアプラン	233 86.0	0.37	2.9	0	0	40
R 元.11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	2 0.7	1	0	1	1	1
R 元.11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	2 0.7	1	0	1	1	1
R 元.11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	2 0.7	1	0	1	1	1
R 元.11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元.11 c7) その他	2 0.7	0	0	0	0	0

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（同一法人事業所利用者 集合住宅減算無し）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29. 11 訪問介護の回数が多いケアプラン	236 24. 2	0. 36	0. 88	0	0	5
R 元. 11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	39 4. 0	1. 44	0. 93	1	1	5
R 元. 11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	39 4. 0	0. 87	1. 16	1	0	5
R 元. 11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	39 4. 0	0. 72	1. 13	0	0	5
R 元. 11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	39 4. 0	0. 15	0. 53	0	0	3
R 元. 11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	39 4. 0	0. 1	0. 5	0	0	3
R 元. 11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	39 4. 0	0. 08	0. 47	0	0	3
R 元. 11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	39 4. 0	0. 03	0. 16	0	0	1
R 元. 11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	39 4. 0	0. 05	0. 22	0	0	1
R 元. 11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	39 4. 0	0. 46	0. 71	0	0	3
R 元. 11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	39 4. 0	0. 36	0. 53	0	0	2
R 元. 11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	39 4. 0	0. 1	0. 44	0	0	2
R 元. 11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	39 4. 0	0. 08	0. 35	0	0	2
R 元. 11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	39 4. 0	0. 03	0. 16	0	0	1
R 元. 11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	39 4. 0	0. 05	0. 32	0	0	2
R 元. 11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	39 4. 0	0. 03	0. 16	0	0	1
R 元. 11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	39 4. 0	0. 1	0. 3	0	0	1
R 元. 11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	39 4. 0	0	0	0	0	0
R 元. 11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	39 4. 0	0	0	0	0	0
R 元. 11 c7) その他	39 4. 0	0. 1	0. 3	0	0	1

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（他法人事業所利用者 集合住宅減算有り）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29.11 訪問介護の回数が多いケアプラン	231 80.2	0.19	1.25	0	0	15
R 元.11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	3 1.0	1	0	1	1	1
R 元.11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	3 1.0	1	0	1	1	1
R 元.11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	3 1.0	0.67	0.47	1	0	1
R 元.11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	3 1.0	0.33	0.47	0	0	1
R 元.11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	3 1.0	0.33	0.47	0	0	1
R 元.11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	3 1.0	0.33	0.47	0	0	1
R 元.11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c7) その他	3 1.0	0	0	0	0	0

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（他法人事業所利用者 集合住宅減算無し）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29.11 訪問介護の回数が多いケアプラン	236 12.1	0.79	1.47	1	0	16
R 元.11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	90 4.6	1.34	0.93	1	1	8
R 元.11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	90 4.6	0.62	0.71	0.5	0	3
R 元.11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	90 4.6	0.5	0.67	0	0	3
R 元.11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	90 4.6	0.12	0.42	0	0	2
R 元.11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	90 4.6	0.08	0.34	0	0	2
R 元.11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	90 4.6	0.03	0.23	0	0	2
R 元.11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	90 4.6	0.04	0.25	0	0	2
R 元.11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	90 4.6	0.04	0.21	0	0	1
R 元.11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	90 4.6	0.57	1.07	0	0	8
R 元.11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	90 4.6	0.47	0.82	0	0	5
R 元.11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	90 4.6	0.1	0.42	0	0	3
R 元.11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	90 4.6	0.06	0.27	0	0	2
R 元.11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	90 4.6	0.04	0.25	0	0	2
R 元.11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	90 4.6	0.01	0.1	0	0	1
R 元.11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	90 4.6	0.04	0.21	0	0	1
R 元.11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	90 4.6	0.16	0.39	0	0	2
R 元.11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	90 4.6	0.02	0.15	0	0	1
R 元.11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	90 4.6	0.04	0.21	0	0	1
R 元.11 c7) その他	90 4.6	0.09	0.28	0	0	1

問6-9 訪問介護の回数が多いケアプランの見直しで地域ケア会議で具体的に指摘されたこと

調査数	174	100.0
生活行為の課題が的確に把握されていない、分析されていない	24	13.8
ケアプランの目標が適切に設定されていない	11	6.3
サービス内容が目標達成のために適切でない	15	8.6
その他	135	77.6

問6-10 ①回数見直しを行ったケースについて自立支援・重度化防止の観点から行った対応

調査数	3105	100.0
訪問介護の身体介護（見守りの援助）を増やすことで代替した	578	18.6
訪問入浴介護で代替した	26	0.8
訪問看護で代替した	101	3.3
通所介護で代替した	392	12.6
短期入所生活介護・療養介護で代替した	115	3.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護で代替した	49	1.6
夜間対応型訪問介護で代替した	4	0.1
（看護）小規模多機能型居宅介護で代替した	55	1.8
地域密着型通所介護で代替した	84	2.7
認知症対応型通所介護で代替した	26	0.8
その他の介護保険サービスで代替した	61	2.0
利用者の同意のもと、自費サービスに切り替えた	269	8.7
介護保険外サービスで代替した	363	11.7
1回あたりの訪問時間を増やした	55	1.8
訪問介護の生活援助の回数を減らした	261	8.4
その他	70	2.3
適切な代替手段が無く特に対応していない	39	1.3
見直したがプランに変更はなかった	470	15.1
見直したプランがない	1425	45.9

問6-10 ②訪問回数を減らす前と比べ同等以上のサービスを提供できているか

調査数	956	100.0
訪問介護の身体介護（見守りの援助）を増やすことで代替した	424	44.4
訪問入浴介護で代替した	16	1.7
訪問看護で代替した	70	7.3
通所介護で代替した	265	27.7
短期入所生活介護・療養介護で代替した	74	7.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護で代替した	33	3.5
夜間対応型訪問介護で代替した	3	0.3
（看護）小規模多機能型居宅介護で代替した	35	3.7
地域密着型通所介護で代替した	53	5.5
認知症対応型通所介護で代替した	20	2.1
その他の介護保険サービスで代替した	38	4.0
利用者の同意のもと、自費サービスに切り替えた	164	17.2
介護保険外サービスで代替した	222	23.2
1回あたりの訪問時間を増やした	32	3.3
訪問介護の生活援助の回数を減らした	131	13.7
その他	39	4.1
適切な代替手段が無く特に対応していない	9	0.9
見直したがプランに変更はなかった	113	11.8

D2 居宅介護支援事業所票 単純集計表（無回答有り）

問0-1 訪問介護の利用を前提としたケアプランの作成をした実績（令和元年11月利用分）

調査数	4338	100.0
ある	3629	83.7
ない	709	16.3
無回答	-	-

問1-1 事業開始年月

調査数	3629	100.0
2000年度～2004年度	1104	30.4
2005年度～2009年度	567	15.6
2010年度～2014年度	698	19.2
2015年度以降	753	20.7
無回答	507	14.0

問1-1 事業開始年月（年）

調査数	3122
平均値	2008.57
標準偏差	6.52
中央値	2009
最小値	2000
最大値	2020

問1-2 開設主体

調査数	3629	100.0
株式会社	1125	31.0
株式会社以外の営利法人	592	16.3
社会福祉法人（社会福祉協議会）	430	11.8
社会福祉法人（社会福祉協議会以外）	587	16.2
医療法人	547	15.1
特定非営利活動法人	111	3.1
協同組合（農業協同組合・生活協同組合）	69	1.9
社団法人・財団法人	93	2.6
地方公共団体（市区町村・広域連合を含む）	28	0.8
その他	32	0.9
無回答	15	0.4

問1-3 職員数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1）全職員 ①常勤職員	1654 10.0	3.75	1.83	3	1	24
1）全職員 ②非常勤職員	1654 10.0	0.26	0.8	0	0	9
1）全職員 ③全職員	1654 10.0	3.88	1.93	3.7	1	24.5
2）管理者 ①常勤職員	1654 10.0	1	0.05	1	1	2
3）主任介護支援専門員 ①常勤職員	1654 10.0	1.68	0.96	1	1	8
3）主任介護支援専門員 ②非常勤職員	1654 10.0	0.02	0.16	0	0	2
3）主任介護支援専門員 ③全職員	1654 10.0	1.7	0.97	1	1	8
4）介護支援専門員 ①常勤職員	1654 10.0	2.08	1.36	2	1	21
4）介護支援専門員 ②非常勤職員	1654 10.0	0.22	0.72	0	0	9
4）介護支援専門員 ③全職員	1654 10.0	2.19	1.45	2	1	21.5

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	3629	100.0
1 年以下	87	2.4
2 年	93	2.6
3 年	75	2.1
4 年	80	2.2
5 年	78	2.1
6 年	70	1.9
7 年	83	2.3
8 年	68	1.9
9 年	53	1.5
10年	103	2.8
11年	49	1.4
12年	63	1.7
13年	38	1.0
14年	54	1.5
15年以上	178	4.9
無回答	2457	67.7

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所以外も含めた経験年数

調査数	1172
平均値	8.31
標準偏差	5.06
中央値	8
最小値	0
最大値	19

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	3629	100.0
1 年以下	177	4.9
2 年	159	4.4
3 年	119	3.3
4 年	111	3.1
5 年	107	2.9
6 年	87	2.4
7 年	84	2.3
8 年	73	2.0
9 年	46	1.3
10年	61	1.7
11年	35	1.0
12年	34	0.9
13年	22	0.6
14年	36	1.0
15年以上	73	2.0
無回答	2405	66.3

問1-3 職員数 2-1) 管理者としての事業所での経験年数

調査数	1224
平均値	5.96
標準偏差	4.42
中央値	5
最小値	0
最大値	19

問1-4 同一法人が提供しているサービス

調査数	3629	100.0
訪問介護	1785	49.2
訪問入浴介護	202	5.6
訪問看護	804	22.2
訪問リハビリテーション	320	8.8
通所介護	1485	40.9
通所リハビリテーション	532	14.7
短期入所生活介護・療養介護	957	26.4
特定施設入居者生活介護	244	6.7
福祉用具貸与・販売	348	9.6
居宅介護支援	1848	50.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	157	4.3
夜間対応型訪問介護	39	1.1
地域密着型通所介護	540	14.9
認知症対応型通所介護	299	8.2
小規模多機能型居宅介護	392	10.8
認知症対応型共同生活介護	566	15.6
地域密着型特定施設入居者生活介護	29	0.8
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	103	2.8
看護小規模多機能型居宅介護	115	3.2
介護老人福祉施設	528	14.5
介護老人保健施設	367	10.1
介護療養型医療施設	39	1.1
介護医療院	37	1.0
病院	314	8.7
一般診療所	199	5.5
歯科診療所	33	0.9
サービス付き高齢者向け住宅	356	9.8
有料老人ホーム	380	10.5
養護老人ホーム	95	2.6
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	181	5.0
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	475	13.1
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	779	21.5
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	248	6.8
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	803	22.1
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	213	5.9
提供しているサービスは無い	164	4.5
無回答	261	7.2

問1-4 併設サービス

調査数	3629	100.0
訪問介護	638	17.6
訪問入浴介護	27	0.7
訪問看護	227	6.3
訪問リハビリテーション	84	2.3
通所介護	571	15.7
通所リハビリテーション	167	4.6
短期入所生活介護・療養介護	343	9.5
特定施設入居者生活介護	60	1.7
福祉用具貸与・販売	75	2.1
居宅介護支援	360	9.9
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38	1.0
夜間対応型訪問介護	5	0.1
地域密着型通所介護	139	3.8
認知症対応型通所介護	73	2.0
小規模多機能型居宅介護	63	1.7
認知症対応型共同生活介護	123	3.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	14	0.4
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	31	0.9
看護小規模多機能型居宅介護	12	0.3
介護老人福祉施設	208	5.7
介護老人保健施設	100	2.8
介護療養型医療施設	5	0.1
介護医療院	7	0.2
病院	78	2.1
一般診療所	71	2.0
歯科診療所	7	0.2
サービス付き高齢者向け住宅	74	2.0
有料老人ホーム	90	2.5
養護老人ホーム	18	0.5
軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）	57	1.6
地域包括支援センター（在宅介護支援センター）	119	3.3
総合事業（訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当））	255	7.0
総合事業（訪問型サービス（上記以外のもの））	75	2.1
総合事業（通所型サービス（旧介護予防通所介護相当））	262	7.2
総合事業（通所型サービス（上記以外のもの））	64	1.8
提供しているサービスは無い	166	4.6
無回答	2008	55.3

問1-5 ①令和元年11月のケアプランの作成件数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
1）合計件数	2960 33.3	47.78	65.87	30	0	2285
2）1）の内、同一法人の訪問介護事業所の場合の件数	2960 33.3	11.63	19.37	4	0	281
3）2）の内、集合住宅減算の対象となっているもの	2960 33.3	3.08	12.68	0	0	281

問1-5 ②ケアプランの更新頻度

調査数	3629	100.0
1 か月に1 回	164	4.5
2 か月に1 回	10	0.3
3 か月に1 回	278	7.7
4 か月に1 回	18	0.5
5 か月に1 回	7	0.2
6 か月に1 回	2261	62.3
1 年に1 回	429	11.8
その他	221	6.1
わからない	25	0.7
無回答	216	6.0

問2-1 身体介護の見守りの援助の内容が見直され明確化されたことについて

調査数	3629	100.0
見直された内容についてよく理解している	796	21.9
見直された内容についてある程度理解している	2076	57.2
見直された内容を見たことがある	393	10.8
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	145	4.0
見直された事項を知らなかった	64	1.8
無回答	155	4.3

問2-2 介護度別 令和元年11月のケアプランに訪問介護の見守りの援助（身体介護）を盛り込んだ利用者実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3276 14.3	7.45	14.9	3	0	254
要介護1	3276 14.3	2.5	4.89	1	0	80
要介護2	3276 14.3	2.39	5.08	1	0	90
要介護3	3276 14.3	1.26	2.9	0	0	36
要介護4	3276 14.3	0.79	2.41	0	0	56
要介護5	3276 14.3	0.52	2.05	0	0	59
申請中	3276 14.3	0.01	0.11	0	0	3

問2-3 日常生活自立度別 令和元年11月のケアプランに訪問介護の見守りの援助（身体介護）を盛り込んだ利用者実人数

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
合計	3134 10.0	6.76	12.99	2	0	254
自立	3134 10.0	0.61	1.76	0	0	36
I	3134 10.0	1.24	2.94	0	0	45
Ⅱ a	3134 10.0	1.36	2.86	0	0	52
Ⅱ b	3134 10.0	1.72	3.55	0	0	70
Ⅲ a	3134 10.0	1.09	2.93	0	0	80
Ⅲ b	3134 10.0	0.34	1.17	0	0	20
Ⅳ	3134 10.0	0.26	1.21	0	0	37
M	3134 10.0	0.07	0.43	0	0	10
不明	3134 10.0	0.07	1.11	0	0	38

問2-4 見守りの援助の見直された事項について ①効果

調査数	3629	100.0
利用者の意欲の向上につながった	1134	31.2
利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった	1720	47.4
利用者の重度化防止につながった	1204	33.2
家族の負担軽減につながった	1022	28.2
見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった	1072	29.5
ケアマネジャーの理解が促進された	379	10.4
訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった	636	17.5
その他	96	2.6
特にない	377	10.4
無回答	456	12.6

問2-4 見守りの援助の見直された事項について ②課題

調査数	3629	100.0
利用者（家族）から理解を得ることが難しい	992	27.3
利用者の経済的負担が増える	1722	47.5
ケアマネジャーがケアプランに盛り込むことを敬遠する	198	5.5
区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある	782	21.5
訪問介護事業所から合理的な理由なく、身体介護（見守りの援助）への変更を求められる	314	8.7
見守りの援助をケアプランに盛り込む場合の目的や支援内容がわからない	174	4.8
見守りの援助のモニタリングや評価の方法がわからない	197	5.4
その他	160	4.4
特にない	629	17.3
無回答	469	12.9

問3-1 サービス提供責任者から情報共有を受けた実績

	調査数	有 り	無 し	無 回 答
1）平成30年3 月以前 ①服薬状況	3629 100.0	2912 80.2	545 15.0	172 4.7
1）平成30年3 月以前 ②口腔機能の状況	3629 100.0	1754 48.3	1635 45.1	240 6.6
1）平成30年3 月以前 ③心身の状況（②以外）	3629 100.0	3278 90.3	197 5.4	154 4.2
1）平成30年3 月以前 ④生活の状況	3629 100.0	3317 91.4	162 4.5	150 4.1
2）平成30年4 月以降 ①服薬状況	3629 100.0	3232 89.1	313 8.6	84 2.3
2）平成30年4 月以降 ②口腔機能の状況	3629 100.0	2234 61.6	1247 34.4	148 4.1
2）平成30年4 月以降 ③心身の状況（②以外）	3629 100.0	3453 95.2	112 3.1	64 1.8
2）平成30年4 月以降 ④生活の状況	3629 100.0	3483 96.0	90 2.5	56 1.5

問3-2 サービス提供責任者から利用者の情報共有を受けて行ったこと

調査数	3535	100.0
利用者の状況を確認した	3306	93.5
関係職種に連絡した	2829	80.0
関係職種を紹介した	1337	37.8
ケアプランに反映した	2178	61.6
その他	152	4.3
特に何もしていない	10	0.3
無回答	33	0.9

問3-3 サービス提供責任者から利用者に関する必要な情報を十分に情報共有されていると思うか

調査数	3629	100.0
十分である	954	26.3
やや十分である	2022	55.7
やや不十分である	555	15.3
不十分である	60	1.7
無回答	38	1.0

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ①平成29年度中 1 他法人の訪問事業所から

調査数	3629	100.0
あった	417	11.5
なかった	2985	82.3
他法人の訪問介護事業所との関わりはない	79	2.2
無回答	148	4.1

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ①平成29年度中 2 同一法人の訪問事業所から

調査数	3629	100.0
あった	192	5.3
なかった	2280	62.8
同一法人の訪問介護事業所との関わりはない（同一法人に訪問介護事業所がない場合を含む）	705	19.4
無回答	452	12.5

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ②令和元年度（平成31年度）中 1 他法人の訪問事業所から

調査数	3629	100.0
あった	447	12.3
なかった	3072	84.7
他法人の訪問介護事業所との関わりはない	77	2.1
無回答	33	0.9

問4-1 利用者に不要なサービスの位置付けの求めなどの働きかけ ②令和元年度（平成31年度）中 2 同一法人の訪問事業所から

調査数	3629	100.0
あった	192	5.3
なかった	2334	64.3
同一法人の訪問介護事業所との関わりはない（同一法人に訪問介護事業所がない場合を含む）	740	20.4
無回答	363	10.0

問4-2 働きかけに従ってケアプランを作成した経験

調査数	504	100.0
ある	258	51.2
ない	231	45.8
無回答	15	3.0

問5-1 ①実際の提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が1 か月以上続いたとして連絡を受けた利用者

調査数	3629	100.0
いた	206	5.7
いなかった	3390	93.4
無回答	33	0.9

問5-1 ② ①のうち、ケアプランの見直しを行った利用者

調査数	206	100.0
いた	182	88.3
いなかった	24	11.7
無回答	-	-

問6-1 訪問介護の回数が多いケアプランを市町村に届け出ることについて

調査数	3629	100.0
見直された内容についてよく理解している	1495	41.2
見直された内容についてある程度理解している	1921	52.9
見直された内容を見たことがある	129	3.6
見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	40	1.1
見直された事項を知らなかった	13	0.4
無回答	31	0.9

問6-2 訪問介護の回数が多いケアプランを市町村に届け出ることに対して事業所としてケアプランの作成方針の見直しを行ったか

調査数	3629	100.0
事業所としてケアプランの作成方針を見直した	689	19.0
事業所として所属するケアマネジャーに制度見直し内容を周知した	2039	56.2
所属するケアマネジャーに任せており、事業所としては特に対応していない	401	11.0
その他	402	11.1
無回答	98	2.7

問6-3 訪問介護の回数が多いケアプランの作成を抑制しなければならないと思うことはあるか

調査数	3629	100.0
ある	1066	29.4
ない	1557	42.9
わからない	931	25.7
無回答	75	2.1

問6-4 訪問介護の回数が多いケアプランに関する見直しの制度改正があった前後の時期を比べた場合の利用者1 人当たりの業務負担の変化

調査数	3629	100.0
業務負担が増えた	530	14.6
業務負担は変化していない	2844	78.4
業務負担が減った	12	0.3
無回答	243	6.7

問6-5 訪問介護の回数が多いケアプランを市町村に届け出ることの課題

調査数	3629	100.0
ケアプランの作成に時間がかかる	567	15.6
市町村に提出する資料の作成に時間がかかる	1743	48.0
地域ケア会議等での説明に時間がかかる	1070	29.5
利用者の自立支援・重度化防止に資していない	764	21.1
その他	439	12.1
課題と感 じる こと は な い	867	23.9
無回答	187	5.2

問6-6 訪問介護の回数が多いケアプランの訪問回数の見直しを毎月届け出ることについて

調査数	3629	100.0
適切である	882	24.3
適切ではない	2435	67.1
無回答	312	8.6

問6-6-2 適切だと思う訪問回数の見直しの頻度

調査数	2435	100.0
2 か月に1 回	26	1.1
3 か月に1 回	653	26.8
4 か月に1 回	8	0.3
5 か月に1 回	－	－
6 か月に1 回	954	39.2
1 年に1 回	206	8.5
その他	460	18.9
わからない	110	4.5
無回答	18	0.7

問6-7 令和元年11月利用分のケアプランで訪問介護の回数が多いケアプランを作成したことがあるか

調査数	3629	100.0
はい	283	7.8
いいえ	3265	90.0
無回答	81	2.2

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（同一法人事業所利用者 集合住宅減算有り）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29. 11 訪問介護の回数が多いケアプラン	233 86.0	0.37	2.9	0	0	40
R 元. 11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	2 0.7	1	0	1	1	1
R 元. 11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	2 0.7	1	0	1	1	1
R 元. 11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	2 0.7	1	0	1	1	1
R 元. 11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	2 0.7	0	0	0	0	0
R 元. 11 c7) その他	2 0.7	0	0	0	0	0

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（同一法人事業所利用者 集合住宅減算無し）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29. 11 訪問介護の回数が多いケアプラン	236 24. 2	0. 36	0. 88	0	0	5
R 元. 11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	39 4. 0	1. 44	0. 93	1	1	5
R 元. 11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	39 4. 0	0. 87	1. 16	1	0	5
R 元. 11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	39 4. 0	0. 72	1. 13	0	0	5
R 元. 11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	39 4. 0	0. 15	0. 53	0	0	3
R 元. 11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	39 4. 0	0. 1	0. 5	0	0	3
R 元. 11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	39 4. 0	0. 08	0. 47	0	0	3
R 元. 11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	39 4. 0	0. 03	0. 16	0	0	1
R 元. 11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	39 4. 0	0. 05	0. 22	0	0	1
R 元. 11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	39 4. 0	0. 46	0. 71	0	0	3
R 元. 11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	39 4. 0	0. 36	0. 53	0	0	2
R 元. 11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	39 4. 0	0. 1	0. 44	0	0	2
R 元. 11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	39 4. 0	0. 08	0. 35	0	0	2
R 元. 11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	39 4. 0	0. 03	0. 16	0	0	1
R 元. 11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	39 4. 0	0. 05	0. 32	0	0	2
R 元. 11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	39 4. 0	0. 03	0. 16	0	0	1
R 元. 11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	39 4. 0	0. 1	0. 3	0	0	1
R 元. 11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	39 4. 0	0	0	0	0	0
R 元. 11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	39 4. 0	0	0	0	0	0
R 元. 11 c7) その他	39 4. 0	0. 1	0. 3	0	0	1

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（他法人事業所利用者 集合住宅減算有り）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29.11 訪問介護の回数が多いケアプラン	231 80.2	0.19	1.25	0	0	15
R 元.11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	3 1.0	1	0	1	1	1
R 元.11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	3 1.0	1	0	1	1	1
R 元.11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	3 1.0	0.67	0.47	1	0	1
R 元.11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	3 1.0	0.33	0.47	0	0	1
R 元.11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	3 1.0	0.33	0.47	0	0	1
R 元.11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	3 1.0	0.33	0.47	0	0	1
R 元.11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	3 1.0	0	0	0	0	0
R 元.11 c7) その他	3 1.0	0	0	0	0	0

問6-8 訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者の実人数（他法人事業所利用者 集合住宅減算無し）

	調査数	平均値	標準偏差	中央値	最小値	最大値
H29.11 訪問介護の回数が多いケアプラン	236 12.1	0.79	1.47	1	0	16
R 元.11 a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	90 4.6	1.34	0.93	1	1	8
R 元.11 b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	90 4.6	0.62	0.71	0.5	0	3
R 元.11 c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	90 4.6	0.5	0.67	0	0	3
R 元.11 c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	90 4.6	0.12	0.42	0	0	2
R 元.11 d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	90 4.6	0.08	0.34	0	0	2
R 元.11 e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	90 4.6	0.03	0.23	0	0	2
R 元.11 e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	90 4.6	0.04	0.25	0	0	2
R 元.11 d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	90 4.6	0.04	0.21	0	0	1
R 元.11 b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	90 4.6	0.57	1.07	0	0	8
R 元.11 c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	90 4.6	0.47	0.82	0	0	5
R 元.11 c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	90 4.6	0.1	0.42	0	0	3
R 元.11 d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	90 4.6	0.06	0.27	0	0	2
R 元.11 e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	90 4.6	0.04	0.25	0	0	2
R 元.11 e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	90 4.6	0.01	0.1	0	0	1
R 元.11 d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	90 4.6	0.04	0.21	0	0	1
R 元.11 b3) その他（会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	90 4.6	0.16	0.39	0	0	2
R 元.11 c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	90 4.6	0.02	0.15	0	0	1
R 元.11 c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	90 4.6	0.04	0.21	0	0	1
R 元.11 c7) その他	90 4.6	0.09	0.28	0	0	1

問6-9 訪問介護の回数が多いケアプランの見直しで地域ケア会議で具体的に指摘されたこと

調査数	283	100.0
生活行為の課題が的確に把握されていない、分析されていない	24	8.5
ケアプランの目標が適切に設定されていない	11	3.9
サービス内容が目標達成のために適切でない	15	5.3
その他	135	47.7
無回答	109	38.5

問6-10 ①回数見直しを行ったケースについて自立支援・重度化防止の観点から行った対応

調査数	3629	100.0
訪問介護の身体介護（見守りの援助）を増やすことで代替した	578	15.9
訪問入浴介護で代替した	26	0.7
訪問看護で代替した	101	2.8
通所介護で代替した	392	10.8
短期入所生活介護・療養介護で代替した	115	3.2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護で代替した	49	1.4
夜間対応型訪問介護で代替した	4	0.1
（看護）小規模多機能型居宅介護で代替した	55	1.5
地域密着型通所介護で代替した	84	2.3
認知症対応型通所介護で代替した	26	0.7
その他の介護保険サービスで代替した	61	1.7
利用者の同意のもと、自費サービスに切り替えた	269	7.4
介護保険外サービスで代替した	363	10.0
1回あたりの訪問時間を増やした	55	1.5
訪問介護の生活援助の回数を減らした	261	7.2
その他	70	1.9
適切な代替手段が無く特に対応していない	39	1.1
見直したがプランに変更はなかった	470	13.0
見直したプランがない	1425	39.3
無回答	524	14.4

問6-10 ②訪問回数を減らす前と比べ同等以上のサービスを提供できているか

調査数	1680	100.0
訪問介護の身体介護（見守りの援助）を増やすことで代替した	424	25.2
訪問入浴介護で代替した	16	1.0
訪問看護で代替した	70	4.2
通所介護で代替した	265	15.8
短期入所生活介護・療養介護で代替した	74	4.4
定期巡回・随時対応型訪問介護看護で代替した	33	2.0
夜間対応型訪問介護で代替した	3	0.2
（看護）小規模多機能型居宅介護で代替した	35	2.1
地域密着型通所介護で代替した	53	3.2
認知症対応型通所介護で代替した	20	1.2
その他の介護保険サービスで代替した	38	2.3
利用者の同意のもと、自費サービスに切り替えた	164	9.8
介護保険外サービスで代替した	222	13.2
1回あたりの訪問時間を増やした	32	1.9
訪問介護の生活援助の回数を減らした	131	7.8
その他	39	2.3
適切な代替手段が無く特に対応していない	9	0.5
見直したがプランに変更はなかった	113	6.7
無回答	724	43.1

E1 利用者票2-A 単純集計表（無回答無し）

問1 性別

調査数	37	100.0
男	11	29.7
女	26	70.3
その他	-	-

問2-1 開始年月の1 か月前の年月

調査数	31	100.0
2018年3 月以前	4	12.9
2018年4 月～2019年3 月	6	19.4
2019年4 月～2019年9 月	6	19.4
2019年10月～2020年3 月	6	19.4
2020年4 月以降	9	29.0

問2-1 開始年月の1 か月前の年月 年

調査数	31
平均値	2019.16
標準偏差	0.85
中央値	2019
最小値	2018
最大値	2020

問2-2 調査時点の年月

調査数	34	100.0
2020年8 月	27	79.4
2020年9 月	7	20.6
2020年10月以降	-	-

問2-2 調査時点の年月 年

調査数	34
平均値	2020
標準偏差	0
中央値	2020
最小値	2020
最大値	2020

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	36	100.0
64歳以下	-	-
65歳～69歳	4	11.1
70歳～74歳	3	8.3
75歳～79歳	5	13.9
80歳～84歳	11	30.6
85歳～89歳	11	30.6
90歳以上	2	5.6

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	36
平均値	81.19
標準偏差	7.03
中央値	83
最小値	66
最大値	90

問4 要介護度 ①開始年月の1 か月前

調査数	27	100.0
要介護1	13	48.1
要介護2	5	18.5
要介護3	4	14.8
要介護4	2	7.4
要介護5	－	－
申請中	3	11.1

問5 認知症の症状 ①開始年月の1 か月前

調査数	34	100.0
自立	23	67.6
I	3	8.8
Ⅱa	－	－
Ⅱb	2	5.9
Ⅲa	2	5.9
Ⅲb	－	－
Ⅳ	－	－
M	－	－
不明	4	11.8

問6 世帯の状況 ①開始年月の1 か月前

調査数	35	100.0
独居	30	85.7
夫婦のみ	4	11.4
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	－	－
その他	1	2.9

問7 居住形態 ①開始年月の1 か月前

調査数	36	100.0
戸建て住宅	23	63.9
一般集合住宅	11	30.6
サービス付き高齢者向け住宅	－	－
有料老人ホーム	1	2.8
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	2.8
養護老人ホーム	－	－

問8 他の介護保険サービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	36	100.0
あり	26	72.2
なし	10	27.8

問8 他の保険外のサービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	30	100.0
あり	5	16.7
なし	25	83.3

問9 限度額超過 ①開始年月の1 か月前

調査数	33	100.0
あり	－	－
なし	33	100.0

問10 ADL、IADLの状況 ①開始年月の1か月前

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助
食事	35 100.0	31 88.6	2 5.7	2 5.7	－ －
排泄	35 100.0	31 88.6	3 8.6	－ －	1 2.9
入浴	35 100.0	18 51.4	6 17.1	10 28.6	1 2.9
更衣	35 100.0	25 71.4	6 17.1	4 11.4	－ －
整容	35 100.0	29 82.9	2 5.7	4 11.4	－ －
移乗	35 100.0	23 65.7	7 20.0	4 11.4	1 2.9
屋内移動	35 100.0	24 68.6	10 28.6	1 2.9	－ －
階段昇降	34 100.0	17 50.0	9 26.5	7 20.6	1 2.9
屋外移動	35 100.0	19 54.3	8 22.9	7 20.0	1 2.9
調理	35 100.0	13 37.1	4 11.4	13 37.1	5 14.3
洗濯	35 100.0	17 48.6	3 8.6	9 25.7	6 17.1
掃除	35 100.0	7 20.0	3 8.6	15 42.9	10 28.6

問11 サービスの利用回数 身体 ①開始年月の1 か月前

調査数	39	100.0
実施しない	30	76.9
20分未満	－	－
20分以上30分未満	4	10.3
30分以上1 時間未満	5	12.8
1 時間以上1 時間半未満	－	－
1 時間半以上2 時間未満	－	－
2 時間以上2 時間半未満	－	－
2 時間半以上3 時間未満	－	－
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	－	－
4 時間以上	－	－

問11 サービスの利用回数 生活 ①開始年月の1 か月前

調査数	38	100.0
実施しない	3	7.9
20分以上45分未満	3	7.9
45分以上70分未満	11	28.9
70分以上	21	55.3

問11 サービスの利用回数 回数 ①開始年月の1 か月前

調査数	47
平均値	7.47
標準偏差	7.29
中央値	5
最小値	1
最大値	31

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ①開始年月の1 か月前

調査数	33	100.0
掃除	26	78.8
洗濯	11	33.3
ベッドメイク	3	9.1
衣類の整理・被服の補修	4	12.1
一般的な調理・配下膳	10	30.3
買い物・薬の受け取り	16	48.5

問3 年齢 ②調査時点

調査数	36	100.0
64歳以下	－	－
65歳～69歳	3	8.3
70歳～74歳	2	5.6
75歳～79歳	5	13.9
80歳～84歳	8	22.2
85歳～89歳	13	36.1
90歳以上	5	13.9

問3 年齢 ②調査時点

調査数	36
平均値	82.58
標準偏差	6.95
中央値	84.5
最小値	66
最大値	91

問4 要介護度 ②調査時点

調査数	28	100.0
要介護1	12	42.9
要介護2	9	32.1
要介護3	3	10.7
要介護4	2	7.1
要介護5	－	－
申請中	2	7.1

問5 認知症の症状 ②調査時点

調査数	35	100.0
自立	22	62.9
I	4	11.4
II a	－	－
II b	2	5.7
III a	4	11.4
III b	－	－
IV	－	－
M	－	－
不明	3	8.6

問6 世帯の状況 ②調査時点

調査数	37	100.0
独居	31	83.8
夫婦のみ	5	13.5
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	－	－
その他	1	2.7

問7 居住形態 ②調査時点

調査数	37	100.0
戸建て住宅	23	62.2
一般集合住宅	12	32.4
サービス付き高齢者向け住宅	－	－
有料老人ホーム	1	2.7
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	2.7
養護老人ホーム	－	－

問8 他の介護保険サービスの利用 ②調査時点

調査数	37	100.0
あり	31	83.8
なし	6	16.2

問8 他の保険外のサービスの利用 ②調査時点

調査数	31	100.0
あり	3	9.7
なし	28	90.3

問9 限度額超過 ②調査時点

調査数	34	100.0
あり	－	－
なし	34	100.0

問10 ADL、IADLの状況 ②調査時点

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助
食事	35 100.0	30 85.7	3 8.6	2 5.7	－ －
排泄	35 100.0	30 85.7	4 11.4	－ －	1 2.9
入浴	36 100.0	18 50.0	6 16.7	11 30.6	1 2.8
更衣	36 100.0	24 66.7	6 16.7	6 16.7	－ －
整容	34 100.0	27 79.4	3 8.8	4 11.8	－ －
移乗	35 100.0	23 65.7	6 17.1	5 14.3	1 2.9
屋内移動	36 100.0	24 66.7	11 30.6	1 2.8	－ －
階段昇降	34 100.0	17 50.0	8 23.5	6 17.6	3 8.8
屋外移動	36 100.0	17 47.2	9 25.0	9 25.0	1 2.8
調理	36 100.0	13 36.1	3 8.3	14 38.9	6 16.7
洗濯	36 100.0	17 47.2	2 5.6	8 22.2	9 25.0
掃除	36 100.0	7 19.4	2 5.6	16 44.4	11 30.6

問11 サービスの利用回数 身体 ②調査時点

調査数	45	100.0
実施しない	36	80.0
20分未満	－	－
20分以上30分未満	4	8.9
30分以上1 時間未満	5	11.1
1 時間以上1 時間半未満	－	－
1 時間半以上2 時間未満	－	－
2 時間以上2 時間半未満	－	－
2 時間半以上3 時間未満	－	－
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	－	－
4 時間以上	－	－

問11 サービスの利用回数 生活 ②調査時点

調査数	44	100.0
実施しない	5	11.4
20分以上45分未満	3	6.8
45分以上70分未満	11	25.0
70分以上	25	56.8

問11 サービスの利用回数 回数 ②調査時点

調査数	53
平均値	8.09
標準偏差	8.05
中央値	5
最小値	1
最大値	31

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ②調査時点

調査数	36	100.0
掃除	29	80.6
洗濯	12	33.3
ベッドメイク	4	11.1
衣類の整理・被服の補修	4	11.1
一般的な調理・配下膳	12	33.3
買い物・薬の受け取り	19	52.8

問13 訪問介護員の介護現場での経験年数（貴事業所以外での経験も含む）

調査数	35	100.0
5 年未満	20	57.1
5 年以上10年未満	2	5.7
10年以上15年未満	9	25.7
15年以上20年未満	4	11.4
20年以上	－	－

問13 訪問介護員の介護現場での経験年数（貴事業所以外での経験も含む）

調査数	35
平均値	6.05
標準偏差	5.18
中央値	4
最小値	0.3
最大値	15

E1 利用者票2-A 単純集計表（無回答有り）

問1 性別

調査数	37	100.0
男	11	29.7
女	26	70.3
その他	-	-
無回答	-	-

問2-1 開始年月の1 か月前の年月

調査数	37	100.0
2018年3 月以前	4	10.8
2018年4 月～2019年3 月	6	16.2
2019年4 月～2019年9 月	6	16.2
2019年10月～2020年3 月	6	16.2
2020年4 月以降	9	24.3
無回答	6	16.2

問2-1 開始年月の1 か月前の年月 年

調査数	31
平均値	2019.16
標準偏差	0.85
中央値	2019
最小値	2018
最大値	2020

問2-2 調査時点の年月

調査数	37	100.0
2020年8 月	27	73.0
2020年9 月	7	18.9
2020年10月以降	-	-
無回答	3	8.1

問2-2 調査時点の年月 年

調査数	34
平均値	2020
標準偏差	0
中央値	2020
最小値	2020
最大値	2020

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
64歳以下	-	-
65歳～69歳	4	10.8
70歳～74歳	3	8.1
75歳～79歳	5	13.5
80歳～84歳	11	29.7
85歳～89歳	11	29.7
90歳以上	2	5.4
無回答	1	2.7

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	36
平均値	81.19
標準偏差	7.03
中央値	83
最小値	66
最大値	90

問4 要介護度 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
要介護1	13	35.1
要介護2	5	13.5
要介護3	4	10.8
要介護4	2	5.4
要介護5	－	－
申請中	3	8.1
無回答	10	27.0

問5 認知症の症状 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
自立	23	62.2
I	3	8.1
Ⅱa	－	－
Ⅱb	2	5.4
Ⅲa	2	5.4
Ⅲb	－	－
Ⅳ	－	－
M	－	－
不明	4	10.8
無回答	3	8.1

問6 世帯の状況 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
独居	30	81.1
夫婦のみ	4	10.8
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	－	－
その他	1	2.7
無回答	2	5.4

問7 居住形態 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
戸建て住宅	23	62.2
一般集合住宅	11	29.7
サービス付き高齢者向け住宅	－	－
有料老人ホーム	1	2.7
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	2.7
養護老人ホーム	－	－
無回答	1	2.7

問8 他の介護保険サービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
あり	26	70.3
なし	10	27.0
無回答	1	2.7

問8 他の保険外のサービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
あり	5	13.5
なし	25	67.6
無回答	7	18.9

問9 限度額超過 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
あり	－	－
なし	33	89.2
無回答	4	10.8

問10 ADL、IADLの状況 ①開始年月の1か月前

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助	無回答
食事	37 100.0	31 83.8	2 5.4	2 5.4	－ －	2 5.4
排泄	37 100.0	31 83.8	3 8.1	－ －	1 2.7	2 5.4
入浴	37 100.0	18 48.6	6 16.2	10 27.0	1 2.7	2 5.4
更衣	37 100.0	25 67.6	6 16.2	4 10.8	－ －	2 5.4
整容	37 100.0	29 78.4	2 5.4	4 10.8	－ －	2 5.4
移乗	37 100.0	23 62.2	7 18.9	4 10.8	1 2.7	2 5.4
屋内移動	37 100.0	24 64.9	10 27.0	1 2.7	－ －	2 5.4
階段昇降	37 100.0	17 45.9	9 24.3	7 18.9	1 2.7	3 8.1
屋外移動	37 100.0	19 51.4	8 21.6	7 18.9	1 2.7	2 5.4
調理	37 100.0	13 35.1	4 10.8	13 35.1	5 13.5	2 5.4
洗濯	37 100.0	17 45.9	3 8.1	9 24.3	6 16.2	2 5.4
掃除	37 100.0	7 18.9	3 8.1	15 40.5	10 27.0	2 5.4

問11 サービスの利用回数 身体 ①開始年月の1 か月前

調査数	148	100.0
実施しない	30	20.3
20分未満	－	－
20分以上30分未満	4	2.7
30分以上1 時間未満	5	3.4
1 時間以上1 時間半未満	－	－
1 時間半以上2 時間未満	－	－
2 時間以上2 時間半未満	－	－
2 時間半以上3 時間未満	－	－
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	－	－
4 時間以上	－	－
無回答	109	73.6

問11 サービスの利用回数 生活 ①開始年月の1 か月前

調査数	148	100.0
実施しない	3	2.0
20分以上45分未満	3	2.0
45分以上70分未満	11	7.4
70分以上	21	14.2
無回答	110	74.3

問11 サービスの利用回数 回数 ①開始年月の1 か月前

調査数	47
平均値	7.47
標準偏差	7.29
中央値	5
最小値	1
最大値	31

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ①開始年月の1 か月前

調査数	37	100.0
掃除	26	70.3
洗濯	11	29.7
ベッドメイク	3	8.1
衣類の整理・被服の補修	4	10.8
一般的な調理・配下膳	10	27.0
買い物・薬の受け取り	16	43.2
無回答	4	10.8

問3 年齢 ②調査時点

調査数	37	100.0
64歳以下	－	－
65歳～69歳	3	8.1
70歳～74歳	2	5.4
75歳～79歳	5	13.5
80歳～84歳	8	21.6
85歳～89歳	13	35.1
90歳以上	5	13.5
無回答	1	2.7

問3 年齢 ②調査時点

調査数	36
平均値	82.58
標準偏差	6.95
中央値	84.5
最小値	66
最大値	91

問4 要介護度 ②調査時点

調査数	37	100.0
要介護1	12	32.4
要介護2	9	24.3
要介護3	3	8.1
要介護4	2	5.4
要介護5	－	－
申請中	2	5.4
無回答	9	24.3

問5 認知症の症状 ②調査時点

調査数	37	100.0
自立	22	59.5
I	4	10.8
Ⅱa	－	－
Ⅱb	2	5.4
Ⅲa	4	10.8
Ⅲb	－	－
Ⅳ	－	－
M	－	－
不明	3	8.1
無回答	2	5.4

問6 世帯の状況 ②調査時点

調査数	37	100.0
独居	31	83.8
夫婦のみ	5	13.5
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	－	－
その他	1	2.7
無回答	－	－

問7 居住形態 ②調査時点

調査数	37	100.0
戸建て住宅	23	62.2
一般集合住宅	12	32.4
サービス付き高齢者向け住宅	－	－
有料老人ホーム	1	2.7
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	2.7
養護老人ホーム	－	－
無回答	－	－

問8 他の介護保険サービスの利用 ②調査時点

調査数	37	100.0
あり	31	83.8
なし	6	16.2
無回答	－	－

問8 他の保険外のサービスの利用 ②調査時点

調査数	37	100.0
あり	3	8.1
なし	28	75.7
無回答	6	16.2

問9 限度額超過 ②調査時点

調査数	37	100.0
あり	－	－
なし	34	91.9
無回答	3	8.1

問10 ADL、IADLの状況 ②調査時点

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助	無回答
食事	37 100.0	30 81.1	3 8.1	2 5.4	－ －	2 5.4
排泄	37 100.0	30 81.1	4 10.8	－ －	1 2.7	2 5.4
入浴	37 100.0	18 48.6	6 16.2	11 29.7	1 2.7	1 2.7
更衣	37 100.0	24 64.9	6 16.2	6 16.2	－ －	1 2.7
整容	37 100.0	27 73.0	3 8.1	4 10.8	－ －	3 8.1
移乗	37 100.0	23 62.2	6 16.2	5 13.5	1 2.7	2 5.4
屋内移動	37 100.0	24 64.9	11 29.7	1 2.7	－ －	1 2.7
階段昇降	37 100.0	17 45.9	8 21.6	6 16.2	3 8.1	3 8.1
屋外移動	37 100.0	17 45.9	9 24.3	9 24.3	1 2.7	1 2.7
調理	37 100.0	13 35.1	3 8.1	14 37.8	6 16.2	1 2.7
洗濯	37 100.0	17 45.9	2 5.4	8 21.6	9 24.3	1 2.7
掃除	37 100.0	7 18.9	2 5.4	16 43.2	11 29.7	1 2.7

問11 サービスの利用回数 身体 ②調査時点

調査数	148	100.0
実施しない	36	24.3
20分未満	－	－
20分以上30分未満	4	2.7
30分以上1 時間未満	5	3.4
1 時間以上1 時間半未満	－	－
1 時間半以上2 時間未満	－	－
2 時間以上2 時間半未満	－	－
2 時間半以上3 時間未満	－	－
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	－	－
4 時間以上	－	－
無回答	103	69.6

問11 サービスの利用回数 生活 ②調査時点

調査数	148	100.0
実施しない	5	3.4
20分以上45分未満	3	2.0
45分以上70分未満	11	7.4
70分以上	25	16.9
無回答	104	70.3

問11 サービスの利用回数 回数 ②調査時点

調査数	53
平均値	8.09
標準偏差	8.05
中央値	5
最小値	1
最大値	31

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ②調査時点

調査数	37	100.0
掃除	29	78.4
洗濯	12	32.4
ベッドメイク	4	10.8
衣類の整理・被服の補修	4	10.8
一般的な調理・配下膳	12	32.4
買い物・薬の受け取り	19	51.4
無回答	1	2.7

問13 訪問介護員の介護現場での経験年数（貴事業所以外での経験も含む）

調査数	37	100.0
5 年未満	20	54.1
5 年以上10年未満	2	5.4
10年以上15年未満	9	24.3
15年以上20年未満	4	10.8
20年以上	－	－
無回答	2	5.4

問13 訪問介護員の介護現場での経験年数（貴事業所以外での経験も含む）

調査数	35
平均値	6.05
標準偏差	5.18
中央値	4
最小値	0.3
最大値	15

E2 利用者票2-B 単純集計表（無回答無し）

問1 性別

調査数	197	100.0
男	63	32.0
女	134	68.0
その他	-	-

問2-1 開始年月の1 か月前の年月

調査数	148	100.0
2018年3 月以前	117	79.1
2018年4 月～2019年3 月	18	12.2
2019年4 月～2019年9 月	7	4.7
2019年10月～2020年3 月	-	-
2020年4 月以降	6	4.1

問2-1 開始年月の1 か月前の年月 年

調査数	148
平均値	2018.14
標準偏差	0.44
中央値	2018
最小値	2018
最大値	2020

問2-2 調査時点の年月

調査数	157	100.0
2020年8 月	118	75.2
2020年9 月	39	24.8
2020年10月以降	-	-

問2-2 調査時点の年月 年

調査数	175
平均値	2019.97
標準偏差	0.24
中央値	2020
最小値	2018
最大値	2020

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	188	100.0
64歳以下	9	4.8
65歳～69歳	15	8.0
70歳～74歳	19	10.1
75歳～79歳	18	9.6
80歳～84歳	43	22.9
85歳～89歳	50	26.6
90歳以上	34	18.1

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	188
平均値	81.52
標準偏差	9.34
中央値	83
最小値	45
最大値	99

問4 要介護度 ①開始年月の1 か月前

調査数	182	100.0
要介護1	61	33.5
要介護2	32	17.6
要介護3	40	22.0
要介護4	30	16.5
要介護5	14	7.7
申請中	5	2.7

問5 認知症の症状 ①開始年月の1 か月前

調査数	176	100.0
自立	39	22.2
I	24	13.6
Ⅱa	36	20.5
Ⅱb	28	15.9
Ⅲa	15	8.5
Ⅲb	5	2.8
Ⅳ	6	3.4
M	1	0.6
不明	22	12.5

問6 世帯の状況 ①開始年月の1 か月前

調査数	182	100.0
独居	129	70.9
夫婦のみ	20	11.0
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	8	4.4
その他	25	13.7

問7 居住形態 ①開始年月の1 か月前

調査数	187	100.0
戸建て住宅	2	1.1
一般集合住宅	102	54.5
サービス付き高齢者向け住宅	22	11.8
有料老人ホーム	57	30.5
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	0.5
養護老人ホーム	3	1.6

問8 他の介護保険サービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	184	100.0
あり	173	94.0
なし	11	6.0

問8 他の保険外のサービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	156	100.0
あり	36	23.1
なし	120	76.9

問9 限度額超過 ①開始年月の1 か月前

調査数	180	100.0
あり	11	6.1
なし	169	93.9

問10 ADL、IADLの状況 ①開始年月の1か月前

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助
食事	182 100.0	127 69.8	37 20.3	9 4.9	9 4.9
排泄	182 100.0	98 53.8	18 9.9	43 23.6	23 12.6
入浴	178 100.0	18 10.1	22 12.4	101 56.7	37 20.8
更衣	179 100.0	55 30.7	34 19.0	68 38.0	22 12.3
整容	178 100.0	68 38.2	40 22.5	47 26.4	23 12.9
移乗	177 100.0	67 37.9	37 20.9	50 28.2	23 13.0
屋内移動	179 100.0	81 45.3	48 26.8	28 15.6	22 12.3
階段昇降	168 100.0	16 9.5	33 19.6	42 25.0	77 45.8
屋外移動	177 100.0	26 14.7	45 25.4	45 25.4	61 34.5
調理	172 100.0	13 7.6	12 7.0	25 14.5	122 70.9
洗濯	177 100.0	18 10.2	8 4.5	36 20.3	115 65.0
掃除	174 100.0	6 3.4	11 6.3	38 21.8	119 68.4

問11 サービスの利用回数 身体 ①開始年月の1 か月前

調査数	334	100.0
実施しない	84	25.1
20分未満	33	9.9
20分以上30分未満	130	38.9
30分以上1 時間未満	82	24.6
1 時間以上1 時間半未満	3	0.9
1 時間半以上2 時間未満	2	0.6
2 時間以上2 時間半未満	-	-
2 時間半以上3 時間未満	-	-
3 時間以上3 時間半未満	-	-
3 時間半以上4 時間未満	-	-
4 時間以上	-	-

問11 サービスの利用回数 生活 ①開始年月の1 か月前

調査数	334	100.0
実施しない	161	48.2
20分以上45分未満	65	19.5
45分以上70分未満	61	18.3
70分以上	47	14.1

問11 サービスの利用回数 回数 ①開始年月の1 か月前

調査数	338
平均値	20.6
標準偏差	24.67
中央値	9
最小値	1
最大値	142

問12 集合住宅減算の状況 ①開始1 か月前

調査数	155	100.0
減算なし	57	36.8
10%減算有り	98	63.2
15%減算有り	-	-

問3 年齢 ②調査時点

調査数	193	100.0
64歳以下	9	4.7
65歳～69歳	10	5.2
70歳～74歳	25	13.0
75歳～79歳	12	6.2
80歳～84歳	30	15.5
85歳～89歳	54	28.0
90歳以上	53	27.5

問3 年齢 ②調査時点

調査数	193
平均値	83.17
標準偏差	10.05
中央値	86
最小値	46
最大値	101

問4 要介護度 ②調査時点

調査数	190	100.0
要介護1	41	21.6
要介護2	41	21.6
要介護3	43	22.6
要介護4	43	22.6
要介護5	22	11.6
申請中	-	-

問5 認知症の症状 ②調査時点

調査数	182	100.0
自立	34	18.7
I	25	13.7
Ⅱa	35	19.2
Ⅱb	29	15.9
Ⅲa	21	11.5
Ⅲb	4	2.2
Ⅳ	10	5.5
M	2	1.1
不明	22	12.1

問6 世帯の状況 ②調査時点

調査数	189	100.0
独居	137	72.5
夫婦のみ	17	9.0
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	8	4.2
その他	27	14.3

問7 居住形態 ②調査時点

調査数	197	100.0
戸建て住宅	-	-
一般集合住宅	114	57.9
サービス付き高齢者向け住宅	21	10.7
有料老人ホーム	58	29.4
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	0.5
養護老人ホーム	3	1.5

問8 他の介護保険サービスの利用 ②調査時点

調査数	194	100.0
あり	190	97.9
なし	4	2.1

問8 他の保険外のサービスの利用 ②調査時点

調査数	168	100.0
あり	49	29.2
なし	119	70.8

問9 限度額超過 ②調査時点

調査数	183	100.0
あり	17	9.3
なし	166	90.7

問10 ADL、IADLの状況 ②調査時点

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助
食事	191 100.0	118 61.8	45 23.6	16 8.4	12 6.3
排泄	191 100.0	92 48.2	22 11.5	41 21.5	36 18.8
入浴	187 100.0	13 7.0	17 9.1	105 56.1	52 27.8
更衣	191 100.0	49 25.7	34 17.8	74 38.7	34 17.8
整容	190 100.0	61 32.1	40 21.1	57 30.0	32 16.8
移乗	186 100.0	55 29.6	36 19.4	61 32.8	34 18.3
屋内移動	187 100.0	68 36.4	53 28.3	32 17.1	34 18.2
階段昇降	175 100.0	11 6.3	32 18.3	42 24.0	90 51.4
屋外移動	186 100.0	19 10.2	38 20.4	48 25.8	81 43.5
調理	183 100.0	9 4.9	11 6.0	28 15.3	135 73.8
洗濯	187 100.0	12 6.4	8 4.3	44 23.5	123 65.8
掃除	185 100.0	3 1.6	7 3.8	43 23.2	132 71.4

問11 サービスの利用回数 身体 ②調査時点

調査数	387	100.0
実施しない	82	21.2
20分未満	42	10.9
20分以上30分未満	145	37.5
30分以上1 時間未満	109	28.2
1 時間以上1 時間半未満	8	2.1
1 時間半以上2 時間未満	1	0.3
2 時間以上2 時間半未満	-	-
2 時間半以上3 時間未満	-	-
3 時間以上3 時間半未満	-	-
3 時間半以上4 時間未満	-	-
4 時間以上	-	-

問11 サービスの利用回数 生活 ②調査時点

調査数	387	100.0
実施しない	193	49.9
20分以上45分未満	81	20.9
45分以上70分未満	66	17.1
70分以上	47	12.1

問11 サービスの利用回数 回数 ②調査時点

調査数	392
平均値	20.82
標準偏差	25.18
中央値	9
最小値	1
最大値	150

問12 集合住宅減算の状況 ②調査時点

調査数	128	100.0
10%減算有り	42	32.8
15%減算有り	86	67.2

E2 利用者票2-B 単純集計表（無回答有り）

問1 性別

調査数	197	100.0
男	63	32.0
女	134	68.0
その他	-	-
無回答	-	-

問2-1 開始年月の1 か月前の年月

調査数	197	100.0
2018年3 月以前	117	59.4
2018年4 月～2019年3 月	18	9.1
2019年4 月～2019年9 月	7	3.6
2019年10月～2020年3 月	-	-
2020年4 月以降	6	3.0
無回答	49	24.9

問2-1 開始年月の1 か月前の年月 年

調査数	148
平均値	2018.14
標準偏差	0.44
中央値	2018
最小値	2018
最大値	2020

問2-2 調査時点の年月

調査数	197	100.0
2020年8 月	118	59.9
2020年9 月	39	19.8
2020年10月以降	-	-
無回答	40	20.3

問2-2 調査時点の年月 年

調査数	175
平均値	2019.97
標準偏差	0.24
中央値	2020
最小値	2018
最大値	2020

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
64歳以下	9	4.6
65歳～69歳	15	7.6
70歳～74歳	19	9.6
75歳～79歳	18	9.1
80歳～84歳	43	21.8
85歳～89歳	50	25.4
90歳以上	34	17.3
無回答	9	4.6

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	188
平均値	81.52
標準偏差	9.34
中央値	83
最小値	45
最大値	99

問4 要介護度 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
要介護1	61	31.0
要介護2	32	16.2
要介護3	40	20.3
要介護4	30	15.2
要介護5	14	7.1
申請中	5	2.5
無回答	15	7.6

問5 認知症の症状 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
自立	39	19.8
I	24	12.2
Ⅱa	36	18.3
Ⅱb	28	14.2
Ⅲa	15	7.6
Ⅲb	5	2.5
Ⅳ	6	3.0
M	1	0.5
不明	22	11.2
無回答	21	10.7

問6 世帯の状況 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
独居	129	65.5
夫婦のみ	20	10.2
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	8	4.1
その他	25	12.7
無回答	15	7.6

問7 居住形態 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
戸建て住宅	2	1.0
一般集合住宅	102	51.8
サービス付き高齢者向け住宅	22	11.2
有料老人ホーム	57	28.9
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	0.5
養護老人ホーム	3	1.5
無回答	10	5.1

問8 他の介護保険サービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
あり	173	87.8
なし	11	5.6
無回答	13	6.6

問8 他の保険外のサービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
あり	36	18.3
なし	120	60.9
無回答	41	20.8

問9 限度額超過 ①開始年月の1 か月前

調査数	197	100.0
あり	11	5.6
なし	169	85.8
無回答	17	8.6

問10 ADL、IADLの状況 ①開始年月の1か月前

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助	無回答
食事	197 100.0	127 64.5	37 18.8	9 4.6	9 4.6	15 7.6
排泄	197 100.0	98 49.7	18 9.1	43 21.8	23 11.7	15 7.6
入浴	197 100.0	18 9.1	22 11.2	101 51.3	37 18.8	19 9.6
更衣	197 100.0	55 27.9	34 17.3	68 34.5	22 11.2	18 9.1
整容	197 100.0	68 34.5	40 20.3	47 23.9	23 11.7	19 9.6
移乗	197 100.0	67 34.0	37 18.8	50 25.4	23 11.7	20 10.2
屋内移動	197 100.0	81 41.1	48 24.4	28 14.2	22 11.2	18 9.1
階段昇降	197 100.0	16 8.1	33 16.8	42 21.3	77 39.1	29 14.7
屋外移動	197 100.0	26 13.2	45 22.8	45 22.8	61 31.0	20 10.2
調理	197 100.0	13 6.6	12 6.1	25 12.7	122 61.9	25 12.7
洗濯	197 100.0	18 9.1	8 4.1	36 18.3	115 58.4	20 10.2
掃除	197 100.0	6 3.0	11 5.6	38 19.3	119 60.4	23 11.7

問11 サービスの利用回数 身体 ①開始年月の1 か月前

調査数	788	100.0
実施しない	84	10.7
20分未満	33	4.2
20分以上30分未満	130	16.5
30分以上1 時間未満	82	10.4
1 時間以上1 時間半未満	3	0.4
1 時間半以上2 時間未満	2	0.3
2 時間以上2 時間半未満	-	-
2 時間半以上3 時間未満	-	-
3 時間以上3 時間半未満	-	-
3 時間半以上4 時間未満	-	-
4 時間以上	-	-
無回答	454	57.6

問11 サービスの利用回数 生活 ①開始年月の1 か月前

調査数	788	100.0
実施しない	161	20.4
20分以上45分未満	65	8.2
45分以上70分未満	61	7.7
70分以上	47	6.0
無回答	454	57.6

問11 サービスの利用回数 回数 ①開始年月の1 か月前

調査数	338
平均値	20.6
標準偏差	24.67
中央値	9
最小値	1
最大値	142

問12 集合住宅減算の状況 ①開始1 か月前

調査数	197	100.0
減算なし	57	28.9
10%減算有り	98	49.7
15%減算有り	－	－
無回答	42	21.3

問3 年齢 ②調査時点

調査数	197	100.0
64歳以下	9	4.6
65歳～69歳	10	5.1
70歳～74歳	25	12.7
75歳～79歳	12	6.1
80歳～84歳	30	15.2
85歳～89歳	54	27.4
90歳以上	53	26.9
無回答	4	2.0

問3 年齢 ②調査時点

調査数	193
平均値	83.17
標準偏差	10.05
中央値	86
最小値	46
最大値	101

問4 要介護度 ②調査時点

調査数	197	100.0
要介護1	41	20.8
要介護2	41	20.8
要介護3	43	21.8
要介護4	43	21.8
要介護5	22	11.2
申請中	－	－
無回答	7	3.6

問5 認知症の症状 ②調査時点

調査数	197	100.0
自立	34	17.3
I	25	12.7
Ⅱa	35	17.8
Ⅱb	29	14.7
Ⅲa	21	10.7
Ⅲb	4	2.0
Ⅳ	10	5.1
M	2	1.0
不明	22	11.2
無回答	15	7.6

問6 世帯の状況 ②調査時点

調査数	197	100.0
独居	137	69.5
夫婦のみ	17	8.6
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	8	4.1
その他	27	13.7
無回答	8	4.1

問7 居住形態 ②調査時点

調査数	197	100.0
戸建て住宅	－	－
一般集合住宅	114	57.9
サービス付き高齢者向け住宅	21	10.7
有料老人ホーム	58	29.4
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	0.5
養護老人ホーム	3	1.5
無回答	－	－

問8 他の介護保険サービスの利用 ②調査時点

調査数	197	100.0
あり	190	96.4
なし	4	2.0
無回答	3	1.5

問8 他の保険外のサービスの利用 ②調査時点

調査数	197	100.0
あり	49	24.9
なし	119	60.4
無回答	29	14.7

問9 限度額超過 ②調査時点

調査数	197	100.0
あり	17	8.6
なし	166	84.3
無回答	14	7.1

問10 ADL、IADLの状況 ②調査時点

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助	無回答
食事	197 100.0	118 59.9	45 22.8	16 8.1	12 6.1	6 3.0
排泄	197 100.0	92 46.7	22 11.2	41 20.8	36 18.3	6 3.0
入浴	197 100.0	13 6.6	17 8.6	105 53.3	52 26.4	10 5.1
更衣	197 100.0	49 24.9	34 17.3	74 37.6	34 17.3	6 3.0
整容	197 100.0	61 31.0	40 20.3	57 28.9	32 16.2	7 3.6
移乗	197 100.0	55 27.9	36 18.3	61 31.0	34 17.3	11 5.6
屋内移動	197 100.0	68 34.5	53 26.9	32 16.2	34 17.3	10 5.1
階段昇降	197 100.0	11 5.6	32 16.2	42 21.3	90 45.7	22 11.2
屋外移動	197 100.0	19 9.6	38 19.3	48 24.4	81 41.1	11 5.6
調理	197 100.0	9 4.6	11 5.6	28 14.2	135 68.5	14 7.1
洗濯	197 100.0	12 6.1	8 4.1	44 22.3	123 62.4	10 5.1
掃除	197 100.0	3 1.5	7 3.6	43 21.8	132 67.0	12 6.1

問11 サービスの利用回数 身体 ②調査時点

調査数	788	100.0
実施しない	82	10.4
20分未満	42	5.3
20分以上30分未満	145	18.4
30分以上1 時間未満	109	13.8
1 時間以上1 時間半未満	8	1.0
1 時間半以上2 時間未満	1	0.1
2 時間以上2 時間半未満	-	-
2 時間半以上3 時間未満	-	-
3 時間以上3 時間半未満	-	-
3 時間半以上4 時間未満	-	-
4 時間以上	-	-
無回答	401	50.9

問11 サービスの利用回数 生活 ②調査時点

調査数	788	100.0
実施しない	193	24.5
20分以上45分未満	81	10.3
45分以上70分未満	66	8.4
70分以上	47	6.0
無回答	401	50.9

問11 サービスの利用回数 回数 ②調査時点

調査数	392
平均値	20.82
標準偏差	25.18
中央値	9
最小値	1
最大値	150

問12 集合住宅減算の状況 ②調査時点

調査数	197	100.0
10%減算有り	42	21.3
15%減算有り	86	43.7
無回答	69	35.0

E3 利用者票2 単純集計表（無回答無し）

問1 性別

調査数	497	100.0
男	194	39.0
女	302	60.8
その他	1	0.2

問2-1 開始年月の1 か月前の年月

調査数	487	100.0
2018年3 月以前	-	-
2018年4 月～2019年3 月	156	32.0
2019年4 月～2019年9 月	86	17.7
2019年10月～2020年3 月	110	22.6
2020年4 月以降	135	27.7

問2-1 開始年月の1 か月前の年月 年

調査数	490
平均値	2019.11
標準偏差	0.77
中央値	2019
最小値	2018
最大値	2020

問2-2 調査時点の年月

調査数	432	100.0
2020年8 月	397	91.9
2020年9 月	35	8.1
2020年10月以降	-	-

問2-2 調査時点の年月 年

調査数	495
平均値	2019.91
標準偏差	0.93
中央値	2020
最小値	2000
最大値	2020

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	493	100.0
64歳以下	10	2.0
65歳～69歳	24	4.9
70歳～74歳	43	8.7
75歳～79歳	74	15.0
80歳～84歳	108	21.9
85歳～89歳	125	25.4
90歳以上	109	22.1

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	493
平均値	82.95
標準偏差	8.28
中央値	84
最小値	58
最大値	101

問4 要介護度 ①開始年月の1 か月前

調査数	503	100.0
要介護1	190	37.8
要介護2	177	35.2
要介護3	77	15.3
要介護4	39	7.8
要介護5	15	3.0
申請中	5	1.0

問5 認知症の症状 ①開始年月の1 か月前

調査数	489	100.0
自立	80	16.4
I	120	24.5
II a	86	17.6
II b	110	22.5
III a	58	11.9
III b	18	3.7
IV	13	2.7
M	3	0.6
不明	1	0.2

問6 世帯の状況 ①開始年月の1 か月前

調査数	506	100.0
独居	391	77.3
夫婦のみ	42	8.3
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	15	3.0
その他	58	11.5

問7 居住形態 ①開始年月の1 か月前

調査数	505	100.0
戸建て住宅	347	68.7
一般集合住宅	112	22.2
サービス付き高齢者向け住宅	21	4.2
有料老人ホーム	24	4.8
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	0.2
養護老人ホーム	-	-

問8 他の介護保険サービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	503	100.0
あり	463	92.0
なし	40	8.0

問8 他の保険外のサービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	440	100.0
あり	211	48.0
なし	229	52.0

問9 限度額超過 ①開始年月の1 か月前

調査数	484	100.0
あり	77	15.9
なし	407	84.1

問10 ADL、IADLの状況 ①開始年月の1か月前

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助
食事	496 100.0	367 74.0	93 18.8	31 6.3	5 1.0
排泄	497 100.0	284 57.1	78 15.7	122 24.5	13 2.6
入浴	496 100.0	68 13.7	79 15.9	276 55.6	73 14.7
更衣	497 100.0	211 42.5	119 23.9	151 30.4	16 3.2
整容	495 100.0	268 54.1	99 20.0	113 22.8	15 3.0
移乗	489 100.0	265 54.2	142 29.0	60 12.3	22 4.5
屋内移動	494 100.0	311 63.0	120 24.3	39 7.9	24 4.9
階段昇降	482 100.0	119 24.7	124 25.7	132 27.4	107 22.2
屋外移動	493 100.0	116 23.5	121 24.5	162 32.9	94 19.1
調理	494 100.0	29 5.9	28 5.7	121 24.5	316 64.0
洗濯	496 100.0	72 14.5	29 5.8	151 30.4	244 49.2
掃除	497 100.0	22 4.4	17 3.4	142 28.6	316 63.6

問11 サービスの利用回数 身体 ①開始年月の1 か月前

調査数	1002	100.0
実施しない	653	65.2
20分未満	13	1.3
20分以上30分未満	191	19.1
30分以上1 時間未満	115	11.5
1 時間以上1 時間半未満	11	1.1
1 時間半以上2 時間未満	6	0.6
2 時間以上2 時間半未満	4	0.4
2 時間半以上3 時間未満	8	0.8
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	1	0.1
4 時間以上	－	－

問11 サービスの利用回数 生活 ①開始年月の1 か月前

調査数	984	100.0
実施しない	127	12.9
20分以上45分未満	135	13.7
45分以上70分未満	344	35.0
70分以上	378	38.4

問11 サービスの利用回数 回数 ①開始年月の1 か月前

調査数	1001
平均値	18.88
標準偏差	16.77
中央値	13
最小値	1
最大値	120

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ①開始年月の1 か月前

調査数	500	100.0
掃除	459	91.8
洗濯	365	73.0
ベッドメイク	231	46.2
衣類の整理・被服の補修	174	34.8
一般的な調理・配下膳	384	76.8
買い物・薬の受け取り	334	66.8

問3 年齢 ②調査時点

調査数	488	100.0
64歳以下	9	1.8
65歳～69歳	21	4.3
70歳～74歳	40	8.2
75歳～79歳	71	14.5
80歳～84歳	92	18.9
85歳～89歳	123	25.2
90歳以上	132	27.0

問3 年齢 ②調査時点

調査数	488
平均値	83.7
標準偏差	8.28
中央値	85
最小値	60
最大値	101

問4 要介護度 ②調査時点

調査数	492	100.0
要介護1	164	33.3
要介護2	171	34.8
要介護3	92	18.7
要介護4	45	9.1
要介護5	18	3.7
申請中	2	0.4

問5 認知症の症状 ②調査時点

調査数	475	100.0
自立	77	16.2
I	103	21.7
II a	80	16.8
II b	112	23.6
III a	60	12.6
III b	21	4.4
IV	16	3.4
M	4	0.8
不明	2	0.4

問6 世帯の状況 ②調査時点

調査数	492	100.0
独居	384	78.0
夫婦のみ	36	7.3
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	12	2.4
その他	60	12.2

問7 居住形態 ②調査時点

調査数	493	100.0
戸建て住宅	330	66.9
一般集合住宅	109	22.1
サービス付き高齢者向け住宅	25	5.1
有料老人ホーム	26	5.3
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	2	0.4
養護老人ホーム	1	0.2

問8 他の介護保険サービスの利用 ②調査時点

調査数	491	100.0
あり	459	93.5
なし	32	6.5

問8 他の保険外のサービスの利用 ②調査時点

調査数	431	100.0
あり	219	50.8
なし	212	49.2

問9 限度額超過 ②調査時点

調査数	464	100.0
あり	81	17.5
なし	383	82.5

問10 ADL、IADLの状況 ②調査時点

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助
食事	482 100.0	342 71.0	101 21.0	29 6.0	10 2.1
排泄	482 100.0	252 52.3	80 16.6	131 27.2	19 3.9
入浴	482 100.0	55 11.4	74 15.4	273 56.6	80 16.6
更衣	481 100.0	186 38.7	117 24.3	157 32.6	21 4.4
整容	481 100.0	243 50.5	110 22.9	107 22.2	21 4.4
移乗	474 100.0	245 51.7	138 29.1	67 14.1	24 5.1
屋内移動	480 100.0	278 57.9	132 27.5	44 9.2	26 5.4
階段昇降	465 100.0	103 22.2	110 23.7	140 30.1	112 24.1
屋外移動	478 100.0	94 19.7	120 25.1	156 32.6	108 22.6
調理	481 100.0	20 4.2	26 5.4	125 26.0	310 64.4
洗濯	484 100.0	58 12.0	29 6.0	149 30.8	248 51.2
掃除	482 100.0	17 3.5	17 3.5	135 28.0	313 64.9

問11 サービスの利用回数 身体 ②調査時点

調査数	972	100.0
実施しない	495	50.9
20分未満	25	2.6
20分以上30分未満	299	30.8
30分以上1 時間未満	128	13.2
1 時間以上1 時間半未満	11	1.1
1 時間半以上2 時間未満	4	0.4
2 時間以上2 時間半未満	3	0.3
2 時間半以上3 時間未満	6	0.6
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	1	0.1
4 時間以上	－	－

問11 サービスの利用回数 生活 ②調査時点

調査数	967	100.0
実施しない	169	17.5
20分以上45分未満	218	22.5
45分以上70分未満	283	29.3
70分以上	297	30.7

問11 サービスの利用回数 回数 ②調査時点

調査数	983
平均値	18.5
標準偏差	15.9
中央値	13
最小値	1
最大値	99

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ②調査時点

調査数	479	100.0
掃除	435	90.8
洗濯	344	71.8
ベッドメイク	226	47.2
衣類の整理・被服の補修	172	35.9
一般的な調理・配下膳	370	77.2
買い物・薬の受け取り	329	68.7

E3 利用者票2 単純集計表（無回答有り）

問1 性別

調査数	507	100.0
男	194	38.3
女	302	59.6
その他	1	0.2
無回答	10	2.0

問2-1 開始年月の1 か月前の年月

調査数	507	100.0
2018年3 月以前	-	-
2018年4 月～2019年3 月	156	30.8
2019年4 月～2019年9 月	86	17.0
2019年10月～2020年3 月	110	21.7
2020年4 月以降	135	26.6
無回答	20	3.9

問2-1 開始年月の1 か月前の年月 年

調査数	490
平均値	2019.11
標準偏差	0.77
中央値	2019
最小値	2018
最大値	2020

問2-2 調査時点の年月

調査数	507	100.0
2020年8 月	397	78.3
2020年9 月	35	6.9
2020年10月以降	-	-
無回答	75	14.8

問2-2 調査時点の年月 年

調査数	495
平均値	2019.91
標準偏差	0.93
中央値	2020
最小値	2000
最大値	2020

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
64歳以下	10	2.0
65歳～69歳	24	4.7
70歳～74歳	43	8.5
75歳～79歳	74	14.6
80歳～84歳	108	21.3
85歳～89歳	125	24.7
90歳以上	109	21.5
無回答	14	2.8

問3 年齢 ①開始年月の1 か月前

調査数	493
平均値	82.95
標準偏差	8.28
中央値	84
最小値	58
最大値	101

問4 要介護度 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
要介護1	190	37.5
要介護2	177	34.9
要介護3	77	15.2
要介護4	39	7.7
要介護5	15	3.0
申請中	5	1.0
無回答	4	0.8

問5 認知症の症状 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
自立	80	15.8
I	120	23.7
II a	86	17.0
II b	110	21.7
III a	58	11.4
III b	18	3.6
IV	13	2.6
M	3	0.6
不明	1	0.2
無回答	18	3.6

問6 世帯の状況 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
独居	391	77.1
夫婦のみ	42	8.3
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	15	3.0
その他	58	11.4
無回答	1	0.2

問7 居住形態 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
戸建て住宅	347	68.4
一般集合住宅	112	22.1
サービス付き高齢者向け住宅	21	4.1
有料老人ホーム	24	4.7
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	1	0.2
養護老人ホーム	-	-
無回答	2	0.4

問8 他の介護保険サービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
あり	463	91.3
なし	40	7.9
無回答	4	0.8

問8 他の保険外のサービスの利用 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
あり	211	41.6
なし	229	45.2
無回答	67	13.2

問9 限度額超過 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
あり	77	15.2
なし	407	80.3
無回答	23	4.5

問10 ADL、IADLの状況 ①開始年月の1か月前

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助	無回答
食事	507 100.0	367 72.4	93 18.3	31 6.1	5 1.0	11 2.2
排泄	507 100.0	284 56.0	78 15.4	122 24.1	13 2.6	10 2.0
入浴	507 100.0	68 13.4	79 15.6	276 54.4	73 14.4	11 2.2
更衣	507 100.0	211 41.6	119 23.5	151 29.8	16 3.2	10 2.0
整容	507 100.0	268 52.9	99 19.5	113 22.3	15 3.0	12 2.4
移乗	507 100.0	265 52.3	142 28.0	60 11.8	22 4.3	18 3.6
屋内移動	507 100.0	311 61.3	120 23.7	39 7.7	24 4.7	13 2.6
階段昇降	507 100.0	119 23.5	124 24.5	132 26.0	107 21.1	25 4.9
屋外移動	507 100.0	116 22.9	121 23.9	162 32.0	94 18.5	14 2.8
調理	507 100.0	29 5.7	28 5.5	121 23.9	316 62.3	13 2.6
洗濯	507 100.0	72 14.2	29 5.7	151 29.8	244 48.1	11 2.2
掃除	507 100.0	22 4.3	17 3.4	142 28.0	316 62.3	10 2.0

問11 サービスの利用回数 身体 ①開始年月の1 か月前

調査数	2028	100.0
実施しない	653	32.2
20分未満	13	0.6
20分以上30分未満	191	9.4
30分以上1 時間未満	115	5.7
1 時間以上1 時間半未満	11	0.5
1 時間半以上2 時間未満	6	0.3
2 時間以上2 時間半未満	4	0.2
2 時間半以上3 時間未満	8	0.4
3 時間以上3 時間半未満	-	-
3 時間半以上4 時間未満	1	0.0
4 時間以上	-	-
無回答	1026	50.6

問11 サービスの利用回数 生活 ①開始年月の1 か月前

調査数	2028	100.0
実施しない	127	6.3
20分以上45分未満	135	6.7
45分以上70分未満	344	17.0
70分以上	378	18.6
無回答	1044	51.5

問11 サービスの利用回数 回数 ①開始年月の1 か月前

調査数	1001
平均値	18.88
標準偏差	16.77
中央値	13
最小値	1
最大値	120

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ①開始年月の1 か月前

調査数	507	100.0
掃除	459	90.5
洗濯	365	72.0
ベッドメイク	231	45.6
衣類の整理・被服の補修	174	34.3
一般的な調理・配下膳	384	75.7
買い物・薬の受け取り	334	65.9
無回答	7	1.4

問3 年齢 ②調査時点

調査数	507	100.0
64歳以下	9	1.8
65歳～69歳	21	4.1
70歳～74歳	40	7.9
75歳～79歳	71	14.0
80歳～84歳	92	18.1
85歳～89歳	123	24.3
90歳以上	132	26.0
無回答	19	3.7

問3 年齢 ②調査時点

調査数	488
平均値	83.7
標準偏差	8.28
中央値	85
最小値	60
最大値	101

問4 要介護度 ②調査時点

調査数	507	100.0
要介護1	164	32.3
要介護2	171	33.7
要介護3	92	18.1
要介護4	45	8.9
要介護5	18	3.6
申請中	2	0.4
無回答	15	3.0

問5 認知症の症状 ②調査時点

調査数	507	100.0
自立	77	15.2
I	103	20.3
Ⅱa	80	15.8
Ⅱb	112	22.1
Ⅲa	60	11.8
Ⅲb	21	4.1
Ⅳ	16	3.2
M	4	0.8
不明	2	0.4
無回答	32	6.3

問6 世帯の状況 ②調査時点

調査数	507	100.0
独居	384	75.7
夫婦のみ	36	7.1
夫婦のみ以外で高齢者のみの世帯	12	2.4
その他	60	11.8
無回答	15	3.0

問7 居住形態 ②調査時点

調査数	507	100.0
戸建て住宅	330	65.1
一般集合住宅	109	21.5
サービス付き高齢者向け住宅	25	4.9
有料老人ホーム	26	5.1
軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	2	0.4
養護老人ホーム	1	0.2
無回答	14	2.8

問8 他の介護保険サービスの利用 ②調査時点

調査数	507	100.0
あり	459	90.5
なし	32	6.3
無回答	16	3.2

問8 他の保険外のサービスの利用 ②調査時点

調査数	507	100.0
あり	219	43.2
なし	212	41.8
無回答	76	15.0

問9 限度額超過 ②調査時点

調査数	507	100.0
あり	81	16.0
なし	383	75.5
無回答	43	8.5

問10 ADL、IADLの状況 ②調査時点

	調査数	自立	見守り	一部介助	全介助	無回答
食事	507 100.0	342 67.5	101 19.9	29 5.7	10 2.0	25 4.9
排泄	507 100.0	252 49.7	80 15.8	131 25.8	19 3.7	25 4.9
入浴	507 100.0	55 10.8	74 14.6	273 53.8	80 15.8	25 4.9
更衣	507 100.0	186 36.7	117 23.1	157 31.0	21 4.1	26 5.1
整容	507 100.0	243 47.9	110 21.7	107 21.1	21 4.1	26 5.1
移乗	507 100.0	245 48.3	138 27.2	67 13.2	24 4.7	33 6.5
屋内移動	507 100.0	278 54.8	132 26.0	44 8.7	26 5.1	27 5.3
階段昇降	507 100.0	103 20.3	110 21.7	140 27.6	112 22.1	42 8.3
屋外移動	507 100.0	94 18.5	120 23.7	156 30.8	108 21.3	29 5.7
調理	507 100.0	20 3.9	26 5.1	125 24.7	310 61.1	26 5.1
洗濯	507 100.0	58 11.4	29 5.7	149 29.4	248 48.9	23 4.5
掃除	507 100.0	17 3.4	17 3.4	135 26.6	313 61.7	25 4.9

問11 サービスの利用回数 身体 ②調査時点

調査数	2028	100.0
実施しない	495	24.4
20分未満	25	1.2
20分以上30分未満	299	14.7
30分以上1 時間未満	128	6.3
1 時間以上1 時間半未満	11	0.5
1 時間半以上2 時間未満	4	0.2
2 時間以上2 時間半未満	3	0.1
2 時間半以上3 時間未満	6	0.3
3 時間以上3 時間半未満	－	－
3 時間半以上4 時間未満	1	0.0
4 時間以上	－	－
無回答	1056	52.1

問11 サービスの利用回数 生活 ②調査時点

調査数	2028	100.0
実施しない	169	8.3
20分以上45分未満	218	10.7
45分以上70分未満	283	14.0
70分以上	297	14.6
無回答	1061	52.3

問11 サービスの利用回数 回数 ②調査時点

調査数	983
平均値	18.5
標準偏差	15.9
中央値	13
最小値	1
最大値	99

問12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 ②調査時点

調査数	507	100.0
掃除	435	85.8
洗濯	344	67.9
ベッドメイク	226	44.6
衣類の整理・被服の補修	172	33.9
一般的な調理・配下膳	370	73.0
買い物・薬の受け取り	329	64.9
無回答	28	5.5

F1 利用者票3-A 単純集計表（無回答無し）

0. 記入者

調査数	47	100.0
利用者本人	16	34.0
利用者本人（ご家族が代筆）	5	10.6
利用者本人（事業所職員が代筆）	26	55.3
その他	－	－

問1-1 日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

調査数	48	100.0
満足	30	62.5
やや満足	16	33.3
やや不満足	2	4.2
不満足	－	－

問1-2 日常生活のうち自分でできることをどの程度行っているか

調査数	47	100.0
自分で行っている	7	14.9
どちらかといえば自分で行っている	14	29.8
どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	17	36.2
ヘルパーに行ってもらっている	9	19.1

F1 利用者票3-A 単純集計表（無回答有り）

0. 記入者

調査数	48	100.0
利用者本人	16	33.3
利用者本人（ご家族が代筆）	5	10.4
利用者本人（事業所職員が代筆）	26	54.2
その他	-	-
無回答	1	2.1

問1-1 日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

調査数	48	100.0
満足	30	62.5
やや満足	16	33.3
やや不満足	2	4.2
不満足	-	-
無回答	-	-

問1-2 日常生活のうち自分でできることをどの程度行っているか

調査数	48	100.0
自分で行っている	7	14.6
どちらかといえば自分で行っている	14	29.2
どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	17	35.4
ヘルパーに行ってもらっている	9	18.8
無回答	1	2.1

F2 利用者票3-B 単純集計表（無回答無し）

0. 記入者

調査数	514	100.0
利用者本人	153	29.8
利用者本人（ご家族が代筆）	70	13.6
利用者本人（事業所職員が代筆）	289	56.2
その他	2	0.4

問1-1 日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

調査数	513	100.0
満足	347	67.6
やや満足	158	30.8
やや不満足	7	1.4
不満足	1	0.2

問1-2 日常生活のうち自分でできることをどの程度行っているか

調査数	516	100.0
自分で行っている	39	7.6
どちらかといえば自分で行っている	120	23.3
どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	213	41.3
ヘルパーに行ってもらっている	144	27.9

F2 利用者票3-B 単純集計表（無回答有り）

0. 記入者

調査数	517	100.0
利用者本人	153	29.6
利用者本人（ご家族が代筆）	70	13.5
利用者本人（事業所職員が代筆）	289	55.9
その他	2	0.4
無回答	3	0.6

問1-1 日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

調査数	517	100.0
満足	347	67.1
やや満足	158	30.6
やや不満足	7	1.4
不満足	1	0.2
無回答	4	0.8

問1-2 日常生活のうち自分でできることをどの程度行っているか

調査数	517	100.0
自分で行っている	39	7.5
どちらかといえば自分で行っている	120	23.2
どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	213	41.2
ヘルパーに行ってもらっている	144	27.9
無回答	1	0.2

F3 利用者票3 単純集計表（無回答無し）

0. 記入者

調査数	563	100.0
利用者本人	72	12.8
利用者本人（ご家族が代筆）	62	11.0
利用者本人（事業所職員が代筆）	427	75.8
その他	2	0.4

問1-1 日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

調査数	563	100.0
満足	355	63.1
やや満足	178	31.6
やや不満足	21	3.7
不満足	9	1.6

問1-2 日常生活のうち自分でできることをどの程度行っているか

調査数	564	100.0
自分で行っている	36	6.4
どちらかといえば自分で行っている	134	23.8
どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	202	35.8
ヘルパーに行ってもらっている	192	34.0

F3 利用者票3 単純集計表（無回答有り）

0. 記入者

調査数	565	100.0
利用者本人	72	12.7
利用者本人（ご家族が代筆）	62	11.0
利用者本人（事業所職員が代筆）	427	75.6
その他	2	0.4
無回答	2	0.4

問1-1 日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度

調査数	565	100.0
満足	355	62.8
やや満足	178	31.5
やや不満足	21	3.7
不満足	9	1.6
無回答	2	0.4

問1-2 日常生活のうち自分でできることをどの程度行っているか

調査数	565	100.0
自分で行っている	36	6.4
どちらかといえば自分で行っている	134	23.7
どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	202	35.8
ヘルパーに行ってもらっている	192	34.0
無回答	1	0.2

調查票

DI

ID

調査票 1（訪問介護事業所 調査票）

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式

「訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査」

ご氏名

お役職

電話番号

メールアドレス

FAX 番号

1. 貴事業所の基本情報についてお伺いします

問1-1 事業開始年月

西暦（ ）年（ ）月

問1-2 開設主体

1. 株式会社

2. 株式会社以外の営利法人

3. 社会福祉法人（社会福祉協議会）

4. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外）

5. 医療法人

6. 特定非営利活動法人

7. 協同組合（農業協同組合・生活協同組合）

8. 社団法人・財団法人

9. 地方公共団体（市区町村・広域連合を含む）

10. その他（ ）

問1-3 貴事業所が属する法人内の訪問介護事業所数（貴事業所を含む）（令和元年 11 月 1 日時点）

（ ）事業所

問1-4 職員数（令和元年 11 月 1 日時点）

※1：貴事業所における契約上の勤務時間がない、貴事業所において常勤の従業員が1週間勤務すべき時間数以上である場合は常勤職員、未満である場合は非常勤職員（雇用形態に依らない。委託職員や派遣職員も含める。）

※2：1人が複数の職務を兼務している場合には、それぞれの職務に1人ずつを計上してください。

※3：労働換算数の算出：「職員の1週間の契約上の労働時間÷貴事業所の1週間の所定労働時間」にて算出し、小数点以下第2位を四捨五入してください。なお、2）管理者、3）サービス提供責任者、4）訪問介護員のいずれが同士を兼務している場合には、3）～4）の職務ごとの労働時間を上記の計算式に用いて、労働換算数を算出してください。

1) 全職員数

①常勤職員 ※1
(実人数 ※2)

②非常勤職員 ※1
(実人数 ※2)

③全職員
(常勤+非常勤)
(労働換算 ※3)

2) 管理者

2-1) 管理者としての経験年数 ※四捨五入し
貴事業所以外も含めた経験年数（ ）年

2-2) 貴事業所での経験年数
貴事業所での経験年数（ ）年

3) サービス提供責任者

（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人

4) 訪問介護員

（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人

5) うち登録訪問介護員等（登録ヘルパー）

（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人（ ）人

※「勤務日及び勤務時間が不定期的な訪問介護員等」のこと

問1-5 貴事業所における訪問介護事業の収支差率（小数点以下第2位を四捨五入）について、把握できているか否かをお答えください。また、把握できている場合、その値をご記入ください。

※1：収支差率の計算方法：（介護サービスの収益額－介護サービスの費用額）／介護サービスの収益額

※2：収支差率の計算では、併設事業所や総合事業による収益・費用や本社・本部経費などを除いた金額を計上してください。

※3：各年度の収支差率は、各年度における収支状況についてお答えください。

①平成 29 年度の収支差率

1. 把握できている（ ）％ 2. 把握できていない

②平成 30 年度の収支差率

1. 把握できている（ ）％ 2. 把握できていない

③令和元年度の収支差率

1. 把握できている（ ）％ 2. 把握できていない

- 1 -

問1-6 貴事業所が属する法人が提供しているサービス及び併設サービス（あてはまるもの全てに○）（令和元年 11 月 1 日時点）

※該当するサービスが無い場合には、「36. 提供しているサービスは無い」にのみ○を付けてください。

※特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、介護老人ホーム、軽費老人ホームについては、「8. 特定施設入居者生活介護」のみに○を付けてください。

●下表の説明

「同一法人」：貴事業所が属する法人内で提供しているサービス

「併設サービス」：同一法人に限らず他法人も含め、同一建物内、同一敷地内、もしくは隣接する敷地内で提供しているサービス

	併設法人	併設法人	併設法人
1. 訪問介護			
2. 訪問入浴介護			
3. 訪問看護			
4. 訪問リハビリテーション			
5. 通所介護			
6. 通所リハビリテーション			
7. 短期入所生活介護・療養介護			
8. 特定施設入居者生活介護			
9. 福祉用具貸与・販売			
10. 居宅介護支援			
11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
12. 夜間対応型訪問介護			
13. 地域密着型通所介護			
14. 認知症対応型通所介護			
15. 小規模多機能型居宅介護			
16. 認知症対応型共同生活介護			
17. 地域密着型特定施設入居者生活介護			
18. 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			
問1-7 貴事業所の総利用者数（要介護度別の実人数 ※要支援は含みません）（令和元年 11 月 1 日時点）			
※本設問と問1-8の「合計」に記入した数字が一致するようにお答えください。			
合計	要介護1	要介護2	要介護3
人	人	人	人
問1-8 貴事業所の総利用者数（認知症高齢者の日常生活自立度別の実人数 ※要支援は含みません）（令和元年 11 月 1 日時点）			
※本設問と問1-7の「合計」に記入した数字が一致するようにお答えください。			
合計	I	IIa	IIb
人	人	人	人
問1-9 たんの吸引等（口腔内の唾液吸引、鼻腔内の唾液吸引、気管カニューレ内の唾液吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）が必要な利用者数を記入			
数でお答えください。（令和元年 11 月 1 日時点）			

- 2 -

2. 特定事業所加算の算定に係る状況についてお伺いします				
問2-1 令和元年11月における特定事業所加算の算定状況についてお答えください。(○は1つ)				
0. 算定無し	1. 加算 (I)	2. 加算 (II)	3. 加算 (III)	4. 加算 (IV)
<問2-2、問2-3は、問2-1の回答内容によらず、全員の方がお答えください。>				
問2-2 令和元年11月時点で、以下の特定事業所加算の算定に必要な要件のうち、貴事業所が満たしている要件についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)				
	算定要件			満たしている要件
1) 体制要件	1. 全ての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部の研修を含む）を実施又は実施を予定していること。			
	2. 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たった全ての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。			
	3. サービス提供責任者が利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たった全ての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。			
	4. 全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。			
	5. 緊急時等における対応方法（※）が利用者に明示されていること。 （※）指定居宅サービス等基準第29条第6号に規定			
2) 人材要件	6. 全てのサービスの提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部の研修を含む）を実施又は実施を予定していること。			
	7. 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。			
	8. サービス提供責任者が以下の者であること。 ・3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は ・5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者もしくは介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者。 ただし、指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。			
	9. 指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定訪問介護事業所であって、 ・同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ ・同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービスの提供責任者を1人以上配置していること。			

3) 重度要介護者等対応要件	10. 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、以下のいずれか1つ以上にあてはまる者の占める割合が100分の20以上であること。 ・要介護状態区分が 要介護4及び要介護5である者 ・認知症高齢者の日常生活自立度の ランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者 ・ たんの吸引等 （口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の 行為を必要とする者	
	11. 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、以下のいずれか1つ以上にあてはまる者の占める割合が100分の60以上であること。 ・要介護状態区分が 要介護3、要介護4又は要介護5である者 ・認知症高齢者の日常生活自立度の ランクⅢ、ⅣまたはⅤに該当する者 ・ たんの吸引等 （口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養）の 行為を必要とする者	
4) 満たしていない	12. 満たしている要件はない	
問2-3 特定事業所加算について、以下の項目のうち、該当するものについてお答えください。(あてはまるもの全てに○) (令和元年11月1日時点)		
1. 満たしている要件の通り算定している 2. 利用者負担を考慮し、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している 3. 利用者負担を考慮し、要件を満たしているが、特定事業所加算を算定していない 4. 利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが下位の区分の特定事業所加算を算定している 5. 利用者の区分支給限度基準額超過を回避するため、要件を満たしているが特定事業所加算を算定していない 6. 要介護3・4・5の利用者や認知症（日常生活自立度Ⅲ以上）の利用者、たんの吸引等が必要な利用者の割合が毎月変動するため、加算を算定できないことがある 7. その他（ 8. 要件を満たしておらず算定していない		

<問2-4は、問2-1で、「1. 加算（I）」～「4. 加算（IV）」をご回答の場合にお答えください。>

問2-4 特定事業所加算の要件を満たすために使用している ICT 機器の機能について、使用目的としている算定要件及びその効果についてお答えください。

①算定要件については、問2-2で設問中に算定要件として記載している1～11のうち、使用目的としている算定要件にあてはまるものを最大3つまで選んで数字を記入してください。ICT 機器の機能を使用していない場合は、8) ①に○をつけてください。

②使用した効果については、1) から7) に示す ICT 機器の機能の使用によって得られる効果について、本設問の下部「上記『②使用した効果』の選択肢」に示す8つの選択肢の中から最も近いものを1つ選んで記入してください。その他の場合には8と記入いただき、②使用した効果の右側記入欄のカッコ内にその他の内容を記入してください。

	①算定要件				②使用した効果	
	1) ～7) については数字を記入、8) については○を記入				左側の欄に数字を記入、左側の欄に「8 (その他)」を記入した場合のみ括弧内に記入	
記入例)	2	3	6	8	(あまり効果を感じなかった)	
1) メッセージ送受信機能 (文字情報のみを送受信するもの)					(	)
2) 音声通話機能					(	)
3) 静止画共有機能					(	)
4) 動画共有機能					(	)
5) WEB 会議機能					(	)
6) スケジュール管理機能					(	)
7) その他 (名称:)					(	)
8) ICT 機器の機能を使用していない					—	

上記『②使用した効果』の選択肢	
1: 職員の業務時間が短くなった	5: 職員の精神的負担が軽減した
2: 職員の移動時間が短くなった	6: 管理者の管理負担が軽減した
3: 職員の残業時間が減った	7: 利用者の状態を把握しやすくなった
4: 職員の身体的負担が軽減した	8: その他 ()

3. サービス提供責任者の業務の実態、保有資格等についてお伺いします

資格別のサービス提供責任者数について、実人数でお答えください。(数字を記入)		
1) 平成 29 年 11 月 1 日時点		
①介護福祉士	() 人	() 人
②介護福祉士実務者研修修了者・旧介護職員基礎研修修了者・旧 1 級課程修了者	() 人	() 人
③保健師、看護師、准看護師	() 人	() 人
④介護職員初任者研修修了者・2 級課程修了者 (①～③を除く)	() 人	—

<問3-1-2～3は、問3-1で、④の1)に1人以上をご回答の場合にお答えください。>

問3-1-2 介護職員初任者研修修了者・2級課程修了者 (介護職員基礎研修修了者と訪問介護員 1 級課程修了者、保健師、看護師、准看護師を除く) は平成 30 年 4 月からの 1 年間の経過期間を経て、サービス提供責任者の任用要件を満たさなくなるよう制度の見直しが行われました。この制度見直しに対し貴事業所で行われた対応についてお答え下さい。(あてはまるもの全てに○)

- 対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促し、資格取得に係る何らかの支援を行った
- 対象となるサービス提供責任者に対して、資格取得を促したが、特に支援は行っていない
- 新たな任用要件を満たす人材を採用した
- 新たな任用要件を満たす人材を法人内で確保した
- 特に対応は行っていない

問3-1-3 問3-1-2に示す制度の見直しの結果、サービス提供責任者による業務の質が高まったとお考えですか。(○は1つ)

- はい
- いいえ

<問3-2～問3-5は、全ての方がお答えください。>

問3-2 サービス提供責任者が、利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報を居宅介護支援事業者等の関係者に対し、共有した実績についてお答えください。(それぞれ○は1つ)

	1) 平成 30 年 3 月以前	2) 平成 30 年 4 月以降
①服薬状況	1. 有り 2. 無し	1. 有り 2. 無し
②口腔機能の状況	1. 有り 2. 無し	1. 有り 2. 無し
③心身の状況 (②以外)	1. 有り 2. 無し	1. 有り 2. 無し
④生活の状況	1. 有り 2. 無し	1. 有り 2. 無し

問3-3 サービス提供責任者が、利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報を居宅介護支援事業者等の関係者に対し共有する事について、困難を感じる事項についてお答えください。(あてはまるもの全てに○)

- サービス提供責任者が服薬・口腔機能・心身の状態及び生活の状況に関する知識に乏しく、問題に気づくことが難しい
- 訪問介護員が服薬・口腔機能・心身の状態及び生活の状況に関する知識に乏しく、問題に気づくことが難しい
- サービス提供責任者として担当する業務の種類が多すぎて忙しく対応できない
- サービス提供責任者として担当する業務の量が多すぎて忙しく対応できない
- 管理者や訪問介護員の業務を兼務しているため忙しく対応できない
- その他 ()
- 困難を感じる事項はない

**問3-4 サービス提供責任者の配置基準は、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われていること等の要件を満たす場合に、特例として「利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすること」ができませんが、貴事業所ではこの特例を適用していますか。
(○は1つ) (令和元年 11 月 1 日時点)**

- はい
- いいえ

問3-5 サービス提供責任者（以下、サ責という）の業務の実施状況について、①～③ごとに答えください。
い。（①②はあてはまるもの全てに○、③は数字を記入）（令和元年11月1日時点）

●下表の説明

※1：非常勤職員がいない場合には、②③は空欄のままにしてください。
※2：貴事業所における契約上の勤務時間が、貴事業所において常勤の従業員が1週間に勤務すべき時間数以上である場合は常勤職員、未満である場合は非常勤職員（雇用形態に依らない）

	① 常勤のサ責の業務	② 非常勤のサ責の業務	③常勤のサ責と非常勤のサ責とのサービスの質の高さの比較 1：常勤の方が高い 2：同等である 3：非常勤の方が高い
1）訪問介護計画の作成			
2）利用申込みの調整			
3）利用者の状態変化、サービスに関する意向の定期的な把握			
4）居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議出席等）			
5）訪問介護員等に対しての具体的な援助目標及び援助方法の指示や利用者の状況についての情報伝達			
6）訪問介護員等の業務の実施状況の把握			
7）訪問介護員等の業務管理			
8）訪問介護員等に対する研修、技術指導等の実施			
9）利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の居宅介護支援事業者等への共有			
10）その他サービス内容の管理のために必要な業務			

<問3-6は、非常勤のサービス提供責任者を配置している場合にお答えください。>

問3-6 非常勤のサービス提供責任者を配置する際に感じる点をお答えください。（あてはまるもの全てに○）

1．常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、勤務シフトを組むことが難しい
2．常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、多くの非常勤職員を確保することが難しい
3．常勤職員の半分以上の勤務時間とする条件のため、多様な人材を確保することが難しい
4．その他（ ）
5．課題は感じない

4. 生活機能向上連携加算についてお伺いします

問4-1 貴事業所では、これまで生活機能向上連携加算（1）を算定したことがありますか。（○は1つ）（令和2年7月1日時点）

1. ある	2. ない
-------	-------

問4-2 生活機能向上連携加算（1）の要件を満たすために、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成する上で、助言をする理学療法士等はどうのように利用者のADL及びIADLを把握しましたか。（○は1つ）（令和2年7月1日時点）

1. 理学療法士等が指定訪問リハビリテーション事業所において把握した
2. 理学療法士等が指定通所リハビリテーション事業所において把握した
3. 理学療法士等がリハビリテーションを実施している医療提供施設において把握した
4. 貴事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用した動画（例：撮影方法及び撮影内容を調整した上で動画を撮影し、動画データの提供を受けた場合）を用いて把握した
5. 貴事業所のサービス提供責任者と連携してICTを活用したテレビ電話（例：リアルタイムでのコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な情報通信機器を活用した場合）を用いて把握した

問4-3 生活機能向上連携加算（1）の要件を満たすために使用したICTのシステムについて、①使用有無、および②使用した効果をお答えください。

①使用有無については、1）から3）に示すICTのシステムを使用している場合に○をつけ、使用していない場合に×をつけてください。（あてはまるもの全てに○）

②使用した効果は、1）から3）に示すICTのシステムの使用によって得られる効果について、本設問の下部「上記『② 使用した効果』の選択肢」に示す8つの選択肢の中から最も近いものを1つ選んで記入してください。その他の場合には8と記入いただき、②使用した効果の右側記入欄のカッコ内にその他の内容を記入してください。

	①使用有無	②使用した効果
1）リアルタイムの動画で情報共有を行うシステム 例：テレビ電話やWEB会議システム など		（ ）
2）動画ファイルを送信するシステム 例：電子メール、クラウド など		（ ）
3）その他（名称： ）		（ ）

上記「②使用した効果」の選択肢

1：職員の業務時間が短くなった	5：職員の精神的負担が軽減した
2：職員の移動時間が短くなった	6：管理者の管理負担が軽減した
3：職員の残業時間が減った	7：利用者の状態を把握しやすくなった
4：職員の身体的負担が軽減した	8：その他（ ）

5. 訪問介護の所要時間と標準的な時間とが乖離した場合についてお伺いします

問5-1 貴事業所で、実際のサービス提供時間が標準的な時間※と比べ著しく乖離した期間が1か月以上継続的に続いた利用者について、①該当した利用者の有無、および、②ケアマネジャーに連絡してケアプランの見直しを行った利用者の有無をお答えください。
※「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）[最終改正平成27年厚生労働省告示第74号]」

平成30年12月から令和元年11月まで		
①実際の提供時間が標準的な時間と比べ著しく乖離した期間が1か月以上継続的に続いた利用者	1. いた	2. いなかった
② ①のうち、ケアマネジャーに連絡してケアプランの見直しを行った利用者	1. いた	2. いなかった

- 7 -

- 8 -

6. 集合住宅減算の適用状況等についてお伺いします

問6－1 平成30年度介護報酬改定により集合住宅減算の対象に一般集合住宅（※1）が加わり、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における減算の割合に15%が加わりました。

この見直しを理由として、貴事業所がサービスを提供した全ての利用者について、下表に示す1）～3）の建物別に、利用者のサービス提供回数の増減の状況（①）、貴事業所が訪問する建物ごとに提供するサービスの質に何らかの変化はありましたか（②）（各欄に数字を記入）（③、④は平成29年11月と令和元年11月の比較）。

また、令和元年11月の1か月間における貴事業所から当該建物までの片道の移動時間（③）をお答えください。③訪問介護事業所から当該建物までの片道の移動時間は、貴事業所から当該建物への片道の移動時間の平均値（計算方法は※2を参照）をご記入ください。

※1：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅ではない一般の集合住宅を指す

※2：片道の移動時間は、貴事業所から当該建物までの片道の移動時間の平均とお考えください。

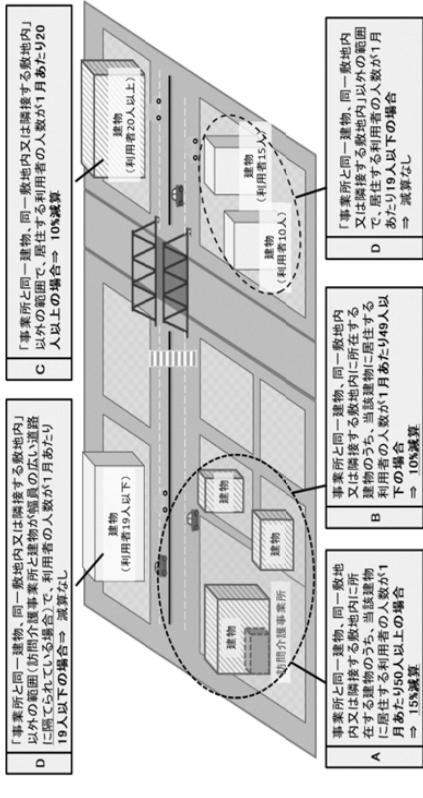
例）令和元年11月の1か月間において、「建物A：片道の移動時間10分、訪問4回/月」「建物イ：片道の移動時間15分、訪問2回/月」の場合、 $\{ (10 \times 4) + (15 \times 2) \} \div (4 + 2) = 11.666 \approx 12$ となるため、「12」とご記入ください。（小数点以下は四捨五入）

※3：制度の見直し前（平成29年11月）と見直し後（令和元年11月）のいずれかに訪問をしていない場合には、①②で「4、訪問なし」とご記入ください。③は空欄で構いません。

※4：減算割合の定義については、次頁に掲載している参考図をご参照ください。

	①サービスの提供回数の増減状況 1：増えた 2：変わらない 3：減った 4：訪問なし	②サービスの質の変化 1：質が上がった 2：変わらない 3：質が下がった 4：訪問なし	③訪問介護事業所から当該建物までの片道の移動時間		
				() 分	() 分
1) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	15%減算対象[次頁図中A]			() 分	() 分
	10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）[次頁図中B]			() 分	() 分
	10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）[次頁図中C]			() 分	() 分
	減算対象外[次頁図中D]			() 分	() 分
2) 一般集合住宅	15%減算対象[次頁図中A]			() 分	() 分
	10%減算対象（事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内）[次頁図中B]			() 分	() 分
	10%減算対象（「事業所と同一建物、同一敷地内又は隣接する敷地内」以外）[次頁図中C]			() 分	() 分
	減算対象外[次頁図中D]			() 分	() 分
3) 戸建て住宅				() 分	() 分

※問6－1 参考図



問6－2 問6－1に示す集合住宅減算の見直しの後、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、一般集合住宅の住民が訪問介護サービスが必要としているにも関わらず、令和元年11月までに集合住宅減算を理由として、提供しなかったことがありますが、（○は1つ）また、提供しなかったことがある場合、その理由をお答えください。

1. 提供しなかったことがある →（その理由： ）
2. 提供しなかったことはない

問6－3 問6－1に示す集合住宅減算の見直しの後、この見直された事項について課題に感じる点をお答えください。（あてはまるものを全てに○）

1. 事業所としての収入が減り、経営が厳しくなった
2. 収入減をカバーするため、より多くの利用者へサービスを提供するように訪問介護員の負担が増えた
3. 事業所と同一建物、同一敷地又は隣接敷地の建物への訪問人数を50人未満に抑えるようになり、サービスを受けられない利用者が生じた
4. その他（ ）
5. 特に課題は感じない

<問6－4は、問6－3で「1.」から「4.」のいずれかにご回答の場合、お答えください。>

問6－4 問6－3でお答え頂いた課題に対し、対応した事項についてお答えください。（自由記述）

7. 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助（身体介護）の提供状況についてお伺いします

問7－1 平成30年度介護報酬改定により、老計10号（※）に示される身体介護の見守りの援助の内容が見直され明確化されました。この見直された事項についてどの程度ご存じでしたか。（○は1つ）

（※）「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）を指します。

1. 見直された内容についてよく理解している
2. 見直された内容についてある程度理解している
3. 見直された内容を見たことがある
4. 見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない
5. 見直された事項を知らなかった

問7-2令和元年11月の1か月間に見守りの援助を行った利用者の実人数を要介護度別にお答えください。
(要支援は含みません) (数字を記入) ※本設問と問7-3の「合計」に記入した数字が一致するようにお答えください。

合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中
()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

問7-3令和元年11月の1か月間に見守りの援助を行った利用者の実人数を認知症高齢者の日常生活自立度別にお答えください。(要支援は含みません) (数字を記入)
※本設問と問7-2の「合計」に記入した数字が一致するようにお答えください。

合計	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	不明
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

問7-4平成30年3月以前から貴事業所を利用している方のうち、令和元年11月までに生活援助から見守りの援助に切り替えた利用者の数をお答えください。いない場合には0人とご記入ください。(数字を記入)

()人

問7-5見直された事項について、効果や課題として(貴事業所が)お考えの事項について、お答えください。(あてはまるもの全てに○)

①効果	1. 利用者の意欲の向上につながった 2. 利用者の自立支援(日常生活で自身でできることの増加)につながった 3. 利用者の重度化防止につながった 4. 家族の負担軽減につながった 5. 見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった 6. ケアマネジャーの理解が促進された 7. 訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった 8. その他() 9. 特にない
②課題	1. 利用者(家族)の理解を得る事が難しい 2. 利用者の経済的負担が増える 3. ケアマネジャーがケアプランに盛り込むことを敬遠する 4. 区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある 5. 訪問介護計画作成時の目的や支援内容がわからない 6. 見守りの援助のモニタリングや評価の方法がわからない 7. その他() 8. 特にない

8. 生活援助従事者研修修了者についてお伺いします

問8-1平成30年度より、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修である生活援助従事者研修課程が創設されましたが、この見直された事項についてどの程度ご存じでしたか。(○は1つ)

1. 見直された内容についてよく理解している	
2. 見直された内容についてある程度理解している	
3. 見直された内容を見たことがある	
4. 見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない	
5. 見直された事項を知らなかった	

問8-2貴事業所では、これまで生活援助従事者研修修了者を職員として採用したことがありますか。(○は1つ) (令和2年7月1日時点)

1. ある	2. ない
-------	-------

<問8-3は、問8-2で、「1. ある」とご回答の場合にのみ、お答えください。>

問8-3平成30年4月から現在に至るまで、生活援助従事者研修修了者を採用したい人数だけ採用できていますか。(○は1つ)

1. 採用したい人数を採用できた	
2. 採用したい人数を採用できていない	
3. 採用したいと思ったことがない	

<問8-3-2は、問8-3で、「2. 採用したい人数を採用できていない」とご回答の場合にのみ、お答えください。>

問8-3-2採用したい人数を採用できていない理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

1. 都道府県が研修を実施しておらず生活援助従事者研修修了者がいないため	
2. 応募者が少ないため	
3. 貴事業所が求める人材に適した応募者が少ないため	
4. 待遇面で折り合いがつかないため	
5. その他()	

<問8-3-3は、全員の方がお答えください。>

問8-3-3生活援助従事者研修修了者を増やすにはどうすればよいか、お考えをお聞かせください。(あてはまるもの全てに○) (令和2年7月1日時点)

1. 生活援助従事者研修の時間を減らす	2. 生活援助従事者研修の通信課程の上限時間を緩和する
3. 生活援助従事者研修が修了した場合のインセンティブをつける	
4. その他()	

<問8-4は、全員の方がお答えください。>

問8-4貴事業所では、今後、生活援助従事者研修修了者を採用する意向はありますか。(○は1つ)

1. 採用する意向がある	2. 未定である	3. 採用する意向はない
--------------	----------	--------------

<問8-4-2は、問8-4で、「1. 採用する意向がある」とご回答の場合にのみお答えください。>

問8-4-2採用する意向がある理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)
※実際の業務において、生活援助従事者研修修了者でもし貴事業所内にいたら、どのような効果が見えるかという観点でお答えください。

1. 生活援助を行う訪問介護員の不足を解消するため	
2. これまで初任者研修修了者に生活援助の対応をさせていたが、生活援助については生活援助従事者研修修了者に担当し、初任者研修修了者には身体介護を中心とした業務を行ってもらうため	
3. 繁忙時間帯の人手不足の対応策として、パートタイム(昼の短時間のみなど)での雇い入れを進めるため	
4. その他()	

<問8-4-3は、全員の方がお答えください。>

問8-4-3採用を検討するにあたっての障壁として、考えられる事項をお答えください。(自由記述)

--

<問8-4-4は、問8-4で、「3. 採用する意向はない」とご回答の場合にのみ、お答えください。>

問8-4-4採用する意向がない理由をお答えください。(あてはまるもの全てに○)

1. 生活援助従事者研修を実施している事業者が少なく、確保できないため	
2. 生活援助のみの利用者が今後、安定的に存在するからならないため	
3. 生活援助従事者研修修了者のサービスの質に不安を感じるため	
4. 生活援助を行う訪問介護員が充足しているため	
5. 身体介護を行う訪問介護員を充足させたいため	
6. 勤務シフトを組む事が難しくなるため	
7. 生活援助を行う際の突発的な身体的介護に対応できないため	
8. その他()	

<問8-5は、全員の方がお答えください。>

問8-5これまでに生活援助従事者研修修了者を採用条件として明示した人員募集を行ったことはありますか。(○は1つ) (令和2年7月1日時点) ※初任者研修修了者との併記による募集も含める。

1. ある	2. ない
-------	-------

質問は以上です。ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。ご返送方法は調査要綱をご参照ください。

D2

ID

調査票 1 (居宅介護支援事業所 調査票)

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式

「訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査」

0. ご回答者様の氏名等についてお伺いします

ご氏名

お役職

メールアドレス

電話番号

FAX 番号

問0ー1 訪問介護の利用を前提としたケアプラン (令和元年 11 月利用分) を作成した実績はありますか。

1. ある → 以下の設問にご回答ください

2. ない → 以下の設問にご回答頂く必要はありません。ここで終了です。ありがとうございました。
本調査票は同封した返信用封筒に入れて調査事務局までご返送ください。

1. 貴事業所の基本情報についてお伺いします

問1ー1 事業開始年月

西暦 () 年 () 月

問1ー2 開設主体 (○は1つ)

1. 株式会社

2. 株式会社以外の営利法人

3. 社会福祉法人 (社会福祉協議会)

4. 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)

5. 医療法人

6. 特定非営利活動法人

7. 協同組合 (農業協同組合・生活協同組合)

8. 社団法人・財団法人

9. 地方公共団体 (市区町村・広域連合を含む)

10. その他 ()

問1ー3 職員数 (令和元年 11 月 1 日時点)

※ 1：貴事業所における契約上の勤務時間があり、貴事業所において常勤の従業員が 1 週間に勤務すべき時間数以上である場合は常勤職員、未満である場合は非常勤職員 (雇用形態に依らない。委託職員や派遣職員も含める。)

※ 2：1 人が複数の職務を兼務している場合には、それぞれの職務に 1 人ずつを計上してください。

※ 3：常勤換算の算出：「職員の 1 週間の契約上の労働時間÷貴事務所の 1 週間の所定労働時間」にて算出し、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで計上してください。なお、2) 管理者、3) 主任介護支援専門員、4) 介護支援専門員 (3) は含まない。例：3.5 年の場合、4 年と回答し、い。例：3.5 年の場合、4 年と回答し、い。

1) 全職員数

①常勤職員 ※1 (要人数 ※2)

() 人

②非常勤職員 ※1 (要人数 ※2)

() 人

③全職員 (常勤+非常勤) (常勤換算 ※3)

() 人

2) 管理者

2-1) 管理者としての経験年数 ※四捨五入して整数でお答えください。例：3.5 年の場合、4 年と回答し、い。

貴事業所以外も含めた経験年数 () 年

貴事業所での経験年数 () 年

3) 主任介護支援専門員 (3) は含まない

() 人

4) 介護支援専門員 (3) は含まない

() 人

- 13 -

問1ー4 貴事業所が属する法人が提供しているサービス及び併設サービス (あてはまるもの全てに○) ※該当するサービスが無い場合は、「36. 提供しているサービスは無い」にのみ○を付けてください。
※特定施設入居者生活介護の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、「8. 特定施設入居者生活介護」のみに○を付けてください。(令和元年 11 月 1 日時点)

●下表の説明

「同一法人」：貴事業所が属する法人内で提供しているサービス

「併設サービス」：同一法人に限らず他法人も含め、同一建物内、同一敷地内、もしくは隣接する敷地内で提供しているサービス

	同法人	併設サービス	併設サービス
1. 訪問介護			19. 看護小規模多機能型居宅介護
2. 訪問入浴介護			20. 介護老人福祉施設
3. 訪問看護			21. 介護老人保健施設
4. 訪問リハビリテーション			22. 介護療養型医療施設
5. 通所介護			23. 介護医療院
6. 通所リハビリテーション			24. 病院
7. 短期入所生活介護・療養介護			25. 一般診療所
8. 特定施設入居者生活介護			26. 歯科診療所
9. 福祉用具貸与・販売			27. サービス付き高齢者向け住宅
10. 居宅介護支援			28. 有料老人ホーム
11. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護			29. 養護老人ホーム
12. 夜間対応型訪問介護			30. 軽費老人ホーム (ケアハウス、A、B)
13. 地域密着型通所介護			31. 地域包括支援センター (在宅介護支援センター)
14. 認知症対応型通所介護			32. 総合事業 (訪問型サービス (旧介護予防訪問介護相当))
15. 小規模多機能型居宅介護			33. 総合事業 (訪問型サービス (上記以外のもの))
16. 認知症対応型共同生活介護			34. 総合事業 (通所型サービス (旧介護予防通所介護相当))
17. 地域密着型特定施設入居者生活介護			35. 総合事業 (通所型サービス (上記以外のもの))
18. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			36. 提供しているサービスは無い

問1ー5 訪問介護を盛り込んだケアプラン (令和元年 11 月利用分) の作成件数について、以下の記入欄の単位でお答えください。
①は 1) ～ 3) それぞれについて該当する件数を記入してください (数字を記入)。
②は貴事業所における平均的なケアプランの見直し頻度のご状況のうち最も近いと思われるものについてお答えください。(○は 1 つ)

①ケアプランの作成件数 (実人数ベース)	1) 合計件数		②ケアプランの見直し頻度
	2) 1) の内、同一法人の訪問介護を盛り込んだ件数	3) 2) の内、集合住宅減算の対象となっているもの	
1. 1 か月に 1 回 2. 2 か月に 1 回 3. 3 か月に 1 回 4. 4 か月に 1 回 5. 5 か月に 1 回	1. 1 か月に 1 回	6. 6 か月に 1 回	() 件 () 件 () 件
	2. 2 か月に 1 回	7. 1 年に 1 回	
	3. 3 か月に 1 回	8. その他 ()	
	4. 4 か月に 1 回	9. わからない	
	5. 5 か月に 1 回		

- 14 -

2. 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（身体介護）の提供状況についてお伺いします

問2-1 平成30年度改定により、老計10号（※）に示される身体介護の見守りの援助の内容が見直され明確化されました。この見直された事項についてどの程度ご存じでしたか。（○は1つ）

（※）「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）を指します。

1. 見直された内容についてよく理解している

2. 見直された内容についてある程度理解している

3. 見直された内容を見たことがある

4. 見直されたことについて聞いたことがあったが、内容については分からない

5. 見直された事項を知らなかった

問2-2 令和元年11月利用分のケアプランに訪問介護の見守りの援助（身体介護）を盛り込んだ利用者の実人数を要介護度別にお答えください。（※要支援は含みません）（数字を記入）

※本設問と問2-3の「合計」に記入した数字が一致するようにお答えください。

合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	申請中
()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人

問2-3 令和元年11月利用分のケアプランに訪問介護の見守りの援助（身体介護）を盛り込んだ利用者の実人数を認知症高齢者の日常生活自立度別にお答えください（※要支援は含みません）。（数字を記入）

※本設問と問2-2の「合計」に記入した数字が一致するようにお答えください。

合計	自立	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	不明
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

問2-4 見直された事項について、効果や課題として（貴事業所が）お考えの事項について、お答えください。（あてはまるもの全てに○）

①効果

1. 利用者の意欲の向上につながった

2. 利用者の自立支援（日常生活で自身でできることの増加）につながった

3. 利用者の重度化防止につながった

4. 家族の負担軽減につながった

5. 見守りの援助において、身体介護を算定しやすくなった

6. ケアマネジャーの理解が促進された

7. 訪問介護員の専門職としての意識がより強くなった

8. その他（)

9. 特にない

②課題

1. 利用者（家族）の理解を得る事が難しい

2. 利用者の経済的負担が増える

3. ケアマネジャーがケアプランに盛り込むことを敬遠する

4. 区分支給限度基準額との関係から、生活援助での算定を余儀なくされている場合がある

5. 訪問介護事業所から合理的な理由なく、身体介護（見守りの援助）への変更を求められる

6. 見守りの援助をケアプランに盛り込む場合の目的や支援内容がわからない

7. 見守りの援助のモニタリングや評価の方法がわからない

8. その他（)

9. 特にない

- 15 -

3. 訪問介護事業所のサービス提供責任者からの情報共有の状況についてお伺いします

問3-1 訪問介護事業所のサービスの提供責任者から、利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の共有を受けた実績についてお答えください。（それぞれ○は1つ）

	1) 平成30年3月以前	2) 平成30年4月以降
①服薬状況	1.有り 2.無し	1.有り 2.無し
②口腔機能の状況	1.有り 2.無し	1.有り 2.無し
③心身の状況（②以外）	1.有り 2.無し	1.有り 2.無し
④生活の状況	1.有り 2.無し	1.有り 2.無し

<問3-2は、問3-1の2)で①から④のいずれかに「1. 有り」を回答した場合に、お答えください。>

問3-2 訪問介護事業所のサービスの提供責任者から、利用者の服薬状況や口腔機能等の利用者の心身の状況及び生活の状況に係る必要な情報の共有を受け、どのような事を行いましたか。

（あてはまるもの全てに○）

1. 利用者の状況を確認した	2. 関係職種に連絡した
3. 関係職種を紹介した	4. ケアプランに反映した
5. その他（)	6. 特に何もしていない

<問3-3は、全ての方がお答えください。>

問3-3 訪問介護事業所のサービスの提供責任者から、利用者に関する必要な情報が十分に共有されていると思いますか。（○は1つ）

1. 十分である	2. やや十分である	3. やや不十分である	4. 不十分である
----------	------------	-------------	-----------

4. 訪問介護事業所からの働きかけの状況についてお伺いします

問4-1 貴事業所のケアマネジャーが、利用者のケアプランについて訪問介護事業所から利用者が必要がない（※）サービスを位置付けるよう求めること等の働きかけを受けた事実はありましたか。（それぞれ○は1つ） ※「利用者に必要がない」か否かは、貴事業所の考えに基づきお答えください。

	①平成29年度中	②令和元年度（平成31年度）中
1) 利用者に必要がないサービスを提供する位置付けよう求めること等の働きかけの存在	1. 1-1 他法人の訪問介護事業所からの働きかけ 1. あった 2. なかった 3. 他法人の訪問介護事業所との関わりはない	1. 1. あった 2. 2. なかった 3. 3. 他法人の訪問介護事業所との関わりはない
2) 1-2 同一法人の訪問介護事業所からの働きかけ	1. 1. あった 2. 2. なかった 3. 3. 同一法人の訪問介護事業所との関わりはない（同一法人に訪問介護事業所がない場合を含む）	1. 1. あった 2. 2. なかった 3. 3. 同一法人の訪問介護事業所との関わりはない（同一法人に訪問介護事業所がない場合を含む）

<問4-2は、問4-1の②の1) - 1か1) - 2のいずれかまたは両方において、「1. あった」に○をつける場合に、お答えください>

問4-2 問4-1でお答えになった働きかけに従ってケアプランを作成したことがありますか。（○は1つ）

また「1. ある」に○をつけた場合には、その理由についてもお答えください。（自由記述）

1. ある ⇒（その理由：)
2. ない

- 16 -

問6-3-2	問6-3でご回答の選択肢を選んだ理由をお答えください。(自由記述)
問6-4	「訪問介護の回数が多いケアプラン」に関する見直しの制度改正があった前後の時期を比べた場合の、貴事業所における該当する訪問介護の回数の多い利用者1人当たりの業務負担の変化についてどのようにお考えですか。(○は1つ)
	1. 業務負担が増えた 2. 業務負担は変化していない 3. 業務負担が減った
問6-5	「訪問介護の回数が多いケアプラン」については、市町村にケアプランを届け出ることとされまして、この制度における課題とご感じのことについてお答えください。(あてはまるもの全てに○)
	1. ケアプランの作成に時間がかかる 2. 市町村に提出する資料の作成に時間がかかる 3. 地域ケア会議等での説明に時間がかかる 4. 利用者の自立支援・重度化防止に資していない 5. その他() 6. 課題と感ずることはない
問6-6	「訪問介護の回数が多いケアプラン」については、市町村にケアプランを届け出ることとされまして、この訪問回数の見直しは毎月届け出ることと定められています。この見直しの頻度についてどのように思えますか。(○は1つ) また、ご回答の選択肢を選んだ理由をお答えください。(自由記述)
	1. 適切である (理由:) 2. 適切ではない (理由:)
<問6-6-2は、問6-6で「2. 適切ではない」とお答えの場合、お答えください。>	
問6-6-2	問6-6で示す見直しの頻度について、適切だと思う頻度をお答えください。(○は1つ)
	1. 2か月に1回 2. 3か月に1回 3. 4か月に1回 4. 5か月に1回 5. 6か月に1回 6. 1年に1回 7. その他() 8. わからない
問6-7	令和元年11月利用分のケアプランとして「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成しましたか。(○は1つ)
	1. はい 2. いいえ

<問6-8～問6-9は、問6-7で「1. はい」とお答えの場合、お答えください。
問6-7で「2. いいえ」とお答えの場合、問6-10からお答えください（問6-8、問6-9はご回答不要です）。>

問6-8 生活援助が中心である指定訪問介護（※）について、平成29年11月利用分および令和元年11月利用分のケアプランとして「訪問介護の回数が多いケアプラン」を作成した利用者の実人数を、下表に示す事項についてお答えください。
※生活援助中心型サービス（所要時間20分以上45分未満、および45分以上）が対象となります。「身体介護に引き継ぎ生活援助を行う場合」は対象になりません。

●下表の説明

「集合住宅減算」とは、事業所と同一の建物、同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物（同一敷地内建物等）に居住する49人以下の利用者や、同一敷地内建物等以外の建物に居住する利用者20人以上にサービスを行う場合に訪問介護費が10%減算となり、同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合に15%減算となることを表す。

時点	訪問介護の回数が多いケアプランを作成した利用者数（実人数）	同一法人の利用者				他法人の利用者			
		訪問介護事業所の利用者		訪問介護事業所の利用者		訪問介護事業所の利用者		訪問介護事業所の利用者	
		集合住宅減算の算定有り	集合住宅減算の算定無し	集合住宅減算の算定有り	集合住宅減算の算定無し	集合住宅減算の算定有り	集合住宅減算の算定無し	集合住宅減算の算定有り	集合住宅減算の算定無し
H29.11	訪問介護の回数が多いケアプラン	人	人	人	人	人	人	人	人
R元.11	a) 訪問介護の回数が多いケアプランを届け出たもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	b1) 地域ケア会議で検討されて結論が出たもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	c1) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	c2) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	d1) 実際にケアプランの変更を行ったもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	e1) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	e2) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	d2) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	b2) 地域ケア会議以外で検討されて結論が出たもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	c3) ケアプランの再考が必要ないと判断されたもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	c4) ケアプランの再考が必要と判断されたもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	d3) 実際にケアプランの変更を行ったもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	e3) 訪問回数が基準となる回数を下回ったもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	e4) 一定期間後に利用者の状況についてモニタリングを行ったもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	d4) 実際にケアプランの変更を行っていないもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	b3) その他（例：会議で検討されていない、会議で検討中で結論が出ていない）	人	人	人	人	人	人	人	人
	c5) 地域ケア会議での検討を予定しているもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	c6) 地域ケア会議以外での検討を予定しているもの	人	人	人	人	人	人	人	人
	c7) その他（ ）	人	人	人	人	人	人	人	人

問6-9 「訪問介護の回数が多いケアプラン」に関する見直しが行われたケアプランについて、地域ケア会議等で具体的にどのような事を指摘されましたか。（あてはまるもの全てに○）
※代表的な1事例についてお答えください。

- 生活行為の課題が的確に把握されていない、また分析されていない
- ケアプランの目標が適切に設定されていない
- サービス内容が目標達成のために適切でない
- その他（ ）

<問6-10は、全ての方（訪問介護の回数が多いケアプラン」を市区町村に届けていない場合や地域ケア会議等で検討されたことのない場合も含みます。）がお答えください>

問6-10 訪問介護（生活援助中心型）の回数について見直しを行った全てのケースについて、自立支援・重度化防止の観点からどのような対応を行いましたか。（あてはまるもの全てに○）。

また、その対応策は、ケアプランの見直し前と比べて、自立支援・重度化防止の観点から利用者に対し同等以上のサービスを提供できていると思いますか。（有る場合に、あてはまるもの全てに○）（令和元年11月1日時点）
※④に○をつけた対応策についてのみ、②をお答えください
※1：以下の12）における「自費サービス」は、訪問介護サービスを介護保険を利用せず、全額自費で使用する場合を指します。
※2：介護保険で利用することのできないサービス（例：配食サービス）を指します。

対応策	①対応者無	②訪問回数を減らす前と比べ同等以上のサービスを提供できているか
1) 訪問介護の身体介護（見守り的援助）を増やすことで代替した		
2) 訪問入浴介護で代替した		
3) 訪問看護で代替した		
4) 通所介護で代替した		
5) 短期入所生活介護・療養介護で代替した		
6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護で代替した		
7) 夜間対応型訪問介護で代替した		
8)（看護）小規模多機能型居宅介護で代替した		
9) 地域密着型通所介護で代替した		
10) 認知症対応型通所介護で代替した		
11) その他の介護保険サービスで代替した		
12) 利用者の同意のもと、自費サービスに切り替えた ※1		
13) 介護保険外サービスで代替した ※2		
14) 1回あたりの訪問時間を増やした		
15) 訪問介護の生活援助の回数を減らした		
16) その他（ ）		
17) 適切な代替手段が無く特に対応していない		
18) 見直したケアプランに変更はなかった		
19) 見直したプランがない		-

質問は以上です。ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。ご返送方法は調査要綱をご参照ください。

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式

「訪問介護のサービスに関する調査」

調査対象となる利用者の属性や利用状況についてお伺いします。

問 1 性別	1. 男	2. 女	3. その他
問 2-1 生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の年月 (西暦で記入) ⇒①	() 年 () 月	() 年 () 月	() 年 () 月
問 2-2 調査時点 (現時点) の年月 (例：2020 年 8 月) (西暦で記入) ⇒②	() 年 () 月	() 年 () 月	() 年 () 月

<以下の設問は、①開始年月の 1 か月前の時点及び②調査時点の両方にご回答ください。>
※特に記載のない場合には、選択肢の内あてはまるものに 1 つ〇をつけてください

①生活援助従事者研修修了者によるサービス開始年月の 1 か月前の時点	②調査時点
問 3 年齢	() 歳
問 4 要介護度	1. 要介護 1 2. 要介護 2 3. 要介護 3 4. 要介護 4 5. 要介護 5 6. 申請中
問 5 認知症の症状	1. 自立 2. I 3. IIa 4. IIb 5. IIIa 6. IIIb 7. IV 8. M 9. 不明
問 6 世帯の状況	1. 独居 2. 夫婦のみ 3. 2 以外で高齢者のみの世帯 4. その他
問 7 居住形態	1. 戸建て住宅 2. 一般集合住宅 3. サービス付き高齢者向け住宅 4. 有料老人ホーム 5. 軽費老人ホーム (ケアハウス含む) 6. 養護老人ホーム
問 8 他のサービスの利用	介護保険サービス 1. あり 2. なし 保険外のサービス 1. あり 2. なし
問 9 限度額超過	1. あり 2. なし
問 10 ADL、IADL の状況 (全ての括弧内に以下 1～4 のいずれかを記入) 1：自立 2：見守り 3：一部介助 4：全介助	食事 ()、排泄 ()、入浴 () 更衣 ()、整容 ()、移乗 () 屋内移動 ()、階段昇降 () 屋外移動 ()、調理 () 洗濯 ()、掃除 ()
問 11 サービスの利用回数 (括弧内に数字を記入) ※説明は表外に記載	① 身体 () 生活 () 回数 () ② 身体 () 生活 () 回数 () ③ 身体 () 生活 () 回数 () ④ 身体 () 生活 () 回数 ()
問 12 ケアプランに位置付けられた生活援助の内容 (あてはまるものを全てに○)	1. 掃除 2. 洗濯 3. ベッドメイク 4. 衣類の整理・衣類の補修 5. 一般的調理・配下膳 6. 買い物・薬の受け取り
問 13 訪問介護員の介護現場での経験年数(真事業所以外での経験も含む)	() 年

※調査対象となる利用者の 1 か月間のサービスの利用回数を下記に回答例を参考にしてください。回答欄は、介護給付費単位数等サービスコード表の「サービス内容略称」に合わせて「身体」「生活」を記入する欄及び、「回数」を記入する欄を設けております。

【回答例 A：生活援助 (45 分未満) を 1 か月に 6 回利用した場合】
身体 (×) 生活 (2) 回数 (6) 一身体介護がない場合は、×印をお付け下さい。
【回答例 B：身体介護 (30 分以上 1 時間未満) に引続き生活援助 (45 分未満) を 1 か月に 5 回利用した場合】
身体 (2) 生活 (1) 回数 (5)
※なお利用者は、回答例 A、回答例 B のように複数の種類の訪問介護サービスを利用されていると思います。回答欄は、4 種類の訪問介護サービスまで回答できるようにしてあります。5 種類以上を利用されている場合は、月間利用回数の多い順番で 4 種類までご回答をお願い致します。

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式

「訪問介護のサービスに関する調査」

調査対象となる利用者の属性や利用状況についてお伺いします。

問 1 性別	1. 男	2. 女	3. その他
問 2-1 調査時点 (現時点) において適用されている集合住宅減算が適用開始された年月 (※) の 1 か月前の年月 (西暦で記入) ⇒①	() 年 () 月	() 年 () 月	() 年 () 月
※例：2018 年 4 月に 10%から 15%に減算割合が変わった場合には、15%が適用開始された 2018 年 4 月をご想定ください (その場合、右欄には 2018 年 3 月を記入)。			
問 2-2 調査時点 (現時点) の年月 (例：2020 年 8 月) (西暦で記入) ⇒②	() 年 () 月	() 年 () 月	() 年 () 月

<以下の設問は、①適用開始 1 か月前の時点及び②調査時点の両方にご回答ください。>

※特に記載のない場合には、選択肢の内あてはまるものに 1 つ〇をつけてください

問 3 年齢	①適用開始 1 か月前の時点	②調査時点
問 4 要介護度	() 歳 1. 要介護 1 2. 要介護 2 3. 要介護 3 4. 要介護 4 5. 要介護 5 6. 申請中	() 歳 1. 要介護 1 2. 要介護 2 3. 要介護 3 4. 要介護 4 5. 要介護 5 6. 申請中
問 5 認知症の症状	1. 自立 2. I 3. IIa 4. IIb 5. IIIa 6. IIIb 7. IV 8. M 9. 不明	1. 自立 2. I 3. IIa 4. IIb 5. IIIa 6. IIIb 7. IV 8. M 9. 不明
問 6 世帯の状況	1. 独居 2. 夫婦のみ 3. 2 以外で高齢者のみの世帯 4. その他	1. 独居 2. 夫婦のみ 3. 2 以外で高齢者のみの世帯 4. その他
問 7 居住形態	1. 戸建て住宅 2. 一般集合住宅 3. サービス付き高齢者向け住宅 4. 有料老人ホーム 5. 軽費老人ホーム (ケアハウス含む) 6. 養護老人ホーム	1. 戸建て住宅 2. 一般集合住宅 3. サービス付き高齢者向け住宅 4. 有料老人ホーム 5. 軽費老人ホーム (ケアハウス含む) 6. 養護老人ホーム
問 8 他のサービスの利用	介護保険サービス 1. あり 2. なし 保険外のサービス 1. あり 2. なし	介護保険サービス 1. あり 2. なし 保険外のサービス 1. あり 2. なし
問 9 限度額超過	1. あり 2. なし	1. あり 2. なし
問 10 ADL、IADL の状況 (全ての括弧内に以下 1～4 のいずれかを記入) 1：自立 2：見守り 3：一部介助 4：全介助	食事 ()、排泄 ()、入浴 () 更衣 ()、整容 ()、移乗 () 屋内移動 ()、階段昇降 () 屋外移動 ()、調理 () 洗濯 ()、掃除 ()	食事 ()、排泄 ()、入浴 () 更衣 ()、整容 ()、移乗 () 屋内移動 ()、階段昇降 () 屋外移動 ()、調理 () 洗濯 ()、掃除 ()
問 11 サービスの利用回数 (括弧内に数字を記入) ※説明は表外に記載	① 身体 () 生活 () 回数 () ② 身体 () 生活 () 回数 () ③ 身体 () 生活 () 回数 () ④ 身体 () 生活 () 回数 ()	① 身体 () 生活 () 回数 () ② 身体 () 生活 () 回数 () ③ 身体 () 生活 () 回数 () ④ 身体 () 生活 () 回数 ()
問 12 集合住宅減算の状況	1. 減算無し 2. 10%減算有り 3. 15%減算有り	1. 減算無し 2. 10%減算有り 3. 15%減算有り

※調査対象となる利用者の 1 か月間のサービスの利用回数を下記に回答例を参考にしてください。回答欄は、介護給付費単位数等サービスコード表の「サービス内容略称」に合わせて「身体」「生活」を記入する欄及び、「回数」を記入する欄を設けております。

【回答例 A：身体介護 (30 分以上 1 時間未満) に引続き生活援助 (45 分未満) を 1 か月に 10 回利用した場合】
身体 (×) 生活 (2) 回数 (6) 一身体介護がない場合は、×印をお付け下さい。
【回答例 B：身体介護 (30 分以上 1 時間未満) を 1 か月に 10 回利用した場合】
身体 (2) 生活 (1) 回数 (10)
※なお利用者は、回答例 A、回答例 B のように複数の種類の訪問介護サービスを利用されていると思います。回答欄は、4 種類の訪問介護サービスまで回答できるようにしてあります。5 種類以上を利用されている場合は、月間利用回数の多い順番で 4 種類までご回答をお願い致します。

E3

ID

利用者 I D

調査票 2

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式

「訪問介護のサービスに関する調査」

調査対象となる利用者の属性や利用状況についてお伺いします。

問 1	性別	1. 男	2. 女	3. その他
-----	----	------	------	--------

問 2-1 見直し 1 か月前の年月（西暦で記入）⇒①
※訪問回数を見直したケアプランの適用開始年月の 1 か月前の年月
（ ）年（ ）月

問 2-2 調査時点（現時点）の年月（例：2020 年 8 月）（西暦で記入）⇒②
（ ）年（ ）月

<以下の設問は、①見直し 1 か月前の時点及び②調査時点の両方にご回答ください。>
※特に記載のない場合は、選択肢の内あてはまるものに 1 つ〇をつけてください

問 3	年齢	() 歳	①見直し 1 か月前の時点	②調査時点	() 歳												
問 4	要介護度	1. 要介護 1	2. 要介護 2	3. 要介護 3	4. 要介護 4	5. 要介護 5	6. 申請中	7. 要介護 3									
		1. 自立	2. I	3. IIa	4. IIb	5. IIIa	6. IIIb	7. IV	8. M	9. 不明							
問 5	認知症の症状	1. 独居	2. 夫婦のみ	3. 2 以外で高齢者のみの世帯	4. その他	1. 戸建て住宅	2. 一般集合住宅	3. サービス付き高齢者向け住宅	4. 有料老人ホーム	5. 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	6. 養護老人ホーム						
問 6	世帯の状況	1. 独居	2. 夫婦のみ	3. 2 以外で高齢者のみの世帯	4. その他	1. 戸建て住宅	2. 一般集合住宅	3. サービス付き高齢者向け住宅	4. 有料老人ホーム	5. 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）	6. 養護老人ホーム						
問 7	居住形態	1. 自立	2. 風守り	3. 一部介助	4. 全介助	1. 食事（ ）	2. 排泄（ ）	3. 入浴（ ）	4. 更衣（ ）	5. 整容（ ）	6. 移乗（ ）	7. 屋内移動（ ）	8. 階段昇降（ ）	9. 屋外移動（ ）	10. 調理（ ）	11. 洗濯（ ）	12. 掃除（ ）
問 8	他のサービスの利用	介護保険サービス	1. あり	2. なし	介護保険サービス	1. あり	2. なし	保険外のサービス	1. あり	2. なし							
問 9	限度額超過	1. あり	2. なし	1. あり	2. なし	食事（ ）	排泄（ ）	入浴（ ）	更衣（ ）	整容（ ）	移乗（ ）	屋内移動（ ）	階段昇降（ ）	屋外移動（ ）	調理（ ）	洗濯（ ）	掃除（ ）
問 10	ADL、IADL の状況（全ての括弧内に以下 1 ～ 4 のいずれかを記入）	1：自立	2：風守り	3：一部介助	4：全介助	① 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	② 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	③ 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	④ 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	① 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	② 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	③ 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	④ 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	① 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	② 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	③ 身体（ ）生活（ ）回数（ ）	④ 身体（ ）生活（ ）回数（ ）
問 11	サービスの利用回数（括弧内に数字を記入）※説明は表外に記載	1. 掃除	2. 洗濯	3. ベッドメイク	4. 衣類の整理・洗濯の補修	5. 一般的な調理・配下膳	6. 買い物・薬の受け取り	1. 掃除	2. 洗濯	3. ベッドメイク	4. 衣類の整理・洗濯の補修	5. 一般的な調理・配下膳	6. 買い物・薬の受け取り				
問 12	ケアプランに位置付けられた生活援助の内容（あてはまるもの全てに〇）	1. 掃除	2. 洗濯	3. ベッドメイク	4. 衣類の整理・洗濯の補修	5. 一般的な調理・配下膳	6. 買い物・薬の受け取り	1. 掃除	2. 洗濯	3. ベッドメイク	4. 衣類の整理・洗濯の補修	5. 一般的な調理・配下膳	6. 買い物・薬の受け取り				

※調査対象となる利用者の 1 か月間のサービスの利用回数を下記に記入していただきます。記入は「身体」「生活」「入浴」「食事」を記入する欄及び「回数」を記入する欄を設けております。

【回答例 A：生活援助（45 分未満）を 1 か月に 50 回利用した場合】
身体（ × ）生活（ 2 ）回数（ 50 ） ←身体介護がない場合は、×印をお付け下さい。
【回答例 B：身体介護（30 分以上 1 時間未満）に引続き生活援助（45 分未満）を 1 か月に 40 回利用した場合】
身体（ 2 ）生活（ 1 ）回数（ 40 ）
※なお、利用者、回答例 A、回答例 B のように複数の種類の訪問介護サービスを利用されていると想定しています。回答欄は、4 種類の訪問介護サービスまで回答できるようにしております。5 種類以上を利用されている場合は、月間利用回数の多い順で 4 種類までご回答をお願い致します。

F1

ID

利用者 I D

調査票 3 - A

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式

「訪問介護のサービスに関する調査」

※この調査票は、訪問介護サービスの利用者サービスへのお考え等についてお伺いするものです。
※ご回答の際は、あてはまる番号を〇（マル）で囲んでください。また（ ）内には、具体的な内容をご記入ください。

0. 最初に、この調査票のご記入者についてお伺いします

1. 利用者本人	2. 利用者本人（ご家族が代筆）
3. 利用者本人（訪問介護事業所職員が代筆）	4. その他（ ）

※この調査票は、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行っている今のヘルパー（訪問介護員）である、【 さん】についてお伺いするものです。

1. この調査票を受け取った訪問介護サービス事業所についてお伺いします

問 1-1 掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度を教えてください。（〇は 1 つ）

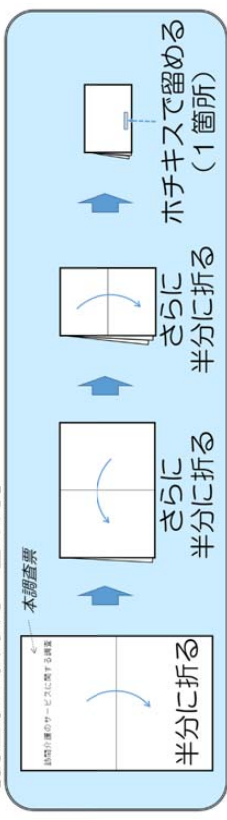
1. 満足	2. やや満足	3. やや不満足	4. 不満足
-------	---------	----------	--------

問 1-2 掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っていますか。（〇は 1 つ）

1. 自分でやっている	2. どちらかといえば自分でやっている	3. どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている	4. ヘルパーに行ってもらっている
-------------	---------------------	---------------------------	-------------------

・調査はこれで終わります。ご協力を下さり誠にありがとうございます。
・回答後の調査票は、以下の【調査票の折り方・留め方】に示す手順で 3 回折り、最後にホチキス留めした上で、訪問介護事業所の職員の方にお渡しください。

【調査票の折り方・留め方】



F2	ID	利用者 I D	調査票 3 - B
----	----	---------	-----------

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式
「訪問介護のサービスに関する調査」

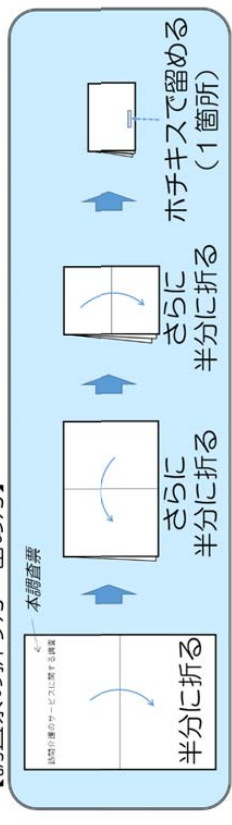
※この調査票は、訪問介護サービスの利用者サービスへのお考え等についてお伺いするものです。
※ご回答の際は、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また（ ）内には、具体的な内容をご記入ください。

0. 最初に、この調査票のご記入者についてお伺いします			
1. 利用者本人	2. 利用者本人（ご家族が代筆）		
3. 利用者本人（訪問介護事業所職員が代筆）	4. その他（ ）		

1. この調査票を受け取った訪問介護サービス事業所についてお伺いします			
問 1 - 1 食事、入浴、排泄、着替え、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助を行う今のヘルパー（訪問介護員）に対する満足度を教えてください。（○は 1 つ）			
1. 満足	2. やや満足	3. やや不満足	4. 不満足
問 1 - 2 食事、入浴、排泄、着替え、掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っていますか。（○は 1 つ）			
1. 自分で行っている			
2. どちらかといえば自分で行っている			
3. どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている			
4. ヘルパーに行ってもらっている			

・調査はこれで終わります。ご協力を下さり誠にありがとうございました。
・回答後の調査票は、以下の【調査票の折り方・留め方】に示す手順で 3 回折り、最後にホチキス留めした上で、訪問介護事業所の職員の方にお渡しください。

【調査票の折り方・留め方】



F3	ID	利用者 I D	調査票 3
----	----	---------	-------

厚生労働省老健局委託事業 訪問介護における平成 30 年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業一式
「訪問介護のサービスに関する調査」

※この調査票は、訪問介護サービスの利用者サービスへのお考え等についてお伺いするものです。
※ご回答の際は、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。また（ ）内には、具体的な内容をご記入ください。

0. 最初に、この調査票のご記入者についてお伺いします			
1. 利用者本人	2. 利用者本人（ご家族が代筆）		
3. 利用者本人（居宅介護支援事業所職員が代筆）	4. その他（ ）		

1. あなたが受けている介護サービスの状況についてお伺いします			
問 1 - 1 訪問介護事業所から受けるサービスに限らず、掃除、洗濯、調理など日常生活の援助を行ってもらった介護サービスへの満足度を教えてください。（○は 1 つ）			
1. 満足	2. やや満足	3. やや不満足	4. 不満足
問 1 - 2 掃除、洗濯、調理などのうち自分でできることを、自分でどの程度行っていますか。（○は 1 つ）			
1. 自分で行っている			
2. どちらかといえば自分で行っている			
3. どちらかといえばヘルパーに行ってもらっている			
4. ヘルパーに行ってもらっている			

・調査はこれで終わります。ご協力を下さり誠にありがとうございました。
・回答後の調査票は、以下の【調査票の折り方・留め方】に示す手順で 3 回折り、最後にホチキス留めした上で、居宅介護支援事業所の職員の方にお渡しください。

【調査票の折り方・留め方】

